

は し が き

法務総合研究所研究部報告45号は、「家庭内の重大犯罪に関する研究」と題し、家族を被害者とする重大犯罪の実態を調査した結果をとりまとめて刊行する。

家族は、社会にある最小の生活共同体の一つである。そこでは、構成員相互に信頼関係を築き、精神的つながりを持って扶助協力し合うものとされる。かつては、親、子、孫が同居する3世代家族等の大家族が中心であったが、戦後の高度経済成長とともに、そのような大家族は減少し、核家族化、少子化、地域社会の弱体化など、家族とそれを取り巻く環境は変貌した。このような家族情勢の変化は、家庭内の犯罪の動向にも必然的に影響を及ぼしていると考えられ、近年、親族間の暴力事件等の比率の上昇傾向は強まっている。また、社会的注目を集める家族間の殺人事件等が発生し、家庭内の重大犯罪に対する社会的関心も高まっている。

従来は、「法は家庭に入らず」との法格言に象徴されるように、家庭に対する公的介入、なかんずく刑事的な介入は謙抑的になされてきたが、近年は、家庭に対する公的介入の必要性が指摘されるようになり、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律などのいくつかの新たな立法に結実し、家庭内の犯罪を防止するための枠組みが整えられたが、その後も、配偶者暴力、児童虐待を始めとして家庭内の重大犯罪は発生し、その防止に関する社会的な要請は強まっている。

以上を踏まえて、家庭内の重大犯罪についての現状とその要因を分析することは、刑事政策上、重要な意義を持つと考えられる。そこで、法務総合研究所では、成人及び少年による家庭内の重大犯罪について、刑事事件記録、少年鑑別所の資料、保護観察記録等を用いて抽出した上、その犯行態様、被害者の属性、動機、家庭内の問題などを調査し、類型別の特徴や、処遇上の問題点等を分析することにより、我が国における家庭内の重大犯罪の実態を明らかにし、その効果的な防止及び処遇を図るための基礎的資料としたいと考えた。

本報告書が、家庭内の重大犯罪の実態の解明の一助となり、その効果的な防止策及び社会復帰に向けた処遇を検討・実施するための資料としての役割をいささかでも果たすことができれば幸いである。

最後に、今回の調査を実施する上で、多大な御理解と御協力を賜った検察庁、刑事施設、少年鑑別所、保護観察所を始めとする法務省関係機関及び各種の団体、関係各位に対して心から謝意を表する次第である。

平成24年3月

法務総合研究所長 清 水 治

要 旨 紹 介

1 研究の目的及び方法

家庭内の犯罪のうち、生命・身体・財産に対する重大な危害をもたらす重大犯罪である殺人、傷害致死、放火及び保護責任者遺棄致死で家族を被害者とするものを取り上げ、その動向、動機・原因、処遇の状況等を調査分析するとともに、犯罪類型ごとに顕著な特徴を抽出するなどして、それらの犯罪の効果的な防止策及び処遇方策の検討のための基礎的な資料を提供することを目的とした。

調査研究の方法としては、各種統計による国内外における家庭内の重大犯罪に関する動向分析を行うとともに、成人及び少年による家庭内の重大犯罪に関する実態調査を実施した。

動向分析として、警察庁の統計等を基に、主要罪名別・家族の被害率の推移、主要罪名別・加害者と被害者の関係別（親子、配偶者、兄弟姉妹等）検挙件数の推移等を調査し、我が国における家庭内の犯罪の動向を分析するとともに、諸外国との比較を行うため、カナダ及び米国における家庭内の犯罪に関する統計資料を入手し、主要罪名、被害者と加害者の関係等について分析を行った。

また、実態調査のうち、成人に関しては、東京地方検察庁において処理された事件のうち、家族を被害者とする殺人等の重大犯罪を対象に、刑事事件記録又は判決書から加害者の属性、動機・原因、家族関係等を調査するとともに、この種犯罪をした者に対する処遇上の問題点を探るため、別途保護観察事件の中から事例を抽出して、刑事施設及び保護観察所における処遇の状況、更生の程度、家族関係等についても調査した。

さらに、実態調査のうち、少年に関しては、少年鑑別所に質問票を送付するなどして、加害少年の属性、動機・原因、家族関係等の調査分析を行うとともに、そのうち少年院送致等の処分を受けた者について少年院及び保護観察所における処遇の状況、更生の程度、家族関係等についても調査分析を行った。

2 研究結果の概要

（1）我が国の家庭内の犯罪の状況

平成22年における一般刑法犯検挙件数の被害者と被疑者の関係別構成比を罪名別に見ると、親族率（検挙件数総数に占める親族が被害者である事件の比率）は、一般刑法犯の総数では1.5%に過ぎないが、殺人、傷害致死ではほぼ半数を占める。また、放火、暴行、傷害もそれぞれ親族率が高い。

平成元年以降における罪名ごとの親族率の推移を見ると、殺人、放火、暴行及び傷害致死の親族率は最近上昇傾向にあり、とりわけ傷害の同比率は、11年から急増している。また、強姦の親族率も、数値は低いものの、10年頃から上昇傾向がうかがわれる。

さらに、平成22年における親族が被害者である事件の一般刑法犯検挙件数の被害者の種類別構成比を罪名別に見ると、一般刑法犯検挙件数の総数では、配偶者が半数近くを占め、次いで、親、その他親族、子、兄弟姉妹となっている。傷害、暴行では、配偶者に対する事件の比率が極めて高く、殺人も、配偶者に対する事件の比率が高いほか、親、子に対する事件の比率も高い。これに対して、放火、傷害致死は、親に対する事件の比率が高い。

平成元年以降における罪名ごとの被害者種別の推移を見ると、特に暴行、傷害で、妻が被害者である事件の検挙件数が12年から急増している。

（２）外国における家庭内の重大犯罪

① カナダの家庭内暴力犯罪の概要

暴力犯罪（暴行、性的暴行、犯罪的ハラスメント、ストーカー行為、脅迫、監禁及び殺人を含む。）における被害者は、家族が4分の1弱に及んでおり、そのうち7割が女子であり、女子の6割は妻であった。配偶者暴力犯罪（法律婚、事実婚に係る配偶者のほか、別居・離婚したパートナーを含む。）の件数は、全粗暴犯の1割強であり、減少傾向にある。

少年（18歳未満の者をいう。）に対する身体的・性的暴力犯罪のうち、家族である加害者によるもの（家庭内暴力犯罪）は約4分の1である。少年に対する家庭内暴力犯罪の加害者の過半数は親（実親のほか、継父母、養父母、事実上養育している者を含む。）である。

高齢者（65歳以上の者）に対する暴力事件のうち、家庭内の暴力犯罪（加害者が家族によるもの）は約3割であり、増加傾向にある。

高齢者に対する家庭内暴力犯罪について、被害者の男女別に加害者種別構成比を見ると、男子よりも女子に対する家庭内暴力犯罪が多く、かつ、女子に対する家庭内暴力犯罪では、男子に比して加害者が配偶者である構成比が高く、子どもと配偶者の構成比を合わせると6割を超える。男子の高齢者に対する家庭内暴力犯罪では、加害者は子どもが約3分の1であって最も多い。

② 米国の家庭内暴力犯罪の概要

暴力犯罪全体の中で、配偶者等及びその他の親族によるものは約2割であり、男女別に見ると、女子の被害者に対する暴力犯罪において、男子よりも、配偶者等及びその他の親族によるものの構成比が高い。配偶者等による暴力犯罪の被害者率（12歳以上の者1,000人当たりの被害者数）は、女子に対するものが男子に対するものの約4倍に及んでいる。

1976年から2005年までの30年間における殺人の被害者は、30年間一貫して、「友人・知人」が最も多く、次いで、「面識なし」、「配偶者等」（元配偶者を含む。）の順であった。家庭内殺人（親族等が被害者である殺人をいう。）の被害者について見ると、一貫して

「配偶者等」が最も多いものの、長期的に減少傾向にある。家庭内殺人の被害者は、近年、多い順に、「配偶者等」、「子ども」、「その他の親族」、「親」、「兄弟姉妹」であった。

被害者が親である殺人事件について加害者・被害者の関係を見ると、息子による父親殺しが最も多く、次いで、息子による母親殺し、娘による父親殺し、娘による母親殺しの順であった。加害者を年齢別に見ると、男女ともに16～17歳の年齢層の者が最も多い。

被害者が兄弟姉妹である殺人事件における加害者の属性を見ると、女性の占める比率が低い。兄・弟による兄弟殺しが最も多く、次いで、兄・弟による姉妹殺し、姉・妹による兄弟殺し、姉・妹による姉妹殺しの順であった。

（３）成人による家庭内の重大犯罪の実態と分析

東京地方検察庁において処理された事件のうち、①昭和50年～同53年の４年間、②平成元年～同４年の４年間、及び③平成17年～同20年の４年間の各期間区分に第一審判決の言渡しがあったもので、罪名が「殺人（未遂、予備を含む）」「傷害致死」「現住建造物等放火」「保護責任者遺棄致死」である「家庭内」（直系尊属・卑属、配偶者（内縁を含む。）、兄弟姉妹、同居のその他親族（継父母・継子を含む。）を被害者とするものをいう。）の事案を抽出し、刑事事件記録又は判決書から、事案の内容を分析した。対象事件として抽出した事件の数は、合計236件（①期114件、②期55件、③期67件）であった。

各期間区分における犯罪の特徴を、量的な側面に着目して、他の期との比較で見ると、①期においては、他の期に比べ、女性による犯行で、嬰兒殺が顕著に多かったほか、男性による犯行で、妻に対する殺人と傷害致死がかなり多かった。②期においては、全体的に重大犯罪の件数が少なくなっていたが、放火の件数は他の期よりも上回っていた。③期においては、実親殺しが他の期に比べて多く、その中でも母親殺しが顕著に多いとともに、女性による犯行が増えていた。

また、質的な面においても、時代の推移に応じて、各期間区分における家庭内の重大犯罪には、いくつかの特徴的な変化が見られ、例えば、①期には、家庭内における男女の力関係の非対称性が反映していると考えられる事案が多く認められる一方、②期以降においては、家族内外の人間関係の希薄化や個人の欲望の肥大化が反映していると考えられる事案が目立つようになるなどの変化を指摘することができる。

（４）家庭内の重大犯罪をした受刑者等に対する処遇

東京、千葉、宇都宮、大阪保護観察所（東京及び大阪は支部を含む。）において係属した保護観察事件のうち、本件が本研究の対象に該当する事犯であるものを抽出し、それらの事例について、被収容者身分帳簿、保護観察事件記録及び生活環境調整事件記録から把握できる情報を網羅的に調査した。抽出した事例は75件であり、罪名別の内訳は、殺人が49件（未遂４件を含む。）、傷害致死が24件、保護責任者遺棄致死が２件であった。いずれ

も、本件により実刑判決（全て有期の懲役刑）を受けて受刑した後、仮釈放となった事案である。

これらの事案について、犯罪の動機や原因、あるいは犯行態様等から犯罪の一定の類型化を試み、①特定の親族との感情的あつれきから犯行に至った事例、②養育中の乳幼児・介護中の親等が被害者となった事例、③家庭内暴力やDV等の問題行動のある親族が被害者となった事例及び④経済的破綻等から無理心中を企図した事例の4類型に大きく分類した上で、類型ごとに、本件の概要、刑事施設での生活状況、生活環境調整状況、保護観察状況等を見た。

被害者が非親族である犯罪と異なり、本件以前において本人が被害者から暴力等の被害を受けていた場合や、本人の被害者に対する感情が愛憎半ばする両価的なものである場合等には、本件に対する反省や被害者に対する感謝・慰霊の態度には、複雑で屈折した側面が見られる事案が多かった。また、家庭内の犯罪は、被害者が非親族である場合に比べ、被害者自身や他の家族が、加害者を宥恕する割合が比較的高く、その社会復帰を支える意思を有するケースが多いが、本件の内容や本件後において各親族が受けた社会的な反響等によって、本件及び本人に対する個々の親族の感情は必ずしも一様ではなく、そうした親族の感情の有り様は、本人の更生意欲に影響を与えるとともに、刑事施設出所後における生活基盤の確保にも大きく影響することがうかがえた。

（５）少年による家庭内の重大犯罪の実態と分析

家庭内の重大犯罪をした少年の実態の分析に当たっては、まず、非行名別の特徴を検討した。非行名による分類では、嬰兒殺を殺人の外数とした上で保護責任者遺棄致死と併せて「嬰兒殺・保護責任者遺棄致死」とし、殺人（嬰兒殺を除く。）、傷害致死及び放火を含めた4つの非行名の分類により、調査対象者の属性及び犯行状況を見た。次に、犯行の背景について、加害対象となった家族の問題行動、家庭の状況、調査対象者の状況、調査対象者の問題行動等を、非行名ごとに、動機別の分析を行った。なお、動機は、「憤まん・怨恨」、「現実逃避・現状打開」、「自暴自棄・自殺企図」及び「その他」の4種類に分類した。

分析の結果、調査対象者は、いずれの非行名についても、保護処分歴を有する者が少なく、非行性が進んでいないものが多かった。非行名別の特徴を見ると、殺人では、不安定な家庭環境や調査対象者自身の学校でのいじめ被害や孤立等を背景として、加害対象となる家族の問題行動等への対応という形で犯行に及んでいる者が多い。傷害致死では、加害対象者の問題行動等に暴力で対抗する中で死に至らしめた犯行が多く、放火は、殺人と似た傾向を有するが、加害対象者の側に問題行動等のある者の比率が殺人に比べて低く、動機が現実逃避や自暴自棄である場合は特にその傾向が強い。嬰兒殺・保護責任者遺棄致死では、不純異性交遊の末妊娠に至り、問題解決能力の乏しさ等から処置・養育に困って嬰

児を死に至らしめている場合が多い。

（６）家庭内の重大犯罪をした少年に対する処遇

家庭内の重大犯罪をした少年に対する処遇の分析に当たっては、少年院及び保護観察所における処遇の状況を調査し、対象者の非行時の状況と処遇後の状況等を比較した。

少年院の処遇においては、非行の重大性の認識、被害者に対する謝罪、自己の問題性の自覚などのほか、家族関係の改善、協調性・共感性又は自信感の醸成、感情統制、感情伝達能力の育成、性に対する理解などが教育目標とされる点が特徴的であった。また、特殊教育課程、医療措置課程に区分される者の比率が少年院入院少年一般よりも高かった。

保護観察では、就学・就労に関する指導を中心としつつ、家族関係、異性との交遊、精神科治療等に関する指導が多く行われている点が特徴的であった。保護観察開始当初は、大多数が遵守事項を守って問題のない生活を送り、約37%が良好措置により保護観察を終了した。他方、保護処分取消しが1人であり、期間満了により終了した者のうち4分の1に遵守事項の不遵守が見られた。

家庭内の重大犯罪をした少年の多くは、引受人に父母を希望し、多数の父母が被害を受けつつも引受意思を示した。しかし、被害者となった父母などの中には、少年との関わりを忌避する者もあり、非行時の同居親族以外の者が引受人となる少年もいた。

就学・就労状況について見ると、少年鑑別所中又は少年院入院中に、進路に関する具体的調整がなされた者において、有職又は学生の者の比率が高かった。

家庭内の重大犯罪をした少年には、その処遇過程において精神科治療の必要性が認められる者が相当の割合で存在するが、そのうち非行以前から十分な治療を受けていたと認められる者は半数以下であった。

3 まとめと課題

家庭内の重大犯罪の特徴は、家族という共同体の中で発生することである。家庭内で生じた何らかの問題が深刻化して、家庭内の重大犯罪へつながりやすい。これは、家族が閉ざされた自律的な場であることにより、家庭内の問題が外部の介入なく、放置、増幅されやすいことが一つの要因である。

そのような事態が生じる要因としては、当該問題を問題視する認識がないままに推移したこと、家庭内の問題を知られたくないという態度があること、公的支援等が十分に生かされていないことが考えられる。

したがって、その防止のためには、啓発活動の推進、各種専門機関を含めた相談窓口の設置、外部からの問題性の発見と地域社会のつながりを生かした通報制度、一覧性のある各種支援リスト・包括的相談窓口の設置、地域社会等の相互扶助機能の回復などを通じて、問題の生じた家庭の閉鎖性を崩し、外部に開くことが必要である。

家庭内の重大犯罪を行った者の処遇に当たっては、家族に対して犯罪を行ったことにより過剰な自責の念にとらわれて心情不安定になる場合、事件以前に被害者に問題があったことにとらわれ反省が深まらない場合等があり、それぞれの事案、対象者の個性を踏まえた柔軟な指導が必要である。

また、これらの者、家庭は事件以前には何らかの問題を抱えていることが多い。その問題性解消のためには、刑事施設、保護観察所の役割は重要であり、特に、医療措置、福祉上の手当等が必要な者に対しては、医療機関、福祉機関等との連携を十分に図っていく必要がある。

— 家庭内の重大犯罪に関する研究 —

総括研究官	青木 信人
総括研究官	野下 智之
研究官	瀧澤 千都子
研究官	藤原 尚子
研究官補	重山 智保
研究官補	中林 保雄
広島保護観察所長（前総括研究官）	寺戸 亮二
横浜地方検察庁検事（前研究官）	寺尾 恭子
大阪医療刑務所処遇部長（前研究官）	水上 太平
横浜保護観察所統括保護観察官（前研究官）	西元 雅夫
長野保護観察所統括保護観察官（前研究官）	猪間 徳子

目 次

第1編 序説	1
第1節 本研究の目的	2
第2節 本研究書の構成	3
第2編 家庭内の犯罪の動向	5
第1章 我が国の家庭内の犯罪の状況～親族を被害者とした犯罪の動向～	6
1 一般刑法犯検挙件数における動向	6
2 親族が被害者である事件	10
3 配偶者が被害者である事件	19
第2章 外国における家庭内の犯罪	22
第1節 カナダの家庭内暴力犯罪の概要	22
1 家庭内暴力犯罪	22
2 被害者との関係で見た家庭内暴力犯罪	23
3 家庭内殺人	27
第2節 米国の家庭内暴力犯罪の概要	31
1 被害者と加害者の関係別の暴力犯罪	31
2 家庭内殺人	32
第3編 成人による家庭内の重大犯罪	39
第1章 成人による家庭内の重大犯罪の実態と分析	40
第1節 調査の概要	40
1 調査の目的	40
2 調査方法	40
第2節 家庭をめぐる環境の変化	40
第3節 統計的分析	42
1 調査対象事件の概要	42
2 殺人	44
3 傷害致死	49
4 放火	54
5 保護責任者遺棄致死	58
第4節 類型別分析	59
1 子に対する殺人・傷害致死等事件	59
2 配偶者に対する殺人・傷害致死事件	63
3 親に対する殺人・傷害致死事件	65
4 精神障害等を有する者による家庭内の重大犯罪	67

第5節	家庭内の重大犯罪の裁判	68
1	量刑	68
2	被害者及び他の家族の感情	70
第6節	小括	73
第2章	家庭内の重大犯罪をした受刑者・仮釈放者に対する処遇	75
第1節	調査の概要	75
1	調査の目的	75
2	調査の方法	75
第2節	調査結果	75
1	調査対象事例の概要	75
2	被害者の種類別に見た事例の分析	76
3	犯行態様類型から見た処遇状況等	77
第3節	調査結果を踏まえた小括	87
1	本件に対する反省・悔悟	87
2	被害者又はその遺族に対する感謝・慰霊	88
3	社会復帰と家族の再生	89
第4編	少年による家庭内の重大犯罪	93
第1章	はじめに	94
第1節	目的	94
第2節	調査の概要	94
1	調査実施方法	94
2	調査対象	95
第2章	少年による家庭内の重大犯罪の実態	96
第1節	調査対象者の属性等	96
1	国籍	97
2	犯行時年齢	97
3	就学・就労状況	98
4	保護者状況	99
5	犯行時の居住状況	99
6	資質等	100
7	保護処分歴	104
8	少年鑑別所退所事由	105
第2節	犯行状況	106
1	加害対象者	106
2	犯行計画	107

3 共犯関係	107
4 犯行月	107
5 犯行時間	109
6 犯行の動機	110
第3節 犯行の背景	111
1 殺人	111
2 傷害致死	118
3 放火	120
4 嬰兒殺・保護責任者遺棄致死	126
第3章 家庭内の重大犯罪をした少年に対する処遇の状況	130
第1節 少年院における処遇	130
1 少年院調査	130
2 処遇状況	130
第2節 保護観察における処遇	133
1 保護観察調査	133
2 処遇状況	134
第3節 家庭内の重大犯罪をした少年の処遇をめぐる問題点とその対応状況	139
1 家族関係	139
2 就学・就労	144
3 医療措置・福祉的支援等	149
第4節 保護観察終了時の状態に関する事例分析	151
1 殺人既遂	151
2 嬰兒殺・保護責任者遺棄致死	152
3 殺人未遂・殺人予備	152
4 放火	154
第4章 家庭内の重大犯罪をした少年の刑事処分状況	157
第5章 小括	158
第1節 重大事犯の類型別分析	158
第2節 家庭内の重大犯罪をした少年の処遇	158
第5編 結語	161
1 家庭内の重大犯罪の特徴	162
2 家庭内の重大犯罪の防止	162
3 家庭内の重大犯罪をした者に対する処遇	164
参考・引用文献一覧	166

第 1 編

序

説

第1節 本研究の目的

1 社会変動と家族の変化

家族は、社会にある最小の生活共同体の一つである。そこでは、構成員相互に信頼関係を築き、精神的つながりを持って扶助協力し合うものとされる。助け合い、協力し合うことが前提であって、家庭内にトラブルが発生しても、それは家族間の話し合いにより解決されるべきものである。かつての家族像は、親、子、孫が同居する3世代家族等の大家族を中心としたものであり、そこでは、家族構成員が多いために、複雑な人間関係もあり、様々な家族間のトラブルがありつつも、その多くは重大化する前に解決が図られると思われていた。家族内に年長者がおり、また相互の会話・交流が濃密であるために、家族間のトラブルがあっても、それを直ちに察知し、構成員の悩みや不平・不満に耳を傾け、適切なアドバイスなどがなされ、家庭内の問題解決機能が働くことが期待されていた。また、さらに、家族外の地域住民との強い連帯意識、近隣住民同士が助け合うなど家族外での協力体勢の存在も、深刻化・重大化する前の問題の解決に役立つと考えられてきた。

しかし、そのような家族像は、いくつかの要因によって時代とともに変化を見せた。例えば、日本家族社会学会会長を務めた森岡清美¹は、家族変動の諸相として、①小家族化、②核家族化、③配偶者選択様式の変化、④離婚率の上昇、⑤家族意識の変化を指摘し、さらにそうした変動の諸相の背後に潜む基本的なすう勢として、①日常的扶養共同単位縮小の傾向、②日常生活における快適価値追求の傾向、③個人化の傾向を推論している。その指摘にもあるとおり、高度経済成長に代表されるような戦後における産業構造の変化は、人口の流動化を促し、また、第一次産業の衰退と第二次・第三次産業の隆盛といった就業構造の変化は、職・住が分離する被雇用者家庭を増加させ、小家族化・核家族化を推し進め、さらに、有配偶女性の就労の一般化や女性の高学歴化は、性役割分業の見直しを迫るなど、時代の推移に伴う社会構造の変化は、家族構成や構成員の意識に大きな影響を及ぼすとともに、家族構成員相互の関係の質を変化させることにもなった。世代間の人間関係の希薄化、地域住民の連帯意識の弱体化とともに、個人のプライバシーがより尊重されるようになり、家族外の人間が他人の家庭内の問題に関与することはもちろん、家庭内においても他の家族の私的な部分に立ち入ることに慎重にならざるを得なくなった。

このような現状では、家庭内の問題は家庭内にとどまり、第三者の立ち入り・調整は行われない上、家庭における問題解決能力も弱体化していることから、家庭内の様々な問題が、その解決能力を超え、さらには、複雑・深刻化することにつながりやすい。当然のことながら、このような家族を取り巻く状況は、家庭内でじゃっ起される犯罪にも一定の影響を与えるものと考えられる。

1 森岡清美、「現代家族変動論」、ミネルヴァ書房

2 家庭内の犯罪の動向

平成23年版犯罪白書によると、刑法犯の認知件数は、平成14年に戦後最多を記録した後、犯罪の増勢に一定の歯止めが掛かるなど改善しつつあるが、戦後を通じて見れば、まだ相当高い水準にあり、予断を許さない状況が続いている。

罪名別に認知件数の動向を見ると、窃盗、詐欺、横領などの財産犯が減少する中、殺人はほぼ横ばい、傷害・暴行は減少傾向にあるものの、依然として高水準にある。

一般刑法犯検挙件数の被害者と被疑者の関係別構成比を見ると、被害者が親族（親、配偶者、子、兄弟姉妹等をいう。）であったものの比率は、殺人では平成元年が39.9%であったものが、22年には52.3%に、傷害は元年が3.7%であったものが、22年には14.6%に、暴行は元年が1.1%であったものが、22年には11.6%に、放火は元年が16.3%であったものが、22年には27.1%にと、いずれも大幅な増加傾向を示している（警察庁の統計による。）。

また、親族間の殺人事件等の中には、遺体の損壊や少年による親殺しなど社会の耳目を集める衝撃的な事件が発生しているほか、高齢化社会を反映して介護疲れによる配偶者殺人や高齢者・児童虐待に起因した傷害致死事件等も見受けられるなど、家庭内の犯罪について社会の関心が高まっているといえる。

3 本研究の目的

以上のような状況に鑑み、本研究では、家庭内の犯罪のうち、生命・身体・財産に対する重大な危険をもたらす重大犯罪である殺人、傷害致死、放火及び保護責任者遺棄致死を取り上げ、犯罪の動向、動機・原因、処遇の状況等を調査分析するとともに、犯罪類型ごとに顕著な特徴を抽出するなどして、それら犯罪の効果的な防止策及び処遇方策の検討のための基礎的な資料を提供することを目的とする。

第2節 本研究書の構成

1 各種統計等による家庭内の犯罪の動向の分析（第2編）

警察庁の統計等を基に、主要罪名別・家族の被害率の推移、主要罪名別・加害者と被害者の関係別（親子、配偶者、兄弟姉妹等）検挙件数の推移等を調査し、我が国における家庭内の犯罪の動向を分析した（第2編第1章）。

また、諸外国との比較を行うため、カナダ及び米国における家庭内の犯罪に関する統計資料を入手し、主要罪名、被害者と加害者の関係等について分析を行った（第2編第2章）。

2 成人による家庭内の重大犯罪に関する実態調査（第3編）

昭和期，平成初期及び近年の3期にわたり，東京地方検察庁において処理された事件のうち，家族を被害者とする殺人，傷害致死，現住建造物等放火，保護責任者遺棄致死事件を調査対象とし，刑事事件記録又は判決書から加害者の属性，動機・原因，家族関係等を調査して，その実態と変遷を分析した（第3編第1章）。

また，東京，千葉，宇都宮，大阪保護観察所（東京及び大阪は支部を含む。）において処理された事件のうち，家族を被害者とする殺人，傷害致死，現住建造物等放火，保護責任者遺棄致死事件を抽出し，刑事施設及び保護観察所における処遇の状況，更生の程度，家族関係等についても調査した（第3編第2章）。

3 少年による家庭内の重大犯罪に関する実態調査（第4編）

少年による家族を被害者とする殺人，傷害致死，放火，保護責任者遺棄致死事件について，少年鑑別所の資料，保護観察所の資料等により，加害少年の属性，動機・原因，家族関係，加害少年の意識等の調査分析を行うとともに，それらの事案のうち記録が残存しているものについて，少年院及び保護観察所における処遇の状況，更生の状況，家族関係等の成り行きについても調査分析を行った。

4 まとめ（第5編）

以上を受けて，調査結果を取りまとめるとともに，家庭内の重大犯罪を防止するための方策，それらの事犯者の処遇の在り方等についての考察を行った。

第 2 編

家庭内の犯罪の動向

第1章 我が国の家庭内の犯罪の状況

～親族を被害者とした犯罪の動向～

1 一般刑法犯検挙件数における動向

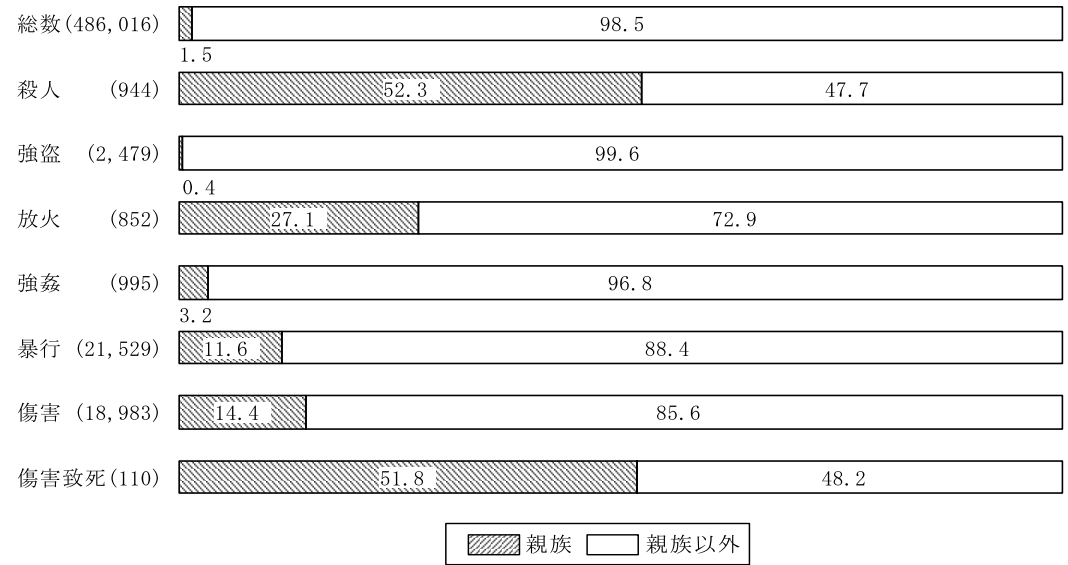
(1) 被害者と被疑者の関係別検挙件数の構成比

2-1-1図は、平成22年における一般刑法犯検挙件数の被害者と被疑者の関係別構成比（罪名別）を見たものである。

親族率（検挙件数総数に占める親族が被害者である事件の比率をいう。以下この章において同じ。）は、一般刑法犯の総数では1.5%（親族が被害者である事件数7,233件）、強盗では0.4%（同10件）に過ぎないが、殺人では52.3%（同494件）、傷害致死では51.8%（同57件）と、それぞれほぼ半数を占める。また、放火、暴行、傷害（傷害致死を除く。以下この項において同じ。）もそれぞれ27.1%（同231件）、11.6%（同2,492件）、14.4%（同2,732件）と親族が被害者である比率が高い。

2-1-1図 一般刑法犯検挙件数の被害者と被疑者の関係別構成比（罪名別）

（平成22年）



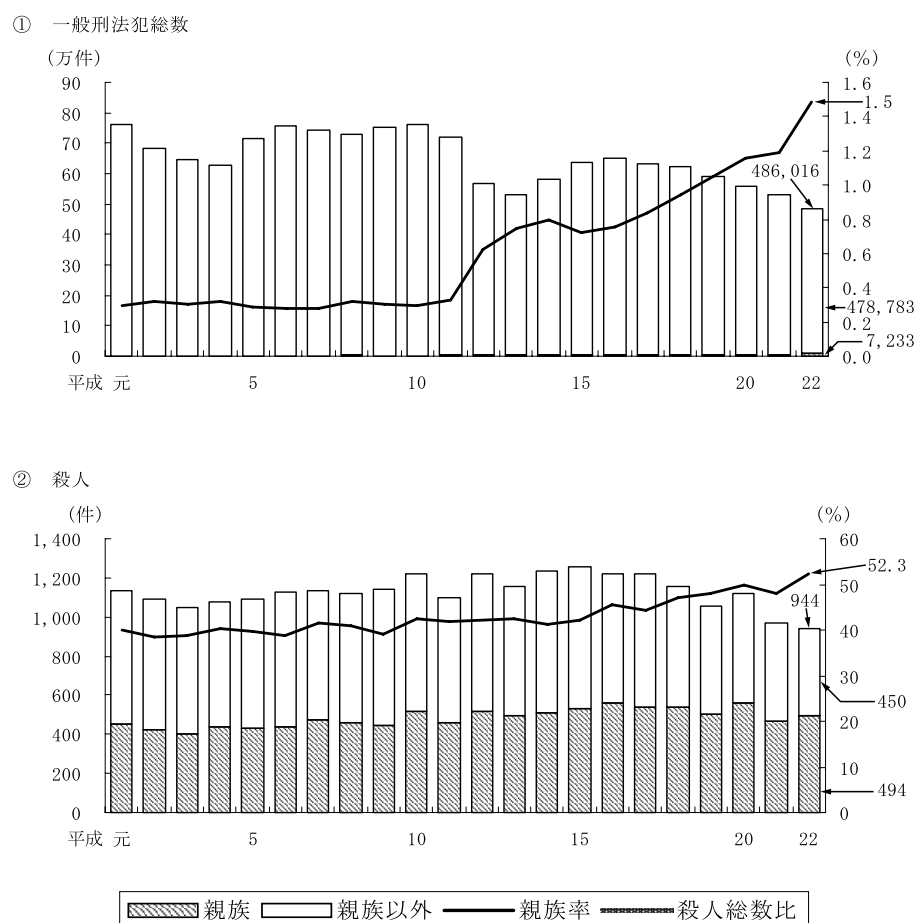
注 1 警察庁の統計による。
2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
3 道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く。
4 「親族」は、親、配偶者、子、兄弟姉妹等をいう。
5 「親族以外」は、法人、団体及び被害者なしを含む。
6 「傷害」は、傷害致死を除く。
7 () 内は、検挙件数である。

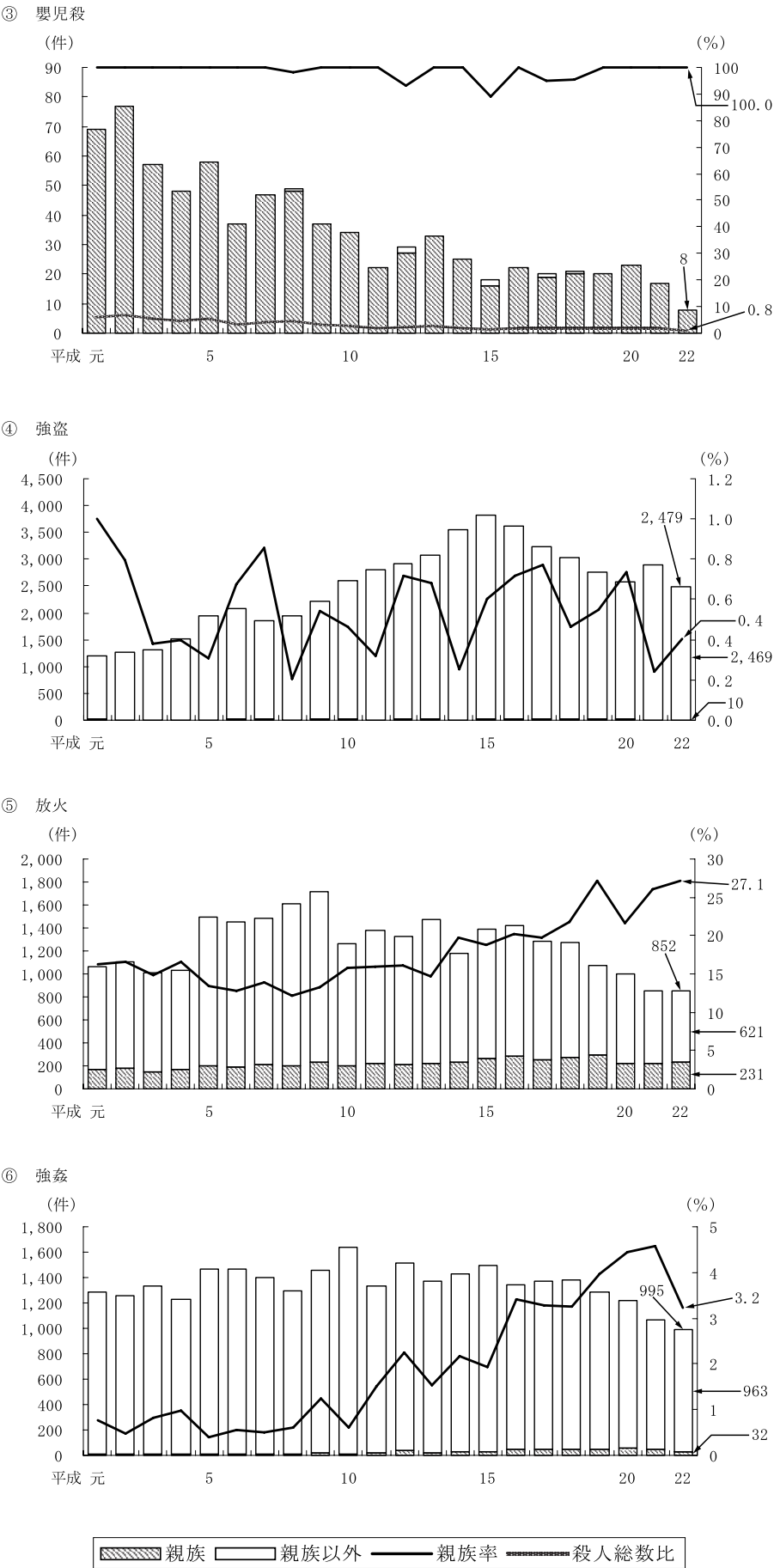
（２）被害者と被疑者の関係別の検挙件数及び親族率の推移

２－１－２図は、一般刑法犯と主要罪名について、被害者と被疑者の関係別の検挙件数及び親族率の推移（平成元年以降）を見たものである。

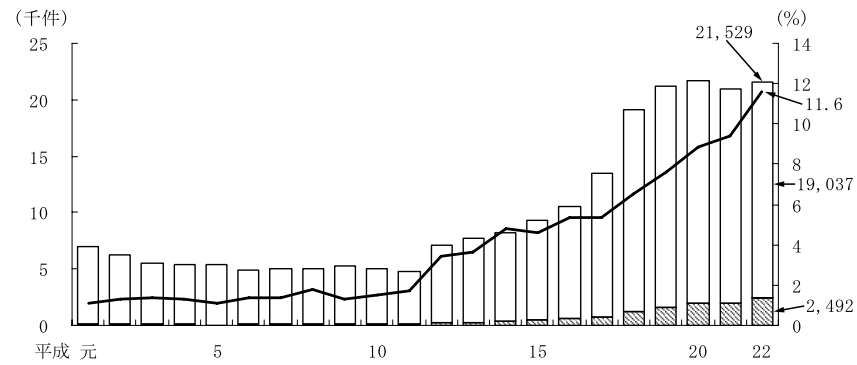
一般刑法犯総数の親族率は、平成元年から11年まではほぼ横ばいであったが、12年以降増加傾向にある。殺人（嬰兒殺を含む。以下この章において同じ。）の親族率は、他の罪名に比べてかなり高く、約40%～50%の間でおおむね横ばいであったが、平成16年頃以降やや上昇傾向がみられる。嬰兒殺は、ほとんどが親族によるものであるが、件数が激減している。昭和55年には143件あったが、平成22年は8件にまで減少している。放火は、親族率が13年まで15%前後で推移していたが、14年からおおむね上昇傾向にあり、22年は27.1%であった。暴行は、12年から検挙件数が増加し、親族率も10年から上昇傾向にあり、22年の親族に対する暴行事件は、2,492件と元年の31.5倍である。傷害の親族率も、10年までは4%前後で推移していたが、11年から急激に増加し、22年は14.4%に達した。22年の親族に対する傷害の検挙件数は2,732件であり、元年の4.4倍であった。傷害致死の親族率は、元年以降、おおむね上昇傾向を示しており、22年は51.8%であった。強姦の親族率は、低いものの、10年頃から上昇傾向がうかがわれる。

２－１－２図 一般刑法犯検挙件数(被害者と被疑者の関係別)及び親族率の推移(罪名別)

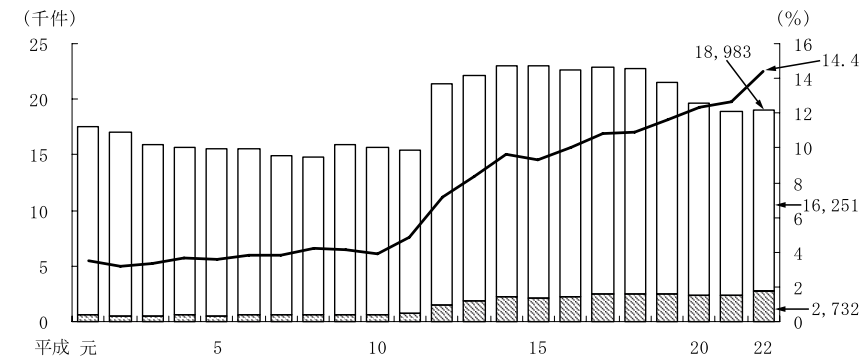




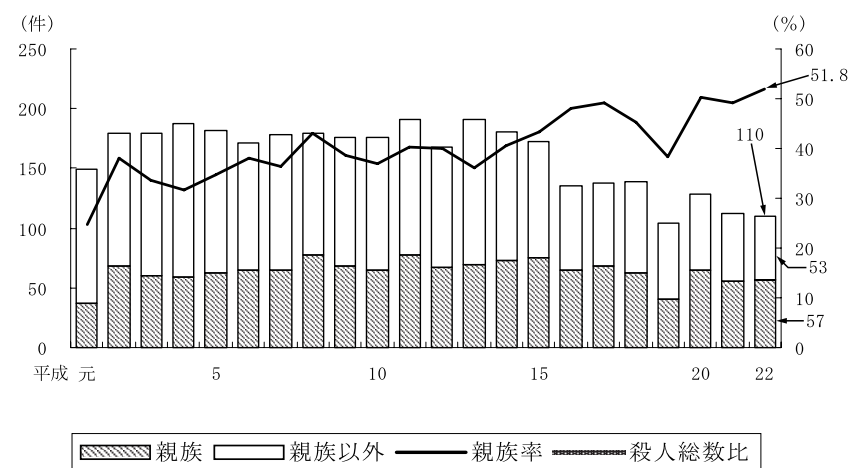
⑦ 暴行



⑧ 傷害



⑨ 傷害致死



親族 親族以外 親族率 殺人総数比

- 注 1 警察庁の統計による。
 2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
 3 道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く。
 4 「親族」は、親、配偶者、子、兄弟姉妹等をいう。
 5 「親族率」は、検挙件数総数に占める親族を被害者とした事件の比率をいう。
 6 ③における「殺人総数比」は、殺人の検挙件数総数に占める嬰兒殺の比率である。
 7 「殺人」は、嬰兒殺を含む。
 8 「傷害」は、傷害致死を除く。

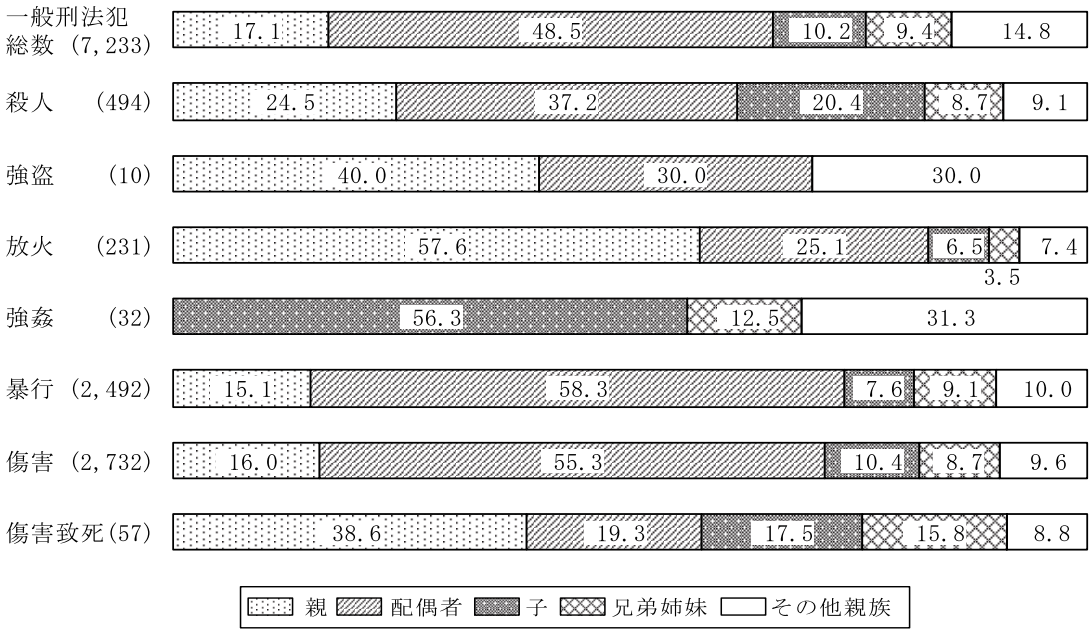
2 親族が被害者である事件

(1) 親族の種類別検挙件数の構成比

2-1-3図は、平成22年における親族が被害者である事件の一般刑法犯検挙件数の被害者の種類別構成比（罪名別）を見たものである。

親族が被害者である事件の一般刑法犯検挙件数の総数は、7,233件であり、罪名別では暴行と傷害（傷害致死を除く。）が多い。被害者の種別内訳は、配偶者が48.5%（3,509件）と半数近くを占め、次いで、親（17.1%）、その他親族（14.8%）、子（10.2%）、兄弟姉妹（9.4%）となっている。暴行、傷害（傷害致死を除く。）では、配偶者に対する事件の比率が極めて高く、それぞれ58.3%、55.3%となっている。殺人も配偶者に対する事件の比率が37.2%と高く、親（24.5%）、子（20.4%）に対する事件の比率も高い。これに対して、放火、傷害致死は、親に対する事件の比率が高く、それぞれ57.6%、38.6%となっている。

2-1-3図 親族が被害者である事件の検挙件数の親族の種類別構成比（罪名別）
(平成22年)



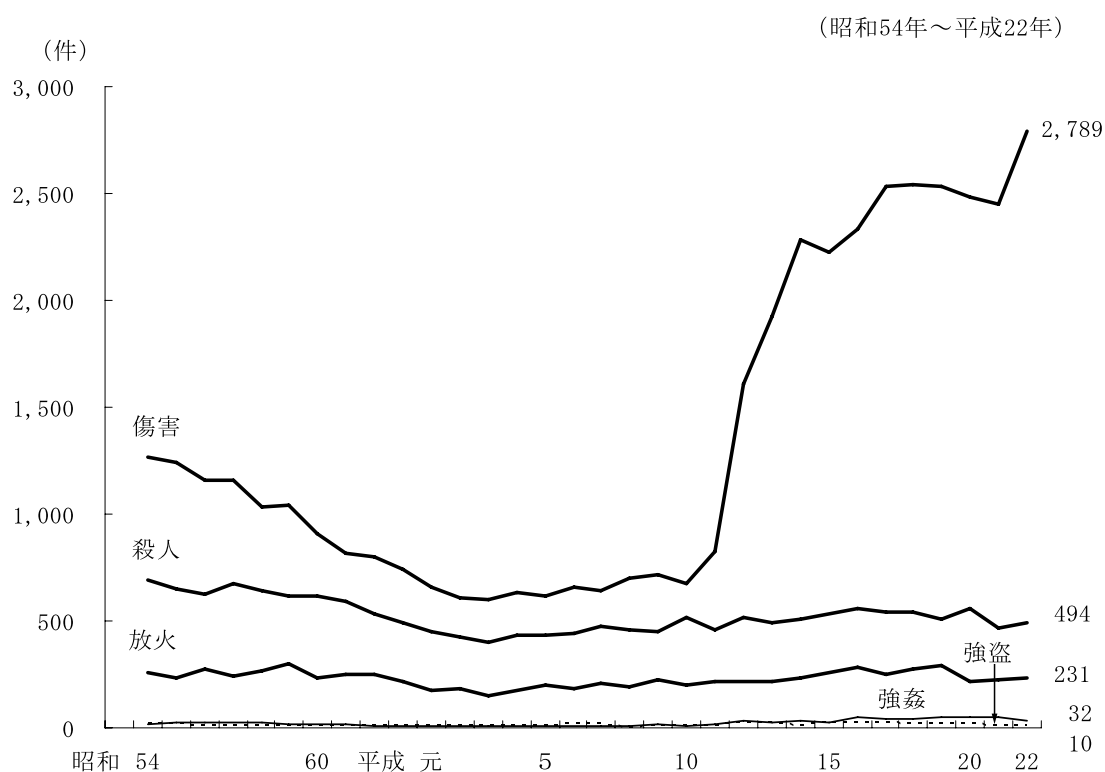
注 1 警察庁の統計による。
2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
3 道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く。
4 「親」は、実父母、養父母及び継父母である。
5 「配偶者」は、内縁関係を含む。
6 「子」は、実子、養子及び継子である。
7 「傷害」は、傷害致死を除く。
8 () 内は、検挙件数である。

（２）検挙件数の推移

２－１－４図は、昭和54年以降の親族が被害者である事件の検挙件数の推移を罪名別に見たものである。

親族が被害者である殺人事件は、昭和50年代は600件を超えていたが、平成初期において400件近くにまで減少した。その後、平成10年に500件を超え、近年は500件前後で推移している。親族が被害者である傷害事件は、昭和50年代は1,000件から1,200件台であったが、その後減少し、平成3年には600件を下回った。その後、12年に急激に増加した後、最近では、2,500件前後である。

２－１－４図 親族が被害者である事件の検挙件数の推移（罪名別）



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
 3 「親族」は、親、配偶者、子、兄弟姉妹等をいう。
 4 昭和53年以前については、親族を被害者とした事件の検挙件数を示すデータがない。

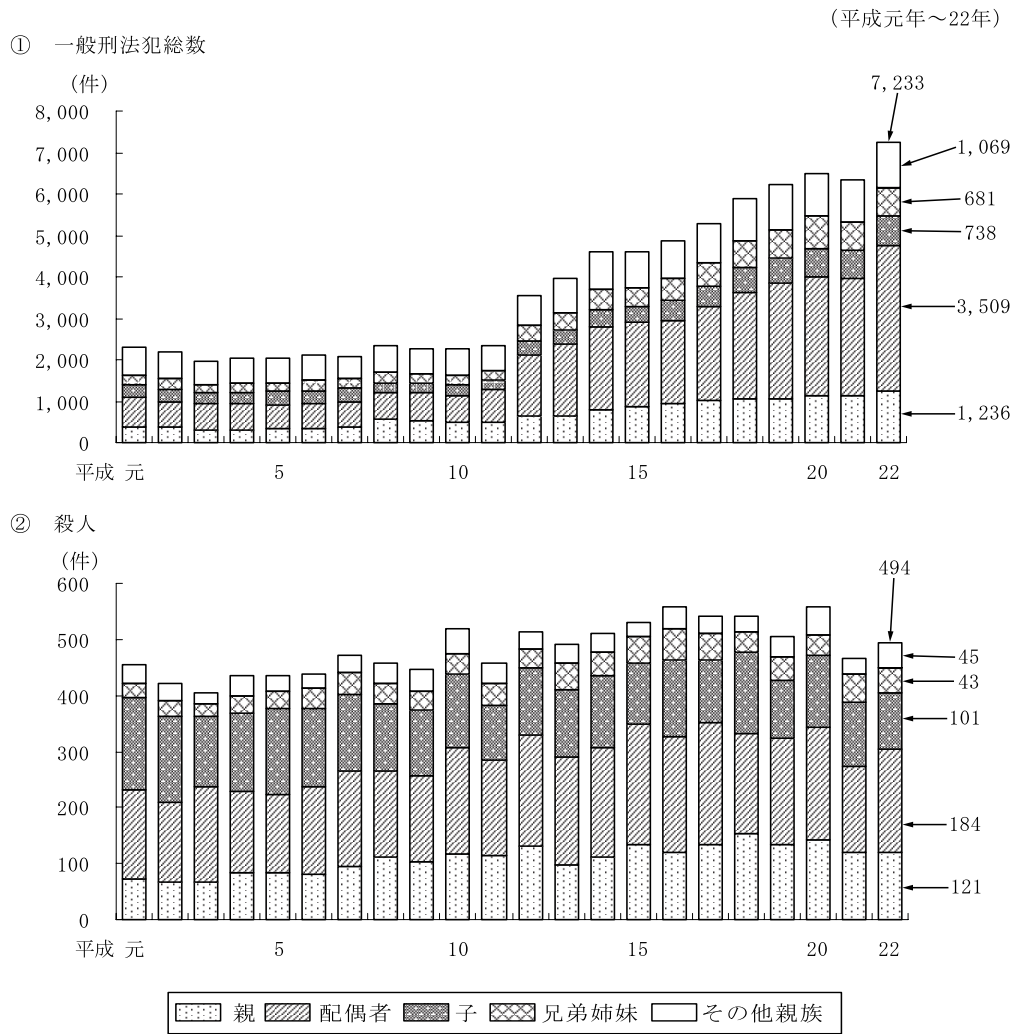
２－１－５図は、親族が被害者である事件の検挙件数の被害者種別の推移（平成元年以降）を罪名別に見たものである。

親族が被害者である事件は、一般刑法犯総数では、平成元年以降11年まではほぼ横ばいで推移していたが、12年から急激に増加している。この急激な増加は、暴行及び傷害（傷害致死を除く。以下この章において同じ。）において配偶者が被害者である事件の検挙件数（２－１－５図⑦⑧参照）が12年から急激に増加していることと連動している。配偶者が

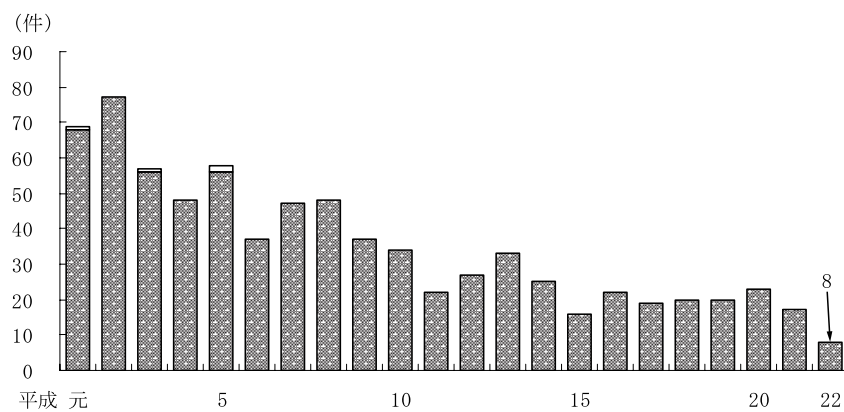
らの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要であるとの気運が高まり、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）が13年に施行されたが、これらの社会的情勢の変化を背景に、それまで表面化することが少なかった配偶者による暴力が顕在化するようになったことにも、事件数急増の一因があるように思われる。

被害者の種別に見ると、一般刑法犯総数では、平成8年頃から親が被害者である事件の検挙件数が増加傾向にある。配偶者が被害者である事件の検挙件数も12年から急激に増加し、以後、他の親族を被害者とした事件の件数を大きく上回っている。殺人では、配偶者が被害者である事件は、140～220件の間で推移しており、6年以降は子が被害者である事件を抜き、最も件数が多い。放火は、平成元年以降一貫して、親を被害者とした事件が最も多く、次いで、配偶者を被害者とした事件が多い。暴行、傷害は、配偶者を被害者とした事件が12年から急激に増加しており、際立った特徴を示している。傷害致死は、増減はあるものの、2年以降、親を被害者とした事件が最も多い。

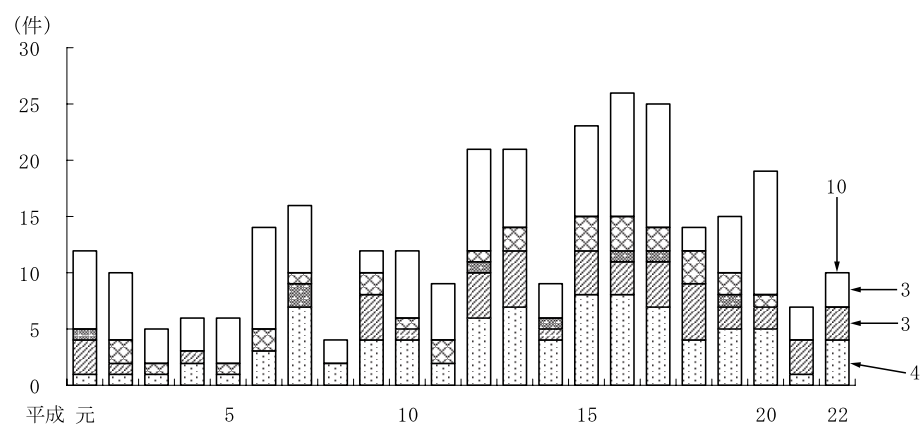
2－1－5図 親族が被害者である事件の検挙件数の被害者種別推移（罪名別）



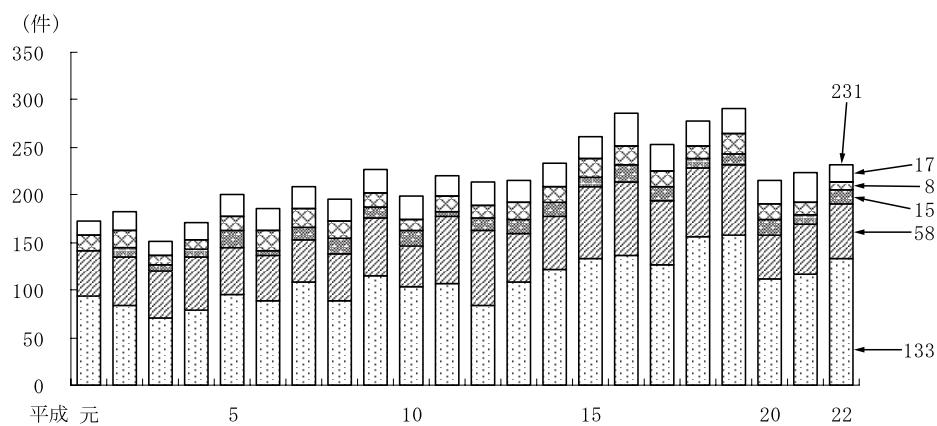
③ 嬰兒殺



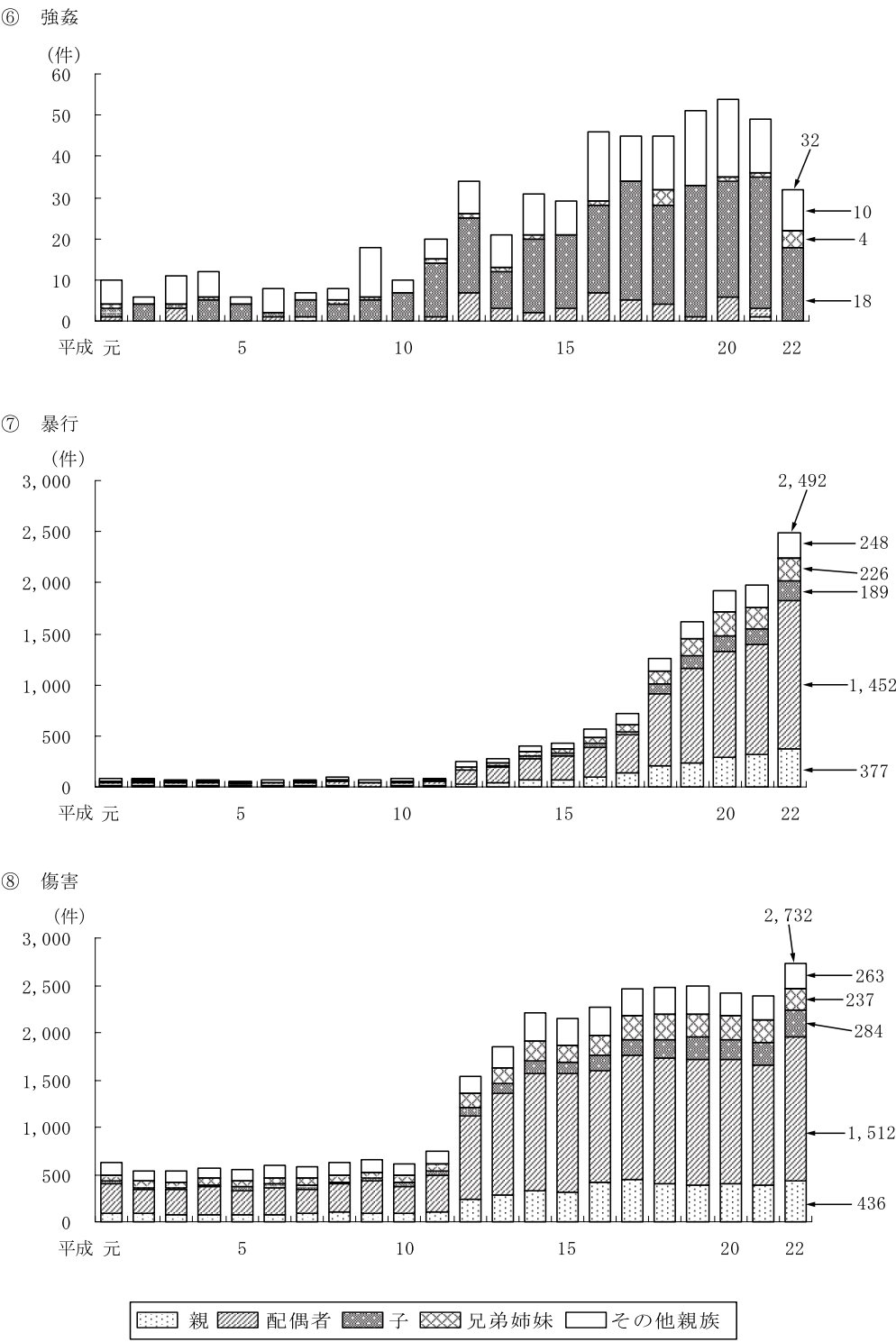
④ 強盗



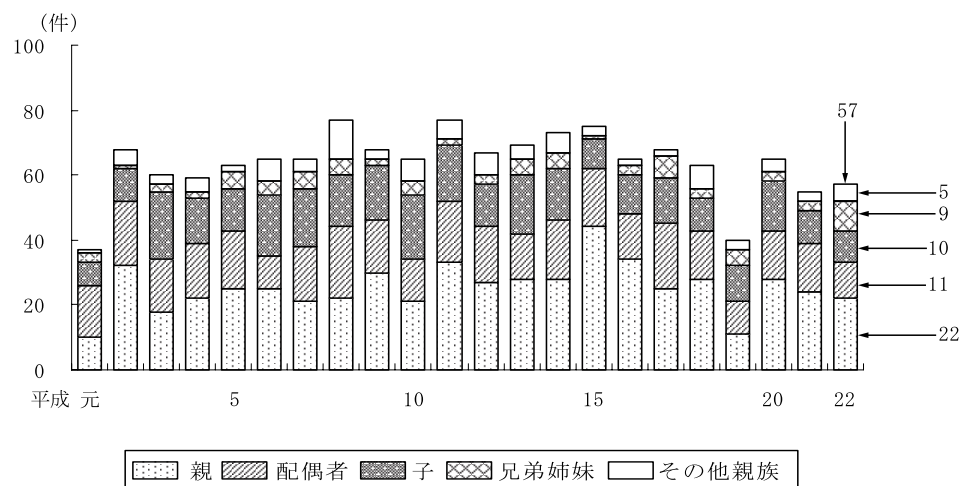
⑤ 放火



親 配偶者 子 兄弟姉妹 その他親族



⑨ 傷害致死



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
 3 道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く。
 4 「親」は、実父母、養父母及び継父母である。
 5 「配偶者」は、内縁関係を含む。
 6 「子」は、実子、養子及び継子である。
 7 「殺人」は、嬰兒殺を含む。
 8 「傷害」は、傷害致死を除く。

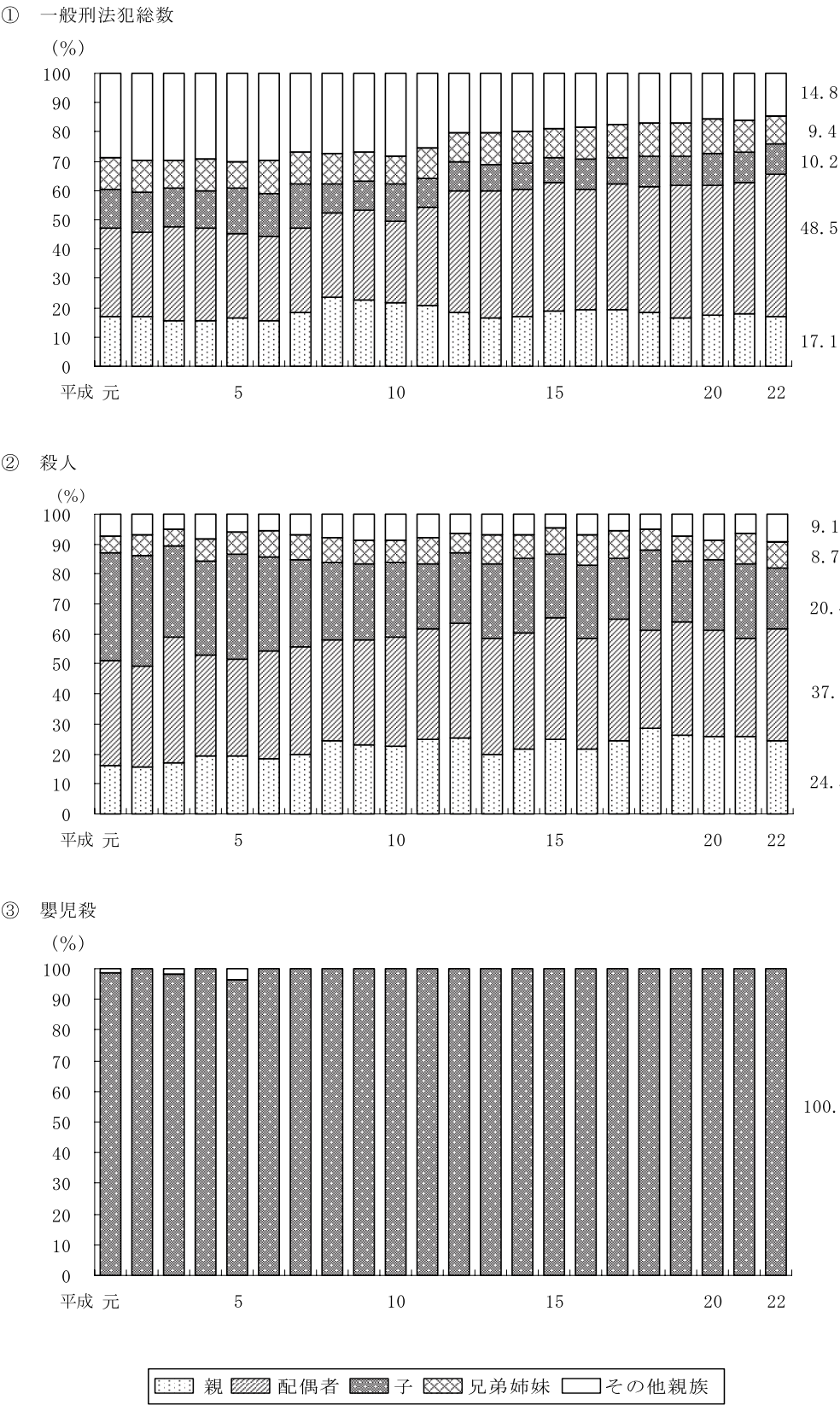
(3) 親族の種類別検挙件数の構成比の推移

2-1-6図は、親族が被害者である事件の検挙件数の被害者種別構成比の推移（罪名別）（平成元年以降）を見たものである。

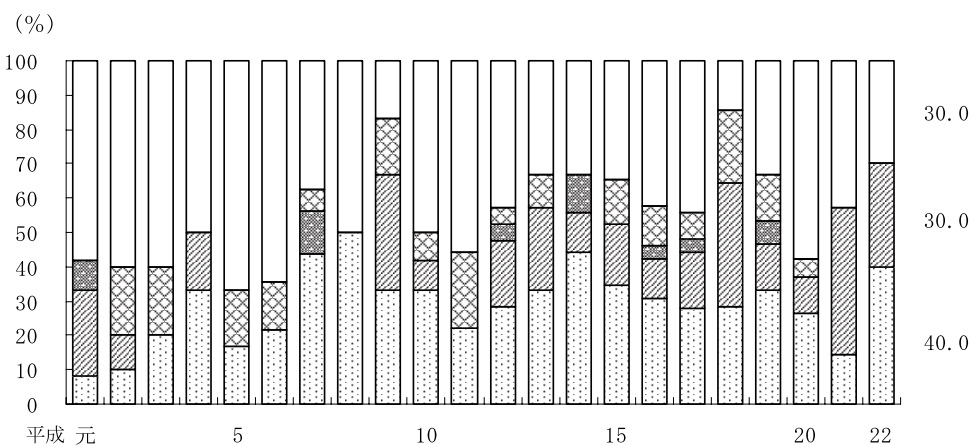
一般刑法犯総数では、配偶者が被害者である事件の構成比が上昇し、親、配偶者、子、兄弟姉妹以外の親族が被害者である事件の構成比が低下している。殺人では、子が被害者である事件の構成比が低下し、親が被害者である事件の構成比が上昇しており、他方、配偶者が被害者である事件の構成比はほぼ横ばいである。暴行及び傷害では、配偶者が被害者である事件の構成比が一貫して最も大きい。

2-1-6図 親族が被害者である事件の親族の種類別検挙件数の構成比の推移（罪名別）

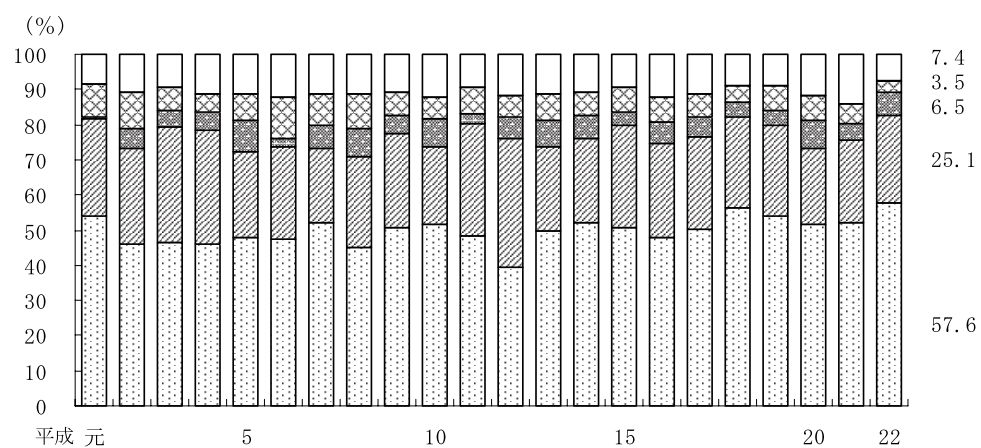
（平成元年～22年）



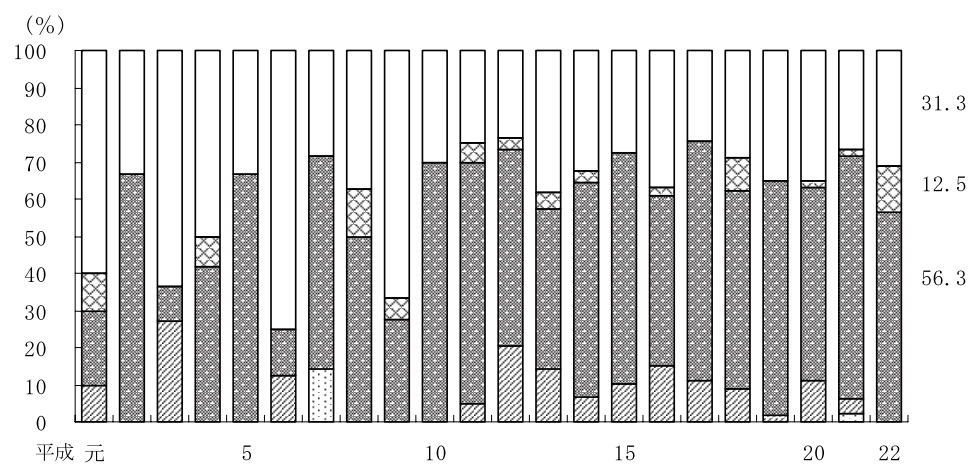
④ 強盗



⑤ 放火

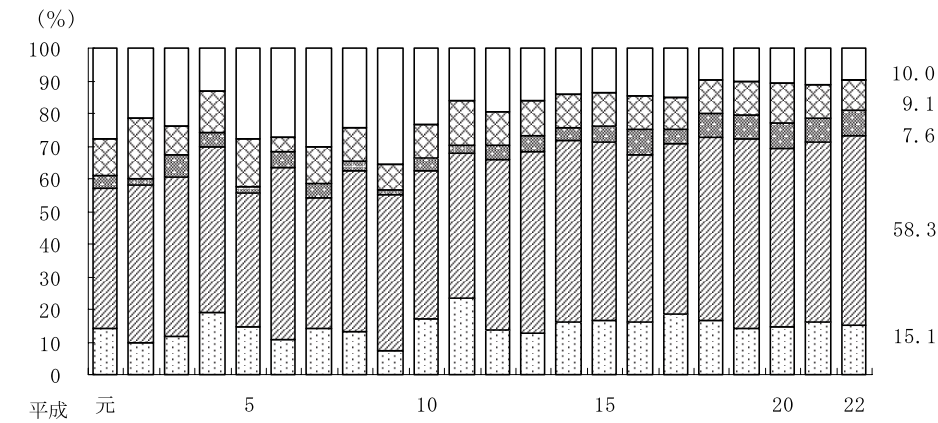


⑥ 強姦

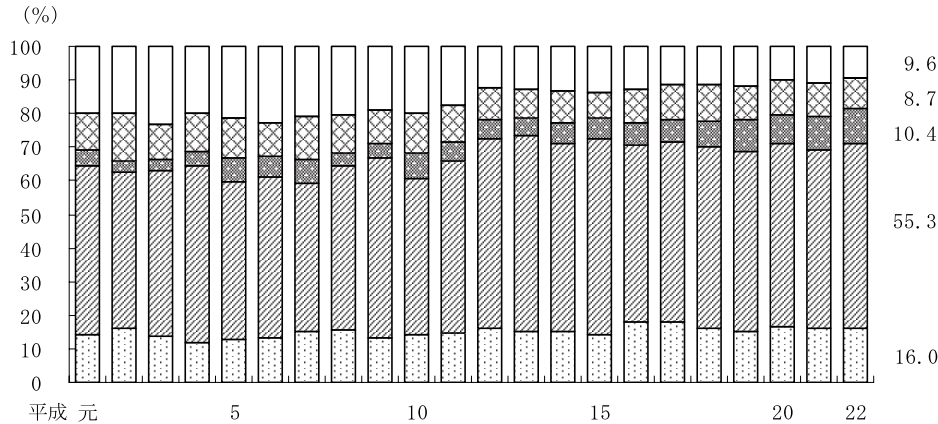


親 配偶者 子 兄弟姉妹 その他親族

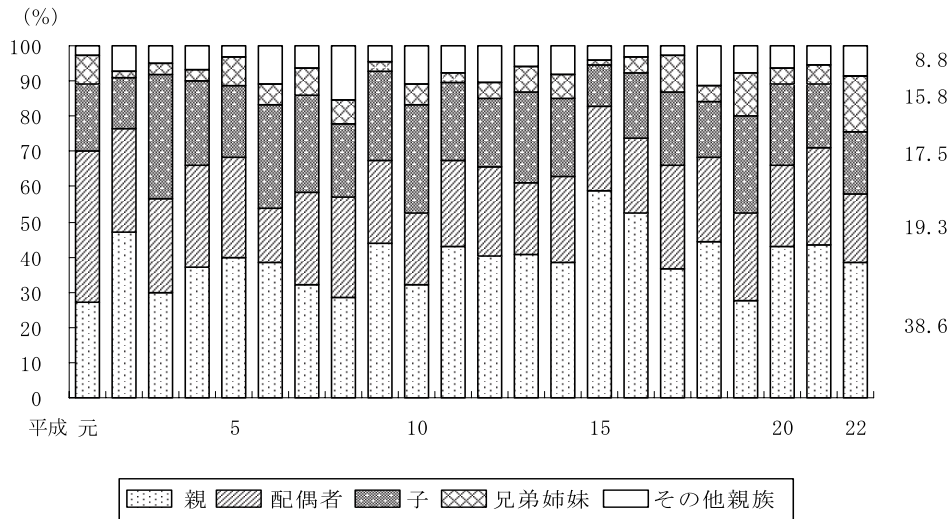
⑦ 暴行



⑧ 傷害



⑨ 傷害致死



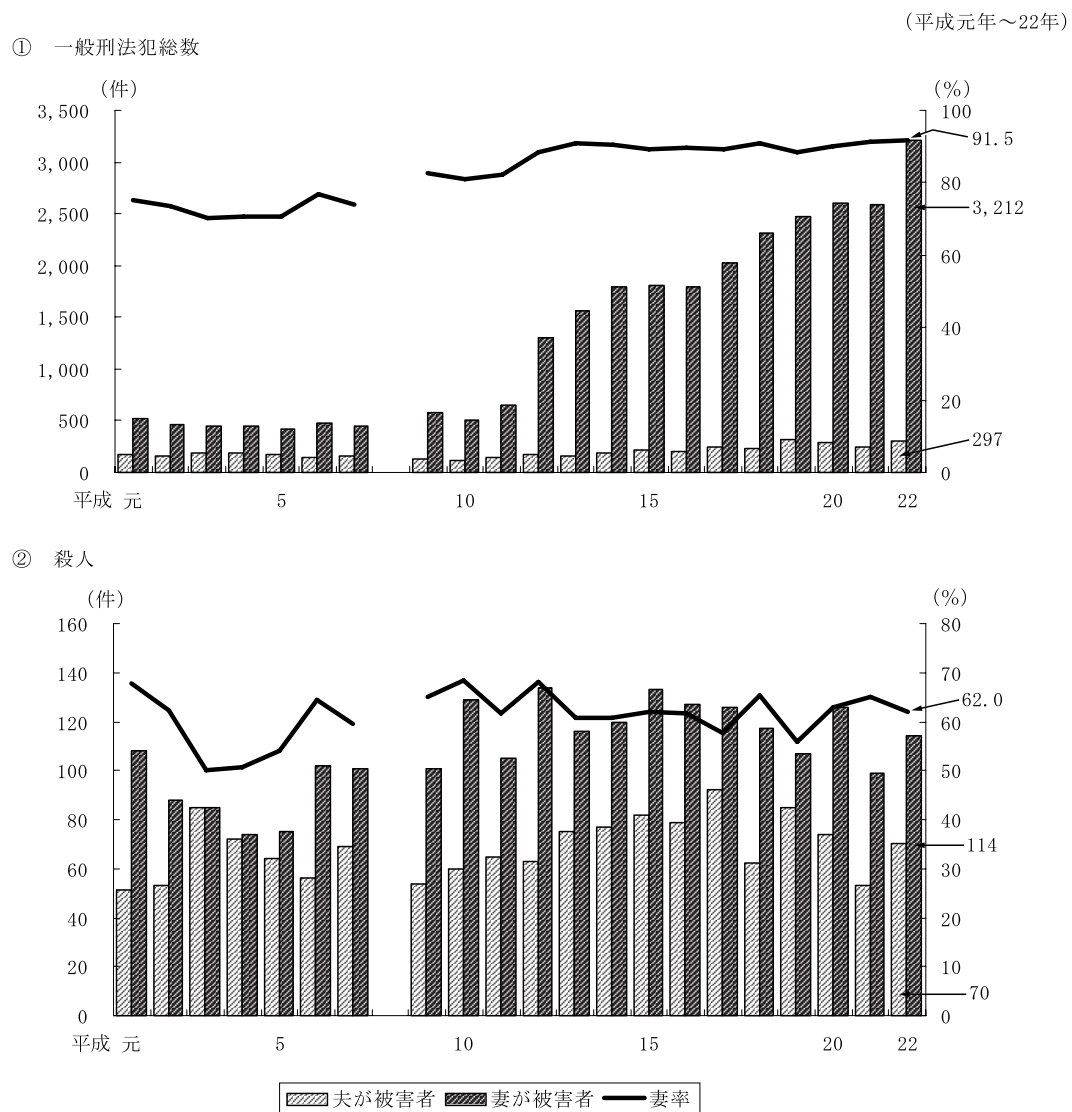
注 1 警察庁の統計による。
2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
3 道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く。
4 「親」は、実父母、養父母及び継父母である。
5 「配偶者」は、内縁関係を含む。
6 「子」は、実子、養子及び継子である。
7 「殺人」は、嬰兒殺を含む。
8 「傷害」は、傷害致死を除く。

3 配偶者が被害者である事件

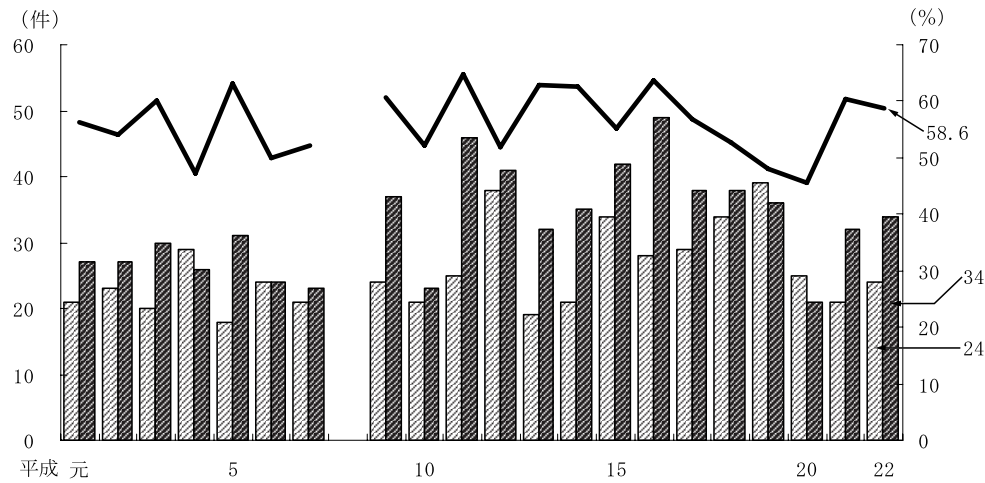
2-1-7図は、配偶者が被害者である事件の夫・妻別の検挙件数の推移（平成元年以降。ただし、平成8年は夫・妻の内訳のデータがないため除く。）を罪名別に見たものである。

一般刑法犯総数で見ると、夫が被害者である事件の検挙件数は、平成元年以降、緩やかに増加し、22年は297件と元年の1.7倍であるのに対し、妻が被害者である事件の検挙件数は、12年以降大きく増加しており、22年は3,212件と元年の6.2倍となっている。特に、傷害及び暴行では、妻が被害者である事件の検挙件数が、夫が被害者である事件に比べて多く、12年以降急激に増えている。他方、殺人及び放火では、夫が被害者である事件の検挙件数と妻が被害者である事件の検挙件数の差は大きくはなく、妻が被害者である事件の比率も元年以降大きな変化はない。

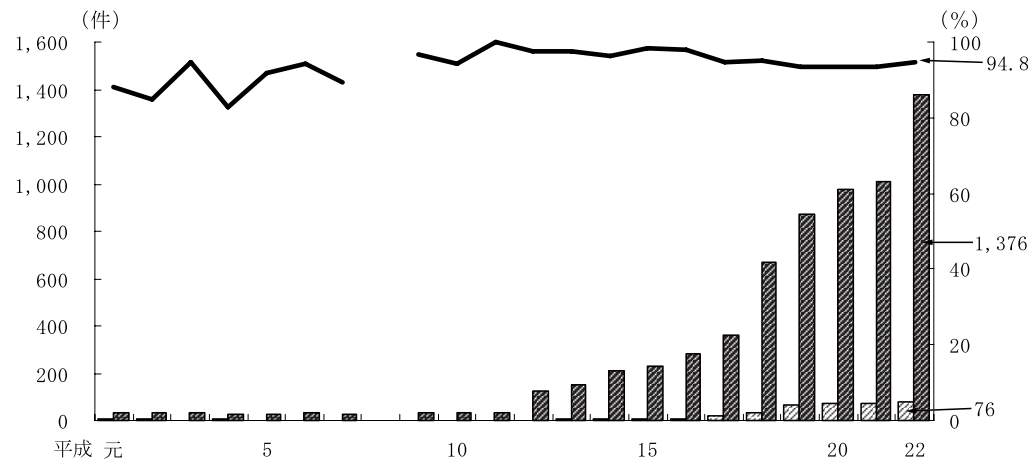
2-1-7図 配偶者が被害者である事件の夫・妻別の検挙件数の推移



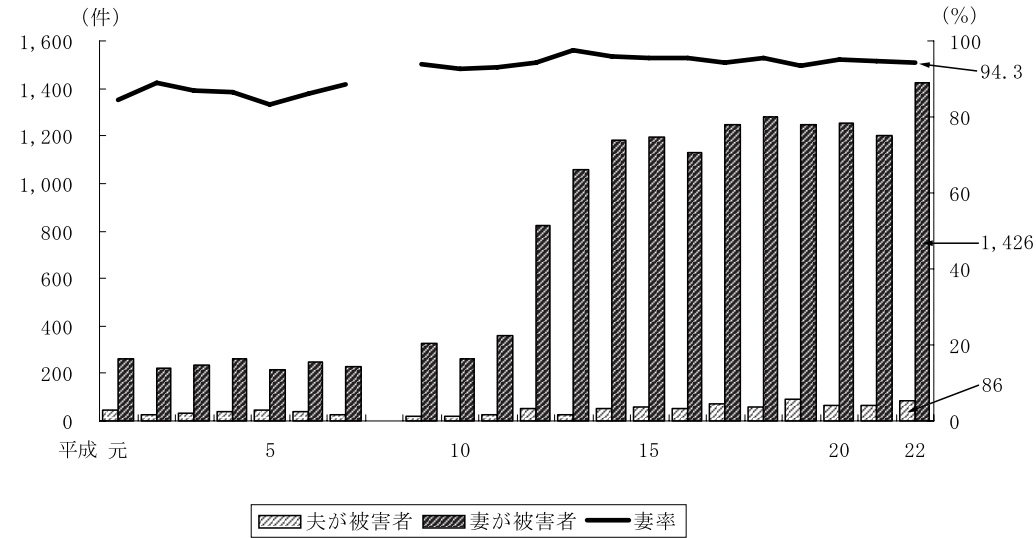
③ 放火



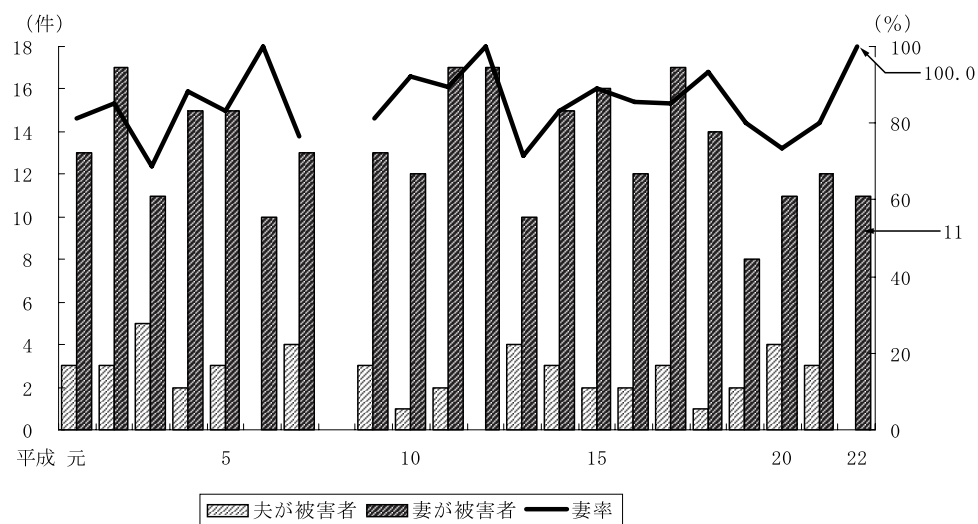
④ 暴行



⑤ 傷害



⑥ 傷害致死



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
 3 道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く。
 4 「妻率」は、配偶者を被害者とした事件の検挙件数に占める妻を被害者とした事件の比率をいう。
 5 「傷害」は、傷害致死を除く。
 6 平成8年については、夫と妻の内訳を示すデータがない。

第2章 外国における家庭内の犯罪

第1節 カナダの家庭内暴力犯罪の概要¹

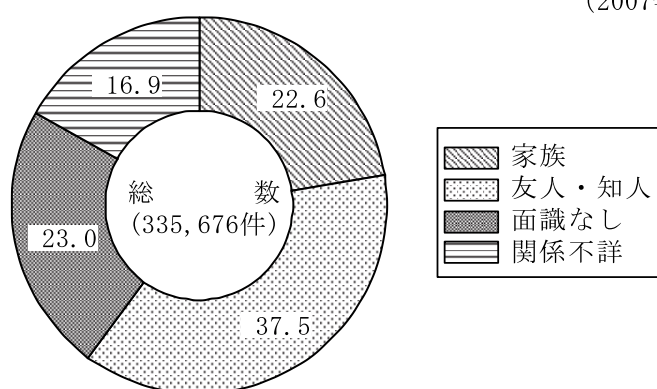
1 家庭内暴力犯罪

(1) 暴力犯罪

2-2-1-1図は、2007年に警察に通報があった暴力犯罪²を加害者と被害者との関係別に見たものである。友人・知人（12万5,918件）が最も多いが、家族（7万5,779件）も4分の1弱に及んでおり、相当数の家族間の暴力事件が警察に通報されている。

2-2-1-1図 加害者の種別で見た暴力犯罪通報件数

(2007年)



注 Family Violence in Canada: A Statistical Profile 2009による。

(2) 家庭内暴力犯罪

2007年の家庭内の暴力犯罪7万5,779件について、被害者の男女別に加害者の続柄を見ると、2-2-1-2図のとおりである。性別では女子の比率（71.5%）が高い。また、女子の被害者の中では、配偶者³の構成比が6割を超えており、高い。

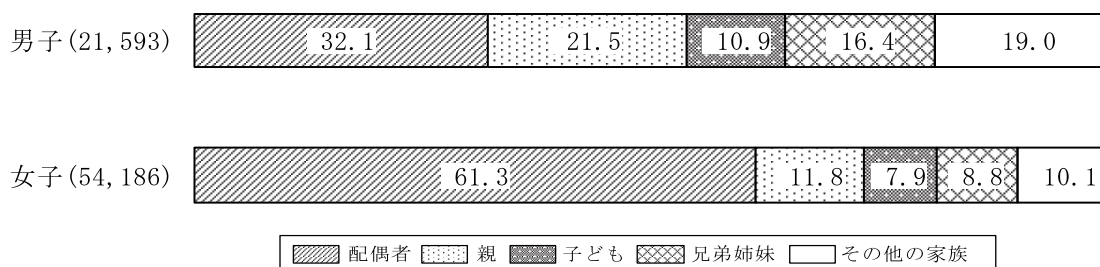
1 使用する統計資料は、主として2011年版及び2009年版のFamily Violence in Canada: A Statistical Profileに基づく。

2 「暴力犯罪」は、暴行、性的暴行、犯罪的ハラスメント、ストーカー行為、脅迫、監禁及び殺人を含む。

3 配偶者は、法律婚、事実婚に係る配偶者のほか、別居・離婚したパートナーを含む。

2-2-1-2図 家庭内暴力犯罪 加害者別構成比（被害者男女別）

(2007年)



注 1 Family Violence in Canada:A Statistical Profile 2009による。

2 () 内は、実数である。

2 被害者との関係で見た家庭内暴力犯罪

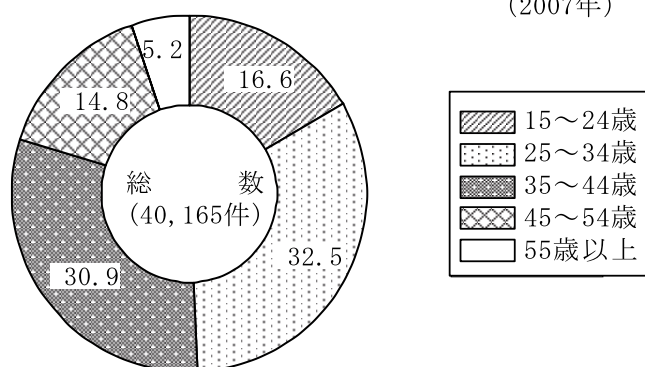
(1) 配偶者暴力犯罪 (Police-reported spousal violence)

2007年に警察に通報された配偶者暴力犯罪の件数は、4万165件（全暴力犯罪の約12%）であった。人口10万人当たりの配偶者暴力犯罪の件数は、低下傾向にあり、1998年から2007年までに約15%減少した。

なお、2-2-1-3図は、配偶者暴力犯罪について被害者の年齢層別構成比を見たものであるが、25～44歳で6割を超える。

2-2-1-3図 配偶者暴力犯罪 被害者の年齢別構成比

(2007年)

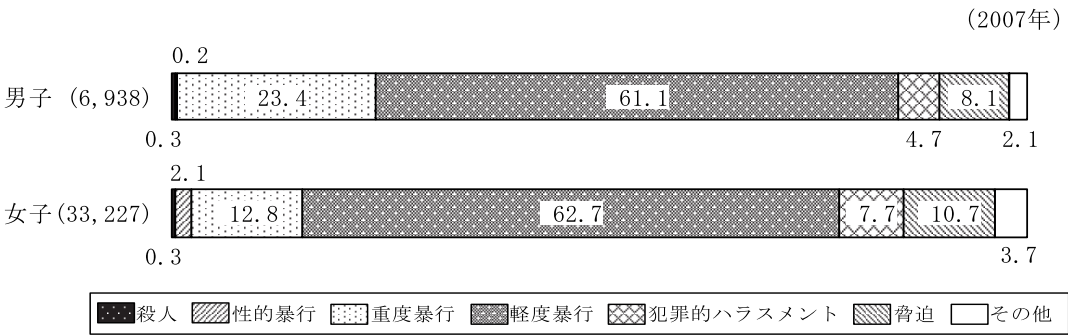


注 Family Violence in Canada:A Statistical Profile 2009による。

2-2-1-4図は、配偶者暴力犯罪の内容について、被害者の男女別に見たものである。

配偶者暴力犯罪の被害者（4万165人）のうち女子の占める比率（82.7%）が高い。また、配偶者暴力犯罪の約3分の2は、軽度暴行である。

2-2-1-4図 配偶者暴力犯罪 犯罪種別構成比（被害者男女別）



- 注 1 Family Violence in Canada:A Statistical Profile 2009による。
2 「重度暴行」は、後遺症や生命の危険を与えるなどの加重事由のある暴行、凶器使用の暴行等であり、「軽度暴行」は、押し・突き、平手打ち、殴打等である。
3 ()内は、実人員である。

(2) 少年に対する身体的・性的な家庭内暴力犯罪⁴ (Police-reported family violence against children and youth)

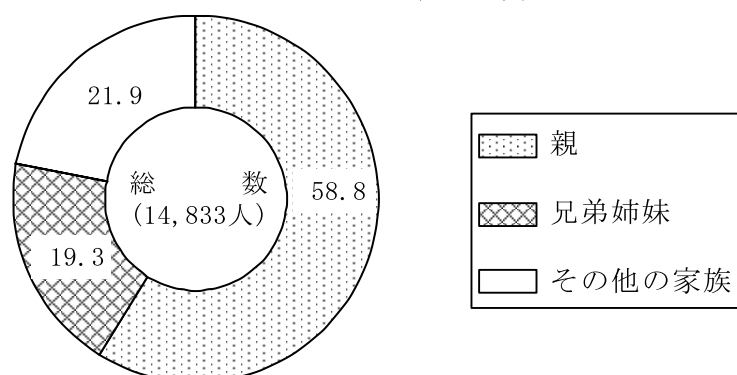
警察に通報された少年（18歳未満の者をいう。）に対する身体的・性的暴力犯罪における2009年の被害者数は、5万4,660人である。そのうち、加害者が家族であるもの（家庭内暴力犯罪）は、1万4,833人（27.1%）である。人口10万人当たりの少年に対する家庭内暴力犯罪の被害者数は214人で、2004年からおおむね横ばいである。

2-2-1-5図は、2009年における少年に対する家庭内暴力犯罪について加害者の種別構成比を見たものである。少年に対する家庭内暴力犯罪の加害者の過半数は親（実親のほか、継父母、養父母、事実上養育している者を含む。）である。

4 性的暴力犯罪とは、第3級性的暴行（Sexual assault level 3；刑法(Criminal Code:以下「法」という。）273条で規定され、後遺症（maiming/disfiguring）や生命の危険を与えるなどの加重事由のある性的暴行）、第2級性的暴行（Sexual assault level 2；法272条で規定され、凶器使用の脅迫又は攻撃行為、身体に危害を与える性的暴行）、第1級性的暴行（Sexual assault level 1；法271条で規定される性的暴行で、身体的傷害がないかあっても軽度のもの）、幼児わいせつ（Sexual interference；法151条で規定され、16歳未満の児童に対する性的目的の身体的接触）、幼児わいせつ勧誘（Invitation to sexual touching；法152条で規定され、16歳未満の児童に対する性的接触目的の勧誘等）をいう。

2-2-1-5図 少年に対する家庭内暴力犯罪 加害者種別構成比

(2009年)

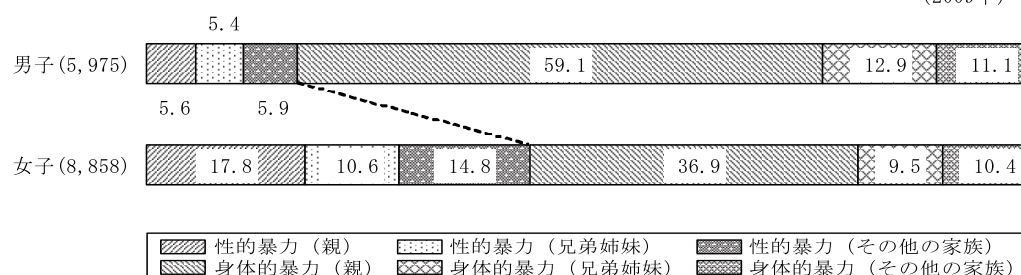


注 Family Violence in Canada:A Statistical Profile 2011による。

2-2-1-6図は、少年に対する家庭内暴力犯罪について、被害者の男女別に犯罪の種類（性的暴力・身体的暴力）及び加害者の構成比を見たものである。女子に対する家庭内暴力犯罪では、性的暴力の占める構成比が男子に比して高い。性的暴力の被害を受けた女子について、年齢別に人口10万人当たりの被害者数を見ると、14歳で最も高い⁵。男子では、身体的暴力の構成比が高く、その大多数は親によるものである。身体的暴力の被害を受けた男子について、年齢別に人口10万人当たりの被害者数を見ると、15、16歳前後でピークが認められる⁶。男子・女子を問わず、家庭内暴力犯罪の加害者は、親が最も多く、過半数を占める。

2-2-1-6図 少年に対する家庭内暴力犯罪 加害者・内容別構成比（被害者男女別）

(2009年)



注 1 Family Violence in Canada:A Statistical Profile 2011による。

2 () 内は、実人員である。

⁵ 2011年版「Family Violence in Canada: A Statistical Profile」Chart2.2参照

⁶ 同Chart2.3参照

（３）高齢者に対する暴力犯罪（Police-reported family violence against seniors）

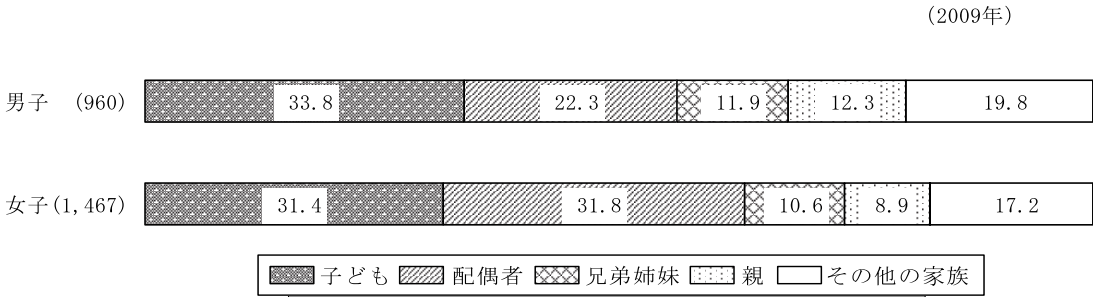
警察に通報された高齢者（65歳以上の者）に対する暴力犯罪の2009年の被害者数は、7,871人である。そのうち、家庭内の暴力犯罪（加害者が家族であるもの）による者は2,427人（30.8％）であり、少年に対する暴力犯罪のうち家庭内の暴力犯罪の占める比率（27.1％）よりも高い。

高齢者に対する家庭内暴力犯罪について、被害者の人口10万人当たりの比率は上昇傾向にあり、2004年から2009年（54）までに約14％上昇した。

人口10万人当たり的高齢被害者の比率を男女別に見ると、女子（59）が男子（48）よりも高い。

2－2－1－7図は、高齢者に対する家庭内暴力犯罪について、被害者の男女別に加害者種別構成比を見たものがある。男子よりも女子に対する家庭内暴力犯罪が多く、かつ、女子に対する家庭内暴力犯罪では、男子に比して加害者が配偶者である構成比が高く、子どもと配偶者の構成比を合わせると6割を超える。男子の高齢者に対する家庭内暴力犯罪では、加害者は子どもが約3分の1であって最も多い。

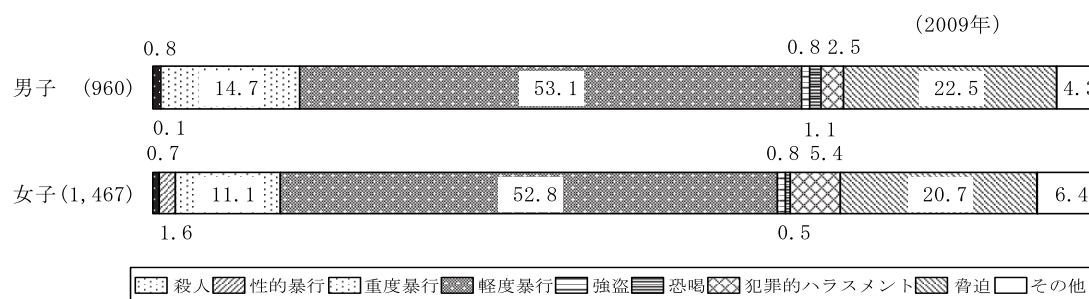
2－2－1－7図 高齢者に対する家庭内暴力犯罪 加害者種別構成比（被害者男女別）



注 1 Family Violence in Canada:A Statistical Profile 2011による。
2 () 内は、実人員である。

2－2－1－8図は、高齢者に対する家庭内暴力犯罪について被害者の男女別に犯罪の種別を見たものである。男子の高齢者に対する家庭内暴力犯罪でも女子の高齢者に対するものでも、軽度暴行が最も多数を占めており、重度暴行及び脅迫と合わせて、暴行・脅迫が主たる犯罪となっている。

2-2-1-8図 高齢者に対する家庭内暴力犯罪 犯罪種別構成比（被害者男女別）



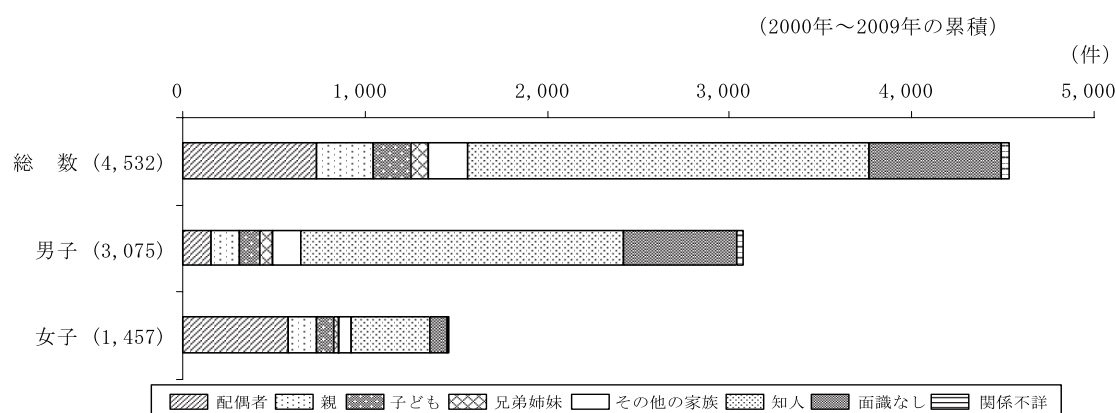
注 1 Family Violence in Canada:A Statistical Profile 2011による。

2 () 内は、実人員である。

3 家庭内殺人

2-2-1-9図は、2000年から2009年までの10年間の累積の殺人⁷の加害者の種別を被害者の男女別に見たものである。

2-2-1-9図 加害者種別殺人事件検挙件数（総数・被害者男女別）



注 1 Family Violence in Canada:A Statistical Profile 2011による。

2 被害者の性別が不明の者を除く。

3 () 内は、実数である。

被害者の男女別にみると、全体では女子は男子の半数未満であるが、家庭内殺人に限ると、男子の1.4倍と被害者数が逆転している。男子の被害者では、配偶者、親、子ども及びその他の家族である件数がおおむね同等であり、家族内の加害者種別の偏りが小さいのに対し、女子の被害者では、加害者の6割以上は配偶者である。

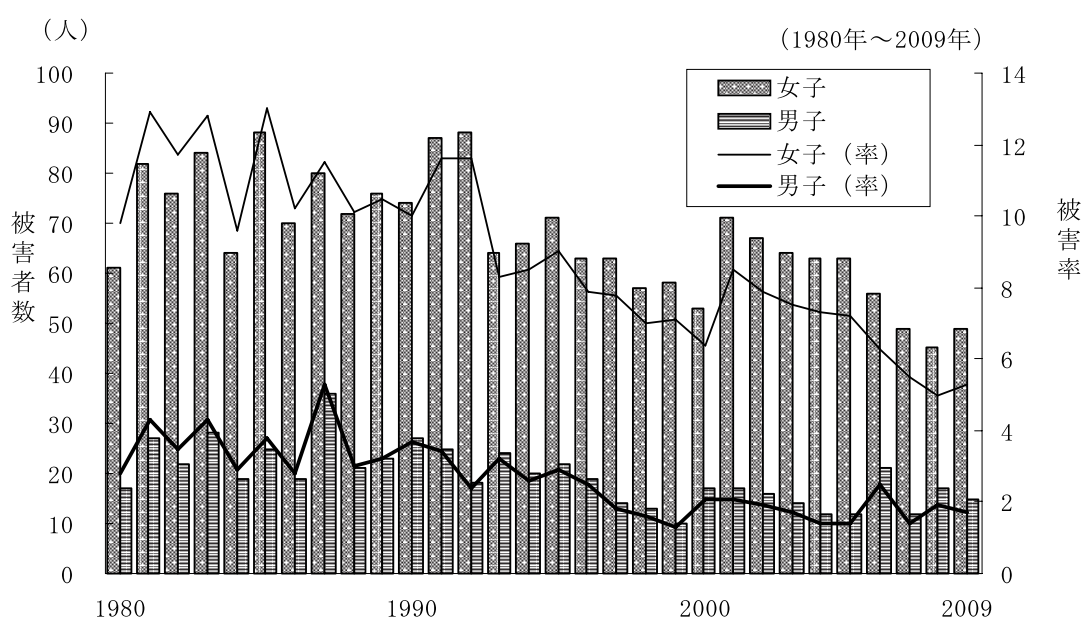
⁷ 殺人調査では、1961年から警察が認知した殺人事件（Homicide）について、被害者・加害者に関する統計調査票が作成されるようになり、1974年から家庭内殺人に係る調査内容が追加された。

（１）配偶者殺人

２－２－１－10図は、1980年から2009年までの30年間の配偶者殺人における男女別の被害者数及び人口100万人当たりの被害者数（被害率）の推移を見たものである。

当該期間で一貫して、女子は男子よりも配偶者殺人の被害に遭いやすく、2009年の人口100万人当たりの被害者数は、女子は男子の3.1倍であった。女子の被害率は、1985年に当該期間で最大の13.0を記録したが、その後減少し、2009年は5.3であった。男子の被害率も1987年に当該期間で最大の5.3を記録したが、その後減少し、2009年は1.7であった。

２－２－１－10図 配偶者殺人 男女別被害者数・被害率の推移



注 1 Family Violence in Canada:A Statistical Profile 2011による。

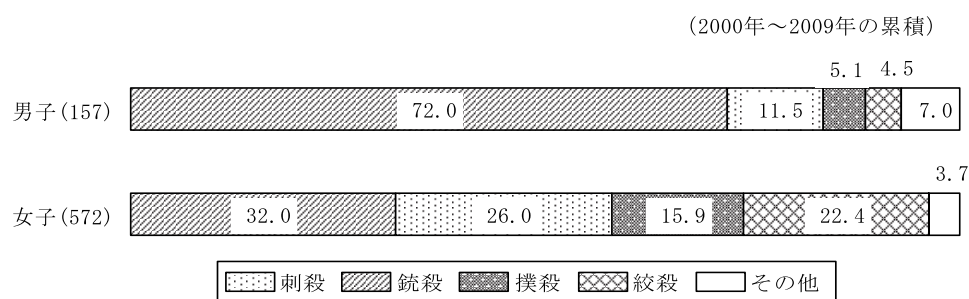
2 「被害率」は、人口100万人当たりの被害者数である。

2000年から2009年までの10年間の配偶者殺人（累積）で、被害者の男女別に被害者と加害者の婚姻関係の別を見ると、女子では法律婚39.1%，事実婚33.2%，別居した配偶者25.8%，離婚した元配偶者1.9%などとなっており、男子では法律婚22.3%，事実婚66.2%，別居した配偶者10.8%，離婚した元配偶者0.6%などとなっている⁸。

２－２－１－11図は、2000年から2009年までの10年間の配偶者殺人（累積）について、被害者の男女別に、その手口別構成比を見たものである。女子では、刺殺と銃殺を合わせて約6割であるが、男子では約7割が刺殺である。

8 被害者の性別が不明の者を除く。2011年版「Family Violence in Canada: A Statistic Profile」Table 4.4 参照

2-2-1-11図 配偶者殺人 手口別構成比（被害者男女別）



(2) 少年に対する家庭内殺人

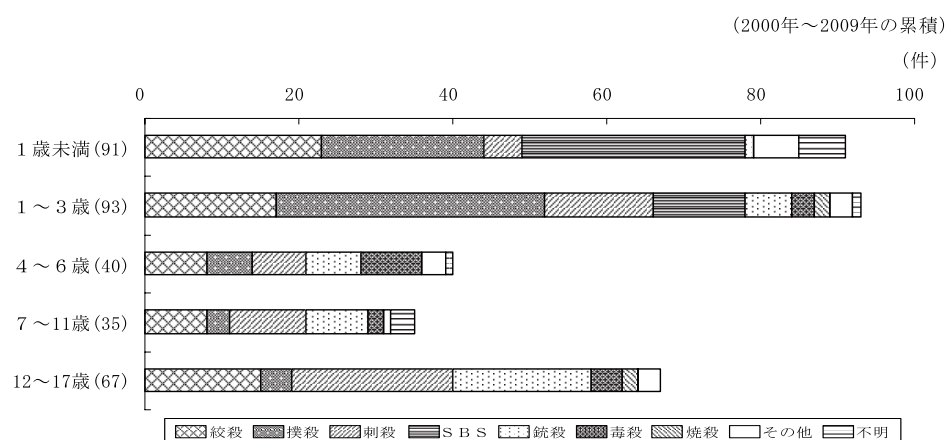
2000年から2009年の10年間に於いて、少年に対する家庭内殺人事件は、全ての殺人事件（解決済みのものに限る。）の約7%であり、全ての家庭内殺人事件の約21%であった。一般的に、少年に対する殺人は、家族によるものがそれ以外の者によるものよりも多い。ただし、過去30年間の推移を見ると、その差は近年減少傾向にある。

最近10年間の少年に対する家庭内殺人のうち約84%は、父母によるものである。

2-2-1-12図は、2000年から2009年までの10年間の少年に対する家庭内殺人（累積）について、被害者の年齢層別に手口別件数を見たものである。

1歳未満の乳児に対する殺人事件は、人口100万人当たりの件数で見ると最も多い⁹。1歳未満の乳児に対する殺人事件では、SBS（Shaken Baby Syndrome: 揺さぶられっ子症候群）が、1～3歳の幼児に対する殺人事件では、撲殺の件数が多い。

2-2-1-12図 少年に対する家庭内殺人 手口別件数（年齢層別）



9 2011年版「Family Violence in Canada: A Statistic Profile」Chart 4.8参照

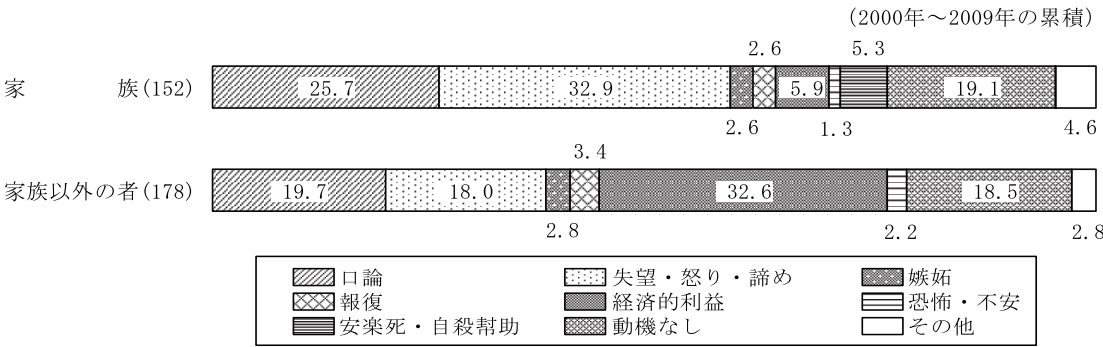
（３）高齢者に対する家庭内殺人

2000年から2009年の10年間に於いて、高齢者に対する家庭内殺人事件は、全ての殺人事件（解決済みのものに限る。）の約４％であり、全ての家庭内殺人事件の約10％であった。過去30年間に於いて、高齢者に対する殺人事件は、家族以外の者によるものが、家族によるものよりも多い。近年、その差は縮小傾向にあるが、2009年に於いて、家族以外の者による事件が家族による事件の約2.5倍となっている。家族によるものと、それ以外のものを問はず、人口100万人当たり的高齢者に対する殺人事件数は緩やかな減少傾向にあり、2009年の高齢者に対する家庭内殺人事件数は、2000年より約34％、1980年より約61％減少している。

高齢者に対する家庭内殺人について、被害者の男女別に加害者種別を見ると、女子の高齢者に対する殺人事件では、配偶者（約41％）、息子（約36％）が多く、男子の高齢者に対する殺人事件では、息子が約72％と多数を占めた。

2－2－1－13図は、2000年から2009年までの10年間の高齢者に対する殺人事件（累積）について、加害者の種別ごとの動機別構成比を見たものである。家族以外の者による殺人事件では、経済的利得によるものが多いのに対し、家庭内殺人事件では、失望・怒り・諦め、口論が多かった。

2－2－1－13図 高齢者に対する家庭内殺人 動機別構成比（加害者別）



注 1 Family Violence in Canada:A Statistical Profile 2011による。
2 動機が不明の者を除く。
3 「動機なし」は、精神疾患等を含む。
4 () 内は、実数である。

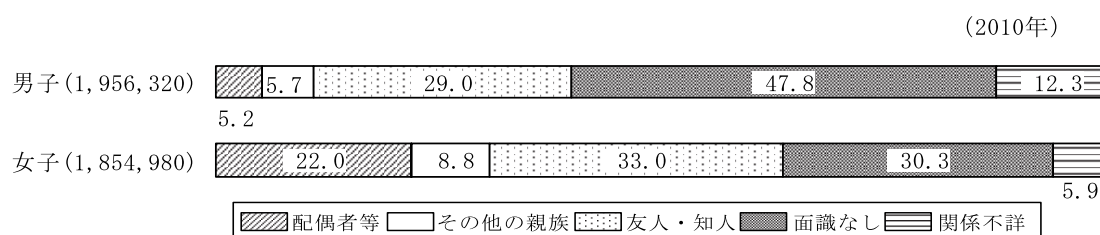
第2節 米国の家庭内暴力犯罪の概要¹

1 被害者と加害者の関係別の暴力犯罪²

2010年における米国における暴力犯罪は、2001年に比べて33.5%、2009年に比べて12.1%減少した。2010年の暴力犯罪による被害率（12歳以上の者1,000人当たりの被害者数）は、2001年に比べ10.2pt、2009年に比べ2.2pt低下し、14.9であった。

2010年の米国の暴力犯罪における被害者と加害者との関係別構成比を、被害者の男女別に見ると、**2-2-2-1図**のとおりである。

2-2-2-1図 暴力犯罪 加害者・被害者関係別構成比（被害者男女別）



注 1 Bulletin Criminal Victimization 2010による。

2 「配偶者等」は、元配偶者及び交際相手を含む。

3 () 内は、実人員である。

男女別に見ると、女子の被害者に対する暴力犯罪において、男子よりも、配偶者等及びその他の親族によるものの構成比が高い。配偶者等による暴力犯罪の被害率（12歳以上の者1,000人当たりの被害者数）は、女子に対するものが男子に対するものの約4倍に及んでいる。

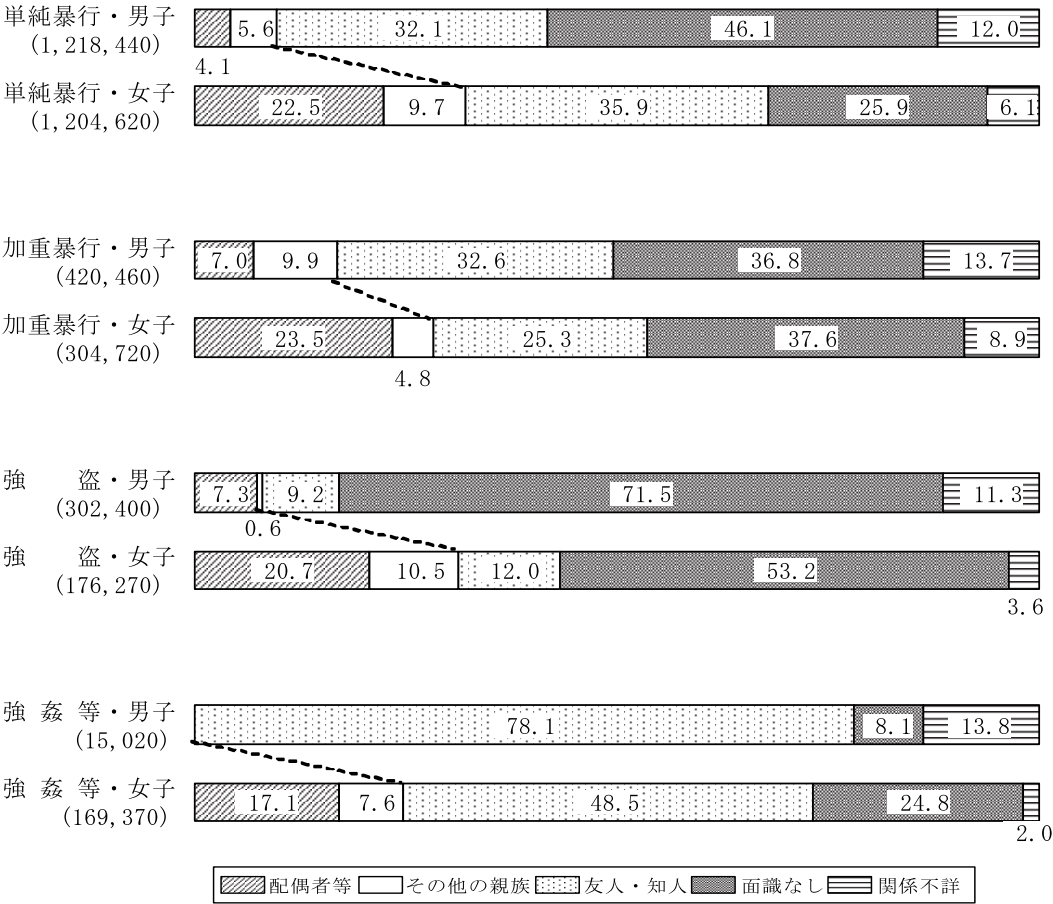
次に、罪名等ごとに、被害者と加害者との関係別構成比を見ると、**2-2-2-2図**のとおりである。配偶者等及びその他の親族によるものの構成比が、強盗において、他の三者（単純暴行、加重暴行及び強姦・性的暴行）に比べて、やや小さい。また、被害者の男女別の差異を見ると、いずれの罪名等においても、被害者が女性の場合に、配偶者及びその他の親族によるものの構成比が高いものの、加重暴行においては、被害者が女性の場合と男性の場合とで、同構成比の差異が他の三者よりも比較的小さい。

1 米国司法省の2007年版「Homicide Trends in the United States」、2010年版「Crime in the United States」及び2010年版「Bulletin Criminal Victimization」による。

2 全国犯罪被害調査（NCVS: National Crime Victimization Survey）のデータによる。同調査における暴力犯罪は、強姦、性的暴行、強盗、加重暴行及び単純暴行をいう。

2-2-2-2図 暴力犯罪 被害者・加害者関係別構成比（罪名等別・被害者男女別）

（2010年）



注 1 Bulletin Criminal Victimization 2010による。
2 「強姦等」は、強姦及び性的暴行である。
3 「配偶者等」は、元配偶者及び交際相手を含む。
4 () 内は、実人員である。

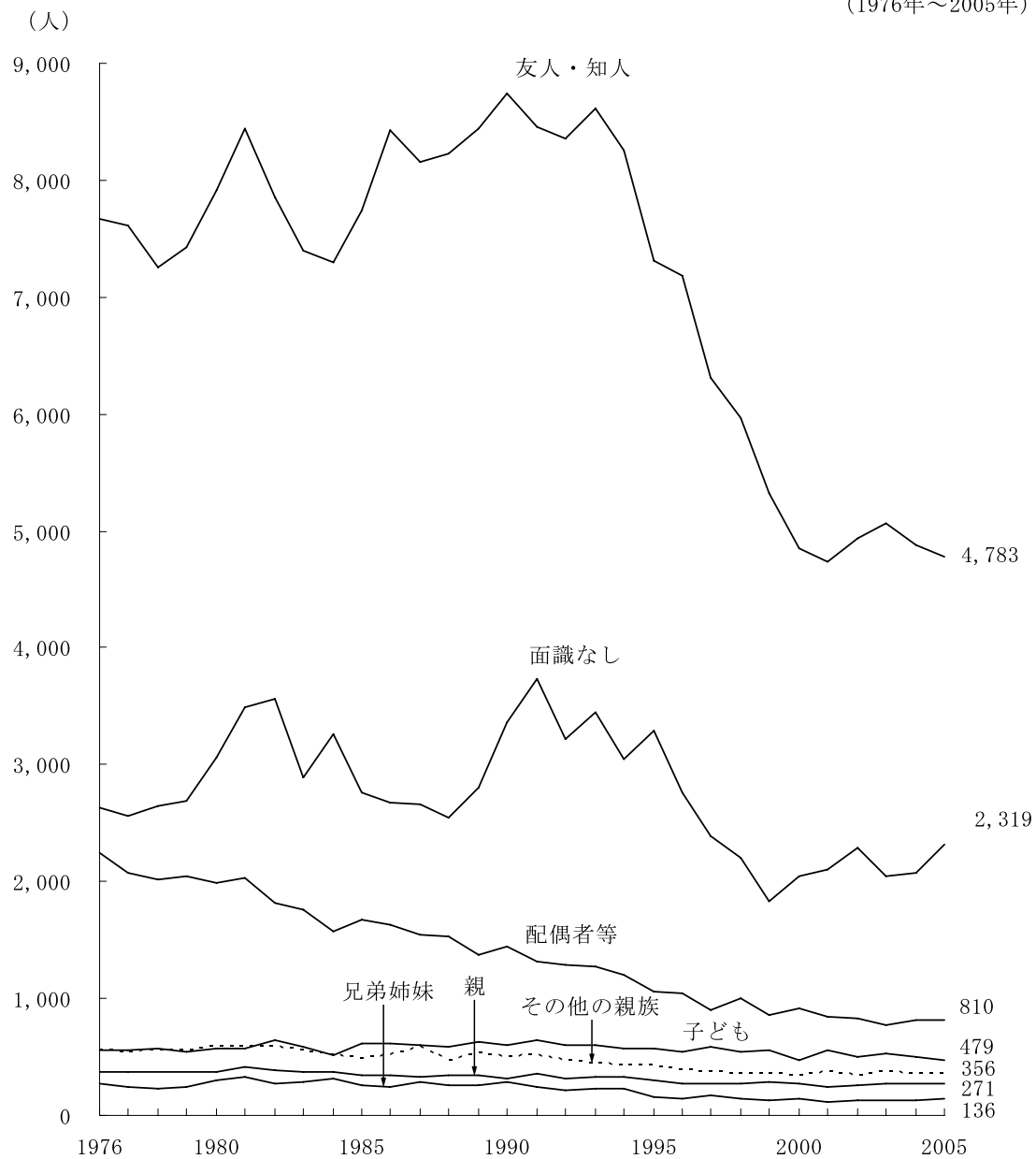
2 家庭内殺人

(1) 殺人の被害者

1976年から2005年までの30年間における被害者と加害者の関係別に見た殺人の被害者数の推移は、2-2-2-3図のとおりである。殺人の被害者は、30年間一貫して、「友人・知人」が最も多く、次いで、「面識なし」、「配偶者等」（元配偶者を含む。以下この節において同じ。）の順であった。家庭内殺人（親族等が被害者である殺人をいう。以下この節において同じ。）の被害者について見ると、一貫して「配偶者等」が最も多いものの、長期的に減少傾向にある。家庭内殺人の被害者は、近年、多い順に、「配偶者等」、「子ども」、「その他の親族」、「親」、「兄弟姉妹」であった。

2-2-2-3図 殺人 被害者数（被害者と加害者の関係別）の推移

（1976年～2005年）



注 1 Homicide Trends in the United States 2007による。

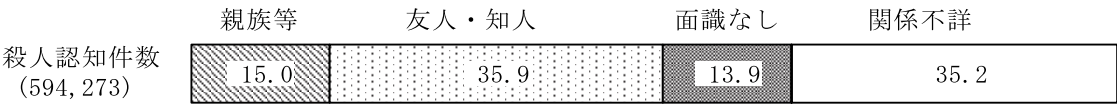
2 「配偶者等」は、元配偶者を含む。

3 関係不詳の者を除く。

2-2-2-4図は、1976年から2005年までの30年間の累積人員で見た殺人の認知件数における被害者と加害者の関係別構成比である。殺人の被害者が「親族等」（元配偶者を含む。以下この節において同じ。）である者の構成比は、15.0%であった。

2-2-2-4図 殺人の認知件数 被害者と加害者の関係別構成比

(1976年～2005年の累積)



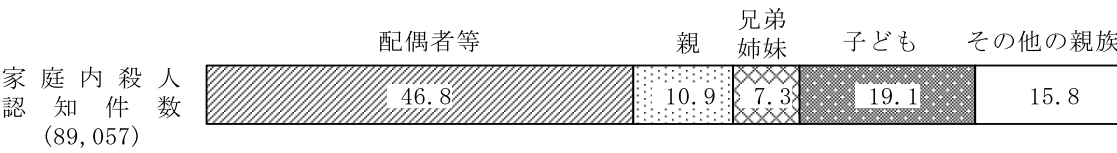
注 1 Homicide Trends in the United States 2007による。
2 「親族等」は、元配偶者を含む。
3 () 内は、実数である。

(2) 家庭内殺人の被害者

2-2-2-5図は、2-2-2-4図の「親族等」の内訳を見たものである。家庭内殺人においては、被害者が「配偶者等」である場合が最も多く、次いで、「子ども」、「その他の親族」、「親」、「兄弟姉妹」の順である。

2-2-2-5図 家庭内殺人の認知件数 被害者と加害者の関係別構成比

(1976年～2005年の累積)

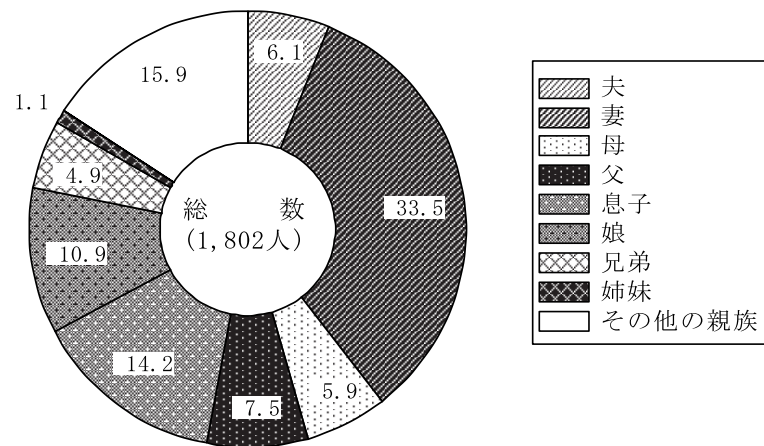


注 1 Homicide Trends in the United States 2007による。
2 「配偶者等」は、元配偶者を含む。
3 () 内は、実数である。

2010年における家庭内殺人事件を、加害者に対する被害者の関係別に構成比を見ると、2-2-2-6図のとおりである。妻に対する殺人事件の構成比が最も高く、そのほか息子、娘が次いでおり、加害者より弱者の立場にある者に対する事件が多いと考えられる。

2-2-2-6図 家庭内殺人 被害者別構成比

(2010年)

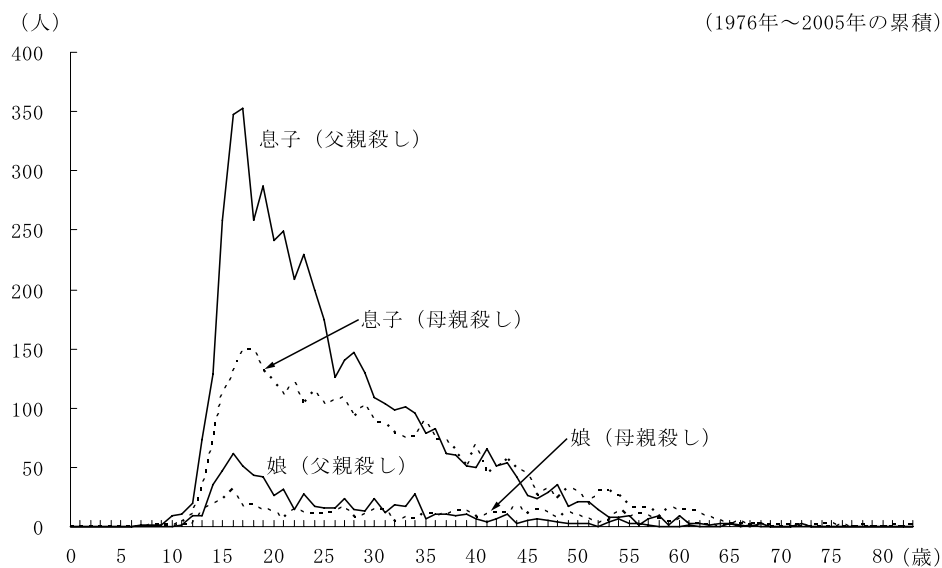


注 1 Homicide Trends in the United States 2007による。
 2 「夫」及び「妻」は、法律婚、事実婚に係る配偶者のほか、元配偶者を含む。

2-2-2-7図は、被害者が親である殺人事件の年齢別加害者数（続柄別）について、1976年から2005年までの30年間の累積人員で見たものである。加害者の総数で比較すると、息子による父親殺しが最も多く、次いで、息子による母親殺し、娘による父親殺し、娘による母親殺しの順であった。加害者を年齢別に見ると、男女共に16～17歳の年齢層の者が最も多い。

2-2-2-7図 被害者が親である殺人の年齢別加害者数（続柄別）

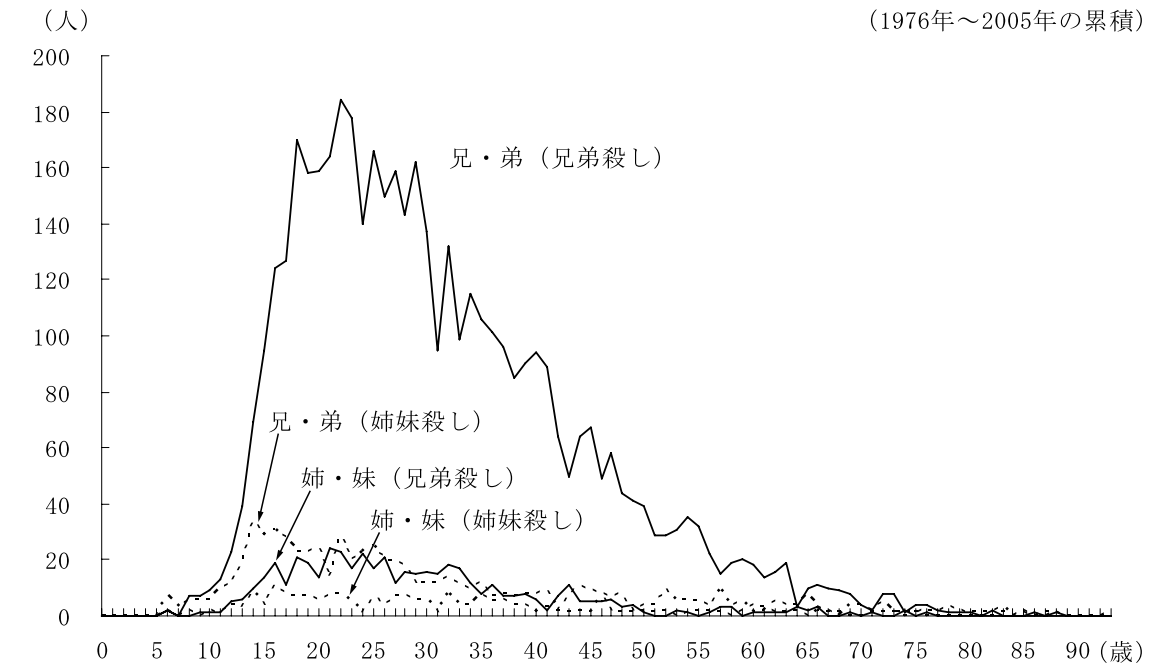
(1976年～2005年の累積)



注 Homicide Trends in the United States 2007による。

2-2-2-8図は、被害者が兄弟姉妹である殺人事件の年齢別加害者数（続柄別）について、1976年から2005年までの30年間の累積人員で見たものである。被害者が親である場合と比較すると、被害者が兄弟姉妹である場合においては、加害者のうち姉妹の占める比率が低い。加害者の総数で比較すると、兄・弟による兄弟殺しが最も多く、次いで、兄・弟による姉妹殺し、姉・妹による兄弟殺し、姉・妹による姉妹殺しの順であった。

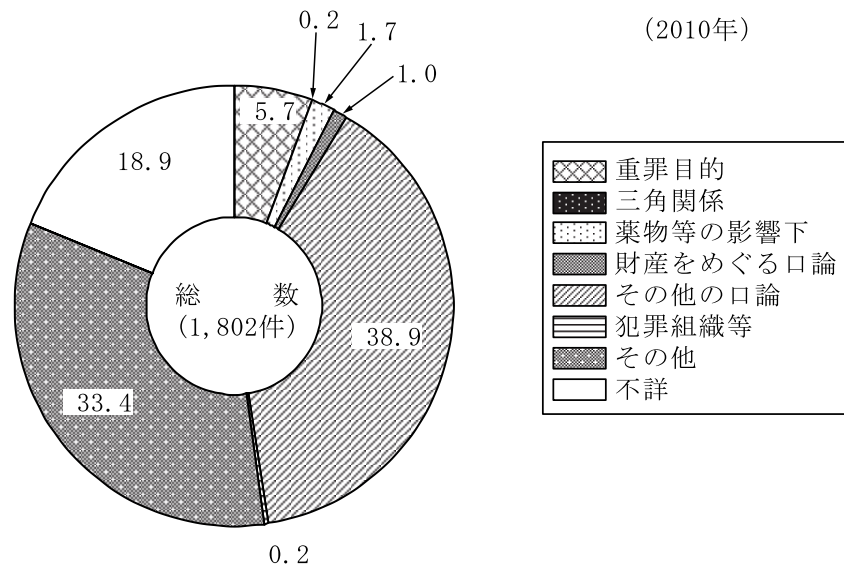
2-2-2-8図 被害者が兄弟姉妹である殺人の年齢別加害者数（続柄別）



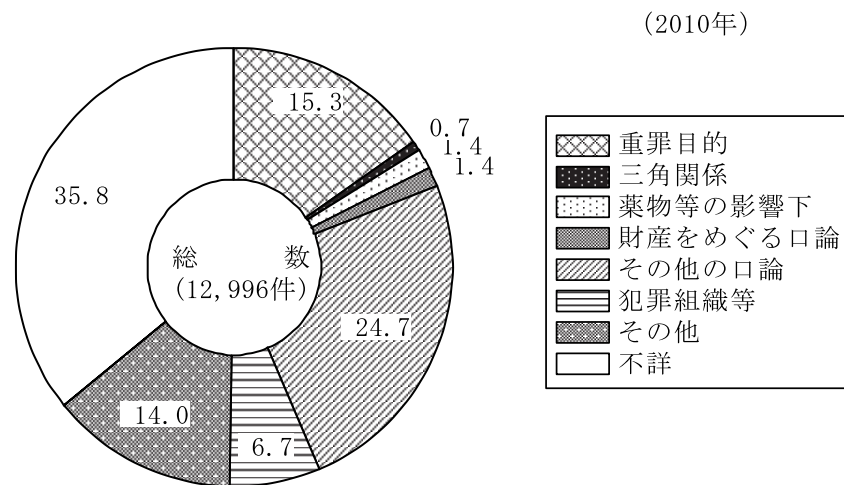
注 1 Homicide Trends in the United States 2007による。
2 被害者が複数の場合は、最初の被害者を計上している。

2-2-2-9図は、家庭内殺人事件について、事件の状況別の構成比を見たものである。殺人事件全体と比べ、重罪(Felony)³に伴って発生したものは少なく、口論によるものが最も多い。

2-2-2-9図 家庭内殺人 犯行の状況別構成比



<参考> 殺人（全体） 犯行の状況別構成比



- 注 1 Crime in the United States 2010による。
 2 「家庭内殺人」は、事実婚に係る配偶者又は元配偶者が被害者である殺人を含む。
 3 「薬物等の影響下」は、アルコールの影響下を含む。

3 重罪 (Felony) とは、米国連邦法では懲役1年を超える法定刑の犯罪であり、強盗、強姦、放火等多数のものがある。

第 3 編

成人による家庭内の重大犯罪

第1章 成人による家庭内の重大犯罪の実態と分析

第1節 調査の概要

1 調査の目的

本章では、成人（刑事処分を受けた少年を含む。）による家庭内の重大犯罪（殺人、傷害致死、保護責任者遺棄致死及び放火をいう。）について、刑事事件記録及び判決書を基に、実態、特徴、時代による変遷の有無・状況等を明らかにするとともに、背景・要因に関する分析を行うことを目的とする。

時代による変遷については、親族間の殺人が多かった昭和期、件数が少なかった平成初期及び近年を対象として、その間の変遷を見る。

2 調査方法

東京地方検察庁において処理された事件のうち、①昭和50年～同53年の4年間、②平成元年～同4年の4年間、及び③平成17年～同20年の4年間の各期間区分に第一審判決の言渡しがあったもので、罪名が「殺人（未遂、予備を含む）」「傷害致死」「現住建造物等放火」「保護責任者遺棄致死」である「家庭内」（直系尊属・卑属、配偶者（内縁を含む。）、兄弟姉妹、同居のその他親族（継父母・継子を含む。）を被害者とするものをいう。）の事案を抽出し、刑事事件記録（記録保管期間を超えていない③期の一部に限る。）又は判決書から、事案の内容を分析した。

対象事件として抽出した事件の数は、合計236件（①期114件、②期55件、③期67件）であった。

第2節 家庭をめぐる環境の変化

家庭内の重大犯罪の動向は、家庭をめぐる環境の影響を免れることは困難であると考えられる。そこで、家庭をめぐる環境の変化を概観する。

厚生労働省が毎年実施する「国民生活基礎調査」¹によれば、平均世帯人員は、①期に当たる昭和50年には3.35人だったものが、③期に当たる平成17年には2.68人にまで低下している。特に、65歳以上の高齢者のいる世帯構成の経年変化を見ると、三世代同居世帯が、昭和50年では54.4%であったものが、②期に当たる平成元年では40.7%、さらに17年では21.3%へと急減しているのに対し、夫婦のみの世帯は、昭和50年には13.1%であったものが、平成元年には20.9%、17年には29.2%へと増加している。また、単独世帯は、昭和50

1 昭和60年以前は「厚生行政基礎調査」

年には8.6%であったものが、平成元年には14.8%、17年には22.0%へと増加している。つまり、高齢者人口がただ単に増加しているだけではなく、そうして増加した高齢者たちにとっては、一昔前のように子供夫婦と三世代家族を営むことが一般的ではなくなり、単独又は夫婦のみで生活することの方が一般的になってきている。

このように、①期から③期へと時代が移るにつれ、家族の構成員が減り、核家族化の進行が進んでいる。

また、男女の均等という観点で見ると、①期当時は、ウーマンリブ運動が活発化するなど、既に理念的には女性の自立や性の解放が声高に叫ばれるようになってはいたものの、昭和54年に実施された「婦人（I部）に関する世論調査」²において、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方について、「賛成」又は「どちらかといえば賛成」と答えた人が、7割を超えていたことに象徴されるように、当時はまだ多くの人々が家庭における性役割分業を当然のこととし、経済的に女性が男性に依存する形で家庭を営む形態は一つの典型と認識され、現実的な問題としても、女性が経済的に自立するにはまだ多くの困難を伴うのが実情であったといえる。山田昌弘は、性役割分業について、「戦後の家族の目標である「豊かな生活」をもたらし、戦後の家族の社会的、個人的機能を効率よく果たすために「適した」分業形態だったのである。」と述べているが³、高度経済成長期に有効に機能したこうした性役割分業は、「男性が家長あるいは戸主として位置づけられていた戦前の家族観からも違和感なく引き継がれた。」⁴という点から見ても、昔ながらの男尊女卑的価値観がそのベースにあったことは否めない。その後の時代推移の中で、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という性役割分業を一つの典型とした家族の在り方は、高度経済成長の終えんとともにその有効性を失い、また、男女雇用機会均等法を始めとする男女の平等化や共同参画を促す様々な施策の展開等もあって、人々の意識の面でも、さらに実態の面でも変化している。平成19年に実施された「男女共同参画社会に関する世論調査」（標本数5,000人、有効回収数3,118人）では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、「賛成」又は「どちらかといえば賛成」と答えた人は44.8%にまで低下し、特に女性では39.9%と低くなっており、また、総務省統計局の労働力調査によれば、女性の就業者数は、昭和50年に1,953万人であったが、平成17年に2,633万人に増加している。このように、①期においては、経済力、意識の面で、男女間に非対称な力関係が存在したが、③期においてはその非対称性は弱くなっていると言える。

さらに、家族内の構成員相互の関係について見ると、1950年代から始まった近代家族の大衆化を「家族の戦後体制」と名付けた落合恵美子は、その後の家族変動を「家族の時代」

2 全国の20歳以上の男女10,000人（男4,764人、女5,236人）を対象に、昭和54年5月18日から同月27日まで実施されたもの（有効回収数8,239人（82.4%））。

3 山田昌弘、「迷走する家族」、有斐閣

4 岩上真珠、「高齢社会を生きる技法」、『いま、この日本の家族 絆のゆくえ』、弘文堂

から「個人の時代」へ移りつつあるとし、「一緒に生活していても、家族全体の効用を最大化しようというのではなく、個人が原則的には各々効用を最大化しようとしていて、家族のために自分の幸せを長期的に犠牲にするというような選択をしないなら、それは「個人化」した家族と言うべきだろう。」⁵と述べ、また、金井淑子は、「社会の公私二元化、男女の性別役割分業、子どもの養育、夫婦・親子の情愛、血縁的絆といった諸特徴で定義され、情愛感情に基づく関係として「愛情規範集団」とされてきた」家族が、「それを成り立たせる内側の感情面から空洞化し機能不全化している現実がある。」⁶と指摘している。

離婚率（人口1,000人当たりの離婚件数）を見ると、昭和63年から急増して平成14年には2.30という戦後最高値を記録している。⁷

また、近隣や地域社会との関係を見ると、平成18年版厚生労働白書は、昭和50年から平成16年までの間、近所付き合いの程度が低下していることを指摘している。このようにして、外部世界との接点を失った家族は、「情緒的集団」⁸としてますます閉鎖性を高めていく可能性が強く、市村弘正は、「情緒的な親密性へのこのような閉塞は、社会的なるものを瓦解させ、社会的経験を稀薄にすると同時に、親密さそれ自体を変質させてしまうだろう。グロテスクに変貌した「情緒体」が、あらゆる言葉が無用にし、短絡化して、暴力性を露わにするのを、私たちは身近にみている。」⁹と述べている。

これらの指摘や数値に象徴されるように、近年においては、家庭内の構成員相互の関係の希薄化、コミュニケーションや情緒的交流の不全化などの問題がより生じる懸念が高まっていると考えられる。

第3節 統計的分析

1 調査対象事件の概要

抽出した対象事件数を、罪名別、期間区分別に見ると、3-1-3-1-1表のとおりである。

3-1-3-1-1表 調査対象事件数（罪名別・期間区分別）

罪 名	総数	①期	②期	③期
総 数	236	114	55	67
殺人	181	93	37	51
傷害致死	32	15	9	8
放火	22	6	9	7
保護責任者遺棄致死	1	-	-	1

注 殺人のうち、3件（②期）は放火との併合罪で、殺人のみ計上している。

5 落合恵美子、「近代家族の曲がり角」、角川書店
6 金井淑子、「依存と自立の倫理」、ナカニシヤ出版
7 湯沢雍彦・宮本みち子、「新版 データで読む家族問題」、日本放送出版協会
8 市村弘正、「家族の言語学」、『シリーズ変貌する家族3 システムとしての家族』、岩波書店
9 注8に同じ。

まず、総数を比較すると、①期が最も件数が多く、②期が最も少なくなっており、③期では、②期と比較して件数が増えているものの①期よりは少なくなっている。これは、各期間区分において最も割合の大きい殺人の増減によるところが大きい、傷害致死においても、①期が他の期に比べて多くなっている。

期間区分別に、加害者から見た被害者の続柄別の家庭内の重大事件の事件数を見ると、**3-1-3-1-2表**のとおりである。

3-1-3-1-2表 被害者の続柄（罪名別・期間区分別）

①殺人

区 分	総数	①期	②期	③期
総 数	181	93	37	51
実親	23	4	5	14
実子	67	45	12	10
配偶者（妻）	45	26	6	13
配偶者（夫）	27	10	8	9
兄弟姉妹	11	5	3	3
その他	8	3	3	2

②傷害致死

区 分	総数	①期	②期	③期
総 数	32	15	9	8
実親	12	4	5	3
実子	4	1	1	2
配偶者（妻）	7	5	1	1
配偶者（夫）	4	2	2	-
兄弟姉妹	1	1	-	-
その他	4	2	-	2

③放火

区 分	総数	①期	②期	③期
総 数	22	6	9	7
実親	11	3	3	5
実子	1	-	-	1
配偶者（妻）	6	1	4	1
配偶者（夫）	3	1	2	-
兄弟姉妹	1	1	-	-
その他	-	-	-	-

④保護責任者遺棄致死

区 分	総数	①期	②期	③期
総 数	1	-	-	1
実親	-	-	-	-
実子	1	-	-	1
配偶者（妻）	-	-	-	-
配偶者（夫）	-	-	-	-
兄弟姉妹	-	-	-	-
その他	-	-	-	-

- 注 1 「配偶者」は、内縁を含む。
 2 「その他」は、義理の親、義理の子、孫等である。

①期よりも、③期の方が殺人全体の件数は少ないものの、③期においては、実親殺しが顕著に多く増えており、家庭内殺人のうち約27%を実親殺しが占めている（①期においては約4%に過ぎない。）。一方、実子殺しは、殺人全体の件数が他の期よりも多い①期の中でも特に件数が多く、家庭内殺人のうち約48%が実子殺しである（③期においては約20%）。

2 殺人

3-1-3-2-1表は、家庭内の殺人について、期間区分別、加害者の男女別に、被害者の続柄を見たものである。

被害者の続柄別に近年（③期）の家庭内殺人を見ると、配偶者に対する殺人が最も多く、続いて、実親に対する殺人、実子に対する殺人である。

配偶者殺しでは、①期で男性による妻殺しが特に件数が多いが、期間区分ごとの構成比を見ると、いずれの期間区分においても、配偶者殺しは家庭内殺人全体の約4割を占めている（①期約39%、②期約38%、③期約43%）。

実親殺しでは、③期において、実母が被害者になる事案が増加する（なお、③期には両親が被害者となっている事案が2件あるが、表では実父に計上しており、母親が被害者となる事案は表の数値よりもさらに増える。）とともに、加害者が女子である比率が増えている。

実子殺しでは、①期においては、20歳未満の未成年者が被害者となる事案が、実子殺し45件中40件を占め、その約半数の19件が嬰兒殺（以下、出産直後の嬰兒に対する殺人をいう。）である。

また、加害者の性別で見ると、男女差は小さく、一般の殺人においては男性によるものが多いのに対して、特徴的である。

3-1-3-2-1表 殺人 被害者の続柄（期間区分別・男女別）

区 分	総数	①期		②期		③期	
		男子	女子	男子	女子	男子	女子
総 数	181	47	46	19	18	27	24
実親	23	4	-	4	1	9	5
父親	8	2	-	1	1	2	2
母親	15	2	-	3	-	7	3
実子	67	11	34	5	7	2	8
20歳未満	50	8	32	2	2	-	6
（うち嬰兒殺）	(19)	(1)	(18)	(-)	(-)	(-)	(-)
20歳以上	17	3	2	3	5	2	2
兄弟姉妹	11	4	1	2	1	2	1
配偶者	72	26	10	6	8	13	9
その他	8	2	1	2	1	1	1
（うち嬰兒殺）	(1)	(1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

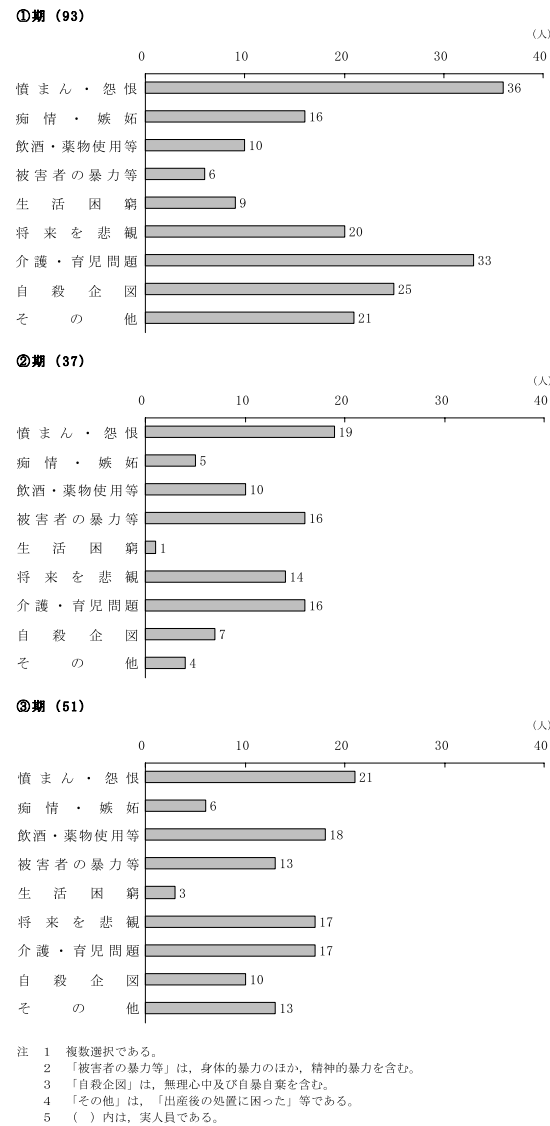
注 1 性別は、加害者のものである。
2 「配偶者」は、内縁を含む。
3 「その他」は、義理の親、義理の子、孫等である。

3－1－3－2－2図は、家庭内の殺人について、期間区分別に動機・原因別（複数選択方式）の人員を見たものである。

近年（③期）においては、憤まん・怨恨に基づく者が最も多く、そのほか、飲酒・薬物使用等、介護・育児問題、将来を悲観、被害者の暴力等が多い。期間区分別に比較すると、憤まん・怨恨、介護・育児問題は、①期から③期を通じて、その比率が高い。他方、飲酒・薬物使用等、被害者の暴力等については、①期に比べ、③期において、その比率が高くなっている。

憤まん・怨恨は、通常の殺人の動機においても主たるものであるが、介護・育児問題、将来への悲観などは、家庭内の殺人に特有のものであり、その多さは特徴的である¹⁰。

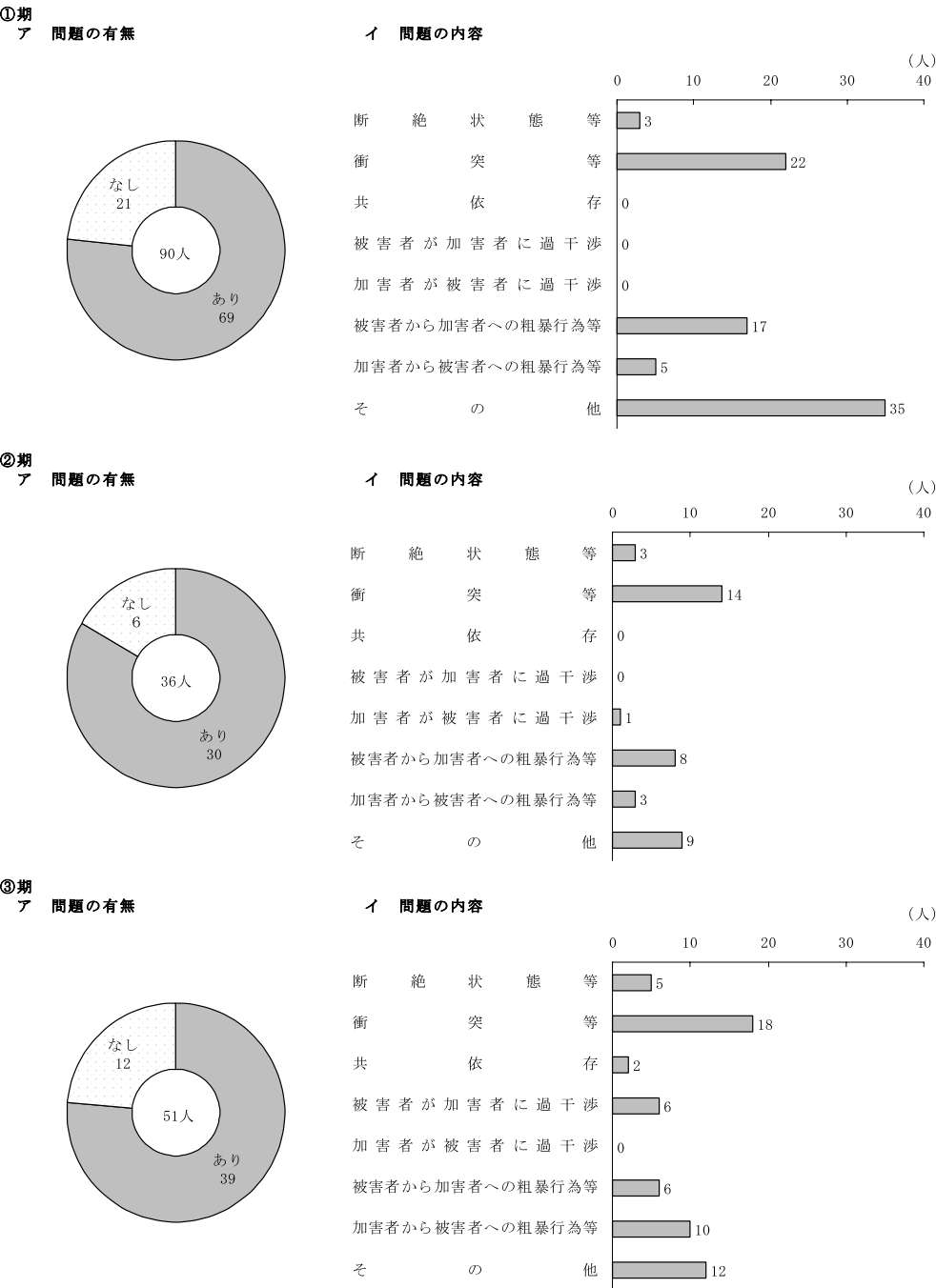
3－1－3－2－2図 殺人 犯行の動機・原因（期間区分別）



10 平成22年版犯罪白書

3-1-3-2-3図は、家庭内の殺人について、期間区分別に加害者と被害者の関係を見たものである。各期を通じて、両者の関係に問題のある比率が4分の3程度を占めている。また、その内容としては、①期においては、衝突等、被害者から加害者への粗暴行為等が多かったが、③期においては、衝突等に加えて、加害者から被害者への粗暴行為等が多い。

3-1-3-2-3図 殺人 加害者・被害者間の関係（期間区分別）



注 1 問題の内容については、複数選択である。
2 「粗暴行為等」は、脅迫的な言動を含む。
3 加害者と被害者間の関係が不詳の者を除く。

3-1-3-2-4図は、家庭内の殺人について、期間区分別に加害者の前科の有無の構成比を見たものである。①期、③期ともに、前科のある者は2割弱と、一般の殺人(46.6%)に比べて低く¹¹、②期においてはさらに低い。

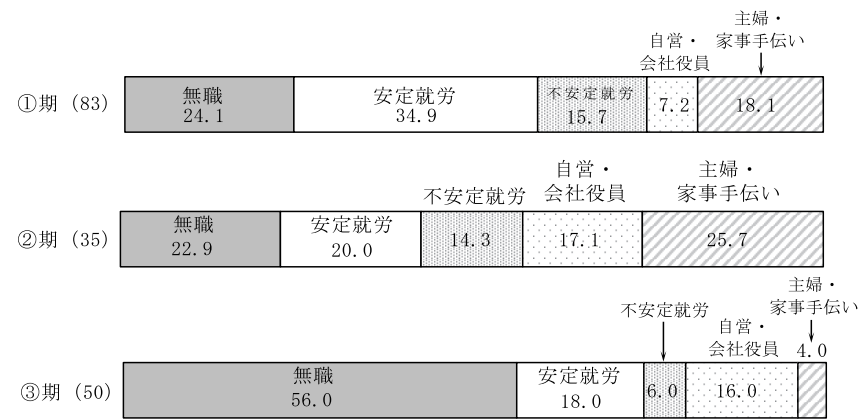
3-1-3-2-4図 殺人 加害者の前科の有無別構成比（期間区分別）



注 1 道交違反による罰金のための前科を除く。
2 前科の有無が不詳の者を除く。
3 () 内は、実人員である。

3-1-3-2-5図は、家庭内の殺人について、期間区分別に加害者の就労状況の構成比を見たものである。③期においては、①期、②期に比べて、無職の者の構成比が高くなっており、半数を超える者が無職であった。

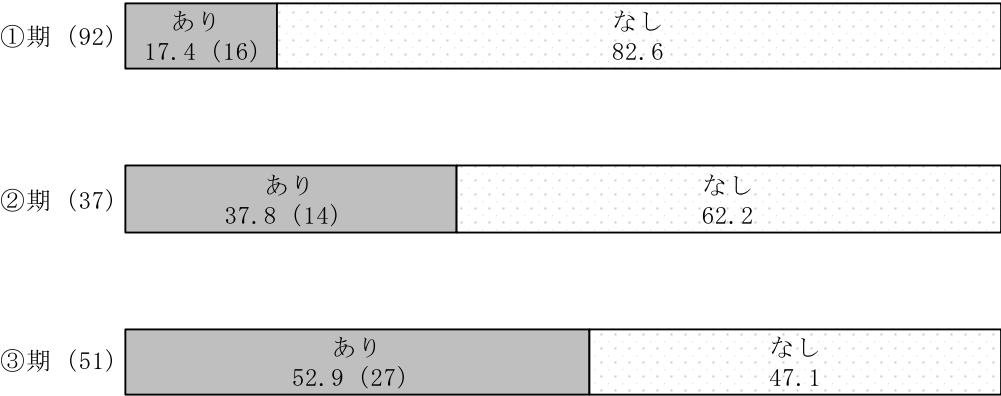
3-1-3-2-5図 殺人 加害者の就労状況別構成比（期間区分別）



注 1 「不安定就労」は、アルバイト等である。
2 就労状況が不詳の者を除く。
3 () 内は、実人員である。

3-1-3-2-6図は、家庭内の殺人について、期間区分別に加害者の精神障害等（人格障害、発達障害等を含む。以下同じ。）の有無別の構成比を見たものである。③期においては、精神障害等を有する者の構成比が半数を超え、また、実人員においても他の期に比べて増えている。

3-1-3-2-6図 殺人 加害者の精神障害等の有無別構成比（期間区分別）



注 1 「精神障害等」は、人格障害、発達障害等を含む。
2 加害者の精神障害等の有無が不詳の者を除く。
3 ()内は、実人員である。

3 傷害致死

3-1-3-3-1表は、家庭内の傷害致死について、期間区分別、加害者の男女別に、被害者の続柄を見たものである。

被害者の続柄別に近年（③期）の家庭内の傷害致死を見ると、実親に対するものが多い。①期においては、配偶者に対する傷害致死が最も多かったが、③期においては減少している。

加害者の性別で見ると、男性による犯行が多く、家庭内の殺人と対比的である。

3-1-3-3-1表 傷害致死 被害者の続柄（期間区分別・男女別）

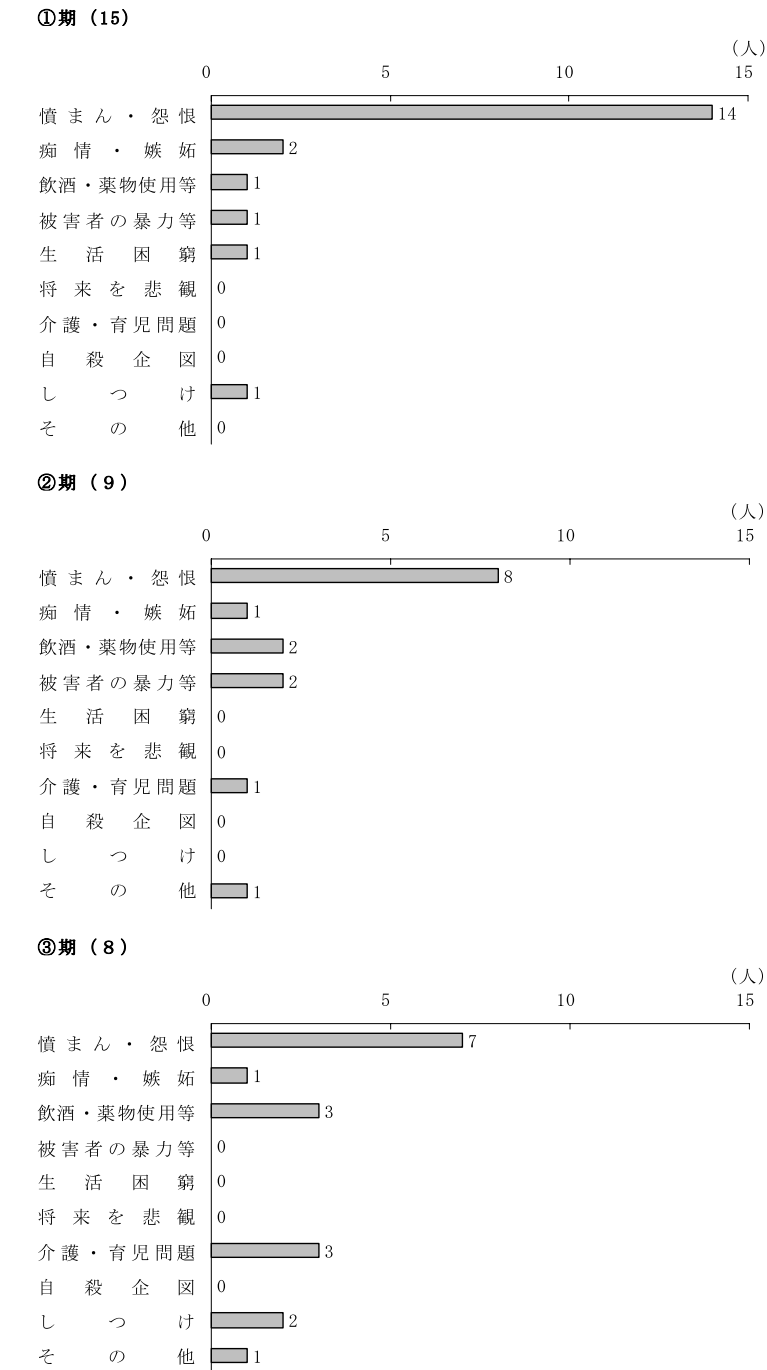
区 分	総数	①期		②期		③期	
		男子	女子	男子	女子	男子	女子
総 数	32	13	2	6	3	7	1
実親	12	4	-	4	1	3	-
父親	7	3	-	2	1	1	-
母親	5	1	-	2	-	2	-
実子	4	1	-	1	-	1	1
20歳未満	3	1	-	-	-	1	1
20歳以上	1	-	-	1	-	-	-
兄弟姉妹	1	1	-	-	-	-	-
配偶者	11	5	2	1	2	1	-
その他	4	2	-	-	-	2	-

注 1 性別は、加害者のものである。
2 「配偶者」は、内縁を含む。
3 「その他」は、義理の子、叔父等である。

3-1-3-3-2図は、家庭内の傷害致死について、期間区分別に動機・原因別（複数選択方式）の人員を見たものである。

各期を通じて、憤まん・怨恨に基づく者がほとんどである。そのほか、近年（③期）においては、飲酒・薬物使用等、介護・育児問題の比率も比較的高い。

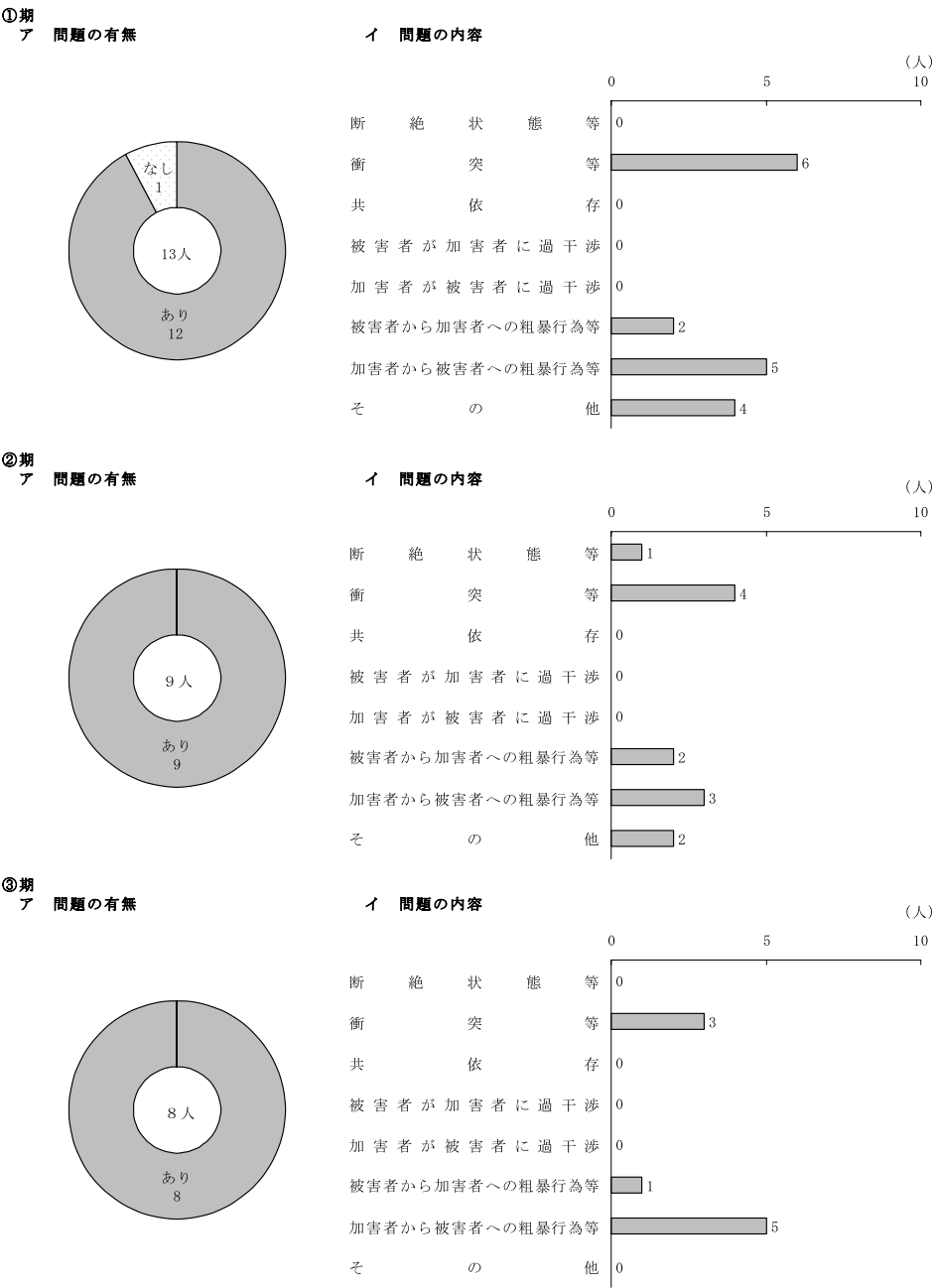
3-1-3-3-2図 傷害致死 犯行の動機・原因（期間区分別）



注 1 複数選択である。
2 「被害者の暴力等」は、身体的暴力のほか、精神的暴力を含む。
3 「自殺企図」は、無理心中及び自暴自棄を含む。
4 () 内は、実人員である。

3-1-3-3-3図は、家庭内の傷害致死について、期間区分別に加害者と被害者の関係を見たものである。各期を通じて、両者の関係に問題のある比率が非常に高く、①期の1人を除いた全事件で何らかの問題があった。その内容としては、衝突等、加害者から被害者への粗暴行為等が多く、特に近年（③期）においては加害者から被害者への粗暴行為等が最も多い。日常的に被害者に暴力を加えた上、傷害致死に至った事件が多いと言える。そのほか、被害者から加害者への粗暴行為等がある事件も少数ではあるが認められる。

3-1-3-3-3図 傷害致死 加害者・被害者間の関係（期間区分別）



注 1 問題の内容については、複数選択である。
2 「粗暴行為等」は、脅迫的な言動を含む。
3 加害者と被害者間の関係が不詳の者を除く。

3-1-3-3-4図は、家庭内の傷害致死について、期間区分別に加害者の前科の有無の構成比を見たものである。①期、③期共に、前科のある者は4割弱であり、通常の傷害致死（44.7%）¹²と顕著な差はない。

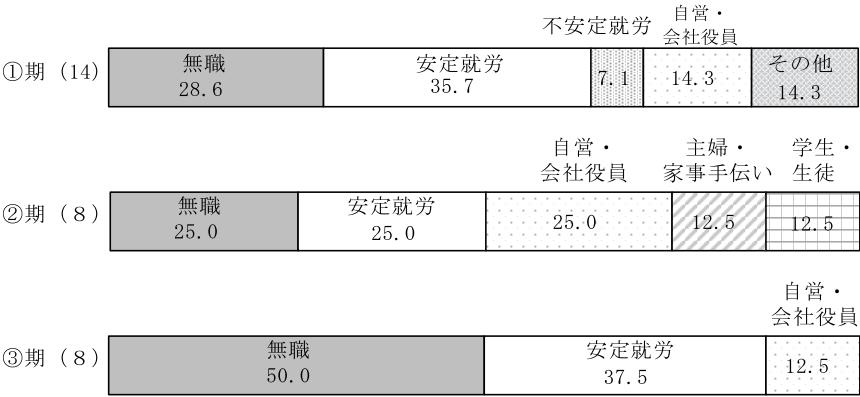
3-1-3-3-4図 傷害致死 加害者の前科の有無別構成比（期間区分別）



注 1 道交違反による罰金のための前科を除く。
2 前科の有無が不詳の者を除く。
3 () 内は、実人員である。

3-1-3-3-5図は、家庭内の傷害致死について、期間区分別に加害者の就労状況の構成比を見たものである。③期においては、①期、②期に比べて、無職の者の構成比が高くなっており、半数が無職であった。

3-1-3-3-5図 傷害致死 加害者の就労状況別構成比（期間区分別）

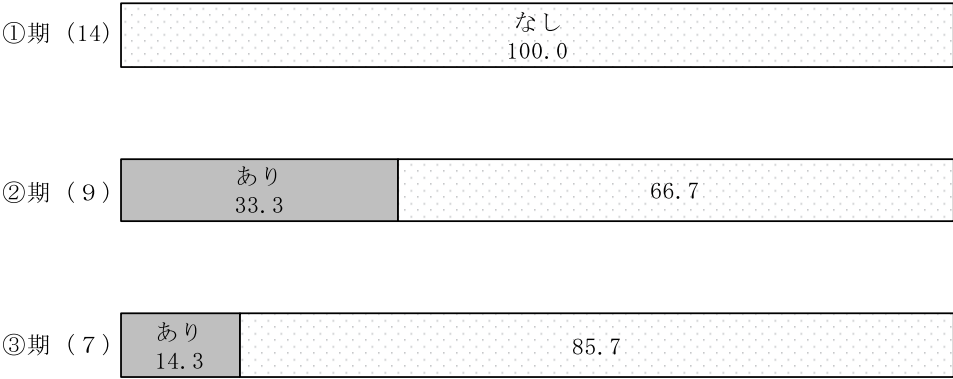


注 1 「不安定就労」は、アルバイト等である。
2 就労状況が不詳の者を除く。
3 () 内は、実人員である。

12 平成22年版犯罪白書

3－1－3－3－6図は、家庭内の傷害致死について、期間区分別に加害者の精神障害等の有無別の構成比を見たものである。①期においては精神障害等を有する者はおらず、②期においては、精神障害等を有する者の構成比がやや高く、③期はまた下がっているが、人員数が少ないことを踏まえると、特に目立った傾向の変化であるとは言いがたい。

3－1－3－3－6図 傷害致死 加害者の精神障害等の有無別構成比（期間区分別）



注 1 「精神障害等」は、人格障害、発達障害等を含む。
2 加害者の精神障害等の有無が不詳の者を除く。
3 ()内は、実人員である。

4 放火

3-1-3-4-1表は、家庭内の放火について、期間区分別、加害者の男女別に、被害者の続柄を見たものである。なお、放火においては、放火対象となった建造物の所有者（家庭内に所有者がいない場合は居住者）を被害者とみなしている。

被害者の続柄別に近年（③期）の家庭内の放火を見ると、実親に対するものが多い。

加害者の性別で見ると、①期においては男女同数であったが、③期においては男性による犯行が多い。

3-1-3-4-1表 放火 被害者の続柄（期間区分別・男女別）

区 分	総数	①期		②期		③期	
		男子	女子	男子	女子	男子	女子
総 数	22	3	3	7	2	6	1
実親	11	2	1	3	-	5	-
父親	5	2	-	2	-	1	-
母親	6	-	1	1	-	4	-
実子	1	-	-	-	-	-	1
20歳未満	1	-	-	-	-	-	1
20歳以上	-	-	-	-	-	-	-
兄弟姉妹	1	-	1	-	-	-	-
配偶者	9	1	1	4	2	1	-
その他	-	-	-	-	-	-	-

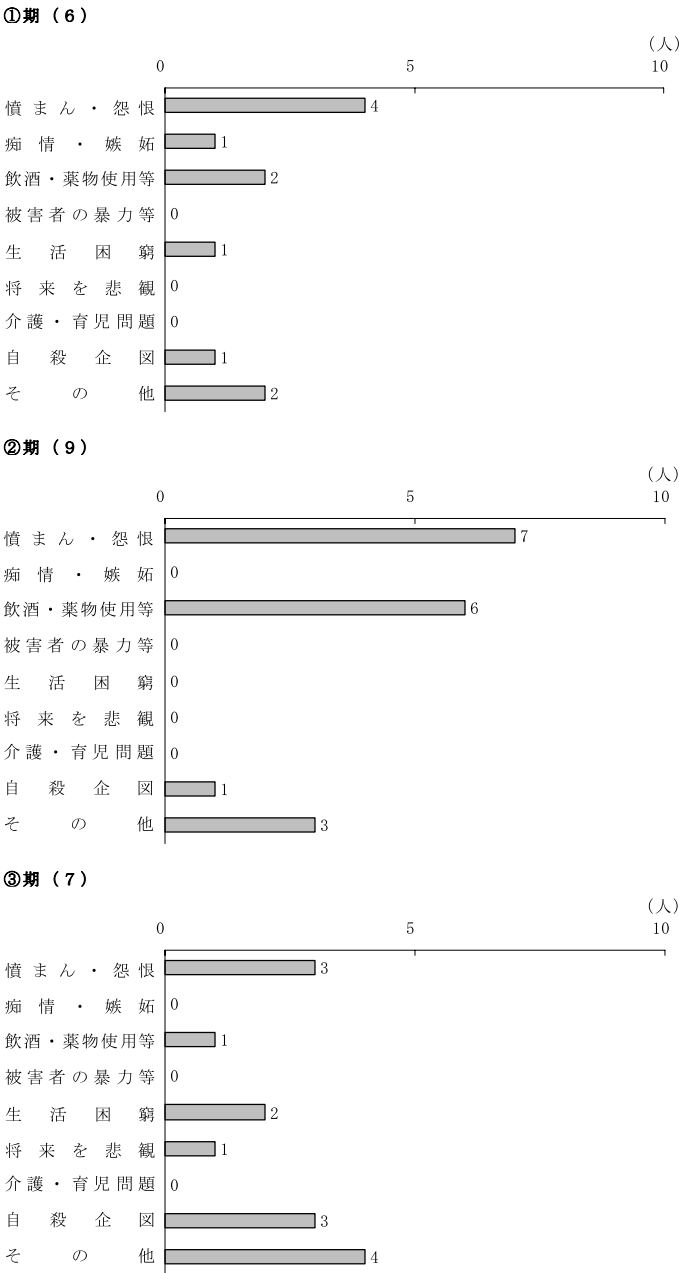
注 1 性別は、加害者のものである。
2 「配偶者」は、内縁を含む。

3-1-3-4-2図は、家庭内の放火について、期間区分別に動機・原因別（複数選択方式）の人員を見たものである。

実人員が少ないため明確な傾向を述べるのが難しいが、憤まん・怨恨（ストレス発散を含む。）のほか、自殺企図、飲酒・薬物使用等によるものが比較的に目立つ。

なお、飲酒後に犯行に及んでいる事案は、①期では2件、②期では6件、③期では2件であり、特に②期においてその割合が高かった。

3-1-3-4-2図 放火 犯行の動機・原因（期間区分別）

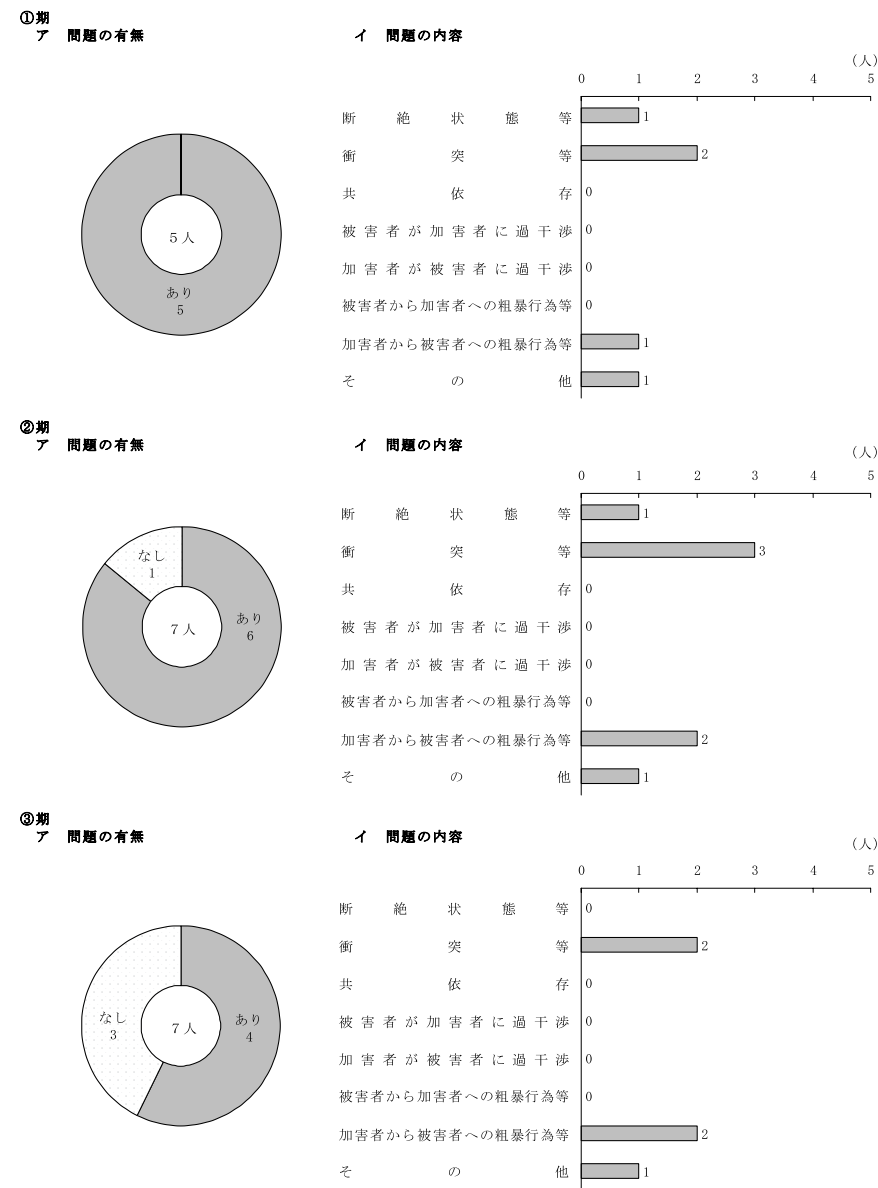


注 1 複数選択である。
2 「被害者の暴力等」は、身体的暴力のほか、精神的暴力を含む。
3 「自殺企図」は、無理心中及び自暴自棄を含む。
4 「その他」は、自己顕示等である。
5 () 内は、実人員である。

3-1-3-4-3図は、家庭内の放火について、期間区分別に加害者と被害者の関係を見たものである。①期、②期、③期となるにつれ、両者の関係に問題のある比率が減少している。また、問題ある関係の内容としては、衝突等、加害者から被害者への粗暴行為等が多い。

なお、放火は、殺人や傷害致死のような生命・身体犯とは異なり、必ずしも被害者（被害家屋の所有者又は同居親族）と、加害者自身が犯行時に抱えていた憎悪や憤まん等の感情の対象とが一致するとは限らず、また、憎悪等の否定的感情の具体的対象が明確ではなく、加害者自身の漠然とした抑うつ感や自暴自棄的感情（自殺念慮）等から犯行に及ぶ場合もある。

3-1-3-4-3図 放火 加害者・被害者間の関係（期間区分別）



注 1 問題の内容については、複数選択である。
2 「粗暴行為等」は、脅迫的な言動を含む。
3 加害者と被害者間の関係が不詳の者を除く。

3-1-3-4-4図は、家庭内の放火について、期間区分別に加害者の前科の有無の構成比を見たものである。①期、②期共に、前科のある者は6割を超えており、③期においては、減少しているものの、なお4割を超えている。

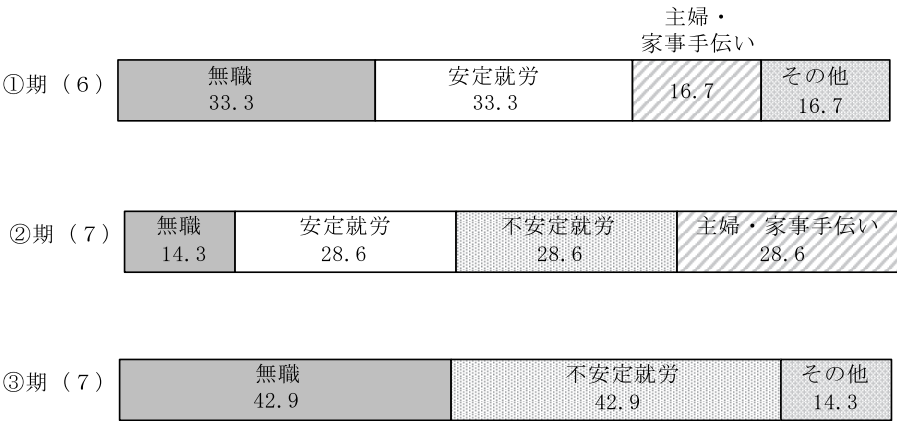
3-1-3-4-4図 放火 加害者の前科の有無別構成比（期間区分別）



注 1 道交違反による罰金のみ前科を除く。
2 前科の有無が不詳の者を除く。
3 () 内は、実人員である。

3-1-3-4-5図は、家庭内の放火について、期間区分別に加害者の就労状況の構成比を見たものである。③期においては、無職の者の構成比が高く、4割強が無職であった。

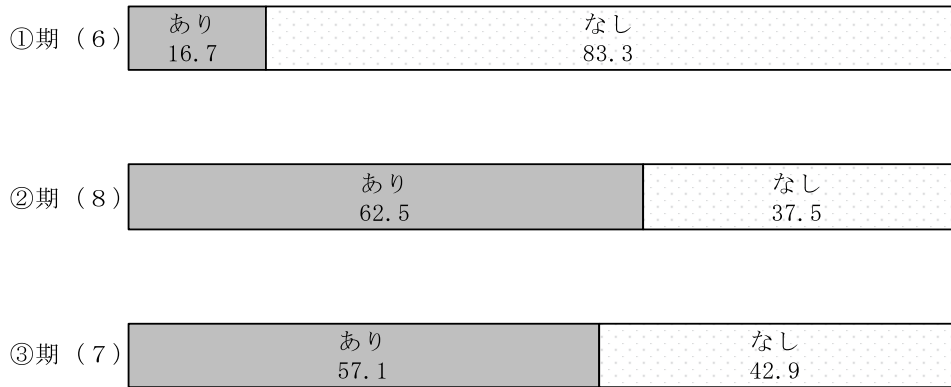
3-1-3-4-5図 放火 加害者の就労状況別構成比（期間区分別）



注 1 「不安定就労」は、アルバイト等である。
2 就労状況が不詳の者を除く。
3 () 内は、実人員である。

3-1-3-4-6図は、家庭内の放火について、期間区分別に加害者の精神障害等の有無別の構成比を見たものである。①期においては構成比が小さいが、②期、③期においては、約6割と精神障害等を有する者の構成比が高い。

3-1-3-4-6図 放火 加害者の精神障害等の有無別構成比（期間区分別）



- 注 1 「精神障害等」は、人格障害、発達障害等を含む。
2 加害者の精神障害等の有無が不詳の者を除く。
3 （ ）内は、実人員である。

5 保護責任者遺棄致死

3-1-3-5-1表は、家庭内の保護責任者遺棄致死について、期間区分別、加害者の男女別に、被害者の続柄を見たものである。

3-1-3-5-1表 保護責任者遺棄致死 被害者の続柄（期間区分別・男女別）

区 分	総数	①期		②期		③期	
		男子	女子	男子	女子	男子	女子
総 数	1	-	-	-	-	-	1
実親	-	-	-	-	-	-	-
父親	-	-	-	-	-	-	-
母親	-	-	-	-	-	-	-
実子	1	-	-	-	-	-	1
20歳未満	1	-	-	-	-	-	1
20歳以上	-	-	-	-	-	-	-
兄弟姉妹	-	-	-	-	-	-	-
配偶者	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-

- 注 1 性別は、加害者のものである。
2 「配偶者」は、内縁を含む。

家庭内の保護責任者遺棄致死の事案は、①期、②期とも0件で、③期に1件あるのみであり、被害者は未成年の実子、加害者は母親である（同事案については、第4節1（1）参照）。

第4節 類型別分析

1 子に対する殺人・傷害致死等事件

子に対する殺人・傷害致死・保護責任者遺棄致死事件は76件であり、その特徴により類型化すると、①児童虐待（7件）、②嬰兒殺（20件）、③その他（49件）である。

（1）児童虐待事案

調査対象事件中、児童虐待行為が認められた殺人・傷害致死・保護責任者遺棄致死事件は7件であり、期間区分別に見ると、①期に3件、②期に0件、③期に4件（保護責任者遺棄致死1件を含む。）である。加害者は、①期は男性2人、女性1人、③期は男性1人、女性3人であった。

具体的な事例を見ると、20歳代の男性による、同棲していた内妻の連れ子（1歳）に対する傷害致死事件では、男性は無職状態にあったが、内妻の浮気を疑い、激しい嫉妬心から連れ子に八つ当たりするようになり、内妻も、その事情を承知していたものの、本人を制止するとますます凶暴になると考えて放置したため、連れ子に対する虐待の程度がエスカレートしていった。そして、殴る蹴るの暴行のほか、顔にたばこの火を押し付ける、顔を洗面器の水につけるなど、陰湿な虐待を繰り返して衰弱させた上、更にささいなことで激高し、激しい暴力を加え死亡させている。

また、貧困多子家庭の30歳代の男性による実子に対する傷害致死事件では、妻が育児疲れから子らに暴行を加えたり、何度も離婚を求めてくるなど精神的に不安定になったことから、男性は、自分が子らを押さえ付けておとなしくさせれば妻の精神状態も安定するのではないかと考え、特に妻に反抗的だった長女に体罰を加えるようになった。自らの仕事のストレスもあって、その虐待の程度は次第に激しくなり、犯行当日は、昼食を与えていなかった長女が本人らの留守中に無断で冷蔵庫の中の食べ物を食べたことに激高し、居室内において、激しい暴行を加えて死亡させている。

20歳代の女性による次男に対する保護責任者遺棄致死事件では、次男が乳児のときにたばこを誤飲し病院に運ばれた際、体にかみ傷やあざがあったことから児童相談所に通告され、栄養状態が悪いことなどから乳児院への入院措置が執られたが、その後、女性は次男を引き取り、家事・育児に励んでいた。しかし、夫が失職して家に引きこもって昼夜逆転の生活を送り、女性の悩みも聞いてくれなくなったことや、同居していた夫の親族との関係が悪化したことなどから、ストレスを募らせ、家事や育児に対する気力を失い、必要な食事を次男に与えないまま、低栄養状態で死亡するに至らせた。

各事例を見ると、生活困窮や家庭内の不和が背景にあるものが多い。親自身が、経済的な困窮や仕事上のストレスに加え、家族との不安定な関係の中で、極めて心理的にゆとりがない状態に陥り、そのはけ口を児童への虐待に求めたと考えられる。また、児童相談所

等の公的機関が関与したり、親族が相談を受けている場合もあるが、公的機関や親族の助言は生かされずに本件に至っている。

（２）嬰兒殺事案

嬰兒殺は、20件であり（いずれも①期）、そのうち18件は女性による犯行であった。女性による事件において、加害者の婚姻・居住状況を見ると、未婚が11件（単身（寮生活等を含む。）7件、親等の家族と同居3件、同棲1件）、既婚が5件（夫と同居3件、夫とは別の男性と同居2件）、離婚が2件（単身）であり、単身者のほとんどは地方出身者であった。

犯行までの経緯を見ると、未婚女性のほとんどは、避妊措置をしないまま、結婚を前提としない安易な性関係によって妊娠し、相手の男性に相談できない孤立無援な心理状態の中で、「世間体」から婚外子を産むことを恥じ、あるいは経済的理由や本人の能力的な問題などから、中絶措置を採らないまま漫然と時日を徒過し、分娩直後に処置に困ってとっさに殺害に及んだものである。また、夫や同棲相手がいる場合でも、男性に相談できないまま、あるいは相談しても一方的に中絶を勧めるだけの相手に嘘をついて、中絶措置を採らずに時日を徒過して出産し、事件に至っている。

調査対象事件を見ると、前記のとおり、嬰兒殺は①期のみに見られ、その後の②期、③期には見られない。全国的な統計を見ても、1歳未満児に対する殺人の検挙人員は、本調査の①期に当たる昭和50年から53年の4年間では596人（東京都は67人）、②期に当たる平成元年から4年の4年間では221人（同16人）、③期に当たる平成17年から20年の4年間では73人（同5人）であり、また、検察庁における新規受理人員は、①期に当たる4年間では194人（同期の起訴人員は89人）、②期に当たる4年間では91人（同15人）に、③期に当たる4年間では39人（同16人）と顕著に減少している¹³。

このように嬰兒殺が急減したことについては、「これは少子化の影響、エイズの知識の普及や避妊技術の進歩などにより、性交渉がより慎重に行われるようになったことなどによるものと指摘されている。また、我が国では、人工妊娠中絶が比較的容易に行われえ、不用意に性交渉が行われやすい若年層においては、いまだ多く行われていることなども、要因と考えられよう。（中略）嬰兒殺の被害者数と出生数の推移が、被害者が子である場合の減少傾向とほぼ連動している傾向が顕著に現れている。それに加え、子殺し自体の執行猶予率の低下が顕著であることも、要因と考えられる。」¹⁴との指摘があるほか、「「できちゃった婚」やシングルマザーの増加など、女性の出産をめぐる環境の変化が大きく影響していると思われる。」¹⁵といった指摘もあり、子殺しに対する量刑の変化のほかに、時代

13 警察庁の統計及び検察統計年報による。

14 岩井宜子・渡邊一弘、「女性による殺人罪の量刑の変化」、専修法学論集第102号

15 近藤日出夫、「嬰兒殺の動向と背景を考える」、『家庭内殺人』、洋泉社

の推移とともに女性を巡る社会的状況が多様な形で変化してきたことが背景にあるものと考えられる。

上野千鶴子は、「当時リブが告発した、主婦的状況の閉塞をもっともよくあらわす現象に「子殺しの母」がある。」とした上で、「主婦的状況の閉塞のなかで孤独を強いられ、子育ての重い負担がただひとりの未熟な女の肩にかかる。」と指摘しているが¹⁶、上野の指摘するこうした状況に類似した心理的状況は、今回の調査対象となった嬰兒殺の事例においても、未婚・既婚の別を問わず、加害女性の多くに共通して見られた。このような心理的状況に加害女性があったのは、男女間にあった日常的な非対称な力関係によるものと考えられるが、嬰兒殺が急減した要因の一つには、こうした関係の変化があるのではないかと考えられる。

そのほか、松本良枝は、出産直後の嬰兒殺に言及して、「同じ嬰兒殺でも未婚女性と既婚女性とでは動機が若干異なっているが、両者に共通しているのは、生活の基盤に男性依存的な態度が認められることである。」と述べ、「この種犯罪を犯す女性には、レズニックのいう「若い、未熟な、性関係においても全く受動的な」（このことはしばしば日常生活においても受動的となりやすい）人格者が多い。」と指摘している¹⁷。今回の調査対象者でも、出産直後の嬰兒殺を実行した女性の大半は未婚であるが、ほとんどの事案で、避妊措置を講じないまま性関係を重ねて、望まぬ妊娠をし、その後も漫然と時日を徒過して出産に至るという経緯を見ると、自分を取り巻く状況全般に対して極めて受動的な姿勢であったことがうかがわれる。

（３）その他の子殺し事案

その他の子殺し事案は49件であり、その特徴等から類型化すると、①被害者に問題行動がある場合（14件）、②被害者に病気があることなどによる育児疲れ（16件）、③被害者の状況に関係のない無理心中（17件）、④加害者に問題がある場合（2件）に分けられる。

ア 被害者の問題行動

被害者である子の問題行動を主たる原因とする14件について被害者の年齢別で見ると、被害者が未成年であったのは2件（14.3%）しかなく、ほとんど（12件）は成人の被害者であった。なお、成人の子を対象とした殺人・傷害致死（20件）のうち、被害者の問題行動を原因とする事件の割合は、各期を通じて高い（①期では6件中3件、②期では10件中6件、③期では4件中3件）。

未成年の子を含めた被害者の問題行動の内容を見ると、①期では、家庭内暴力を伴うアルコール依存症、異常な言動（統合失調症が疑われるが、精神科の受診歴はない。）等が、

16 上野千鶴子、「近代家族の成立と終焉」、岩波書店

17 松本良枝、「女性犯罪の原因」・「心理学的アプローチ」、『女性犯罪』、立花書房

②期では、アルコール依存症、家庭内暴力、薬物依存症等が、③期では、アルコール依存症、孫（被害者の実子）に対する養育態度の問題等があった。直接の動機としては、長年の対応に疲弊し、将来を悲観して無理心中しようとしたものや、被害者の問題行動が他の家族にも拡大しそうになり、それを防止するために殺害を決意したものなどがある。

イ 育児・養育問題

被害者である実子の疾病等から育児・養育疲れにより犯行に及んだと認められる事件は16件であり、被害者の年齢別で見ると、未成年であったのは12件（75.0%）であり、そのうち1歳未満であったのは6件（37.5%）である。期間区分別で見ると、①期9件（嬰兒殺を除く子殺しの34.6%）、②期4件（同28.6%）、③期3件（同33.3%）であった。また、嬰兒殺を除く1歳未満の乳児に対する殺人事件は①期に7件、②期、③期に各1件あるところ、その多数（①期の4件、②期、③期の各1件）は育児・養育問題によるものであった。

具体的な事例を見ると、生後1年未満でいまだその発育の成り行きが不透明な中において、必要以上に問題を深刻視し、例えば医師が心配ないと診断してもそれを信じきれず、配偶者にも十分相談できないまま、いたずらに絶望感を高め、衝動的に犯行に至っているものが数件あった。その中には、同居親族との関係や近隣関係におけるトラブルが絶望感を深める要因になったと思われる事案も見られた。

また、生後間もない第2子と無理心中を図った20歳代の女性の場合は、第1子の育児中に子が懐かないなど強い育児不安を訴え、児童相談所のアドバイスを受けるなどしていたが、第2子誕生後は、第2子が中耳炎になるなどしたことから更に自信を失い、不眠に苦しむようになり、精神的に追い詰められた状態で第2子を道連れに入水自殺を図り、子を死亡させている。

このほか、40歳代の女性の場合は、長女を溺愛して育てていたが、2歳になったころから言葉の遅れを気に病むようになり、他の児童の母親から「ちょっと変わっている。」と言われたことから不安を強め、保健所やこども支援センター等に育児相談に出向いたところ、保健所の担当職員から長女の発育の遅れを指摘されたことなどから、その将来を悲観し、とっさに長女を絞殺しようとし、未遂に終わっている。

これらの事案では、公的機関が関与している事例も含まれているものの、近隣や家庭内における支援的な人間関係が乏しく、また家庭内での適切な相談相手もないことなどから、加害者である母親が精神的に孤立した状態に陥って犯行に至っている。このことは、母親自身の育児能力や心身の状況等を十分見極めながら育児支援を進めていくことや、周囲のサポートの重要性を示すものといえる。

ウ 被害者の状況に関係のない無理心中等

被害者に特段の問題の見られない状況で無理心中又は殺害が図られていたのは、17件（うち無理心中14件）であった。このうち、被害者が未成年であったのは15件（88.2%）であり、その年齢を見ると、1歳未満が3件、1～5歳が4件、6～12歳が8件であった。

犯行に至る経緯を見ると、配偶者や本人自身の不倫等による夫婦関係の破綻、低収入・浪費癖又は配偶者との破綻等による生活の困窮、うつ病等の背景が認められ、それらによる心身の疲労の蓄積などがあって衝動的に犯行を決意しているものが多い。健全な生活を送っていないなどの本人の問題は大きいものの、何らかの相談窓口があれば犯行に至る前に無理心中を思いとどまらせることができる場合もあると考えられる。

2 配偶者に対する殺人・傷害致死事件

配偶者に対する事件は83件であり、配偶者暴力に関連する事案は21件、その他の配偶者殺人・傷害致死事件は62件である。配偶者に対する殺人・傷害致死事件は、家庭内の殺人・傷害致死事件の中で約4割を占めており、大きな問題である。

(1) 配偶者暴力事案

調査対象事件中、加害者に犯行以前から配偶者に対する常態的な暴力行為が認められた事案は7件であり、その全ての事件で加害者は夫である。期間区分別に見ると、①期は6件、②期は0件、③期は1件である。

いずれの事件でも、妻に対する暴力が日常化しており、犯行時の妻の言動に一方的に逆上して激しい暴力を加え、死に至らしめている。

具体的な事案を見ると、暴力に耐えかねた妻から別れ話を持ち出されて憤激し、暴行の未殺害したもの（2件）や、暴行から逃れて別居中の妻（元妻を含む。）に復縁を迫り、断られて殺害したもの（2件）、妻のささいな言動に激怒して殺害したもの（1件）、毎晩飲酒しては、ささいなことを理由に内妻や娘たちに暴力を振るっていた40歳代の男性が、カラオケスナックへの誘いを断った内妻に立腹して灯油をかけて火を放ち、全身熱傷の重大な傷害を負わせて死亡させたもの（1件）、30歳代の男性が、自分の暴力のせいで入院することになった妻が入院費を気にして早期に退院してきたところ、転居を前にもう一度診察を受けたいと願い出たことに対し、再び金のかかる話を持ち出してきたと一方的に憤激して、約1時間にわたり執拗な暴力を加えて死亡させたもの（1件）である。

これに対し、被害者からの日常的な暴力等に対する加害者の抵抗・防衛による殺人・傷害致死事件は14件あった。その加害者の性別を見ると、夫が6人（42.9%）、妻が8人（57.1%）である。

妻が加害者となった事件には、夫から日常的に度重なる暴力を受けていた30歳代の女性が、就寝中の夫に灯油をかけて火を放ち殺害したもの、夫から激しい暴力を振るわれていた30歳代女性が、浮気の疑いで夫を問い詰めたところ喧嘩となり、夫を刺殺したものがあり、夫が加害者となった事件には、酒乱の妻の粗暴行為や、精神障害等の疑われる妻（妻は診療拒否）の異常行動に耐えかねて殺害したものがあった。

（２）その他の配偶者殺人・傷害致死事件

その他の事件は62件であり、その特徴等から類型化すると、①夫婦不和（46件）、②介護問題（５件）、③その他（11件）に分けられる。

ア 夫婦不和

配偶者間の殺人等では、両者の関係に問題が生じ、不和となった上での、憤まん・怨恨に基づく犯行が最も多い。期間区分別に見ると、①期25件（同期の配偶者殺人等全体の58.1%）、②期11件（同64.7%）、③期10件（同43.5%）である。

その加害者は、夫が28人（60.9%）、妻が18人（39.1%）である。

犯行以前から夫婦関係の不和が続いていた事案が多く、別れ話のもつれなどその場の口論から激情に駆られ、また、飲酒している場合にはアルコールの作用もあって通常以上に興奮が高まり、衝動的に犯行に及んでいる。計画性がなく、一時の激情からの犯行であって、殺人事件の約半数が未遂に終わっている。

犯行時期及び男女別による特徴を見ると、①期の男性による妻殺しの場合、夫の女性関係、日常的な暴力、強い飲酒癖、不就労などの生活態度の問題に対し、妻が夫との絶縁を志向したことが契機となっているのに対して、女性による夫殺しの場合は、夫の不行跡にさんざん苦しめられてきたにもかかわらず、夫が家を出て行こうとしたのを契機に衝動的に犯行に及んだ事案に象徴されるように、夫に対する愛憎半ばする屈折した心情を保持している事案がほとんどである。このように、①期における配偶者殺しでは、被害者に比べ、加害者が夫婦関係への強いこだわりを持ち、被害者への憎悪等といった否定的な感情がある一方で、愛情や未練といった肯定的な感情も根強く残存しており、夫婦関係に対する強いこだわりがうかがわれる。

②期における女性による夫殺しでは、日常的な粗暴行為、浮気、身勝手な対応などの問題が夫にあり、加害者である妻が激しい怒り等から犯行に及んでいるものが多く、男性による妻殺しでは、被害者である妻の側に不適切な対応や問題（嘲笑・罵倒、不倫等）があつて、そのために加害者である男性が、激しい怒りを感じて犯行を決意したことが多い。

③期においては、痴情・嫉妬によるものが多いほか、老人ホームの入所に伴い、捨てられると思い込んで妻を殺害するに至るなど、夫婦関係が希薄化し、コミュニケーションが不全化していると思われる事案が散見される。

イ 介護問題

一般的に、夫婦の高齢化に伴って新たに生じてくる家庭内の問題として、介護の問題を挙げることができる。介護疲れ等が原因になったと思われる事案は、①期及び②期においては0件であり、③期においては5件（男性による妻殺しでは2件、女性による夫殺しでは3件（ただし1件は加害者・被害者共に50歳代））であつた。介護問題による事案の加害者の平均年齢は69.4歳であり、前記の夫婦不和の加害者（42.7歳）や、被害者に対する抵抗・防衛による事案の加害者（45.8歳）に比べると、明らかに高齢である。

多くの事案において、訪問介護やデイサービスといった公的な介護支援を受けていたが、加害者自身も高齢になり、体調不良や経済的な問題等から将来に対する不安を強めて犯行に至っており、男性による犯行1件と女性による犯行2件は無理心中企図の事案であった。男性による犯行は、妻の介護について居宅介護支援など適切な支援を受けていたにもかかわらず、その精神的なストレスに耐えられず、朝から酒を飲んでいたずらに不安を募らせ、衝動的に無理心中を図ったものである。これに対して、女性による犯行は、いずれも在宅介護サービスを利用していたものの、それぞれの夫の病状や症状は重篤で、しかも女性本人の心身面の状態の悪化や、仕事を辞めて介護に専念することによる家計のひっ迫などといった事情も重なり、将来への不安や深い絶望感から犯行に至ったものであった。

近年は、介護支援等について以前よりも充実・強化が図られているが、介護者に対する経済的・精神的サポートなどの必要性をうかがうことができる。

ウ その他

その他の理由による配偶者殺人・傷害致死事案には、配偶者とは関係のない自身の仕事上の悩みや病気等により将来を悲観して無理心中を図ったもの（5件）や、突然根拠もなく配偶者の浮気や不実を疑い犯行に至ったもの（3件）、統合失調症の男性が義理の親からののしられて妻に殺意を抱いたもの（1件）、別居中の夫から殺してくれと依頼されたもの（1件）、アルコール依存症で健忘を悩んで通院していた者による動機不明のもの（1件）があり、加害者の精神障害等が背景にあるものの比率が63.6%（7件）と、夫婦不和（13.6%。精神障害等の有無が不詳の者を除く。）、配偶者暴力（9.5%）、介護問題（20.0%）に比して高い。

3 親に対する殺人・傷害致死事件

親に対する事案は39件であり、その特徴により類型化すると、①親子葛藤型（30件）、②高齢者虐待・介護問題型（5件）、③その他（4件）である。

（1）親子葛藤型

親子葛藤型は、未成年の親子間においても見られるような葛藤・対立等（詳細は第4編参照）により犯行に及んだものであり、本人の不就労やひきこもりに対する親からの注意に反発したものや、問題行動を有する親に対する憤まんから暴行に及んだものなどがある。期間区分別で見ると、①期6件（親殺し全体の60.0%）、②期9件（同81.8%）、③期15件（同83.3%）である。被害者は、実父14人、実母15人、義母1人であった。加害者の平均年齢は、32.0歳であり、30歳未満の者は、①期2人、②期4人、③期6人であった。

具体的な事案としては、高校卒業後自宅に引きこもっていた20歳代の男性が、他罰的な心情から家庭内暴力を重ねる中でじゃっ起した事案や、30歳代の男性が過保護な対応に終始する親に対して更にわがままな要求を繰り返し、それに満足できないと過剰な暴力を繰

り返していたものなどがある。

この類型においては、犯行当時ひきこもりや不就労等、社会との接点を失った状態で、心理的に孤立を深め、唯一残された親との関係においても、円滑なコミュニケーションによる相互理解が得られないまま、過干渉への拒否感情や自立できないことへの焦りや他罰的な感情から、一方的に親に対する憎悪や嫌悪感を募らせ、衝動的に犯行に至っている事案が多い。この種事案において母親が被害者となることが多いのは、特に情緒的に密着しがちな母親に対して否定的な感情が焦点化されやすいことによると考えられる。

加害者の状況を見ると、精神障害等の問題を有している場合が多く、その比率は65.5%（精神障害等の有無が不詳の者を除く。）に上っている。また、①期から③期にかけてその比率は上昇しており、①期では33.3%（2人）、②期では55.6%（5人）、③期では85.7%（12人）であった。今回の調査対象のうち殺人・傷害致死全体で加害者に精神障害等の認められる事案は、①期では15.1%（16人）、②期では37.0%（17人）、③期では48.3%（28件）であり、そうした全体の傾向に比べ、親殺しの親子葛藤型においては、精神障害等の認められる事案の比率が顕著に高い。

（２）高齢者虐待・介護問題型

高齢者虐待・介護問題型の被害者は、実母1人、実母3人、義母1人であった。加害者の犯行時の平均年齢は45.6歳（親子葛藤型では32.0歳）であり、被害者の平均年齢は79.6歳（親子葛藤型では64.0歳）であった。期間区分別の件数を見ると、①期2件（親殺しの20.0%）、②期1件（同9.1%）、③期2件（同11.1%）である。

具体的には、40歳代の男性が、介護をしていた高齢の母親の症状が悪化したことに苛立ち日常的に虐待を繰り返していた事案のほか、高齢で身体の不自由な実母と二人暮らしの50歳代の男性が、自らの疾病もあり将来を悲観して、実母と無理心中を図った事案などがある。また、後者と同様の事案として、夫、実子及び義母と同居していた40歳代の女性が、夫とは不仲で、経済的に困窮し、体調も不良であったことから自殺を決意したが、高齢で身体の不自由な義母を後に残すのは不びんと思い殺害したものがあ、老親を介護するのは自分しかいないという思いの強さが犯行を誘発している。

この類型でも、加害者が精神障害等を有している比率は60.0%と高い。

（３）その他

その他には、配偶者の親を殺害したもの（2人）、実父を殺害したもの（1人）、実母を殺害したもの（1人）がある。配偶者の親を殺害したものは、40歳代の男性が店の経営に失敗し、統合失調症となった妻を預かってもらおうと妻の実家に赴いたところ、義父に非難されて激昂して殺害したもの、及び50歳代の女性が、精神疾患から、夫と義母が自分を追い出そうとしていると妄想し、義母を殺害したものである。実父を殺害したものは、40

歳代の女性による遺産狙いの殺人であり、実母を殺害したものは、30歳代の男性が、元ホステスであった妻を認めようとししない実母のかたくな言動に激高したものである。

4 精神障害等を有する者による家庭内の重大犯罪

調査対象者のうち、精神障害等を有すると認められる者は、殺人で180人中57人(31.7%)であり、傷害致死で30人中4人(13.3%)、放火で21人中10人(47.6%)である(精神障害等の有無が不詳の者を除く。3-1-3-2-6図、3-1-3-3-6図、3-1-3-4-6図参照)。特に、放火で精神障害等を有する者の割合が高く、殺人でも高い。

症状・病名別(複数の精神障害等を有する場合は、それぞれに計上している。)に見ると、殺人では、うつ病(13人)が最も多く、アルコール依存(7人)、統合失調症(7人)、人格障害(6人)、知的障害(5人)と続く。傷害致死では、統合失調症、てんかん、アルコール依存などが各1人である。放火では、アルコール依存が5人と多く、そのほか、うつ病、薬物依存、知的障害などが各1人である。

また、精神障害等を有する者による家庭内の重大犯罪を、被害者別に見ると、実親(28件)、配偶者(20件)、実子(18件)に対する事件が多い。殺人では、実親に対するものが19件、実子に対するものが18件、配偶者に対するものが15件である。他方、実親に対する事件のうち精神障害等を有する者による殺人の割合を見ると、①期では4件中3件、②期では5件中4件、③期では14件中12件であり、全期間区分を通じて高い割合を示している。

また、精神障害等を有する者による家庭内の重大犯罪において、加害者と被害者の人間関係を見ると、問題のある比率は76.8%であり、問題内容としては、衝突等(40.6%)、加害者の粗暴行為等(20.3%)は比較的多いものの、被害者の粗暴行為等(5.8%)、被害者の過干渉(5.8%)などは少ない。同様に、精神障害等を有する者による家庭内の重大犯罪において、動機・原因を見ると、飲酒・薬物使用等(57.7%)、憤まん・怨恨(49.3%)が比較的多く、それに介護・育児問題(28.2%)、自殺企図(21.1%)、将来を悲観(19.7%)が続く。これらの結果を総合すると、精神障害等に端を発した問題が生じているか、あるいは、別に発生した問題の解決に当たって精神障害等が支障となっているものが少なくないと推察される。

これらの者の本件以前の精神科の入院・通院歴の有無を見ると(入院・通院歴が不詳の者を除く。)、①期では12人中6人、②期では14人中12人、③期では30人中10人が、犯行以前に精神科への入院・通院歴が認められなかった。また、入院・通院歴のある者も全てが継続的に犯行時まで精神科の治療を受けていたとは限らないことを踏まえると、精神科による適切な治療や、診断結果を踏まえた療育を受けていない者が相当の割合に及ぶと考えられる。

家庭内の重大犯罪をした者については、精神障害等を有する者が多く見られるところで

あるが、そのうち犯行前から十分な治療を受けていたものは多くはない。その理由は資料からは明らかではないが、少なくとも適切な治療を受け、周囲の者が本人の精神状況を理解した上で対応することにより、犯行につながるリスクを減らすことができると考えられる。したがって、継続的な治療を進めることができるような体制を推進することが望ましいというべきであろう。

第5節 家庭内の重大犯罪の裁判

1 量刑

時代の推移によって量刑に変化が見られるか否かを探るために、調査対象件数の多い殺人（殺人予備1件を除く。）について、既遂と未遂に分けて、期間区分別に、第一審における執行猶予の有無を見たものが、3-1-5-1表である。

3-1-5-1表 執行猶予の有無（殺人既遂・未遂別・期間区分別）

①殺人既遂							
区 分	総数	①期		②期		③期	
		猶予あり	猶予なし	猶予あり	猶予なし	猶予あり	猶予なし
総 数	138	38	32	8	23	2	35
実親	20	-	4	1	4	-	11
実子	59	33	7	5	5	1	8
（うち嬰兒殺）	(19)	(18)	(1)	(-)	(-)	(-)	(-)
兄弟姉妹	8	1	3	-	3	-	1
義理の親	4	-	2	-	1	-	1
義理の子	2	1	-	1	-	-	-
（うち嬰兒殺）	(1)	(1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
配偶者（妻）	24	2	11	-	3	-	8
配偶者（夫）	19	1	5	1	6	1	5
その他	2	-	-	-	1	-	1

②殺人未遂							
区 分	総数	①期		②期		③期	
		猶予あり	猶予なし	猶予あり	猶予なし	猶予あり	猶予なし
総 数	42	20	3	3	3	4	9
実親	3	-	-	-	-	1	2
実子	8	5	-	1	1	1	-
兄弟姉妹	3	1	-	-	-	-	2
義理の親	-	-	-	-	-	-	-
義理の子	-	-	-	-	-	-	-
配偶者（妻）	21	10	3	1	2	-	5
配偶者（夫）	7	4	-	1	-	2	-
その他	-	-	-	-	-	-	-

注 「配偶者」は、内縁を含む。

時代の推移に応じて、執行猶予に付された事案の比率は、明らかに減少している。

まず、既遂事案についてその比率の推移を見ると、①期においては半数以上の54.3%であったものが、②期では25.8%、③期ではわずか5.4%にまで低下している（ただし、①期において顕著に件数が多い嬰兒殺（執行猶予率が特に高い。）を除くと、①期における既遂事案の執行猶予の比率は38.0%である。）。同じく、未遂事案においても、①期には87.0%であったものが、②期では50.0%、③期では30.8%にまで低下している。

量刑については、各事案の個別の犯情・情状によって大きく左右されるものであり、単純に比較すべきものではないが、重大犯罪全体の傾向として、時代の推移とともに執行猶予率は低下し、量刑が厳しくなる傾向にあることが指摘されており、家庭内の重大犯罪についても例外ではないと推察される。

被害者の種類別に量刑の状況を見ると、実親殺しでは、全期間区分の既遂・未遂事案を合わせた23件中、執行猶予が付された事案は、既遂・未遂各1件のみであり、いずれも病気の実母に対する介護疲れ等による犯行であった。

それに対して、実子殺しでは、特に①期において執行猶予に付される比率が高く、既遂事案では、40件中33件（82.5%）が、未遂事案では5件全てが、それぞれ執行猶予となっている。既遂事案のうち、19件は嬰兒殺であり、その94.7%（18件）が執行猶予となっているが、嬰兒殺を除いた21件で見ても、そのうち15件（71.4%）が執行猶予となっており、寛刑化の傾向にあったことがうかがわれる。ただし、その後は、そうした傾向が弱まり、既遂事案において執行猶予になる比率は、②期では50.0%（10件中5件）、③期では11.1%（9件中1件のみであり、育児ノイローゼにより心神耗弱が認定された事案であった。）へと低下している。

配偶者殺しについては、未遂事案では、女性による夫殺しの場合、全期間区分を通じて全て執行猶予となっているのに対し、男性による妻殺しの場合は、執行猶予になる比率が、①期では76.9%であったものが、②期では33.3%と低下し、③期では執行猶予となった事案はなかった。既遂事案で執行猶予になる比率は、女性による夫殺しでは、全期間区分を通じて約15%前後で推移しているのに対し、男性による妻殺しでは、①期で13件中2件（15.4%）あったのみであり、他の期に執行猶予となった事案は見られなかった。時代の推移とともに厳刑化の傾向がうかがわれるとともに、全期間区分を通じて、男性による妻殺しの方が、女性による夫殺しに比べ、実刑となる比率が高いといえる。

2 被害者及び他の家族の感情

今回の調査においては、存命している被害者の加害者に対する感情等のほか、被害者以外の家族の加害者に対する感情等についても調査を行った（いずれも公判時における状況）。

3-1-5-2表は、存命している被害者の加害者に対する感情について、3-1-5-3表は、同じく存命している被害者が今後も加害者との関係の継続を希望するか否かについて、それぞれ罪名別（殺人及び放火）・被害者の種類別に見たものである。

内容不詳のものは除かれているため、集計件数はわずかではあるものの、殺人及び放火のいずれにおいても、被害者が加害者を「宥恕」している割合が「厳罰希望」の割合よりも、また、加害者との関係継続を希望する者の割合が希望しない者の割合よりも、それぞれ大きく上回っている。

3-1-5-2表 被害者の加害者に対する感情（罪名別・被害者の種類別）

①殺人

区 分	総数	宥 恕	然るべく	厳罰希望
総 数	28	21	1	6
実親	3	2	-	1
父親	1	1	-	-
母親	2	1	-	1
実子	3	3	-	-
20歳未満	1	1	-	-
20歳以上	2	2	-	-
配偶者（妻）	13	9	-	4
配偶者（夫）	5	5	-	-
兄弟姉妹	4	2	1	1
その他	-	-	-	-

②放火

区 分	総数	宥 恕	然るべく	厳罰希望
総 数	10	7	1	2
実親	4	3	1	-
父親	2	1	1	-
母親	2	2	-	-
実子	-	-	-	-
20歳未満	-	-	-	-
20歳以上	-	-	-	-
配偶者（妻）	4	2	-	2
配偶者（夫）	2	2	-	-
兄弟姉妹	-	-	-	-
その他	-	-	-	-

注 1 加害者に対する感情は、公判時のものである。
2 加害者に対する感情が不詳の者を除く。

3-1-5-3表 被害者の関係継続希望の有無（罪名別・被害者の種類別）

①殺人

区 分	総数	関係継続を 希望する	関係継続を 希望しない
総 数	24	15	9
実親	3	2	1
父親	1	1	－
母親	2	1	1
実子	1	1	－
20歳未満	1	1	－
20歳以上	－	－	－
配偶者（妻）	14	7	7
配偶者（夫）	3	3	－
兄弟姉妹	3	2	1
その他	－	－	－

②放火

区 分	総数	関係継続を 希望する	関係継続を 希望しない
総 数	10	8	2
実親	4	4	－
父親	2	2	－
母親	2	2	－
実子	－	－	－
20歳未満	－	－	－
20歳以上	－	－	－
配偶者（妻）	4	2	2
配偶者（夫）	2	2	－
兄弟姉妹	－	－	－
その他	－	－	－

- 注 1 関係継続希望の有無は、公判時のものである。
 2 関係継続希望の有無が不詳の者を除く。

また、**３－１－５－４表**は、被害者以外の家族の加害者に対する感情について、罪名別（殺人、傷害致死及び放火）・被害者の種類別に見たものである。

各罪名とも被害者以外の家族が加害者を「宥恕」している割合は、「厳罰希望」の割合を大きく上回っている。

３－１－５－４表 家族の加害者に対する感情（罪名別・被害者の種類別）

①殺人

区 分	総数	宥 恕	然るべく	厳罰希望
総 数	72	48	6	18
実親	12	8	－	4
父親	3	3	－	－
母親	9	5	－	4
実子	20	18	1	1
20歳未満	13	12	1	－
20歳以上	7	6	－	1
配偶者（妻）	17	7	4	6
配偶者（夫）	15	11	1	3
兄弟姉妹	5	2	－	3
その他	3	2	－	1

②傷害致死

区 分	総数	宥 恕	然るべく	厳罰希望
総 数	14	8	3	3
実親	4	3	1	－
父親	2	2	－	－
母親	2	1	1	－
実子	2	1	－	1
20歳未満	2	1	－	1
20歳以上	－	－	－	－
配偶者（妻）	2	1	－	1
配偶者（夫）	3	2	1	－
兄弟姉妹	－	－	－	－
その他	3	1	1	1

③放火

区 分	総数	宥 恕	然るべく	厳罰希望
総 数	9	4	3	2
実親	6	3	2	1
父親	3	2	1	－
母親	3	1	1	1
実子	1	－	1	－
20歳未満	1	－	1	－
20歳以上	－	－	－	－
配偶者（妻）	2	1	－	1
配偶者（夫）	－	－	－	－
兄弟姉妹	－	－	－	－
その他	－	－	－	－

- 注 1 加害者に対する感情は、公判時のものである。
 2 加害者に対する感情が不詳の者を除く。
 3 家族が複数存在する場合は、それぞれに計上している。

これらの結果からも、家庭内犯罪の場合、被害者自身や他の家族が、加害者を宥恕する割合が比較的高く、その社会復帰を支える意思を有する場合が多いことがうかがわれる。ここまでの分析からも明らかなとおり、各事件の背景には、加害者本人の資質的な問題のほかに、家族関係を始めとする家庭内の問題が潜んでいることが多いが、そうした家庭内の問題を改善していくためにも、また、加害者の更生を図っていくためにも、こうした家族の協力を得ながら、家族全体を視野に入れた支援を進めていくことが望まれる。

第6節 小括

昭和期、平成初期、近年ごとの家庭内の重大犯罪を比較すると、以下の点を指摘できる。

①期においては、他の期に比べ、女性による犯行で、嬰兒殺が顕著に多かったほか、男性による犯行で、妻に対する殺人と傷害致死がかなり多かった。

②期においては、全体的に重大犯罪の件数が少なくなっていたが、放火の件数は他の期よりも上回っていた。

③期においては、実親殺しが他の期に比べて多く、その中でも母親殺しが顕著に多いとともに、女性による犯行が増えていた。

家族関係をめぐる諸相として、かつての男尊女卑的思想、大家族制、家族重視の価値観、地域社会の連帯から、女性の社会的進出、核家族化、個人主義的思想と家族関係の希薄化、近隣関係の希薄化などが言われるが、このような変化は、家庭内の重大犯罪にも少なからず影響を及ぼしていると考えられる。

例えば、嬰兒殺の減少は、女性をめぐる社会環境の変化と関連があると考えられる。

また、近年の子殺し事案では、相互のコミュニケーション不全や関係の希薄化、地域社会からの孤立等が背景として指摘できる事案が多い。同様に、近年に顕著に増加している親殺しにおいても、コミュニケーション不足からの思い込み等によるものが目立つ事案が多い。

また、近隣や地域社会といった外部世界との接点を失った家族は、「情緒的集団」¹⁸としてますます閉鎖性を高め、それにより問題がより深刻化している事案が近年目立っている。近年の親殺しで無職の成年実子による母親に対する殺人事件が多いのは、社会との接点を失った子と、情緒的結びつきが強い母親という関係が、根底にあると考えられる。

また、本件以前に、児童虐待型事件で児童相談所等の介入、高齢配偶者に対する事件で介護支援が行われていながら事件に至っている事案があるのは、公的な支援の限界を示しており、いくら公的な支援を充実させても、それを補完する近隣や地域社会といったインフォーマルな関係性が空洞化してしまえば、そうしたフォーマルな支援を十分有効に機能させることはできないと考えられる。

18 市村弘正、「家族の言語学」、『シリーズ変貌する家族3 システムとしての家族』、岩波書店

今後とも少子高齢化が進行するとともに、一世帯当たりの世帯人員は縮小していかざるを得ない以上、こうした家族の孤立を防ぎ、社会全体としていかに適切なサポートをしていくかということが大きな課題になるものと思われる。機能的に縮小していかざるを得ない家族をその外部からフォーマル・インフォーマルの両面において支えていく態勢作りの必要性がうかがえると言えよう。

第2章 家庭内の重大犯罪をした受刑者・仮釈放者に対する処遇

第1節 調査の概要

1 調査の目的

前章では、時代の変遷も考慮しながら、家庭内の重大犯罪の実態・特徴を明らかにするとともに、加害者の属性や家族関係等に注目しながら、犯行に至る動機や原因の分析等を行ったが、本章では、家庭内の重大犯罪がじゃっ起された後の状況、すなわち、刑事施設や保護観察所における加害者に対する処遇の状況、加害者本人の更生の程度、家族関係の変化等について調査を行い、この種の犯罪をした者に対する処遇上の問題点等について検討する。

2 調査の方法

調査対象者は、平成15年5月から平成21年11月までの間に東京、千葉、宇都宮、大阪保護観察所（東京及び大阪は支部を含む。）に係属した保護観察対象者のうち、保護観察類型別処遇において家庭内暴力類型に認定された者、しよく罪指導プログラムを受講した者、復権候補者名簿登載者等であって、本件が本研究の対象に該当する事犯であるものとして抽出されたものである（刑事施設における被収容者身分帳簿、保護観察所における保護観察事件記録・生活環境調整事件記録による調査が可能であったものに限る。）。これらの者について、平成21年11月時点での被収容者身分帳簿、保護観察事件記録及び生活環境調整事件記録に基づき、本人の生育歴、本件の概要、刑事施設での生活状況、生活環境調整状況、保護観察状況等を調査した。

なお、本調査と併せて、調査対象者を実際に担当した保護司に対して、アンケート調査¹を実施し、40名の保護司から回答を得た。

第2節 調査結果

1 調査対象事例の概要

前記の方法で抽出された事例は75件であり、罪名別の内訳は、殺人が49件（未遂4件を含む。）、傷害致死が24件、保護責任者遺棄致死が2件であった。いずれも、本件により実刑判決（全て有期の懲役刑）を受けて受刑した後、仮釈放となった事例であった。被害者

1 アンケート調査は、「被害者が家族であったために、保護司が生活環境調整時に苦労・配慮したこと」、「被害者が家族であったために、保護司が保護観察時に苦労・配慮したこと」及び「被害者が家族の犯罪が発生する原因・背景、有効な防止策等について」の3項目について、自由記載方式で実施した。

の種類別に見ると、被害者が親である事例が12件（実父9件、実母3件）、子（未成年の子については、（内）妻の連れ子を含む。以下、本章において同じ。）である事例が30件、配偶者（内縁関係を含む。）である事例が25件（妻10件、夫15件）、その他（兄弟等）の事例が8件であった。

なお、調査対象者の抽出方法は、前章と異なり、係属庁・期間を限定した上での該当事例の全数であることが担保されたものではなく、また、無作為抽出でもないため、数量的な分析を行わず、個々の事例の分析を通じて、この種犯罪の処遇上の問題点等を検討し、分析の対象とした事例の概要を示すため、参考として各項目の内訳の件数等をその都度提示していくこととする。

以下では、まず被害者の種類別に個々の事例を分析し、犯罪の動機や原因、あるいは犯行態様等から犯罪の一定の類型化を試み、その上で、類型ごとに共通する処遇上の問題点等を検討したい。

2 被害者の種類別に見た事例の分析

（1）被害者が親である事例

12件中、実父が被害者となった事例が9件、実母が被害者となった事例が3件であり、加害者はいずれも男性であった。

これらについて、犯行の動機や原因、あるいは犯行態様等から類型化を試みると、介護していた高齢の親に対する犯行が5件であり、罪名は殺人が2件（いずれも実母）、傷害致死が3件（実父2件、実母1件）であった。殺人は2件とも、介護疲れから絶望的な心情に陥り、無理心中を図る形で犯行に至っている。それに対し、傷害致死のうち2件は、認知症の親を力づくで従わせようとして日常的に虐待行為を重ねていた事案であった。

そのほか、飲酒癖が強く問題行動を繰り返す実父に対して過剰な暴行を加えて死亡させるに至った傷害致死事案が2件、経済的に破綻し無理心中を企図した殺人事案が2件、被害者との感情的あつれきから衝動的に犯行に至った事案が3件（殺人、同未遂、傷害致死各1件）であった。

（2）被害者が子である事例

30件中、養育中の乳幼児が被害者となった事例は18件であり、罪名は殺人が4件、傷害致死が12件、保護責任者遺棄致死が2件であった。

殺人は、いずれも女性によるものであるが、育児ノイローゼ等から無理心中を企図した事案がある一方、交際相手から嫌われるのを恐れて嬰兒殺を繰り返したという事案も見られた。

傷害致死のうち、加害者が男性であるものは7件、女性であるものは5件であるが、そのほとんどは、日常的な児童虐待の延長線上で犯行に至っている。

保護責任者遺棄致死は、いずれも女性によるもので、乳幼児に十分な栄養を与えず死亡させるに至っている。

そのほか、家庭内暴力を重ねる子（年齢は10歳代から40歳代）を思い余って殺害した事案が7件（男性によるものが4件、女性によるものが3件）、経済的破綻等から無理心中を企図した殺人事案が5件（男性によるものが1件、女性によるものが4件（うち1件は前記男性（夫）との共犯））であった。

（３）被害者が配偶者である事例

妻が被害者となった事例は、10件であり、そのうち、被害者との感情的なあつれきから犯行に至った事案が7件で、罪名は殺人が5件、傷害致死が2件であった。そのほか、介護中の妻を殺害した事案が2件、無理心中を企図した殺人事案が1件であった。

夫が被害者となった事例は、15件であり、そのうち、DV（ドメスティック・バイオレンス）を重ねる夫を殺害した事案が7件、感情的なあつれきから衝動的に夫を殺害した事案が6件、介護していた夫を殺害した事案が2件であった。

（４）被害者がその他である事例

8件中、同居していた親族の問題行動に耐えかねて犯行に至った事案が4件であり、うち殺人が3件（未遂（男性によるもの）1件。既遂（夫婦による同一事件）2件）、傷害致死が1件（女性によるもの）であった。そのほか、被害者との感情的なあつれきから犯行に至った事案が2件（殺人未遂、傷害致死各1件（それぞれ男性によるもの））、介護していた親族に対する傷害致死事案が2件（男性、女性によるものが各1件）であった。

3 犯行態様類型から見た処遇状況等

以上を基に、被害者の種別ごとに犯行態様類型を整理してみると、第1の犯行態様類型として、被害者との感情的なあつれきから犯行に至った事例を挙げることができる。この類型は、子が被害者である場合を除き、被害者の種別に共通して見られる。

家庭内における人間関係は、他の社会的関係に比べ、構成員相互の関係が濃密かつ継続的であるため、他人同士であれば見過ごせるようなささいなことでもお互いに不満や不快の原因となりやすく、一度生じた感情的な対立が、日常生活の中で更に悪化し、何らかの出来事を契機に一気に対立が激化し、半ば衝動的に過剰な暴力として顕在化したものと考えられる。

第2の犯行態様類型としては、乳幼児や児童、あるいは高齢者等、本来ならば家庭において保護され、ケアの対象となるべき親族が、犯罪の被害者となった事例を挙げることができる。

近年、児童虐待及び高齢者虐待は大きな社会問題としてクローズアップされ、それらを

防止するために、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）及び「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）が施行されるなどしているが、深刻な事態は容易には改善しない。

本来安全な保護領域であるべき家庭において、無力であるがゆえにケアの対象となるべき児童又は高齢者が、逆に、無力であるがゆえにこそ容易に犯罪の被害者になってしまうという構図がそこには見られる。

第3の犯行態様類型としては、家庭内暴力を始めとする同居親族の問題行動に端を発し犯行に至った事例を挙げることができる。

地域社会における人間関係の希薄化に伴い、内向きに閉ざされていく家族という小集団においては、構成員相互の心理的距離がますます近づき、自他未分化ともいうべき心理状態の中で、なれ合いや甘えといった関係が生じやすく、言葉によるコミュニケーションが十分成熟する機会のないまま、安易に暴力に頼るなどして、支配・被支配といった一方的な関係が形成されやすい。子どもによる家庭内暴力、あるいは配偶者間におけるDV等は、いったん生じると、半ば惰性的に反復継続されるとともに、第三者の介入のないまま、その暴力の程度は歯止めなくエスカレートしていくことが多い。やがて、暴力を受ける側の忍耐が限界に達したとき、それまで固定化していた支配・被支配の関係を一気に逆転させるべく、今度は被支配側から衝動的で過剰な暴力が突然生じることにもなる。

また、その一方で、特定の構成員に問題行動が見られる場合に、その行動を性急に改善しようとするあまり、安易に暴力に頼ってしまう場合もある。

第4の犯行態様類型としては、経済的破綻等から将来に絶望し、他の同居親族を巻き込む形で無理心中を企図した事例を挙げることができる。

社会との関係を閉ざすとき、家族は一つの運命共同体のような存在になってしまうことにもなりかねない。そうした閉鎖的な小集団は、経済的に安定し、相互の人間関係も良好である間は良いが、いったん家計や人間関係が破綻し、心理的に窮地に追い込まれると、問題解決の方法を見出すことができないまま、一気に破局へと突き進んでしまうことにもなりかねない。

以下では、前記の4つの犯行態様類型に各事例を分類した上で、本人の生育歴、本件の概要、刑事施設での生活状況、生活環境調整状況、保護観察状況等を概観し、類型ごとに共通する処遇上の問題点等を検証していきたい。

なお、以下に記載する加害者及び被害者の年齢は、本件犯行時のものである。また、刑事施設での生活状況、生活環境調整状況及び保護観察状況については、平成21年11月末までのものである。

（１）特定の親族との感情的あつれきから犯行に至った事例

今回調査対象とした事例の中には、相互関係の悪化から特定の親族に対する憎悪や憤怒を募らせるといった感情的あつれきから犯行に至っている事例が18件見られた。

その内訳を見ると、殺人（未遂を含む。）が14件（男性によるものが8件、女性によるものが6件）、傷害致死4件（いずれも男性によるもの）であった。

まず、殺人について、被害者の内訳を見てみると、女性による殺人の場合は、いずれも被害者は配偶者（内縁関係を含む。）であったのに対し、男性による殺人（うち未遂2件）の場合、被害者は配偶者が5件、実父が2件（うち未遂1件）、実兄が1件（未遂）であった。

配偶者が被害者であったものについて、その犯行態様等を見ると、男性による殺人の場合、被害者である妻から罵倒されたことなどに憤激して犯行に及んだ事案が多い。一方、女性による殺人の場合は、被害者である夫の不倫、ギャンブル等のたん溺等に対する嫉妬や憤りから犯行に至っている。いずれも一時の激情に駆られての犯行ではあるものの、それ以前から日常的に口論が絶えないなど、両者の関係には一触即発ともいうべき強い葛藤状態が続いており、その場のやりとりでそれまでこらえていた感情が一気に爆発して、過剰な攻撃行動として顕在化したものと考えられる。

配偶者以外が被害者であったものは男性による殺人3件（うち未遂2件）であり、その犯行態様等を見ると、実父等の被害者からの日常的な干渉への強い拒否感情等から犯行に至っている。

なお、本件以前の前科・前歴について見ると、女性1人に前科が1回あるのみであった。

次に、傷害致死（4件）について、その犯行態様等を見ると、被害者は妻、内妻、実父、実弟それぞれ1人ずつであり、いずれも加害者に過度飲酒の問題が見られ、うち3件は犯行時にも飲酒しており、酔余の勢いで犯行に及んでいる。また、全ての加害者に複数の前科があり、本人の資質面や生活面に問題が潜んでいることがうかがわれる。

以上の18人について、受刑中の状況を見ると、女性（6人）では、規律違反があった者は1人で、しかも軽微な違反であったのに対し、男性（12人）では、1回の規律違反が2人、複数回の規律違反が4人であり、その内容は被収容者に対する暴行や施設職員への抗弁といった対人トラブル、あるいは自傷行為等に及んでいた。男性の場合には、受刑してからも安定した人間関係を形成できないまま、精神的に不安定な状態に陥っていたものが多いことがうかがわれるが、そうした者も長期間矯正処遇を受ける中で不安定な言動は少なくなり、次第に落ち着きを取り戻していた。一方、規律違反のない者の多くは、刑事施設内で民間の篤志家である宗教家により開催される法要（供養会）に自主的に参加するなどして、事件への反省を深めるとともに、毎日被害者の冥福を祈ったり、他の親族（遺族）に謝罪の手紙を出すなどして、慰謝・慰霊の措置に努力している様子が見られた。

出所後の帰住先をめぐる生活環境の調整状況としては、本件時の住居に戻れた者は4人

であり、その他の者は、本件当時に別世帯であった親族のもとや更生保護施設に帰住している。引受人となった親族の内訳は、父母（3人）、子（5人）、兄弟（6人）であった。

更生保護施設に帰住した者は4人であり、そのうち、男性の1人は、当初実母が引受意思を示したが、殺人未遂の被害者である実父が強い拒否感情を示したために、関係の修復が実現しなかったものである。また、夫を殺害した女性の場合、犯行時に長女も同居していたが、同人は本人の犯行を許すことができないとして引受けを拒否した。また、他の2名は、犯行時の同居人は被害者のみであり、他に頼るべき親族が見つからず、更生保護施設への帰住となっている。

出所後の保護観察の状況は、刑事施設内で行状不安定であった者も含め、特に大きな問題の見られないまま推移し、平成21年11月時点で保護観察継続中の者2人を除き、いずれも期間満了で保護観察を終了している。保護観察期間中にしよく罪指導プログラムを受けた者は6人（同プログラムを活用した保護観察の実施は平成19年3月1日からであるが、本件調査対象者の中には、同時期より前に保護観察を終了した事例も含まれている。以下同じ。）、墓参や遺族への謝罪等、具体的な慰謝・慰霊の措置を行っている者は5人であった。

なお、前記したとおり、傷害致死の男性3人に犯行時に飲酒の問題が見られたが、殺人でも男女各2人に同様の問題が見られ、刑事施設において酒害教育を受けるとともに、保護観察においても飲酒を慎むよう指導を受けるなどして、社会内で自重した姿勢を維持している者が多かったが、一部には飲酒を再開して注意を受ける者も見られた。

（２）養育・介護中の親族が被害者となった事例

① 養育中の乳幼児が被害者となった事例

調査対象事例のうち、養育中の子を殺害等によって死亡させるに至ったものは18件であり、その内訳は、殺人が4件（いずれも女性によるもの）、傷害致死が12件（男性によるものが7件、女性によるものが5件）、保護責任者遺棄致死が2件（いずれも女性によるもの）であった。

被害者の年齢は10歳未満で、女性による犯罪の被害者は、いずれも本人の実子である一方、男性による犯罪の被害者は、1人が実子であるほかは配偶者（内縁関係を含む。）の連れ子であった。

まず、殺人について、その犯行態様等を見ると、2件は、育児や家事が思うようにいかないことに悩んだ末に、子を殺害したものである。他の2件は、30歳代の女性が、日ごろから不仲であった夫の両親と同居するという話が持ち上がったため、夫や夫の両親に対する当て付けのため、子供たちと無理心中することを考え、子供たちを絞殺したというもの、20歳代と30歳代の2回にわたり嬰兒を殺害したというものである。嬰兒殺の事例においては、本人に少年時から覚せい剤の使用歴があり、保護処分歴が2回、前科が1回あった。

なお、他の3人には、本件以前に前科・前歴はなかった。

次に、傷害致死について、その犯行態様等を見ると、ほとんどの事例が、本件以前から被害者に対して日常的に虐待行為を繰り返し、ささいなことを契機に虐待行為を一気にエスカレートさせ、被害者を死亡させるに至っていた。

男性の場合、7人中4人が無職状態であり、思いどおりにならない自らの境遇へのいら立ちが、八つ当たりの被害者に対する暴力に結び付いていく要因の一つになっていたと考えられる。また、配偶者の連れ子に対し、自分になつかないことなどを理由に日常的に体罰を加え、被害者の反抗的態度などのささいなことから、逆上して犯行に及んでいるもの、実子の乳児を他の男性の子ではないかと疑い、妻が不在中に実子が泣き出したため、逆上して頭部を殴打して死亡させたものがある。

男性7人の前科・前歴を見ると、前科がある者が3人、保護処分歴がある者が1人いた。

一方、女性の場合、本件時の生活状況を見ると、5人中4人は、前夫と離婚又は別居した後、不特定多数の男性と交際するなど不安定な異性関係に陥っており、他の1人は、生活が困窮して、借金から逃げるために一家で車中生活を送っていたものであって、いずれも極めて不安定な状況に置かれていた。また、その生育歴においても、幼少時に両親が離婚したり、酒乱の実父から日常的な暴力を受けたり、実母死亡後に実父から経済的支援を打ち切られて放置されるなどといった不遇な体験をしている。子供時代に十分親に愛された体験のないまま思春期を迎え、孤独感を紛らわすために異性関係に心の拠り所を求め、いったんは結婚等によって自分の家庭を持ってみるものの、配偶者との安定した関係を築くことができず、再び不安定な生活状況に陥ったため、その苛立ちや憤りを子供に向けてという構図をうかがうことができる。なお、前科・前歴のある者はいなかった。

さらに、保護責任者遺棄致死（2件）について、その犯行態様等を見ると、2件とも、複数の子がいながら、同居の夫と共に特定の1人の子に対する育児を放棄して低栄養状態等で死亡させた事案である。犯行当時、夫たちは無職状態にあり、暴力団関係者でギャンブルに明け暮れ、浪費を重ねるなどの問題があった。また、夫たちは、育児や家事に非協力的で、日常的に妻である彼女たちに対してDVを繰り返しており、育児負担、経済的困窮等から、犯行当時、彼女たちは心身両面で疲労困ぱいの状態にあったものと考えられる。なお、2人とも本件以前に前科はなかった。

以上の18人の者について、受刑中の状況を見ると、規律違反が1回あった者は、男性2人、女性1人であり、この女性には自殺企図の違反があった。複数回の規律違反があった者は男女各1人であったが、比較的軽微な違反であった。受刑中には、半数の者が施設内で民間の篤志家である宗教家により実施される宗教教誨や法要に自主的に参加しているほか、個人的に毎日被害者の冥福を祈っているという者も多かった。

出所後の帰住先をめぐる生活環境の調整状況を見ると、本件時の住居に戻れた者は女性2人のみである（夫、両親各1人）。その他の帰住地としては、男性の場合には、父母

(3人)、妻(1人)、更生保護施設(3人)であり、女性の場合には、父母(4人)、知人(1人)、更生保護施設(4人)であった。

本件当時配偶者(内縁関係を含む。)と同居していた者は、男性で7人、女性で9人いたが、本件共犯の前妻と離婚後に再婚した妻のもとへ帰住した男性1人を除くと、配偶者のもとに帰住できたのは、女性1人のみである。重大犯罪により関係が悪化したことのほか、そもそも配偶者との関係が不安定でお互いの絆が弱かったという側面もあると思われる。

出所後の保護観察の状況は、保護観察期間が1月余と短期間であった2人の女性を除き、他の16人は、年齢が比較的若い(20歳代から40歳代)こともあって、保護観察期間中に就職することができ、担当保護司との接触も良好で、特に大きな問題の見られないまま推移し、いずれも期間満了で保護観察を終了している。保護観察期間中にしよく罪指導プログラムを実施した者は10人、墓参や遺族への謝罪等、何らかの慰謝・慰霊の措置を行っている者は7人であった。

② 介護中の高齢者が被害者となった事例

調査対象事例のうち、介護中の親族を死亡させたものは11件であり、その内訳は、殺人が6件(男性によるものが4件、女性によるものが2件)、傷害致死が5件(男性によるものが4件、女性によるものが1件)であった。

被害者の年齢は60歳代から80歳代であり、男性による殺人の被害者は、妻(2人)、実母(2人)、女性による殺人の被害者は、夫(2人)であった。また、男性による傷害致死の被害者は、実父(2人)、実母(1人)、義母(妻の母1人)であり、女性による傷害致死の被害者は、実姉であった。

殺人について、その犯行態様等を見ると、いずれも長期間にわたる親又は配偶者の介護に疲れ果てての犯行で、男性4人の場合は無理心中を企図しての犯行であり、女性の場合は、無理心中を企図したものが1人のほか、被害者の態度に激怒して犯行に及んだものが1人であった。いずれも、被害者は認知症等で介護を必要としており、その負担が、ほとんどの場合、加害者一人にのしかかっていた。そのため、疲労が蓄積して心身のバランスを崩し、一時の絶望や激情などから衝動的に犯行に及んでいる。なお、殺人の6人には、いずれも本件以前に前科・前歴はない。

傷害致死について、その犯行態様等を見ると、介護対象である被害者の態度に憤激して衝動的に暴行を加えて死亡させた事案が2件(いずれも男性によるもの)であり、他の3件(男性によるものが2件、女性によるものが1件)は、相手を服従させるために暴力を加えたものであり、特に男性の場合は2件とも日常的に暴力を重ねていた事案であった。男性による傷害致死のうち、1件は、精神障害等を抱えた義母を自宅に引き取って世話をすることにしたが、その奇行に閉口した上、反抗的な態度に憤激して犯行に至ったもので

ある。そのほかの3件は婚姻歴のない男性が一人で父母を介護していたものであり、父母の介護を一人で担っていたが、本人の有する過度飲酒の問題について実母から注意されたことで逆上して実母を殺害したものが1件、同居していた実父に対して日常的に暴力を重ねていたものが2件であった。女性による傷害致死は、認知症等により患っていた実姉の介護を一人でしていたところ、指示を聞かない同女に立腹し犯行に及んだものである。なお、前科・前歴について見ると、傷害致死の5人のうち、男性1人に前科が1回あるのみであった。

以上の11人の者について、受刑中の状況を見ると、規律違反が1回あった者が男性で2人いるが、その他の者に規律違反はなかった。

刑事施設内で実施される宗教教誨への参加や「被害者の視点を取り入れた教育」の受講、定期的な供養料の送金のほか、自主的に被害者の冥福を祈る行為を重ねるなどして、本件への反省を深めるとともに、慰謝・慰霊に努める者が多い。本件時のことを回顧し、もう少し周囲の人に悩みを相談していればよかったと後悔を示す者も複数いた。また、本件時に過度飲酒の問題の見られた者では、今後の断酒を誓うなど矯正処遇を受ける中で内省を深めていった者もいた。

出所後の帰住先をめぐる生活環境の調整状況としては、本件時の住居に戻れた者は約半数（6人）であり、同居親族の感情も良好で、複数の親族が頻繁に面会に訪れるなどしている。また、近隣住民を含め、本件に対する社会感情も特に問題なく、むしろ本人に同情し、公判時に減刑嘆願の署名運動があった事例も見られる。その他の帰住先としては、長女、次女、叔父、姪、更生保護施設がそれぞれ1件ずつであるが、引受人となった親族の本人に対する感情はいずれも良好であり、更生保護施設に帰住した者も出所後2月余で自宅に転居して单身生活を送っており、本人から近所に挨拶に出向くなどして、近隣感情に特に問題は見られなかった。

出所後の保護観察の状況は、高齢のため不就労であった4人を除き、出所後まもなく就労を開始し、同居親族との関係もおおむね良好で、担当保護司との接触もよく保たれ、保護観察中の者1人を除き、いずれも期間満了で保護観察を終了している。本件時まで過度飲酒の問題が見られた者も自重した生活を送り、家族関係も良好であった。事例の中には、本件を機に、同居親族や同胞との関係がむしろ以前よりも好転し、そうした人間関係の改善が本人の更生意欲を一層促進したものも見られた。

保護観察期間中にしよく罪指導プログラムを実施した者は7人、墓参や遺族への謝罪等、何らかの慰謝・慰霊の措置を行っている者は6人であった。

（３）問題行動のある親族が被害者となった事例

① 家庭内暴力を繰り返す子が被害者となった事例

調査対象事例のうち、我が子の家庭内暴力に耐えかねて、子を殺害したものは7件あり、男性によるものが4件、女性によるものが3件であった。被害者は全て加害者の実子であり、年齢は10歳代から30歳代にまでわたる。その犯行態様等を見ると、被害者の挑発的な態度に激高して衝動的に刺殺した1件を除き、他の6件は、いずれも長い間被害者の家庭内暴力に苦しんだあげくの計画的な犯行であった。7件中4件は、他の親族との共犯事件であり、共犯者は、妻（2件）、夫（1件）、実子及び内夫（1件）であった。また、無理心中を企図しての犯行は3件であった。なお、本件以前の前科・前歴について見ると、男性1人に前科が2回あるが、その他の者に前科・前歴はない。

以上の7人の者について、受刑中の状況を見ると、複数回規律違反があった者が1人いたものの、比較的軽微な違反であり、その他の者に規律違反はなかった。

出所後の帰住先をめぐる生活環境の調整状況としては、本件時に居住していた住居又は配偶者（内縁関係を含む。）や同居していた親族のもとに戻れた者は6人である。他の1人（男性）は更生保護施設に帰住しているが、当初引受人としていた妻が入院したため、やむを得ず施設帰住を選択したものであり、出所後間もなく妻のもとに転居している。いずれにしても、本件を理由に帰住先の調整が困難であった事例はなかった。

出所後の保護観察の状況は、1人を除き、高齢、疾病等のため不就労のまま推移しているが、同居親族との関係はおおむね良好で、担当保護司との接触もよく保たれ、保護観察期間中に死亡した1人を除き、期間満了で保護観察を終了している。保護観察期間中にしよく罪指導プログラムを実施した者は2人、墓参や遺族への謝罪等、何らかの慰謝・慰霊の措置を行っている者は3人であった。

なお、受刑中から治療を受けている者を含め、5人の者が何らかの心身の疾病を抱えていた。そうした本人自身の体調不良が、子の家庭内暴力という事態に対する耐性を弱め、絶望的な心情を助長した可能性は否定できない。

② 配偶者暴力（DV）を繰り返す夫が被害者となった事例

調査対象事例のうち、配偶者の暴力に耐えかねて、同人を殺害したものは7件であった。加害者は30歳代から60歳代の女性で、被害者は夫又は元夫であった。その犯行態様等を見ると、7件中3件は、共犯事件であり、共犯者は、実子（1件）、知人（2件）であった。また、単独犯の場合はいずれも殺害方法は刺殺であり、そのうち、無理心中を企図しての犯行は1件であった。多くの事例では、結婚当初から長年にわたり夫からの暴力に苦しんだあげくの犯行であり、中には、本件前までに被害者からの暴力によって専門的な治療が必要なほど大きな傷害を受けていた事案もある。また、4件は、被害者の暴力が原因で離婚したにもかかわらず、離婚後も同居を続けるなど関係を清算できないまま継続的に暴力

を受けていたものであり、DV加害者との関係を清算することの困難さを示している。なお、本件以前に前科があった者はいない。

以上の7件について、加害者の受刑中の状況を見ると、規律違反が1回あった者が2人、3回あった者が1人いるが、いずれも比較的軽微な違反であり、違反の有無にかかわらず全般的に落ち着いて受刑生活を送っている。なお、受刑中に供養料と共に遺族宛てに謝罪の手紙を送っている者は4人であり、宗教教誨に参加している者は2人であった。

出所後の帰住先をめぐる生活環境の調整状況を見ると、事案の性質上、本件当時の自宅に戻れた者は、被害者と離婚後別の男性と再婚していた女性が夫のもとに戻ったという事例以外にはないが、頼れる親族が見当たらない場合でも、知人を頼るなどして帰住先が確保されており、更生保護施設に帰住した者はいない。帰住先の内訳は、実母が2件のほかは、長女、実兄、実姉、夫、知人がそれぞれ1件であった。

出所後の保護観察の状況は、いずれも担当保護司との接触もよく保たれ、期間満了で保護観察を終了している。保護観察期間中にしよく罪指導プログラムを実施した者は1人であるが、墓参や遺族への謝罪等、何らかの慰謝・慰霊の措置を行っている者は5人であった。遺族（夫の親や同胞等）の感情が悪くて接触を拒まれた事例もあるが、逆に出所後に接触や連絡を取り合うことができるほど感情が好転している事例も3件見られた。また、遺族の中には本人自身の子も該当するが、遺族によって事件の影響もその受け止め方も単一ではなく、例えば、ある女性は実子のもとに帰住したが、他の実子は本件を理由に解雇されるなどの不利益を受けたため、親子関係が不良となり、その関係修復に苦慮するといった事態も見られた。

③ 問題行動を有するその他の親族が被害者となった事例

調査対象事例のうち、子又は夫以外の問題行動のある親族が被害者となった事例は6件あり、その内訳は、殺人が2件（夫婦による同一事件）、殺人未遂が1件（男性によるもの）、傷害致死が3件（男性によるものが2件、女性によるものが1件）であった。

男女の共犯による殺人事件は、同居していた被害者（女性の弟）が日常的に暴力を振るうことなどから、共謀して被害者を殺害したものであり、殺人未遂事件は、家族間の喧嘩を制止しようとしたところ押し倒されたため、逆上して包丁で異父兄を刺したものである。なお、前科・前歴については、前科がある者が1人、保護処分歴がある者が1人であった（いずれも男性）。

男性による傷害致死事件（2件）は、一時ホームレス状態となっていた60歳代の実父が自宅で糞便を垂れ流すことなどから半ばノイローゼ状態となって犯行に及んだもの、10歳代の男性が学校生活におけるストレス発散のため実父に暴力を加えて、死亡させたものである。女性による傷害致死事件は、10歳代の女性が実母及び居候の友人1名と共謀の上、万引きをやめない実弟に対し、浴槽内で木刀等で殴打し、熱湯をかけるなどの暴行を加え

て、死亡させたものである。なお、これら傷害致死の3人には、本件以前に前科はない。

以上の6人の者について、受刑中の状況を見ると、規律違反が1回あった者が1人、4回あった者が1人いる。受刑中に被害者の冥福を祈っている者は1人のみであり、逆に、受刑後相当期間を経過しても、いまだ被害者の慰霊をする気になれないとはっきりと述べる者もいた。

出所後の帰住先をめぐる生活環境の調整状況を見ると、殺人の男女の帰住先は、夫の実母宅（実子も同居）であり、実母が共犯で受刑中のため更生保護施設に帰住することになった者を除き、他の3人の男性も、全て実母のもと（自宅）に帰住している。

出所後の保護観察の状況は、刑事施設内での規律違反の有無にかかわらず、いずれもまじめに稼働し、担当保護司との接触もよく保たれ、保護観察中であった1件を除き、期間満了で保護観察を終了している。なお、いずれの事例でも被害者に対する感情には複雑なものがあるようで、出所後に慰霊の措置を明確に示した者はいない。

（４）経済的破綻等から無理心中を企図した事例

調査対象事例のうち、経済的破綻等から精神的に行き詰まり、絶望感にとらわれて無理心中を企図し、同居する親族を殺害したものは8件であった（男性によるものが4件、女性によるものが4件（全て殺人既遂事件であるが、被害者が複数である場合には一部未遂を含む。）。）。

被害者の内訳は、男性による殺人では、実父（2件）、実子（1件）（妻との共犯事件）、内妻（1件）であり、女性による殺人では、全て実子であった。被害者となった実子の年齢は10歳未満から40歳代にまでにわたる。なお、本件以前に前科・前歴について見ると、保護処分歴が1回ある男性が1人、前科が1回ある男性が1人であり、その他の者に前科はない。

経済的破綻が生じた事情を見ると、被害者の浪費癖が原因であったと思われるものが2件あるものの、その他の事案は、ギャンブル等の遊興費捻出のためサラ金に多額の借金をしたり、衝動的に高額な商品を割賦で次々と購入したり、就労不安定であるにもかかわらず住宅の購入等のため高額なローンを組むなどのように、本人自身が自己の返済能力を省みることなく、無計画に借金を重ねて返済不能に陥るなどして経済的破綻を招いたものである。そうした苦境を一人で（あるいは共犯事件の場合は夫婦二人で）思い詰めるなどして、自己破滅的な衝動から犯行に至っている。

以上の8人の者について、受刑中の状況を見ると、軽微な規律違反を2回行った男性が1人いるが、他の者に規律違反はなかった。宗教教誨に参加したり、朝晩自ら被害者の冥福を祈る行為を重ねたりするなどして慰霊に努めている者が多い。

出所後の帰住先をめぐる生活環境の調整状況を見ると、本件時の住居に帰住できた者はいない。事件が大きく報道されたり、親族等に引受けを拒否されたりするなどして、8人

中5人（男性2人，女性3人）が更生保護施設に帰住している。

出所後の保護観察の状況は，認知症によりグループホームに入所した女性1人を除き，出所後間もなく就職し，まじめに働き，特に大きな問題の見られないまま推移し，保護観察中の者1人を除き，いずれも期間満了で保護観察を終了している。保護観察期間中にしよく罪指導プログラムを実施した者は4人であり，墓参や遺族への謝罪等，具体的な慰謝・慰霊の措置を行っている者は2人であった。なお，女性のうちの1人は，本人の自責の念が強いため，当初予定していたしよく罪指導プログラムを中止している。

第3節 調査結果を踏まえた小括

以上，家庭内の重大犯罪をじゃっ起したことにより有期刑の実刑判決を受けて受刑した後，仮釈放となった事例について，犯罪の動機や原因，あるいは犯行態様等から犯罪の一定の類型化を試み，その上で，類型ごとに，本件の概要，刑事施設での生活状況，生活環境調整状況，保護観察状況等を見てきた。

ここでは，以上の調査結果を基に，家庭内の重大犯罪をじゃっ起した者の更生の在り方と，それを支援する処遇上の問題点について若干の検討を行いたい。

なお，更生の在り方を考えていくに当たっては，①本件に対する反省・悔悟，②被害者又はその遺族に対する慰謝・慰霊，③社会復帰と家族の再生という3つの視点から検討を行うこととしたい（引用する事例の概要については，前節で既に述べたものもあるが，改めて記載することとする。）。

1 本件に対する反省・悔悟

既に見たとおり，家庭内の重大犯罪の特徴の一つは，「特定の親族との感情的あつれきから犯行に至った事例」の一部や「問題行動のある親族が被害者となった事例」のように，被害者側にも生活態度や加害者への対応等の点において何らかの問題や落ち度が見られ，それが相互の関係の悪化を招き，最終的に犯行へとつながってしまっている事例が多いという点である。

そうした被害者の問題や落ち度の程度は，事件に対する加害者本人の受け止め方や反省の在り方に影響を与えることが多い。本件以前における被害者の問題行動が大きければ大きいほど，加害者本人が抱える被害者意識は強く，自らが犯した本件犯罪に対する反省に至るには困難が伴うことになる。

本件以前において被害者の側に問題や落ち度が見られた場合には，加害者が本件犯行に対する自らの責任を明確に自覚し，深い反省へと至るためには，何よりもまずその内面に抱え込んでいる加害者自身の本件以前における被害者性を捉えなおす作業が必要になるのではないかと考えられる。そうした作業を経ることにより，表面的・形式的な反省に終始してしまうことなく，加害者本人の内省を深めることができるであろう。

そうした事例が見られる一方で、本人の被害者に対する感情が屈折した複雑な様相を呈するものも見られ、特に親子や夫婦といった密接した関係においては、たとえ本件以前において激しい憎悪を向けていた相手であったとしても、その感情は愛憎半ばする両価的なものが多く、そのため、犯行が衝動的なものであればあるほど、犯行後に深い後悔と自責の念に苦しむ事例が見られる。

例えば、本人の自責の念が強いために、未決中に自殺を企図した事例や、当初予定していたしよく罪指導プログラムの実施を中止した事例など、本件後に強い自責の念に苦しんでいたと推察される事例も散見される。

さらに、こうした事例以外でも、受刑中や出所後の態度に深い後悔が認められる事例は多く、この種事例の場合には、被害者が非親族である場合以上に、その指導に当たっては、本人の内面の動きに配慮した細やかな対応が必要であると思われる。

2 被害者又はその遺族に対する慰謝・慰霊

家庭内の重大犯罪は、本人自らの手で家族を傷付ける行為であるが、被害者が非親族である場合と同様に、自らの犯罪行為によって傷付けたものを可能な限り修復しようとする誠意と努力が求められることはいうまでもない。

犯罪行為により、被害者の身体・心情が被害を受けるが、それとともに近い親族の心情もダメージを受ける。犯罪行為自体は取り返しの付かないものであるが、傷付けたものを修復していくこと、仮にそれが限りなく困難であるとしても誠意を尽くして努力していくことが、加害者に求められるところである。

ところが、保護司に対するアンケート調査の結果によれば、感情的あつれきから夫を殺害した女性において「被害者に対する反発が強く、面接のたびに写経して供養するよう勧めたが、一応うなずきはするものの実行しようとしなかった」というように、慰謝・慰霊の措置に積極的に取り組もうとしない事例が若干見られた。また、処遇する側である保護司の方でも、「釈放後、本人は、息子の供養を第一に行い、罪の償いは一生続けると語ったので、その問題にはなるべく触れず、本人のこれからの生活・社会復帰を考えていくようにした」（家庭内暴力を重ねる実子を殺害した女性）とするものや、「夫婦関係について詳しいことは聞けなかった」（感情的あつれきから妻に対して傷害致死をじゃっ起した男性）とするものなど、なかなか慰謝・慰霊にまで踏み込んだ指導ができにくかったと思われる事例も見られた。

その一方で、受刑中から「身内であっても、被害者に心から詫びるよう、手紙を何回も書き、本当に反省していることを伝えるよう本人に指導し」、出所後は「他の兄弟に間に入ってもらい、直接被害者を訪問し、詫びるよう指導し、実行させた」（感情的あつれきから実兄に対して殺人未遂をじゃっ起した男性）とする事例や、「遺族である子や孫たちへの謝罪をし、その家族と共に生活できるよう交信・交流するよう指導したが、一向にそ

の気になら」なかったものの、「僧侶である同僚保護司に協力してもらい、月命日に法要を行い、寺の清掃等の奉仕作業をするよう指導した結果、期間中欠かさず実行していた」（感情的あつれきから夫を殺害した女性）という事例もあり、担当保護司の適切な指導や助言で本人なりに慰謝・慰霊に努力している事例も見られた。

被害者が非親族である犯罪に比べ、被害者等に対する本人の感情は屈折していたり、あるいは甘えが見られたり、さらには被害者等が本人に対して厳しい感情を直接ぶつけることを控えたりすることなどから、被害者やその遺族に対する慰謝・慰霊の措置が曖昧になってしまう場合があることは否めず、そうした場合には、処遇方針を明確にした上で、加害者と被害者又はその遺族の感情に配慮したきめ細かな指導が必要と思われる。

3 社会復帰と家族の再生

（1）社会復帰のための生活基盤の確保

家庭内の重大犯罪の特徴の一つは、加害者本人が、被害者又はその遺族の親族でもあるという点であろう。そのため、事案によっては、他の親族の宥恕を得やすいという傾向が見られる反面、逆に、本件を機に、他の親族との関係が大きく崩れてしまう場合もある。

他の親族の本件及び加害者本人に対する感情は、本件以前における加害者と被害者との関係によって大きく異なってくる場合が多い。例えば、本件以前から加害者が被害者の言動に苦しめられ、いわば加害者が被害者的な立場に置かれていたような事案の場合には、他の親族の本件や加害者本人に対する感情は融和しやすく、それがひいては刑事施設から出所した後の帰住先の確保等を容易にすることにもつながる。そうした傾向は、特に「問題行動のある親族が被害者となった事例」において顕著であり、前節で記したようなやむを得ない事情がある2件が更生保護施設に帰住している以外は、本件当時に同居していた親族や他の親族あるいは知人等が積極的に引受意思を示しており、本件を理由に帰住先の調整が困難であった事例は見られなかった。他の親族の加害者本人に対する同情的・好意的姿勢は、刑事施設入所中から面会や通信等の交流を活発化することが多く、そうした関係が新たに生まれることは、本人の更生意欲を高めることにもつながりやすい。本件を機に、他の親族の加害者本人に対する同情的・好意的姿勢が生まれることがあるのは、高齢な被害者の介護を加害者本人が一人で担うなど過重な負担を抱えて苦しんでいたような場合にもあり得る。「介護中の高齢者が被害者となった事例」（11件）のうち、6件は本件当時の自宅に帰住し、当時同居していた親族と再び生活を共にしているが（うち1件は実父が受刑中に死亡したため単身）、いずれも本人に対する感情は良好で、進んで引受けを表明していたものであった。

こうした事例がある一方で、逆に、本件を機に、それまでの身近な親族関係を失ったり、悪化させてしまったりする結果となる事例も見られる。例えば、「養育中の乳幼児が被害者となった事例」（18件）のうち、本件当時配偶者と同居していた事例は16件あったにも

かわらず、本件当時同居していた配偶者のもとに帰住できたのは1件のみであり、本件を機にほとんどの事例が夫婦関係を解消している。夫婦関係が本件以前から不安定な関係だった事例が多く、また、そうした不安定な関係であったからこそ、この種の犯罪をじゃっ起するに至ってしまったという側面もあったように思われる。さらに、「特定の親族との感情的あつれきから犯行に至った事例」のうち、ギャンブル等から多額の借金を重ねていた夫を衝動的に殺害した女性の事例では、犯行当時まだ小学生で、本件を機に児童養護施設に入所することになった長女が、本人を許すことができないとして、本人出所後も面会を拒否するなどその関係修復に困難が見られた。そのほか、「問題行動のある親族が被害者となった事例」のように本件以前における加害者の被害者性が明白であっても、本件に対する親族の受け止め方は必ずしも一様とは限らず、本件後における各親族の受けた社会的反響の相違等によって、加害者に対する感情は大きく異なる場合も見られる。

家庭内犯罪の場合、被害者自身や他の家族が、加害者を宥恕する割合が比較的高く、その社会復帰を支える意思を有する場合が多いが、本件以前において加害者が置かれていた状況や本件後における社会的な反響等によって、本件に対する個々の親族の感情は必ずしも一様ではなく、そうした親族の感情の有り様は、本人の更生意欲に影響を与えるとともに、刑事施設出所後における生活基盤の確保にも大きく影響する。

本章では仮釈放となった事例のみを調査対象としているが、家庭内の重大犯罪をじゃっ起したことにより受刑した事例の中には、他の犯罪同様、出所後の帰住先が整わないなどのために、やむを得ず満期釈放になる事例も見られる。そのような事例に比べれば、本章において調査対象とした事例は、いずれも仮釈放になっているという点で、本人の資質面や親族関係の面で恵まれているといえるが、それでも、既に記したとおり、本件事案の内容やそれを受け止める親族の感情等によって、希望どおりの帰住先を確保できず、更生保護施設等に帰住せざるを得なかったものも見られる。

先の犯罪態様類型ごとの更生保護施設への帰住状況を見ると、「介護中の高齢者が被害者となった事例」(11件中1件(その後自宅に帰住))、「家庭内暴力を繰り返す子が被害者となった事例」(7件中1件(引受人となっていた妻が入院したため))、「DVを繰り返す夫が被害者となった事例」(7件中0件)、「問題行動を有するその他の親族が被害者となった事例」(6件中1件(同居していた実母が共犯で受刑中のため))では、更生保護施設に帰住する者がいないか極めて少なかったのに対し、その他の類型では、「特定の親族との感情的あつれきから犯行に至った事例」で18件中4件、「養育中の子が被害者となった事例」で18件中7件、「経済的破綻等から無理心中を企図した事例」で8件中5件というように、引受人となってくれる親族が見つからず、やむを得ず更生保護施設に帰住している事例が相当数見られ、本件をじゃっ起したことによって、被害者ばかりでなく他の親族との絆も失われ、いわば天涯孤独の状態から社会復帰を図っていかなければならない者もいる。

以上のとおり、本件に対する他の親族の受け止め方の相違等によって、本件後における本人を取り巻く親族関係は大きく変化することが多く、その状況によっては、社会復帰のための生活基盤の確保が困難になる場合も見られるので、生活環境の調整を進めるに当たっては、関係する親族の細やかな心情把握が重要になると思われる。

（２）本人の改善更生と家族の再生

家庭内の重大犯罪は、本人自らの手で家族に危害を加える行為であるが、それによって、本人を取り巻く家族が、完全に消滅するわけではない。殺人未遂事案のように被害者が生存している場合はもとより、死亡させるに至った場合であったとしても、親や子といった他の近い親族との関係は残っており、また、他に頼るべき親族もなく、天涯孤独の身になったとしても、再び社会に戻れば様々な出会いがある以上、新たな家族を築き直す可能性は残されている。そうである以上、家族の再生というテーマは、この種犯罪を起こした者誰もが立ち向かわなければならないものであり、本人に対する処遇を実施する上でも、常に念頭に置くべき課題といえる。

本人が円滑な社会復帰を果たしながら、再びあるいは新たに家族となる者たちと円満な関係を築いていくためには、本件当時に本人が抱えていた問題性を少しでも克服していくことが重要になる。

既に見てきたとおり、本件以前から加害者本人が抱えていた問題性としては、過度の飲酒癖や浪費癖、あるいは粗暴な性格や精神疾患等が見られた。飲酒癖や浪費癖等がある場合には、就労面にも問題を抱える場合が多く、経済的な破綻等を招きやすい。また、性格や精神状況に問題が見られる場合には、対人コミュニケーション能力が劣っていたり、認知に歪みが見られるなどして、他の親族のささいな言動にも被害妄想的に過剰な反応を起こして、相互の葛藤状態を一気に悪化させたり、衝動的に自暴自棄的な行為に走ることもなりかねない。

例えば、「特定の親族との感情的あつれきから犯行に至った事例」では、殺人事例の一部と傷害致死の全ての事例で、加害者本人に過度の飲酒の問題があった。また、「経済的破綻等から無理心中を企図した事例」では、全ての事例が経済的破綻からの犯行であったが、そうした経済的破綻を招いた原因としては、ギャンブルや浪費による多額の借金などの経済観念の歪みが見られた。

一方、「養育中の乳幼児が被害者となった事例」では、前節で詳述したとおり、加害者が男性の場合、本件時に無職であった者の割合が高く、また前科を有する者が多いなど、生活姿勢全般に問題が見られる傾向が強かった。女性の場合は、配偶者（内縁を含む。）との関係を始めとする異性関係が不安定である者が多く、しかも親から暴力を受けるなど不遇な生育歴が目立ち、心情的に不安定な者が多かった。

本人が抱えていたこうした問題性は、本件以前における被害者を含めた家族の生活全般

を不安定にするとともに、家族相互の関係を歪める要因ともなっていたものであり、それらを改善・克服していくことは、家族の再生を図っていく上でも不可欠な要件といえるであろう。

なお、そうした問題性の中でも、とりわけ第三者に見えにくく、その改善・克服を支援していくことが難しい問題は、本人が身近な者との間で取り交わすコミュニケーションの独特の様式ではないかと思われる。それは、長年にわたる生育過程の中で形成され、半ば習慣化されたものであり、本人自身も無自覚なまま反復してしまっている場合が多い。

例えば、「養育中の乳幼児が被害者となった事例」の加害女性の中には、親に暴力を振るわれたり、親同士のDV場面を見て育ってきた者が散見されるとともに、配偶者からもDVを受けている事案が見られたが、そうした被害体験の積み重ねは、身近な者との間で、言葉によって感情や意思を表現し合うことで信頼関係を築いていくことを難しくし、言葉の代わりに直接的な暴力が相互の意思を確認し合う手段となってしまうたり、家庭内の当面する問題を暴力によってしか打開できない志向性を高めてしまったりすることにもなりかねない。

身近な者との間で取り交わすコミュニケーションの様式をめぐるこうした問題性は、加害者本人のみにとどまらず、「問題行動のある親族が被害者となった事例」に代表されるように、被害者側にも認められることが多く、いわばそうした家族関係の中に潜む病理が、本件犯罪として顕在化したと見ることもできる。

本人の改善更生とともに、家族の再生を考えていく上では、そうした家族相互間で習慣化してしまっているコミュニケーションの質を見直していくことも考慮されるべきであり、受刑中における生活環境の調整の段階から、家族関係の調整を重点課題の一つとして位置づけ、本人及び引受人を含めた親族間に潜む問題に対する継続的な働き掛けを行い、徐々にでも相互の関係を改善していくことが望まれる。

第 4 編

少年による家庭内の重大犯罪

第1章 はじめに

第1節 目的

本編では、少年による家庭内の重大犯罪（本編において刑事責任年齢に満たない少年による行為を含む。）に関する調査結果を基に、その実態を明らかにするとともに、その背景・要因に関する分析を行う。

法務総合研究所においては、これまで非行少年に関する研究を数多く実施しているが、家族を被害者とする重大事犯に関連する直近のものとしては、「重大事犯少年の実態と処遇」¹がある。同研究は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させる罪²を犯した少年を対象として、事案の実態と処遇の実情等を調査したものであり、集団型、単独型、家族型、交通型の4つの非行類型の分類を呈示した。家族型（31人）については、重大事犯の中で集団型に次いで多い非行類型であり、他の類型の少年と比べて犯行時の年齢が低く、学生・生徒の比率が高く、ほとんどの少年には保護処分歴はないが、家族間の対立等、家庭内には様々な問題を抱えていることを指摘した。

本研究は、こうした結果を踏まえつつ、調査対象に被害者が死亡した事案に限らず殺人未遂や放火などを加え、少年による家族を被害者とする殺人、傷害致死、放火及び保護責任者遺棄致死を対象として、新たな枠組みで調査・分析を行うこととした。

第2節 調査の概要

1 調査実施方法

本研究は、以下の3つの方法を用いて調査を実施した。

- ① 少年鑑別所の資料を基にした属性、生育歴、非行内容、処分状況等に関する調査
- ② 保護観察所の資料を基にした少年院在院中の処遇、保護観察の状況等に関する調査
- ③ 検察庁の資料を基にした刑事処分状況に関する調査

1 法務総合研究所（2006）「研究部報告31 重大事犯少年の実態と処遇」

2 殺人、強盗致死、傷害致死、危険運転致死及び保護責任者遺棄致死

2 調査対象

調査対象者は、平成15年1月1日から平成19年12月31日までに少年鑑別所を退所した者のうち、家族を被害者とする重大犯罪（殺人，傷害致死，放火又は保護責任者遺棄致死³）をしたものであって、退所事由が検察官送致又は観護措置取消しである者を除く男子116人，女子43人の合計159人（殺人82人，傷害致死8人，放火67人及び保護責任者遺棄致死2人）である（4-2-1-1表参照）。

第2章においては、これらの者について、犯行内容，犯行の背景，家庭内の問題等の実態を調査・分析した。第3章においては、これらの者の保護観察所又は少年院における処遇の実情，家庭内の問題等の解決に向けた取組等について調査・分析を行った。

3 家族を被害者とする殺人，傷害致死及び保護責任者遺棄致死は，被害者が，直系尊属・卑属，配偶者（内縁を含む。），兄弟姉妹，同居のその他親族（継父母・継子を含む。）である場合をいい，家族を被害者とする放火は，その目的物が自宅又は家族の住居である現住建造物等放火（未遂を含む。）である場合をいう。

第2章 少年による家庭内の重大犯罪の実態

第1節 調査対象者の属性等

この章における調査対象者の非行名別人員を見ると、4－2－1－1表のとおりである。殺人の総数は82人、傷害致死は8人、放火は67人、保護責任者遺棄致死は2人であった。

非行名別の特徴を男女別に見ると、殺人全体では68.3%が男子であるが、嬰兒殺に限ると、女子が93.8%を占めている。保護責任者遺棄致死の2人も女子であり、実子を被害者とする非行は、ほとんどが女子によって行われている。一方、傷害致死は、全て男子によるものであり、放火は、77.6%が男子によるものであった。

なお、平成15年から19年までの少年鑑別所被収容者⁴の非行名別の累計（家族が被害者であるものを含む。以下この章において同じ。）において、男子の比率を見ると、殺人（嬰兒殺を含む。）76.8%、傷害致死93.6%、放火87.0%であり（矯正統計年報による⁵。）、殺人及び放火においては、調査対象者の方が累計に比べて男子の比率が低かった。

4－2－1－1表 非行名別人員（少年鑑別所退所年別）

区分	総数	殺人					傷害致死	放火			保護責任者遺棄致死
			既遂	未遂	予備	嬰兒殺			既遂	未遂	
総数	159 (43)	82 (26)	9 (-)	53 (10)	4 (1)	16 (15)	8 (-)	67 (15)	50 (8)	17 (7)	2 (2)
15年	20 (5)	8 (4)	-	4 (1)	-	4 (3)	3 (-)	9 (1)	9 (1)	-	-
16年	28 (10)	14 (5)	-	10 (1)	1 (1)	3 (3)	3 (-)	10 (4)	5 (1)	5 (3)	1 (1)
17年	44 (13)	27 (9)	4 (-)	18 (4)	-	5 (5)	1 (-)	16 (4)	12 (3)	4 (1)	-
18年	35 (8)	16 (4)	3 (-)	11 (2)	-	2 (2)	1 (-)	17 (3)	13 (1)	4 (2)	1 (1)
19年	32 (7)	17 (4)	2 (-)	10 (2)	3 (-)	2 (2)	-	15 (3)	11 (2)	4 (1)	-

注 1 複数の非行名を有する場合は、法定刑の重いものに計上している。ただし、非行名が殺人未遂及び放火既遂の場合は、殺人未遂に計上している。
2 「嬰兒殺」は、「殺人既遂」の外数である。
3 ()内は、女子で、内数である。

以降の分析に当たっては、嬰兒殺を、被害者と加害者の関係の特殊性から、殺人の外数とし、また、その態様において嬰兒殺と類似性の高い保護責任者遺棄致死と併せて分析することとする。

4 「少年鑑別所被収容者」は、少年鑑別所送致の決定により入所した者（当該年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者に限る。）をいう。
5 矯正統計年報において、「保護責任者遺棄致死」は、「その他の刑法犯」に含まれており、独立した統計は存在しない。

1 国籍

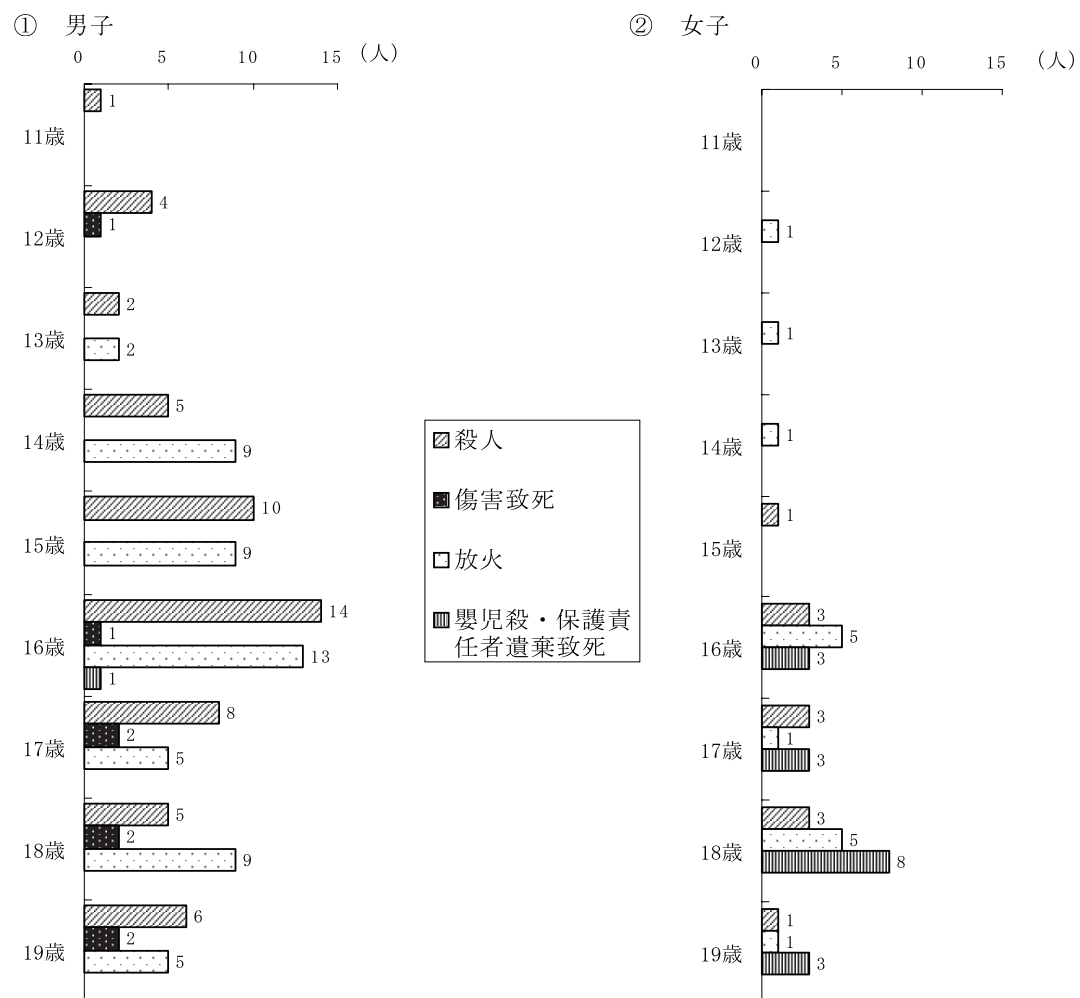
国籍等別人員を見ると、日本が158人、中国が1人（男子）であった。

2 犯行時年齢

調査対象者の犯行時年齢別人員を男女別・非行名別に見ると、4-2-1-2図のとおりである。平均年齢は、男子16.0歳、女子17.0歳であり、全体として、男子の方が女子に比べて低年齢で犯行に及んでいる者が多い。また、非行名別に平均年齢を見ると、殺人16.0歳、傷害致死17.0歳、放火16.2歳、嬰兒殺・保護責任者遺棄致死では17.6歳であった。

非行名別・男女別に年齢の分布の状況を見ると、男子では、殺人においては16歳をピークとして15歳、17歳の人員が多く、放火においては16歳をピークとして14歳、15歳の人員が多い。傷害致死は、調査対象者の総数が8人と少ないことから傾向とまでは言えないが、17歳以上で多く見られる。女子では、放火は低年齢から見られ、16歳、18歳で多く、嬰兒殺・保護責任者遺棄致死は、18歳前後の人員が多くなっている。

4-2-1-2図 犯行時年齢別人員（男女別・非行名別）

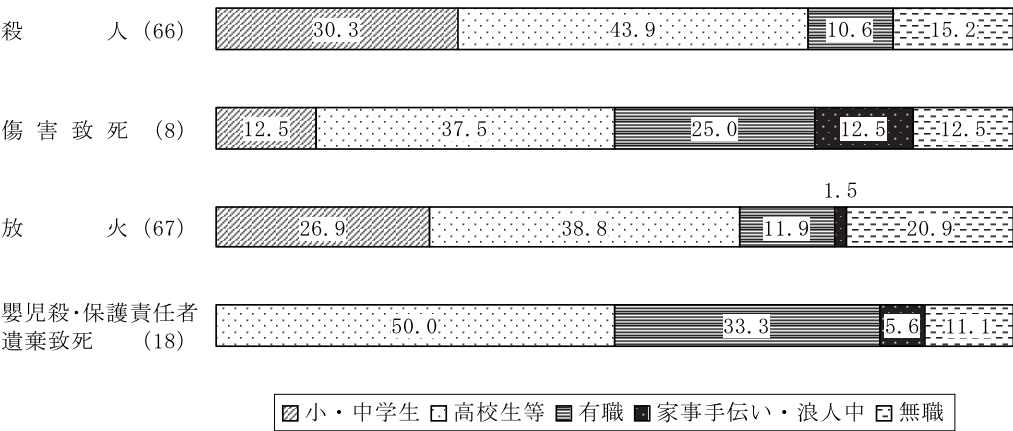


3 就学・就労状況

犯行時の就学・就労状況を非行名別に見ると、4-2-1-3図のとおりである。殺人及び放火においては、小・中学生が約3割、高校生等（高等専門学校生、大学生等を含む。）が約4割であり、学生・生徒が約7割を占めているのに対し、傷害致死、嬰兒殺・保護責任者遺棄致死においては、学生・生徒が5割である。また、嬰兒殺・保護責任者遺棄致死においては、犯行時年齢が比較的高いこともあり、有職であった者の比率が、他の非行名に比して高い。

なお、平成15年から19年までの少年鑑別所被収容者の非行名別の累計と比べると、いずれの非行名においても、調査対象者の方が、学生・生徒である者の比率が高い。

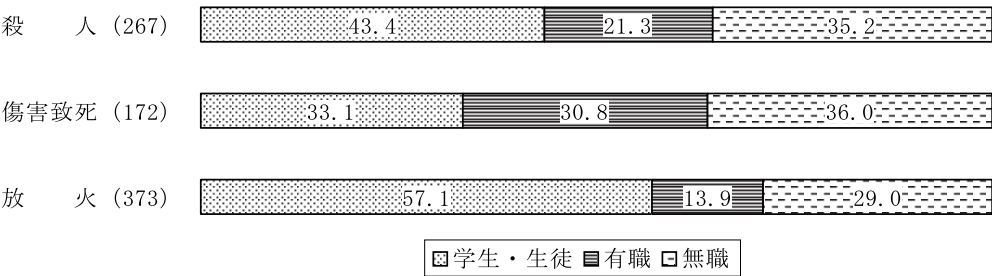
4-2-1-3図 犯行時の就学・就労状況別構成比（非行名別）



注 1 「高校生等」は、高校生、高等専門学校生、大学（短期大学を含む。）生及び専門学校生（殺人2人）である。
2 （ ）内は、実人員である。

【参考】少年鑑別所被収容者 就学・就労状況（非行名別）

（平成15年～19年の累計）



注 1 矯正統計年報による。
2 「殺人」は、嬰兒殺を含む。
3 「学生・生徒」は、専門学校生を含まない。
4 「無職」は、家事手伝い、浪人中の者を含む。
5 就学・就労状況が不詳の者を除く。
6 （ ）内は、実人員である。

4 保護者状況

4－2－1－4表は、犯行時における保護者状況を非行名別に見たものである。殺人及び放火は、傷害致死及び嬰兒殺・保護責任者遺棄致死と比べて実父母が保護者である比率が低い。

4－2－1－4表 保護者状況別人員（非行名別）

区 分	殺人〔66〕	傷害致死〔8〕	放火〔67〕	嬰兒殺・保護責任者遺棄致死〔18〕
実 父 母	36 (54.5)	7 (87.5)	32 (47.8)	13 (72.2)
実 父	8 (12.1)	－	10 (14.9)	2 (11.1)
実 母	17 (25.8)	1 (12.5)	19 (28.4)	2 (11.1)
実 父 義 母	3 (4.5)	－	2 (3.0)	－
義 父 実 母	1 (1.5)	－	2 (3.0)	1 (5.6)
義 父 義 母	1 (1.5)	－	1 (1.5)	－
祖 父 母	－	－	1 (1.5)	－

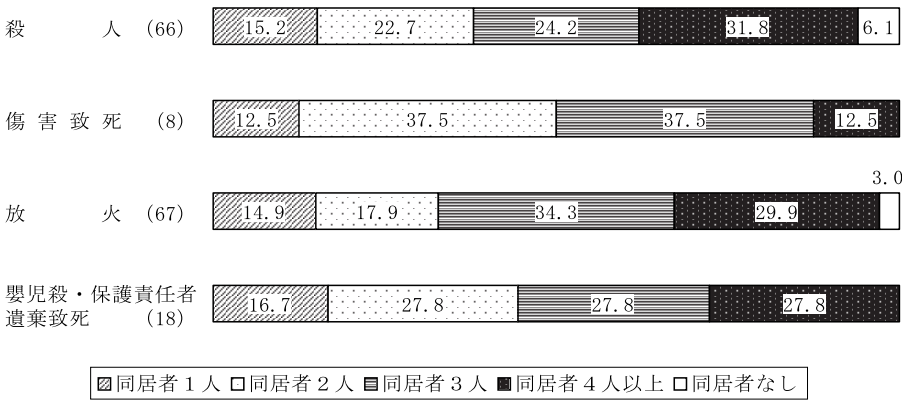
注 1 「実父母」は、実父が単身赴任等により同居していない場合も含む。
2 [] 内は、実人員である。
3 () 内は、非行名別の総数に占める保護者区別人員の比率である。

5 犯行時の居住状況

犯行時の居住状況を見ると、家族と同居していた者が150人（94.3％）と大半を占める。そのほかでは、交際相手・内妻と同棲中であった者が3人、会社の寮にいた者が1人、施設入所中・病院入院中であった者が3人、家出中であった者が2人であった。

4－2－1－5図は、犯行時の同居者数別構成比を非行名別に見たものである。傷害致死及び嬰兒殺・保護責任者遺棄致死については、同居者のいない者はいなかった。いずれの非行名でも、同居者2人以上の者の構成比が高く、「家族全体・家」を加害対象とする者の多い放火を除き（4－2－2－1表参照）、少年及び加害対象者以外の第三者が家庭内に存在している場合が多い。

4－2－1－5図 犯行時の同居者数別構成比（非行名別）



注 1 「同居者なし」は、一人暮らし、施設入所中、家出中等である。
2 「嬰兒殺・保護責任者遺棄致死」の同居者には、被害者（嬰兒）を含まない。
3 () 内は、実人員である。

6 資質等

4-2-1-6表は、調査対象者の知能指数を非行名別に見たものである。一般的なIQ中央値とされる100以上の者の割合は、嬰兒殺・保護責任者遺棄致死（11.1%）、放火（27.7%）、傷害致死（37.5%）の順に小さく、殺人（54.0%）で大きい。

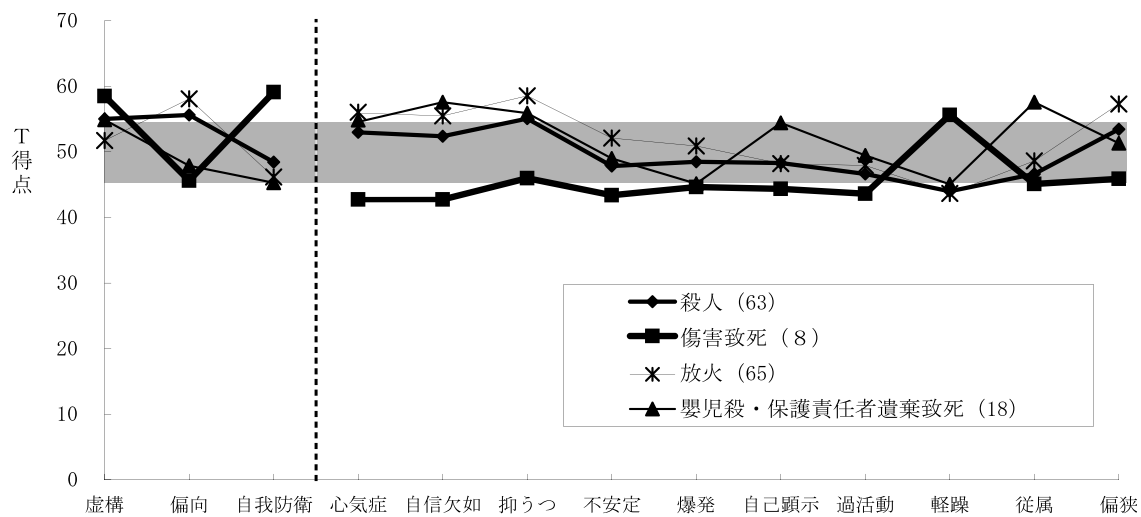
4-2-1-6表 非行名別知能指数

区分	殺人	傷害致死	放火	嬰兒殺・保護責任者遺棄致死
総数	63 (100.0)	8 (100.0)	65 (100.0)	18 (100.0)
59以下	—	1 (12.5)	2 (3.1)	1 (5.6)
60～69	4 (6.3)	—	6 (9.2)	1 (5.6)
70～79	2 (3.2)	1 (12.5)	6 (9.2)	3 (16.7)
80～89	9 (14.3)	1 (12.5)	12 (18.5)	5 (27.8)
90～99	14 (22.2)	2 (25.0)	21 (32.3)	6 (33.3)
100～109	17 (27.0)	—	7 (10.8)	2 (11.1)
110～119	13 (20.6)	1 (12.5)	8 (12.3)	—
120以上	4 (6.3)	2 (25.0)	3 (4.6)	—

注 1 知能指数が不明の者を除く。
2 () 内は、非行名別の総数に占める知能指数区分別人員の比率である。

次に、非行に関連の深い人格特性を探るため、法務省式人格目録（MJPI）のT得点の平均値を非行名別に見ると、4-2-1-7図のとおりである。特徴が見られた尺度は、「偏向」、「自我防衛」、「心気症」、「自信欠如」、「抑うつ」、「従属」及び「偏狭」であった。まず、ものの考え方や感じ方の偏りを示す「偏向」は放火において高く、自分を守るために自分の弱点を隠し、良く見せようとする「自我防衛」は傷害致死において高かった。また、「心気症」及び「自信欠如」は放火及び嬰兒殺・保護責任者遺棄致死において高く、放火は「抑うつ」も高かった。「従属」は、嬰兒殺・保護責任者遺棄致死において高く、被害感や不信感の強さを示す「偏狭」は、放火において高かった。

4-2-1-7図 法務省式人格目録（MJPI）T得点の平均値（非行名別）

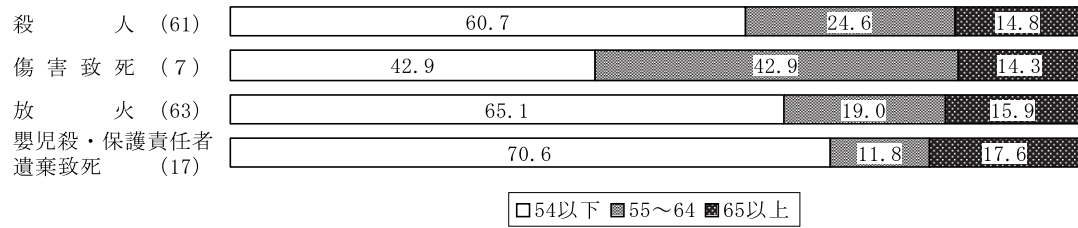


- 注 1 法務省式人格目録（MJPI）のT得点が、不明の者を除く。
 2 網掛け部分は、標準域を示す。
 3 () 内は、実人員である。

4-2-1-8図は、法務省式態度検査（MJAT）のT得点の構成比を、非行名別に見たものである。「自己評価」について見ると、自己を否定的にとらえている者の構成比は、嬰兒殺・保護責任者遺棄致死及び放火で7割前後、殺人でも5割弱に上っており、傷害致死を除き、多くの者が自己評価の低い状態であった。また、「家庭」及び「友人」について見ると、殺人及び放火において、家庭をつまらなく感じたり、友達付き合いに価値を認めていない者が、4～5割を占めている。「暴力・発散」を見ると、放火において、暴力的な問題解決や気分発散を肯定的にとらえる者の構成比が、他の非行名に比べて高かった。一方、「不良」については、いずれの非行名でも、不良者を肯定的にとらえている者の構成比が1～3割であり、不良な者への親和性は高くなかった。

4-2-1-8図 法務省式態度検査（MJAT） T得点の構成比（非行名別）

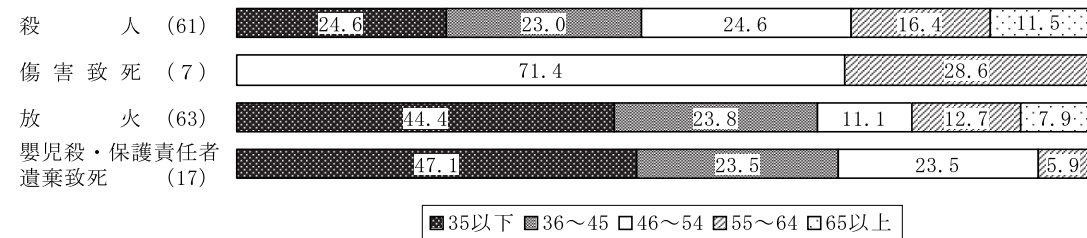
① 虚偽



※「55～64」… 実際には実行不可能なことでもできると反応する傾向があり、意識的に自分を良く見せようとしている可能性がある。

「65以上」… 実際には実行不可能なことでもできると反応しており、意識的に自分を良く見せようとする構えが強い。

② 自己評価



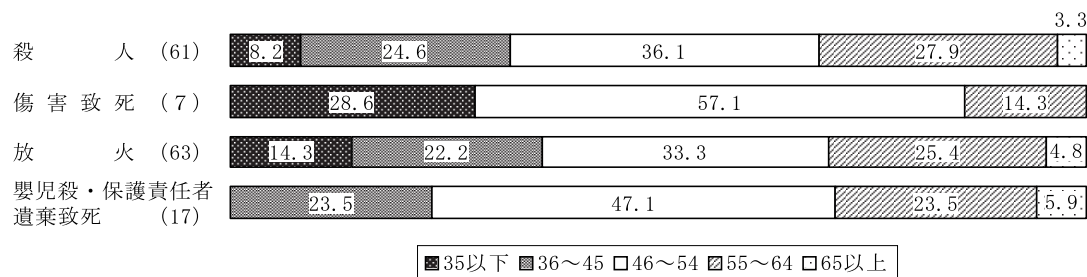
※「35以下」… 自分の性格や行動傾向の否定的な面ばかりを見ており、自分のことを嫌いだと感じるなど、自分自身について否定的にとらえる傾向が強い。

「36～45」… 自分の長所に目が向きにくく、自慢できる趣味や特技についても思い至らないなど、自分自身を否定的にとらえる傾向がある。

「55～64」… 自分には長所があると感じており、自慢できる趣味や特技を挙げられるなど、自分自身を肯定的にとらえる傾向がある。

「65以上」… 自分の性格や行動傾向の良い面に目を向けており、自分のことを好きだと感じるなど、自分自身を肯定的にとらえる傾向が強い。

③ 規範



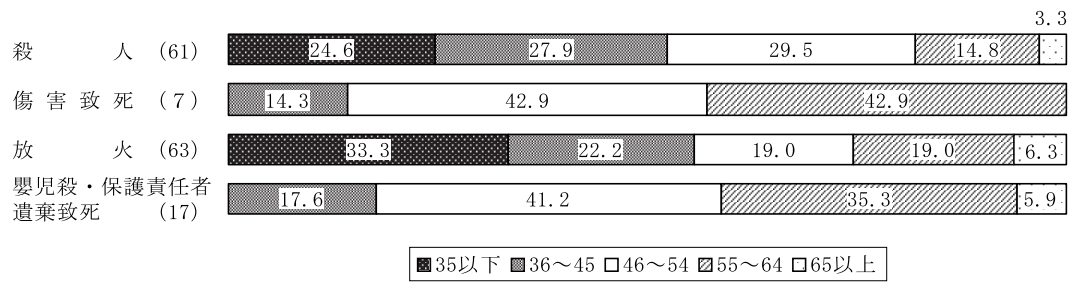
※「35以下」… 社会や規則など、世の中の決まりは不必要であると考え、それを維持する役割を担う人々をほとんど信頼していない。

「36～45」… 法律や規則は時に不公平であったり、それを維持する役割を担う人の恣意に流されることがあるとの認識を持っている。

「55～64」… 法律や規則は世の中に必要であると考え、それを維持する役割を担う人々に対して信頼感を有している。

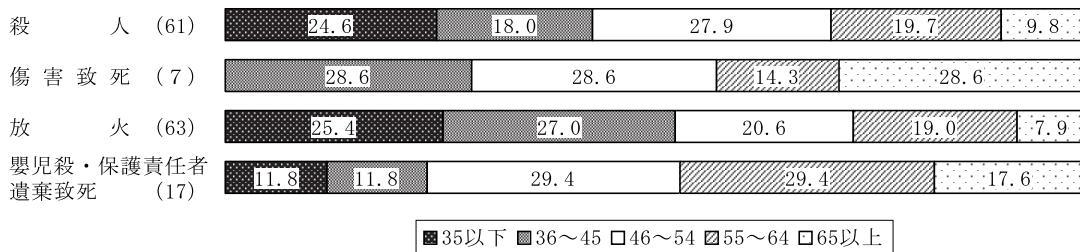
「65以上」… 法律や規則は世の中に必要であると考え、それを維持する役割を担う人々に対して強い信頼感を有している。

④ 家庭



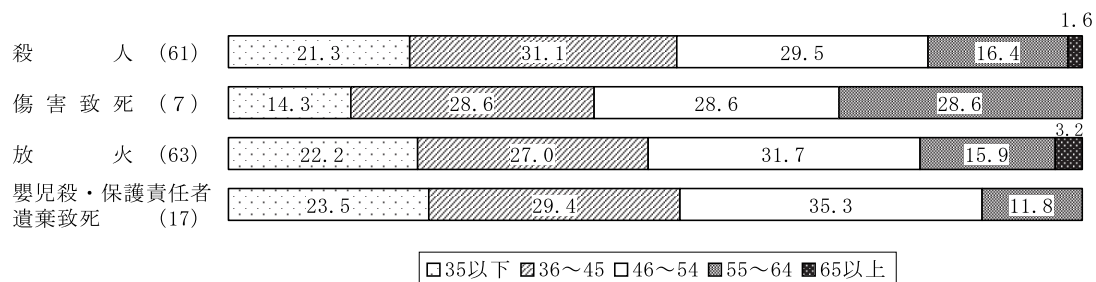
- ※「35以下」… 家族間のまとまりがなく、家庭をつまらないと感じており、家族との交流を避けようとする態度が強い。
「36～45」… 家族間のまとまりがなく、家庭をつまらないと感じており、家族との交流に対して消極的な態度がある。
「55～64」… 家族から大切にされ理解されていると感じており、また、家庭に安らぎを覚え、家族と積極的に交流していこうとする態度がある。
「65以上」… 家族から大切にされ理解されていると感じており、また、家庭に安らぎを覚え、家族と積極的に交流していこうとする態度が強い。

⑤ 友人



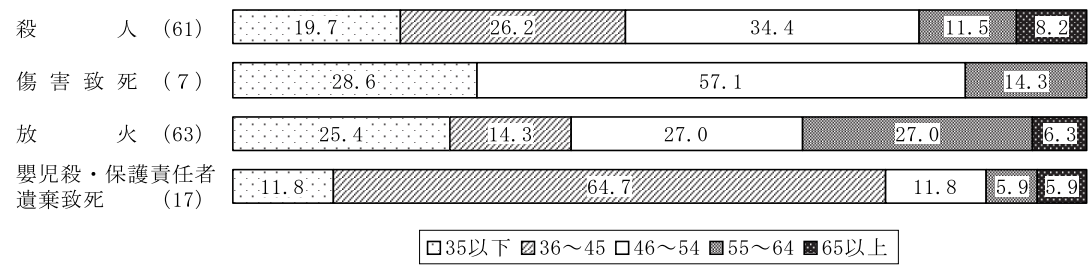
- ※「35以下」… 友達付き合いにほとんど価値を認めておらず、友人との付き合いから遠ざかろうとする態度が強い。
「36～45」… 友達付き合いにあまり価値を認めておらず、友人との付き合いから遠ざかろうとする態度がある。
「55～64」… 友達付き合いに価値を認めており、友人を信頼し、親近感を深めたいとする態度がある。
「65以上」… 友達付き合いに高い価値を認めており、友人を信頼し、親近感を深めたいとする態度が強い。

⑥ 不良



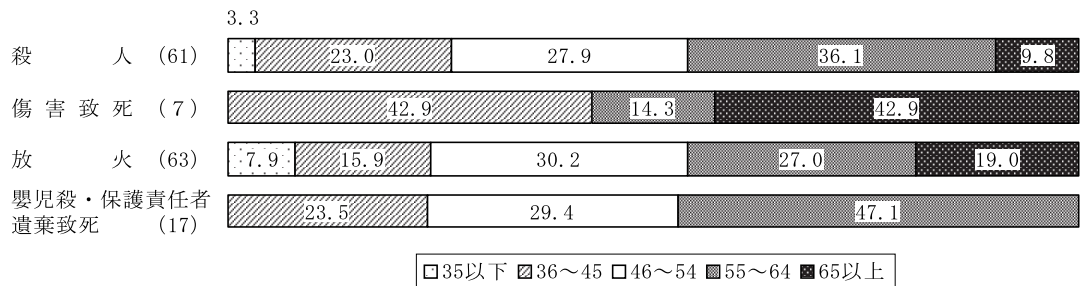
- ※「35以下」… 不良者をかなり否定的にとらえており、不良者との付き合いを避けようとする態度が強い。
「36～45」… 不良者を否定的にとらえており、不良者との付き合いを避けようとする態度がある。
「55～64」… 不良者を肯定的にとらえており、不良者と積極的に付き合いおうとする態度がある。
「65以上」… 不良者をかなり肯定的にとらえており、不良者と積極的に付き合いおうとする態度が強い。

⑦ 暴力・発散



※「35以下」… 氣勢や腕力で問題解決を図ったり、刺激や興奮を得て気分発散したりすることをかなり否定的にとらえている。
「36~45」… 氣勢や腕力で問題解決を図ったり、刺激や興奮を得て気分発散したりすることを否定的にとらえている。
「55~64」… 氣勢や腕力で問題解決を図ったり、刺激や興奮を得て気分発散したりすることを肯定的にとらえている。
「65以上」… 氣勢や腕力で問題解決を図ったり、刺激や興奮を得て気分発散したりすることをかなり肯定的にとらえている。

⑧ 安逸



※「35以下」… 安逸で利那的な生活をかなり否定的に評価しており、地道にこつこつと勉強や仕事に取り組み、努力しようとする態度が強い。
「36~45」… 安逸で利那的な生活を否定的に評価しており、地道にこつこつと勉強や仕事に取り組み、努力しようとする態度を有している。
「55~64」… 安逸で利那的な生活を肯定的に評価しており、先のことは考えずにその日その日を楽しみ、地道な努力を嫌う態度を有している。
「65以上」… 安逸で利那的な生活をかなり肯定的に評価しており、先のことは考えずにその日その日を楽しみ、地道な努力を嫌う態度が強い。

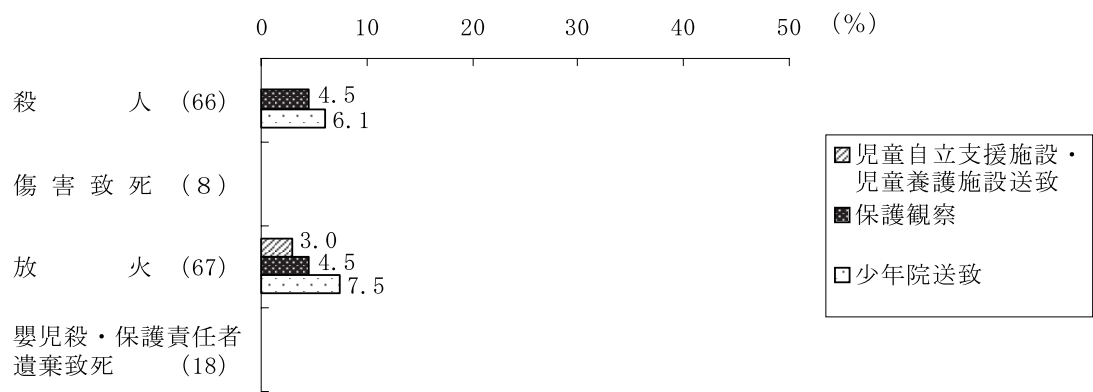
注 1 「虚偽」は検査結果の信頼性を示す尺度であり、高得点である場合は、検査結果の信頼性に何らかの疑義があると考えられる。その他の尺度における「46~54」は、「目立つ特徴は見られない」と解釈することができる。
2 法務省式態度検査 (M J A T) の T 得点が、不明の者を除く。
3 () 内は、実人員である。

7 保護処分歴

調査対象者の保護処分歴を見ると、4-2-1-9図のとおりである。殺人では、保護観察歴を有する者が4.5% (3人)、少年院送致歴を有する者が6.1% (4人)、放火では、児童自立支援施設・児童養護施設送致歴を有する者が3.0% (2人)、保護観察歴を有する者が4.5% (3人)、少年院送致歴を有する者が7.5% (5人)であり、傷害致死及び嬰兒殺・保護責任者遺棄致死においては、保護処分歴を有する者はいなかった。

なお、平成15年から19年までの少年鑑別所被収容者全体の累計と比較すると、調査対象者の方が、総じて、保護処分歴を有する者の比率が低い。

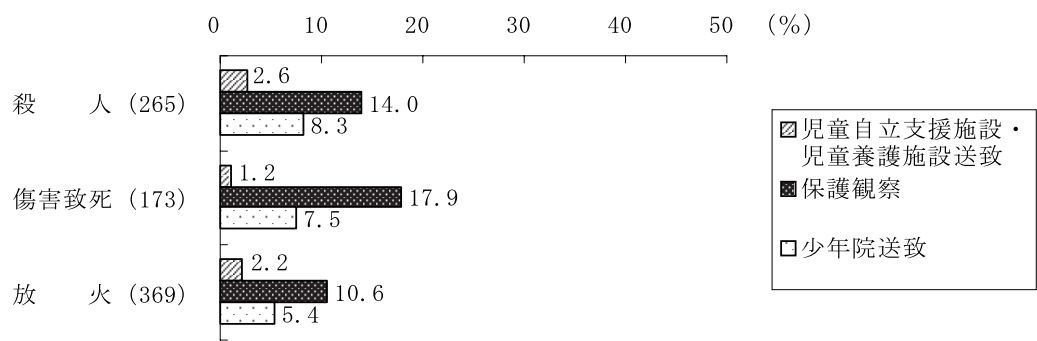
4－2－1－9図 保護処分歴（非行名別）



注 1 数値は、非行名別の総数に占める各保護処分歴を有する者の比率である。
2 () 内は、非行名別の総数である。

【参考】少年鑑別所被収容者 保護処分歴（非行名別）

(平成15年～19年の累計)



注 1 矯正統計年報による。
2 「殺人」は、嬰兒殺を含む。
3 保護処分歴が不詳の者を除く。
4 数値は、非行名別の総数に占める各保護処分歴を有する者の比率である。
5 () 内は、非行名別の総数である。

8 少年鑑別所退所事由

本件に係る少年鑑別所退所事由別人員を非行名別に見ると、4－2－1－10表のとおりである。少年院送致となった者103人のうち、比較的長期又は相当長期の処遇勧告が付された者は25人であった。

なお、試験観察で退所した者は22人であったが、このうち終局処分が調査可能であったものについて見ると、13人が保護観察、1人が少年院送致であった。

4-2-1-10表 少年鑑別所退所事由別人員（非行名別）

区 分	殺人			傷害致死	放火		嬰兒殺	保護責任者 遺棄致死
	既遂	未遂	予備		既遂	未遂		
試 験 観 察	-	5	-	-	13	3	1	-
児 童 自 立 支 援 施 設 ・	1	6	-	1	4	1	-	-
児 童 養 護 施 設 送 致	-	5	2	2	6	5	-	1
保 護 観 察	8	37	2	5	27	8	15	1
少 年 院 送 致	1	9	-	-	6	-	-	-
初 等 少 年 院	4	21	-	5	14	7	15	1
中 等 少 年 院	3	7	2	-	7	1	-	-
医 療 少 年 院								

第2節 犯行状況

1 加害対象者

4-2-2-1表は、調査対象者が危害を加えることを企図した対象（以下「加害対象者」という。）を非行名別に見たものである。殺人、傷害致死においては、親が対象となる者が大半である。殺人では、「実父」、「実母」が同程度であり、傷害致死では「実父」が多い。放火では、「家族全体・家」がほとんどであるが、いらいら感やストレスのはけ口として、また、家に火をつければ目の前の問題がなくなるのではないかといった安易な考えで犯行に至っている者が多く、放火が家族の身体や生活に及ぼす影響を具体的に考えていた者はほとんどいなかった。

なお、殺人における「家族全体・家」は、実際に身体的被害を受けた者が家族の中の1人であったとしても、「家族を殺そう」と犯行に及んだものを計上している。

4-2-2-1表 加害対象者別人員（非行名別）

区分	総数 [159]	殺人 [66]	傷害致死 [8]	放火 [67]	嬰兒殺・保護責任者 遺棄致死 [18]
家 族 全 体 ・ 家	63 (39.6)	7 (10.6)	-	56 (83.6)	-
父 母	9 (5.7)	4 (6.1)	-	5 (7.5)	-
実 父	30 (18.9)	20 (30.3)	5 (62.5)	5 (7.5)	-
実 母	23 (14.5)	20 (30.3)	2 (25.0)	1 (1.5)	-
嬰 児	18 (11.3)	-	-	-	18 (100.0)
夫	1 (0.6)	1 (1.5)	-	-	-
実 兄	3 (1.9)	3 (4.5)	-	-	-
実 姉	1 (0.6)	1 (1.5)	-	-	-
実 弟	3 (1.9)	2 (3.0)	1 (12.5)	-	-
実 妹	5 (3.1)	5 (7.6)	-	-	-
異 父 兄	1 (0.6)	1 (1.5)	-	-	-
異 母 姉	1 (0.6)	1 (1.5)	-	-	-
祖 母	1 (0.6)	1 (1.5)	-	-	-

注 1 調査対象者が危害を加えることを企図した対象に計上しており、実際の被害状況とは一致しない。
2 放火は、全てが自宅に放火したものであるが、特定の対象者への報復等を目的としている場合は、当該対象者に計上している。
3 「父母」は、放火の1人（義父実母）を除き、実父母である。
4 [] 内は、実人員である。
5 () 内は、各非行名別の総数に占める加害対象者の区分別人員の比率である。

2 犯行計画

犯行が計画的なものであったかどうかを非行名別に見ると、犯行計画があったものの比率が最も高いのは殺人であり、27.3%（18人）であった。次いで、嬰兒殺・保護責任者遺棄致死が16.7%（3人）、放火が7.5%（5人）であり、傷害致死では、暴行を計画していた者もいなかった。

また、犯行計画があった者について、犯行の手口等の参考としたものがあったかどうかを調査したところ、殺人のうち27.8%（5人）に参考としたものがあり、その内訳は、インターネットの殺人サイト等が2人、他の少年による親殺しの事件のニュース（テレビ）が2人、テレビドラマが1人であった。

3 共犯関係

4-2-2-2表は、調査対象者の共犯の有無を非行名別に見たものであるが、共犯者がいたのは全体の約5%とわずかであり、平成15年から19年までの少年鑑別所被収容者の非行名別の累計における共犯率（殺人34.8%、傷害致死82.7%、放火41.2%。矯正統計年報による。）と比べて著しく低い。殺人の共犯者5人の内訳は、友人3人、交際相手2人であり、嬰兒殺の共犯者3人は、いずれも交際相手であり、うち2人は一つの事件で相共犯関係にあった者であった。

4-2-2-2表 非行名別共犯の有無

区 分	単 独	共犯あり
総 数	151 (39)	8 (4)
殺 人	61 (9)	5 (2)
傷 害 致 死	8 (-)	-
放 火	67 (15)	-
嬰兒殺・保護責任者 遺 棄 致 死	15 (15)	3 (2)

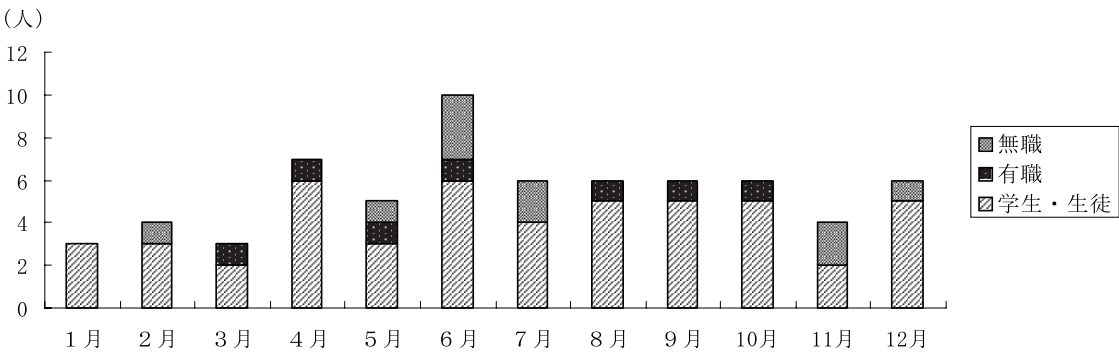
注 （ ）内は、女子で、内数である。

4 犯行月

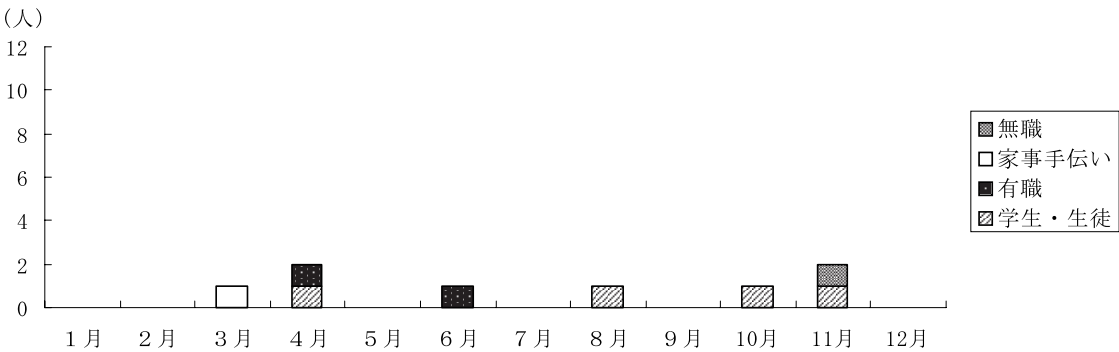
犯行月を非行名別に見ると、4-2-2-3図のとおりである。月による偏りは放火のみに見られ、学生・生徒では、学年の変わり目である2～4月及び夏休みの時期である7～8月が多い。

4-2-2-3図 犯行月別人員（非行名別）

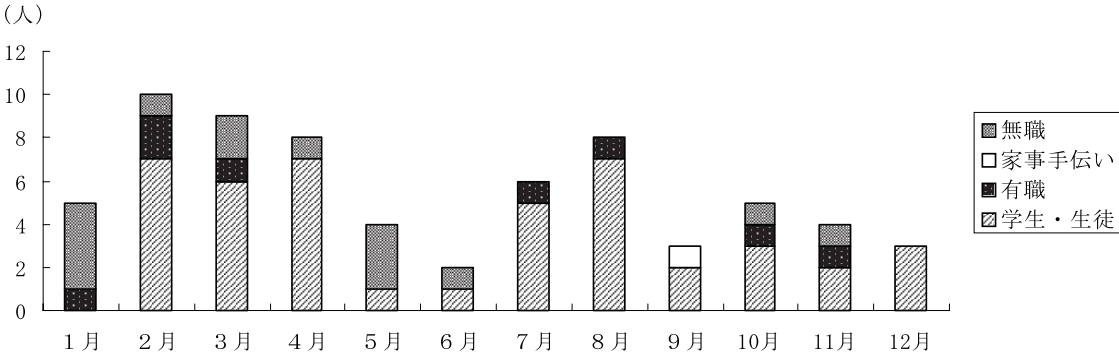
① 殺人（66）



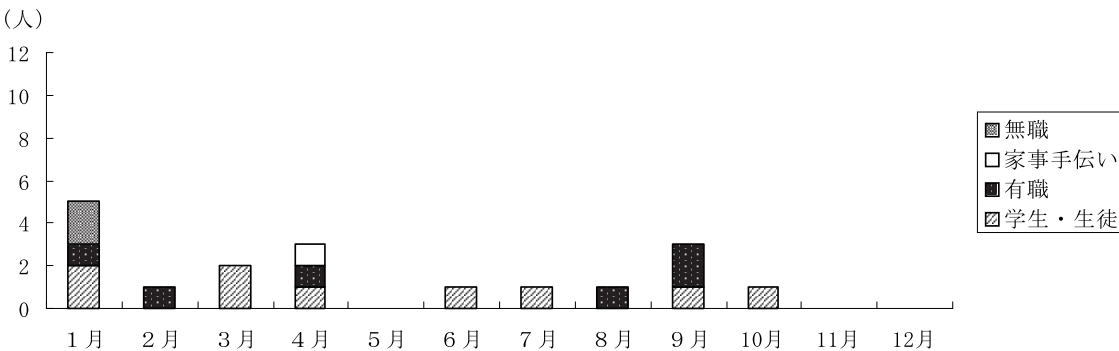
② 傷害致死（8）



③ 放火（67）



④ 嬰兒殺・保護責任者遺棄致死（18）



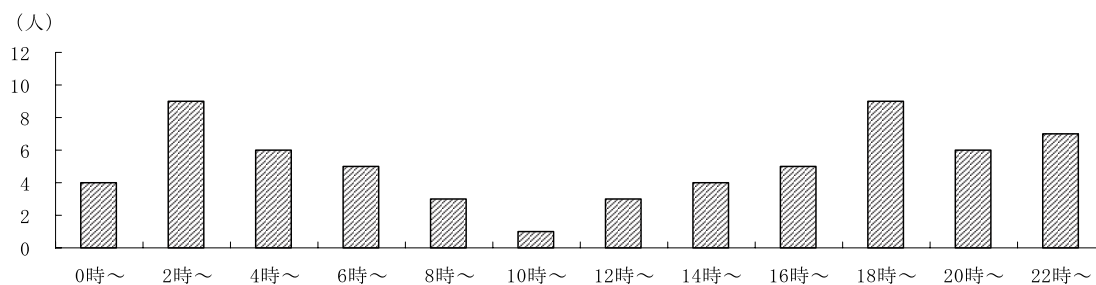
注 1 犯行が複数回にわたる場合は、初回の犯行について計上している。
2 「家事手伝い」は、浪人中の者を含む。
3 「学生・生徒」は、専門学校生を含む。

5 犯行時間

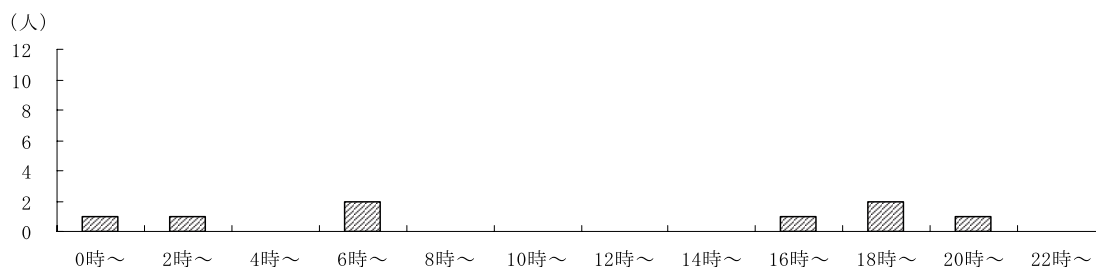
4-2-2-4図は、犯行時間帯の分布を非行名別に見たものである。殺人では、計画的に被害者の就寝中をねらった者が一定数いることから、深夜から早朝にかけて一つのピークがあり、また、家族が顔を合わせることが多いと思われる夕方から夜にかけてもう一つのピークがある。傷害致死では、実人員が少ないことから、一般化することはできないが、家族の外出が多い昼間を除く時間帯に広く分散して発生している。放火は、深夜と午前8時台が多いが、そのほかに大きな波はなく、殺人とは特徴が異なる。嬰兒殺・保護責任者遺棄致死は、いずれも出産直後に犯行に及んでいるが、他の家族も在宅していると思われる時間帯に犯行が行われていることが分かる。

4-2-2-4図 犯行時間帯別人員（非行名別）

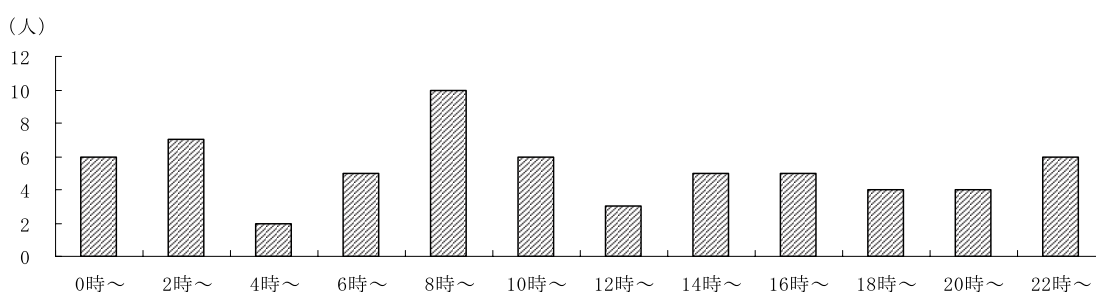
① 殺人



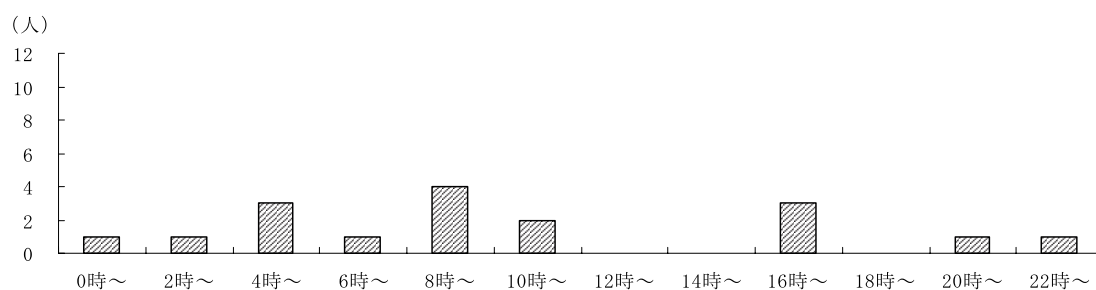
② 傷害致死



③ 放火



④ 嬰兒殺・保護責任者遺棄致死



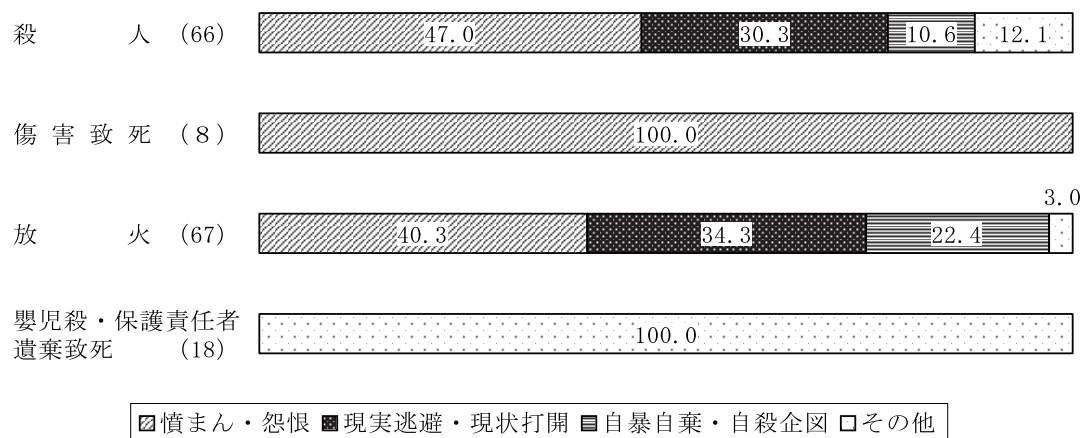
注 1 複数の犯行を行っている場合は、最も早く行われたものの時間帯に計上している。
 2 殺人予備（1人）及び犯行時間帯の特定ができなかったもの（殺人3人、放火4人、嬰兒殺・保護責任者遺棄致死1人）を除く。

6 犯行の動機

犯行に至った主たる動機を、「憤まん・怨恨」（66人）、「現実逃避・現状打開」（43人）、「自暴自棄・自殺企図」（22人）及び「その他」（28人）に分類し、その構成比を非行名別に見ると、4-2-2-5図のとおりである。「憤まん・怨恨」には、加害対象者等に対

して長年恨みを募らせていたものや大きなストレスを感じていたもののほか、加害対象者等の言動に激高したものが含まれるが、傷害致死は全てこれに該当し、殺人でも約半数を占めている。また、目の前の問題から逃避するためや苦しい現状を何とかしたいと犯行に至る「現実逃避・現状打開」は、殺人及び放火において3割程度見られ、「自暴自棄・自殺企図」（殺人の場合の無理心中を含む。）を動機とする者の比率は、放火において高い。「現実逃避・現状打開」、「自暴自棄・自殺企図」による殺人・放火の比率の高さは、一般的な殺人・放火に比べて特徴的である⁶。嬰兒殺・保護責任者遺棄致死は、全て「その他」であるが、これは、「出産したことを家族に知られたくない」、「育てられない」との思いから、処置・養育に困って犯行に及んだものである。

4-2-2-5図 犯行の動機（非行名別）



- 注 1 「その他」は、嬰兒殺・保護責任者遺棄致死における「処置・養育に困って」のほか、「犯行への興味」等である。
- 2 () 内は、実人員である。

第3節 犯行の背景

以下では、非行名ごとに、前記において示した犯行の動機別に、犯行の背景について分析を行う。

1 殺人

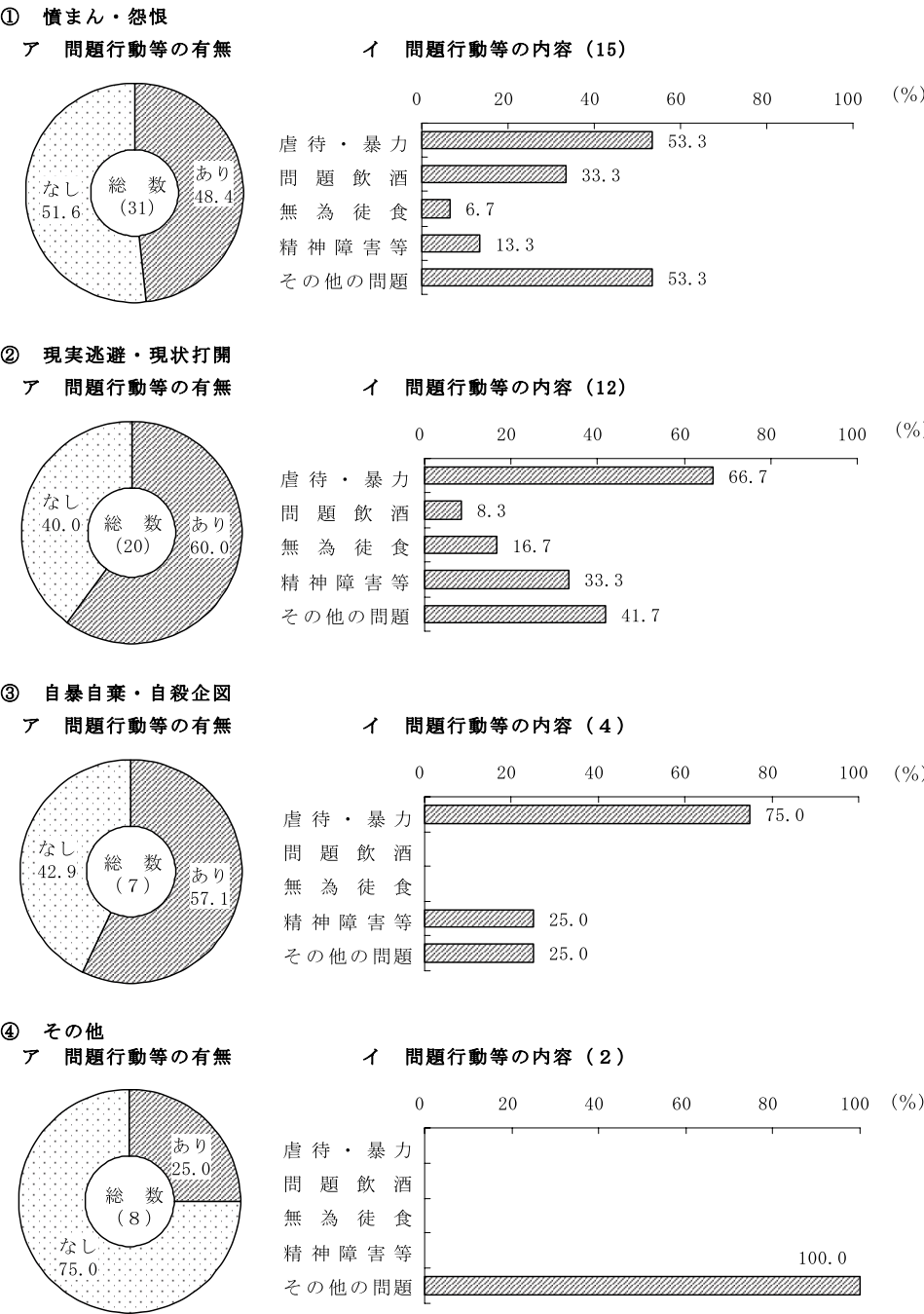
(1) 加害対象者の問題行動等

4-2-3-1図は、加害対象者の問題行動等を動機別に見たものであるが（問題行動等が複数ある場合は、それぞれに計上している。）、加害対象者に虐待・暴力、問題飲酒等の何らかの問題行動等があったものの比率は、動機が「その他」であるものを除き、約5

⁶ 平成22年版犯罪白書7-2-1-1-2表・7-2-1-1-3表参照。

～6割であった。問題行動等の内訳を見ると、「その他」を除いて虐待・暴力のあった者の比率が高く、問題行動等のある者のうち、「憤まん・怨恨」では53.3%、「現実逃避・現状打開」では66.7%、「自暴自棄・自殺企図」では75.0%に上っている。

4-2-3-1図 殺人 加害対象者の問題行動等（動機別）



注 1 複数の問題行動等を有する場合は、それぞれに計上している。
2 「精神障害等」は、知的障害、神経症性障害及びその他の精神障害を有する場合又はその疑いのある場合、若しくは精神科への通院歴を有する場合をいう。
3 「その他の問題」は、浪費・借金、過度のギャンブル、ひきこもり等である。
4 () 内は、実人員である。

なお、加害対象者に前記のような問題行動等が見られなかった調査対象者は33人(50.0%)であったが、このうち、加害対象者と日常的に衝突していたり、反目・嫌悪感を抱くなど、その関係性に問題のあった者は28人であった。対立の原因としては、生活態度や成績について注意を受けていたことや、進路に関する意見の相違等が見られた。ふだんの関係性にも特段の問題が見られなかった者5人については、その犯行状況を見ると、日頃はむしろ慕っていた相手から厳しいことを言われ、一時的な激情に駆られて犯行に及んでしまったものや、自分の問題行動を見られたことから口封じのために殺害を企図したものなどがあった。

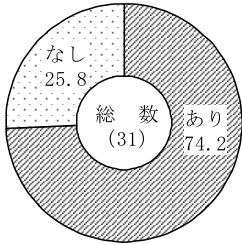
(2) 家庭の状況

家庭は、本来であれば、少年及び加害対象者の関係を調整したり、少年の悩みやストレスを受け止め、それを解消するといった機能を果たし得ると考えられる。そこで、そのような機能の低下の有無を探るために、前記(1)で見た加害対象者の問題行動等を除き、家庭の安定に影響を及ぼすと考えられる事項について、該当するものの比率を動機別に見ると、4-2-3-2図のとおりである。家庭内に何らかの問題等があった者の比率を見ると、「自暴自棄・自殺企図」において8割を超え、「現実逃避・現状打開」、「憤まん・怨恨」においても7割を超えている。問題等の具体的な内容を見ると、いずれの動機においても、実父母との離別・死別の比率が高い。離別・死別は、その前段階においては実父母の不和や看病等による負担があり、離別・死別後には生活環境や経済状態などの大きな変化を伴うため、少年の生活や心情に大きな影響を与えられと考えられるが、これを経験している者の比率は、特に「自暴自棄・自殺企図」、「現実逃避・現状打開」において高い。また、「その他」では、加害対象者を除く家族からの虐待・暴力の比率が高く、家庭が、少年にとって安住の場ではなかったことがうかがえる。

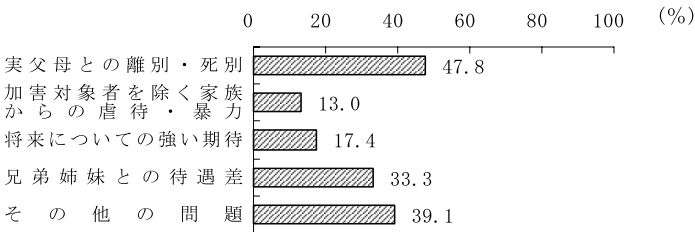
4-2-3-2図 殺人 家庭の状況（動機別）

① 憤まん・怨恨

ア 問題等の有無

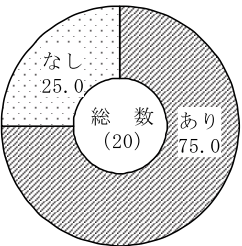


イ 問題等の内容 (23)

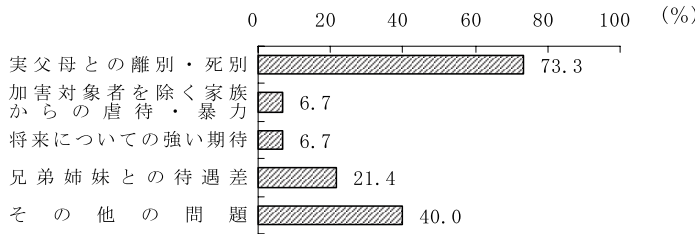


② 現実逃避・現状打開

ア 問題等の有無

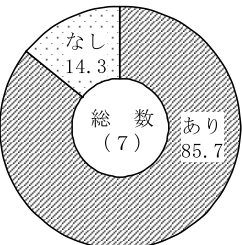


イ 問題等の内容 (15)

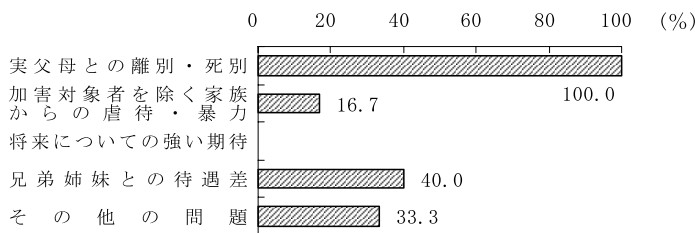


③ 自暴自棄・自殺企図

ア 問題等の有無

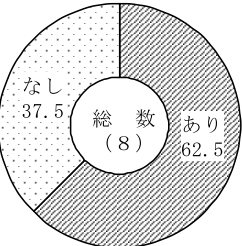


イ 問題等の内容 (6)

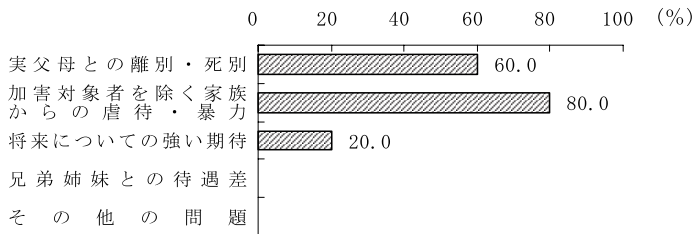


④ その他

ア 問題等の有無



イ 問題等の内容 (5)



注 1 複数の問題等を有する場合は、それぞれに計上している。
2 「兄弟姉妹との待遇差」の該当者の比率は、兄弟姉妹のいない者を除いて算出している。
3 「その他の問題」は、加害対象者の問題行動を除く家族の問題（不登校、犯罪行為、精神障害等）である。
4 () 内は、実人員である。

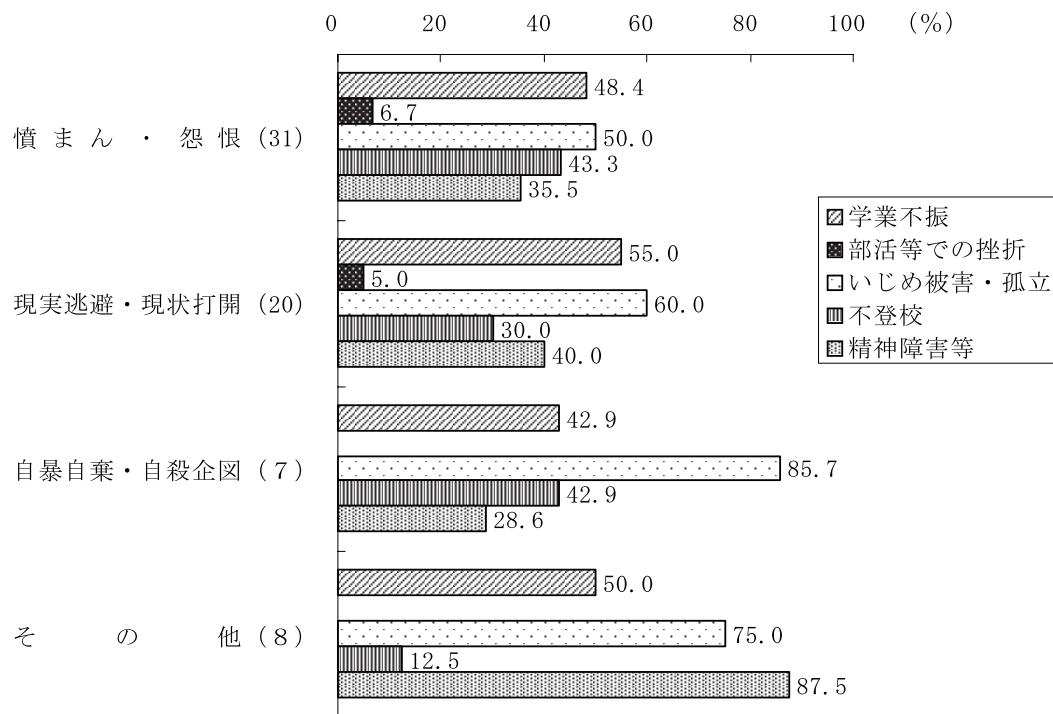
なお、同居家族に加害対象者以外の者がいたかどうかを見たところ、他の家族がいなかった者の比率は、「憤まん・怨恨」では16.1%（5人）、「現実逃避・現状打開」では40.0%（8人）、「その他」では25.0%（2人）であったが、その一方で、「自暴自棄・自殺企図」では57.1%（4人）と高く、閉塞的な状況であったと考えられる。

さらに、仲の良い家族や友人等、悩みを相談できるような相手がいたかどうかについて動機別に見ると、相手がいた者の比率は、「憤まん・怨恨」では16.1%（5人）、「現実逃避・現状打開」では35.0%（7人）、「自暴自棄・自殺企図」では42.9%（3人）、「その他」では12.5%（1人）であり、大半は相談できる相手がいない状態であった。

（3）調査対象者の状況

犯行に至る背景には、家庭の状況以外にも、調査対象者を取り巻く学校や職場等の状況も影響してくると考えられる。そこで、その状況を動機別に見たものが、**4-2-3-3図**である。学業不振であった者（犯行時、学生・生徒ではなかった者も含む。）の比率は、いずれの動機についても4～5割程度見られ、学校におけるいじめ被害・学校や職場における孤立を経験したことがある者の比率も、全ての動機について5割以上となっており、動機が「自暴自棄・自殺企図」であるものでは、9割近くに達していた。不登校を経験している者も、動機が「その他」である者を除いて3～4割いるなど、学業や人間関係に困難を抱えていた者が多いことが分かる。また、精神障害等を有する者（疑い及び精神科への通院歴を有する者を含む。以下同じ。）の比率は、動機が「その他」である者を除き、おおむね3～4割程度となっている。

4-2-3-3図 殺人 調査対象者の状況（動機別）



- 注 1 数値は、動機別の総数に占める各項目に該当する者の比率である。
2 「いじめ被害・孤立」は、学校におけるいじめ被害及び学校又は職場における孤立である。
3 「精神障害等」は、知的障害、神経症性障害及びその他の精神障害を有する場合又はその疑いのある場合、若しくは精神科への通院歴を有する場合をいう。
4 () 内は、動機別の総数である。

(4) 調査対象者の問題行動等

調査対象者が犯行前までに行っていた問題行動等を動機別に見たものが、4-2-3-4図である。問題行動等のある者の比率は、「憤まん・怨恨」において90.3%と最も高く、「現実逃避・現状打開」(70.0%)、「自暴自棄・自殺企図」(57.1%)が次いでおり、全体でも75.8%の者に問題行動等が見られる。各問題行動等の比率を見ると、「憤まん・怨恨」では、無職の比率が81.8%と最も高く、自殺・自傷(39.3%)が続いている。「現実逃避・現状打開」では、家出が64.3%と最も高く、自殺・自傷も35.7%見られた。「自暴自棄・自殺企図」では、自殺・自傷の比率が75.0%と最も高く、飲酒・喫煙・薬物使用及び家出が次いでいる。「その他」においても、自殺・自傷が50.0%であり、動物虐待や刃物の収集といったその他の問題行動等も見られた。他方、非行少年の問題行動として広く見られる不良交友については、その比率が極めて低かった(平成15年から19年までの少年鑑別所被収容者の累計において不良集団⁷との関わりがあった者の比率は、殺人20.5%、傷害致死59.3%、放火14.4%である。矯正統計年報による。)。これらの問題行動等は、ストレス

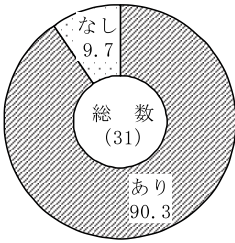
⁷ 「不良集団」は、暴力団、暴走族、地域不良集団及び不良学生・生徒をいう。なお、調査対象者において、暴力団と関わりがあった者はいなかった。

や不満を抱えていることと関連する性質のものが多く（無職の者の8割はいじめ被害・孤立の経験者である。）、周囲に対するサインとして捉えることができる。

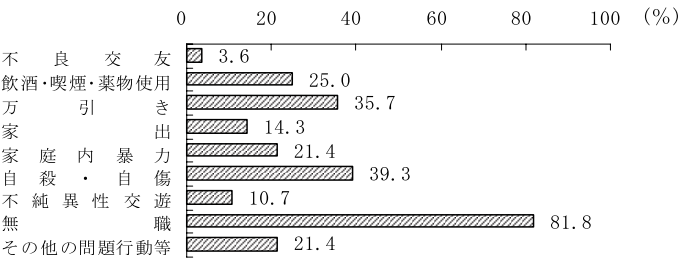
4-2-3-4図 殺人 調査対象者の問題行動等（動機別）

① 憤まん・怨恨

ア 問題行動等の有無

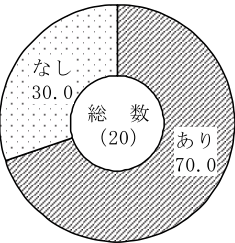


イ 問題行動等の内容 (28)

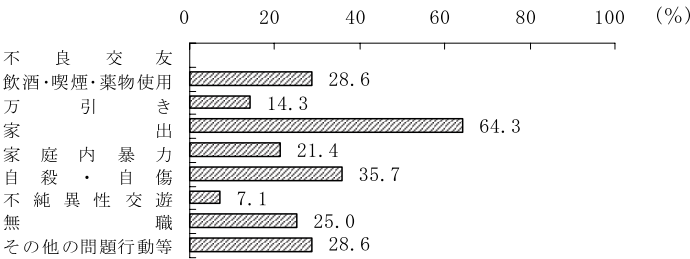


② 現実逃避・現状打開

ア 問題行動等の有無

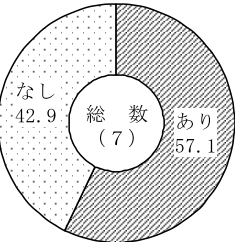


イ 問題行動等の内容 (14)

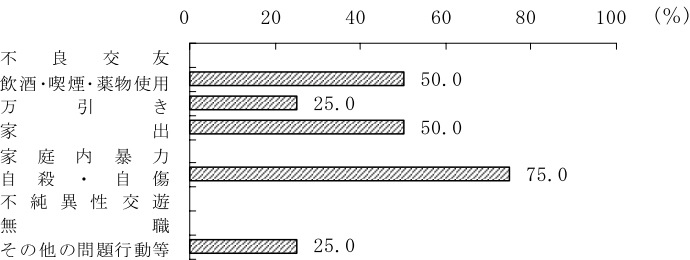


③ 自暴自棄・自殺企図

ア 問題行動等の有無

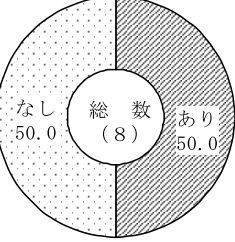


イ 問題行動等の内容 (4)

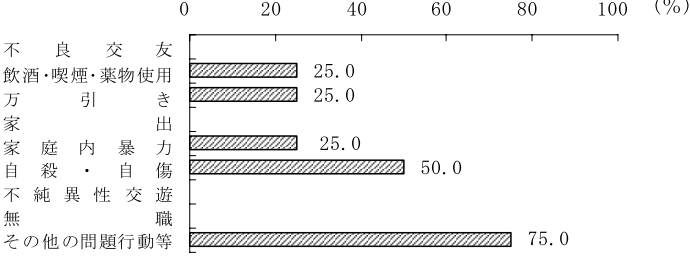


④ その他

ア 問題行動等の有無



イ 問題行動等の内容 (4)



注 1 複数の問題行動等を有する場合は、それぞれに計上している。
2 「不良交友」は、暴走族、地域不良集団等との関わりがある場合をいう。
3 「飲酒・喫煙・薬物使用」のうち、「薬物使用」は、シンナー吸引である（「憤まん・怨恨」2人）。
4 「自殺・自傷」は、自殺念慮、自殺企図又は自傷である。
5 「無職」の該当者の比率は、犯行時学生・生徒であった者を除いて算出している。
6 「その他の問題行動等」は、動物虐待、ゲームたん溺、過度の携帯電話使用、刃物の収集等である。
7 () 内は、実人員である。

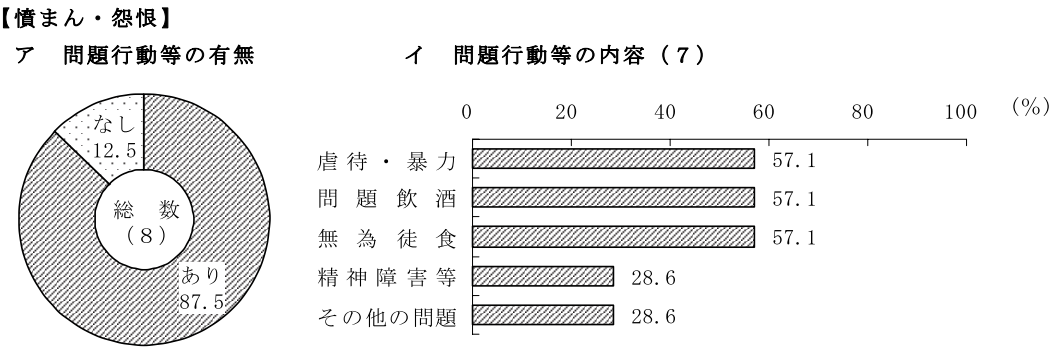
2 傷害致死

(1) 加害対象者の問題行動等

傷害致死の動機は、全て「憤まん・怨恨」である（4-2-2-5図参照）。4-2-3-5図は、加害対象者の問題行動等を見たものであるが、1人を除いて全員に問題行動等が見られ、その内容としては、虐待・暴力だけでなく、問題飲酒や無為徒食も過半数に見られた。

なお、加害対象者に問題行動等の見られなかった者1人について、犯行状況をみると、日常的な兄弟げんかの最中に、打ちどころが悪く死亡するに至ったものであった。

4-2-3-5図 傷害致死 加害対象者の問題行動等



注 1 複数の問題行動等を有する場合は、それぞれに計上している。
2 「精神障害等」は、ADHDの疑い及びうつ病による通院である。
3 「その他の問題」は、家族への過度の依存及び家財の持ち出しである。
4 () 内は、実人員である。

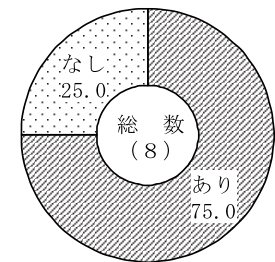
(2) 家庭の状況

調査対象者の家庭の状況を見ると、4-2-3-6図のとおりであるが、実父母との離別・死別の比率は、殺人の同比率より低く、16.7%であり、その他の問題は50.0%であった。

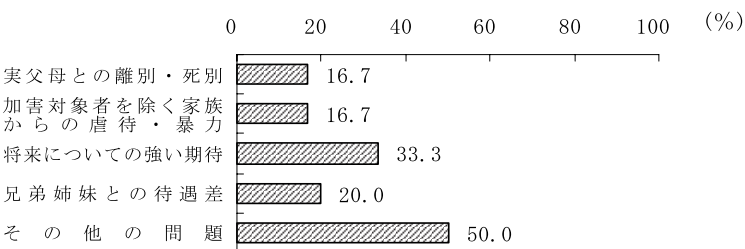
4－2－3－6図 傷害致死 家庭の状況

【憤まん・怨恨】

ア 問題等の有無



イ 問題等の内容 (6)



- 注 1 複数の問題等を有する場合は、それぞれに計上している。
2 「兄弟姉妹との待遇差」の該当者の比率は、兄弟姉妹のいない者を除いて算出している。
3 「その他の問題」は、加害対象者の問題行動等を除く家族の問題（家庭内暴力、精神障害等）である。
4 () 内は、実人員である。

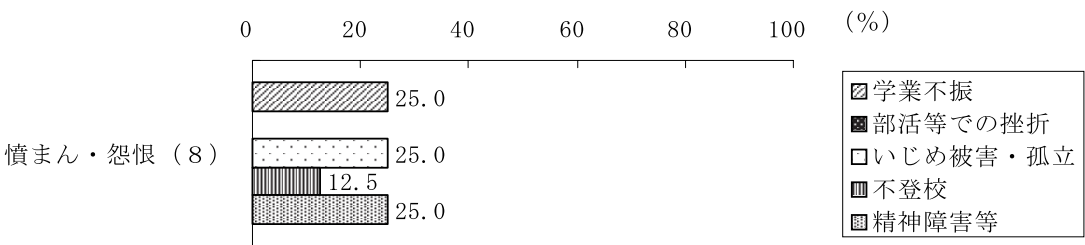
なお、加害対象者以外に同居家族がいなかったものの比率は、12.5%（1人）であり、ほとんどの家庭においてその他の家族がいたが、個別の状況を見ると、その他の家族も加害対象者の問題行動等により被害を受けていたり、精神障害等を有していたりして仲裁に入れる状態にない場合があった。

さらに、調査対象者に悩みを相談できる相手がいたかどうかを見たところ、相手がいたのは12.5%（1人）であった。

（3）調査対象者の状況

調査対象者の学校・職場等における状況を見ると、4－2－3－7図のとおりである。実人員が少ないことから一般化はできないものの、前記の殺人の場合と異なり、学業不振やいじめ被害等の経験を有している比率は低い。

4－2－3－7図 傷害致死 調査対象者の状況



- 注 1 数値は、総数に占める各項目に該当するものの比率である。
2 「いじめ被害・孤立」は、学校におけるいじめ被害及び学校又は職場における孤立である。
3 「精神障害等」は、知的障害及びADHDの疑いである。
4 () 内は、実人員である。

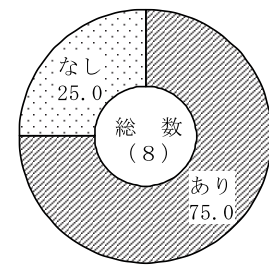
(4) 調査対象者の問題行動等

4-2-3-8図は、調査対象者の問題行動等を見たものであるが、家庭内暴力の比率が83.3%と高い。犯行状況を見ると、調査対象者が、加害対象者の暴力や問題飲酒、無為徒食等に対する不満を、本件前から暴力という形で表現しており、その延長として本件が引き起こされているものが多い。

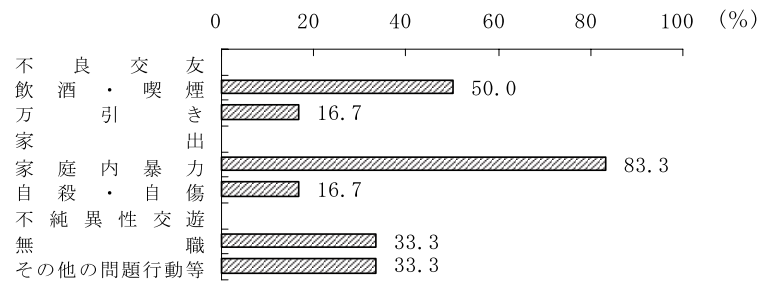
4-2-3-8図 傷害致死 調査対象者の問題行動等

【憤まん・怨恨】

ア 問題行動等の有無



イ 問題行動等の内容 (6)



- 注 1 複数の問題行動等を有する場合は、それぞれに計上している。
2 「不良交友」は、暴走族、地域不良集団等との関わりがある場合をいう。
3 「自殺・自傷」は、自殺念慮、自殺企図又は自傷である。
4 「無職」の該当者の比率は、犯行時学生・生徒であった者を除いて算出している。
5 「その他の問題行動等」は、ゲームたん溺及び浪費である。
6 () 内は、実人員である。

3 放火

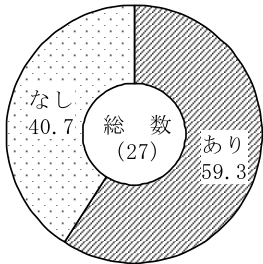
(1) 加害対象者の問題行動等

4-2-3-9図は、加害対象者の問題行動等の状況を動機別に見たものである。動機が「現実逃避・現状打開」及び「自暴自棄・自殺企図」の者は、加害対象者に問題行動等の見られるものの比率が低く、逃避したい現実や自棄的な心境となった要因が、加害対象者以外に求められる者が少なくない。なお、具体的な問題行動等の内容別に見ると、加害対象者からの虐待・暴力のあった者の比率が他の問題行動等に比べると比較的高いが、殺人の同比率と比べると全体的に低くなっている (4-2-3-1図参照)。

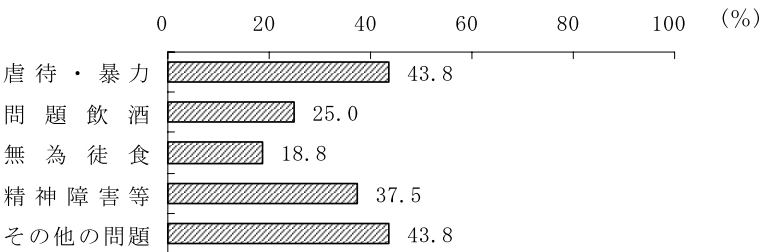
4-2-3-9図 放火 加害対象者の問題行動等（動機別）

① 憤まん・怨恨

ア 問題行動等の有無

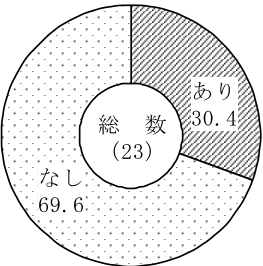


イ 問題行動等の内容（16）

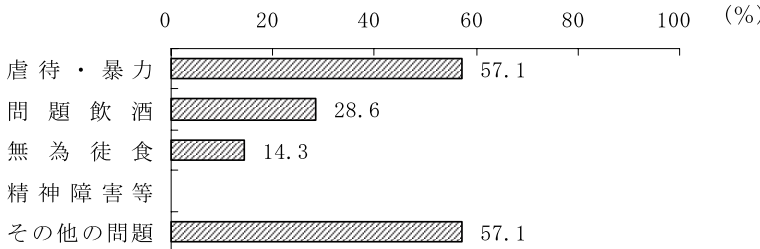


② 現実逃避・現状打開

ア 問題行動等の有無

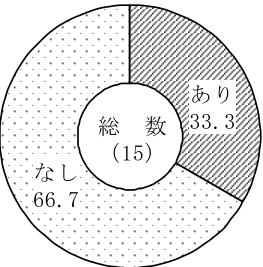


イ 問題行動等の内容（7）

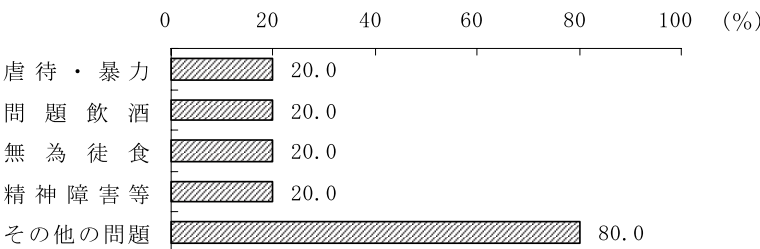


③ 自暴自棄・自殺企図

ア 問題行動等の有無

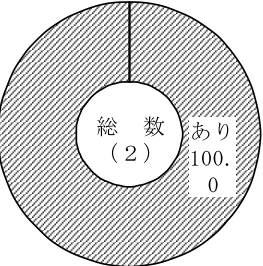


イ 問題行動等の内容（5）

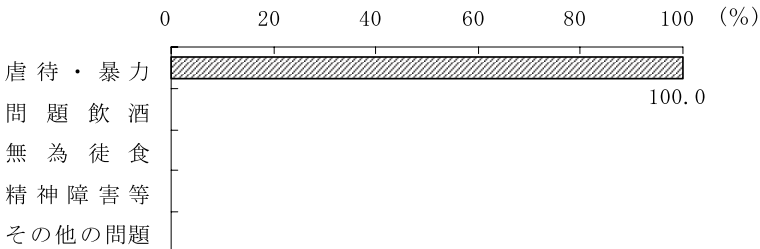


④ その他

ア 問題行動等の有無



イ 問題行動等の内容（2）



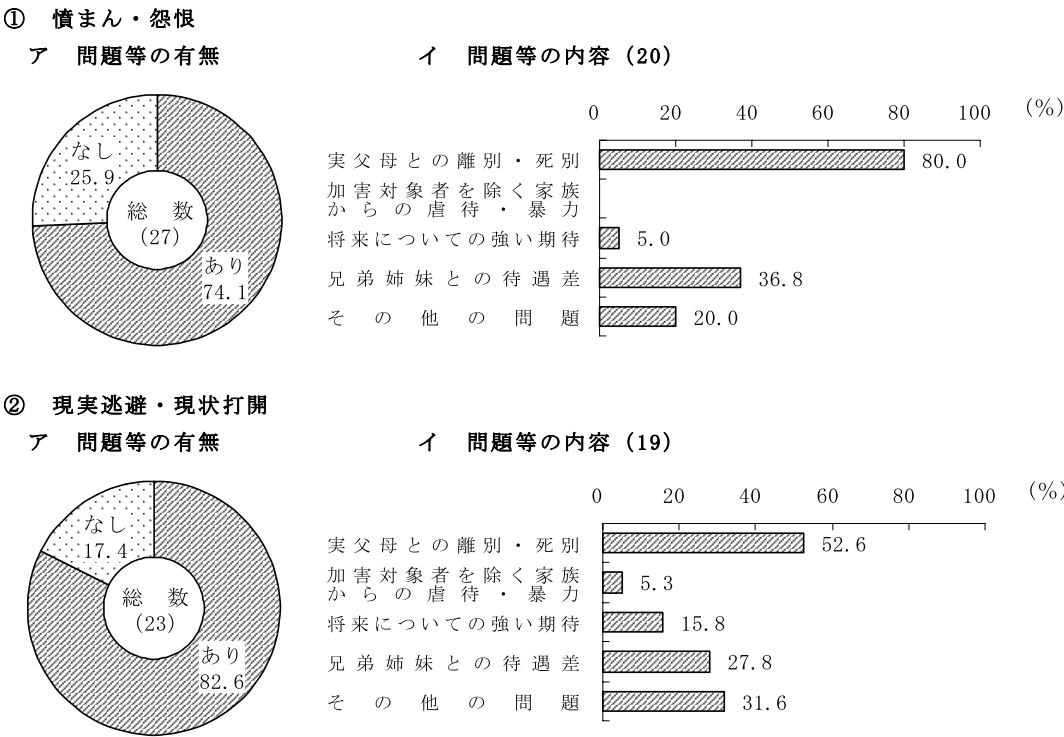
注 1 複数の問題行動等を有する場合は、それぞれに計上している。
2 「精神障害等」は、知的障害、神経症性障害及びその他の精神障害を有する場合又はその疑いのある場合をいう。
3 「その他の問題」は、浪費・借金、過度のギャンブル、ひきこもり等である。
4 () 内は、実人員である。

加害対象者に問題行動等が見られなかった者37人（55.2%）について、加害対象者と調査対象者との日ごろの関係を見ると、衝突のあった者が約3割、会話はあるが表面的であった者が約2割等、何らかの問題があった者が多かったが、特段の問題のなかった者も8人（21.6%）いた。日ごろの関係に特段の問題のなかった者について、その犯行状況を見ると、勉強や友人関係等で失敗や嫌なことが続いてイライラし、憂さ晴らしのために火をつけたものや、自分の問題行動を知られて叱責を受けるのを恐れ、周りの目を自分からそらすために放火したもの、不登校であった者が学校に行くよう注意されてストレスがたまり、放火を思いついたものなどがあった。

（2）家庭の状況

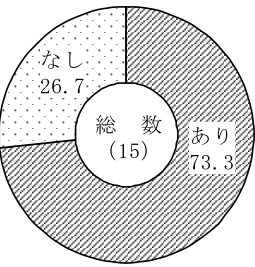
4-2-3-10図は、調査対象者の家庭の状況を動機別に見たものである。いずれの動機についても、家庭に何らかの問題があった者の比率が7割を超えており、実父母との離別・死別の比率も高い。前記（1）と併せて考えると、加害対象者である家族に虐待・暴力といった形の問題はなくても、家庭環境としては不安定な状況にあったと考えられる。

4-2-3-10図 放火 家庭の状況（動機別）

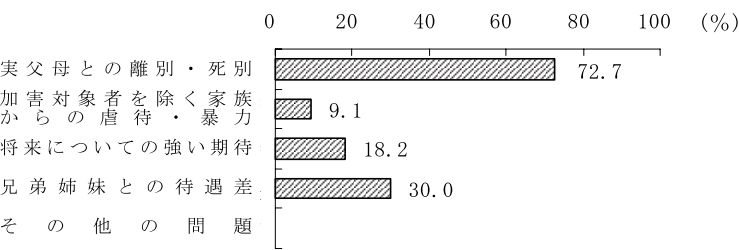


③ 自暴自棄・自殺企図

ア 問題等の有無

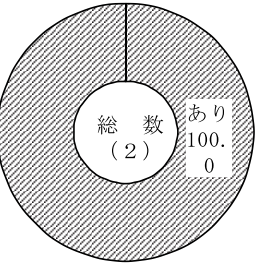


イ 問題等の内容 (11)

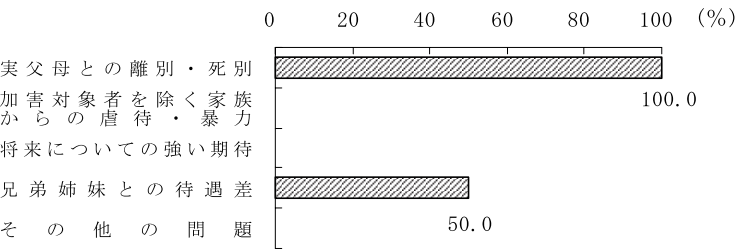


④ その他

ア 問題等の有無



イ 問題等の内容 (2)



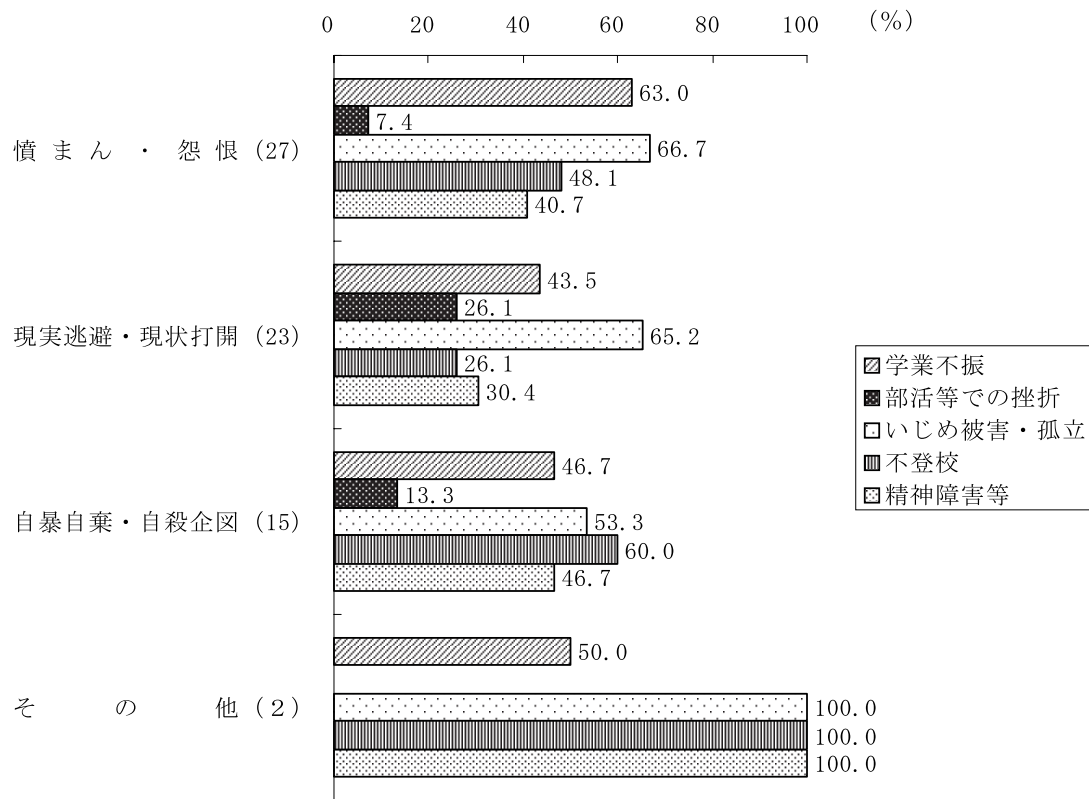
注 1 複数の問題等を有する場合は、それぞれに計上している。
2 「兄弟姉妹との待遇差」の該当者の比率は、兄弟姉妹のいない者を除いて算出している。
3 「その他の問題」は、加害対象者の問題行動を除く家族の問題（問題飲酒、父母不和等）である。
4 () 内は、実人員である。

なお、友人等、悩みを相談できるような相手がいたかどうかを動機別に見ると、相手がいた者の比率は、「憤まん・動機」では7.4%（2人）、「現実逃避・現状打開」では21.7%（5人）、「自暴自棄・自殺企図」では13.3%（2人）であり、「その他」では相談できる相手が1人もいなかった。殺人の同比率と比べると、いずれも放火の方が低く、より孤立した状況にあったと考えられる。

(3) 調査対象者の状況

調査対象者の状況を動機別に見ると、4-2-3-11図のとおりである。いずれの動機においても、学校におけるいじめ被害・学校や職場における孤立を経験している者の比率が高く、学業不振の比率も4～6割であった。また、動機が「自暴自棄・自殺企図」である者は、不登校を経験したことのある者が6割を占めており、学校・職場においてストレスを感じる状況にあったことがうかがえる。

4-2-3-11図 放火 調査対象者の状況（動機別）



注 1 数値は、動機別の総数に占める各項目に該当するものの比率である。
2 「いじめ被害・孤立」は、学校におけるいじめ被害及び学校又は職場における孤立である。
3 「精神障害等」は、知的障害、神経症性障害及びその他の精神障害を有する場合又はその疑いのある場合をいう。
4 () 内は、動機別の総数である。

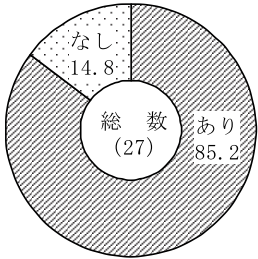
(4) 調査対象者の問題行動等

調査対象者の犯行までの問題行動等について見ると、4-2-3-12図のとおりである。動機が「怒まん・怨恨」及び「現実逃避・現状打開」であるものは、飲酒・喫煙等や万引き、家出の比率が高く、動機が「自暴自棄・自殺企図」であるものでは、自殺・自傷の比率が6割に上っており、自分の抱えている不満やストレスを行動化している者が少なくない。また、動機が「怒まん・怨恨」、「自暴自棄・自殺企図」及び「その他」であるものは、無職の比率も高くなっている。

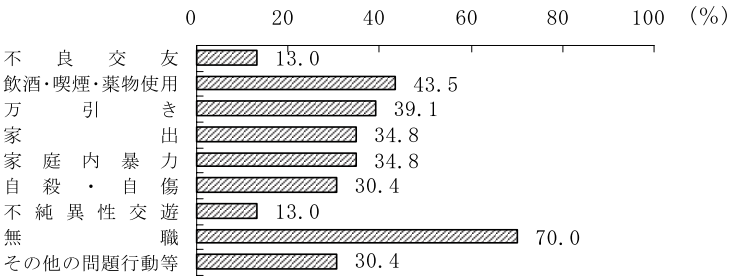
4-2-3-12図 放火 調査対象者の問題行動等（動機別）

① 憤まん・怨恨

ア 問題行動等の有無

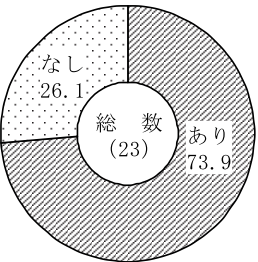


イ 問題行動等の内容（23）

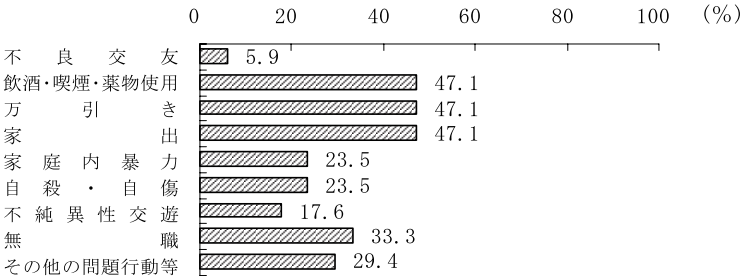


② 現実逃避・現状打開

ア 問題行動等の有無

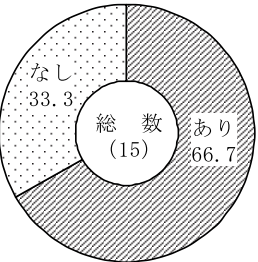


イ 問題行動等の内容（17）

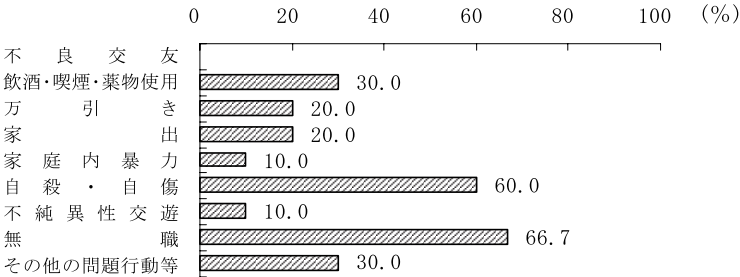


③ 自暴自棄・自殺企図

ア 問題行動等の有無

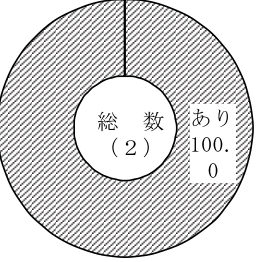


イ 問題行動等の内容（10）

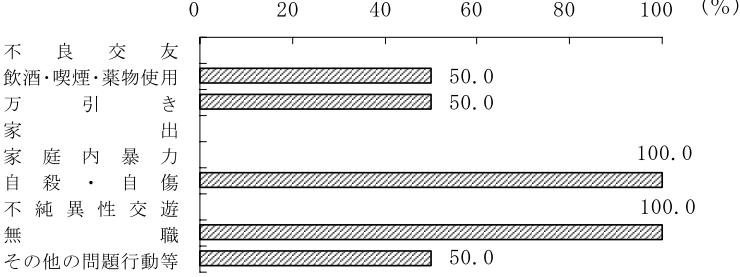


④ その他

ア 問題行動等の有無



イ 問題行動等の内容（2）



注 1 複数の問題行動等を有する場合は、それぞれに計上している。
2 「不良交友」は、暴走族、地域不良集団等との関わりがある場合をいう。
3 「飲酒・喫煙・薬物使用」のうち、「薬物使用」は、シンナー・ポンド吸引である（「憤まん・怨恨」、「現実逃避・現状打開」、「その他」各1人）。
4 「自殺・自傷」は、自殺念慮、自殺企図又は自傷である。
5 「無職」の該当者の比率は、犯行時学生・生徒であった者を除いて算出している。
6 「その他の問題行動」は、動物虐待、火遊び、ゲームたん溺等である。
7 () 内は、実人員である。

4 嬰兒殺・保護責任者遺棄致死

嬰兒殺・保護責任者遺棄致死においては、加害対象者である嬰兒に問題はないことから、調査対象者（全員未婚）とその家族の状況に焦点を当てて見ていくこととする。

なお、犯行の動機は、全員が、出産したことを周囲に知られたくないことなどから、処置・養育に困って殺害したものであり、犯行は出産直後に行われていた。

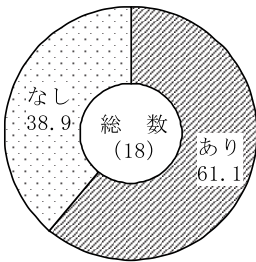
（1）家庭の状況

家庭の状況を見ると、4－2－3－13図のとおりである。実父母との離別・死別のほか、家族の心身の障害や異性問題等のその他の問題が5割程度見られた。他の非行の場合と異なり、家族からの虐待・暴力の比率は低いが、調査対象者に対して家族の関心が向けられていない状況にあったことがうかがわれる。

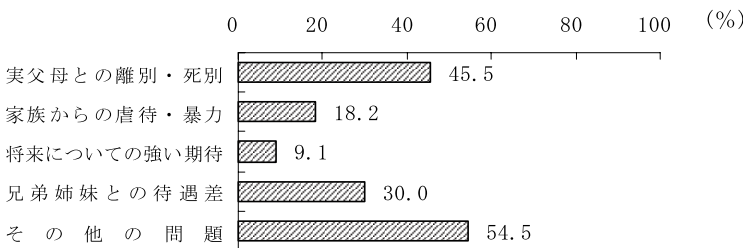
4－2－3－13図 嬰兒殺・保護責任者遺棄致死 家庭の状況

【処置・養育に困って】

ア 問題等の有無



イ 問題等の内容（11）

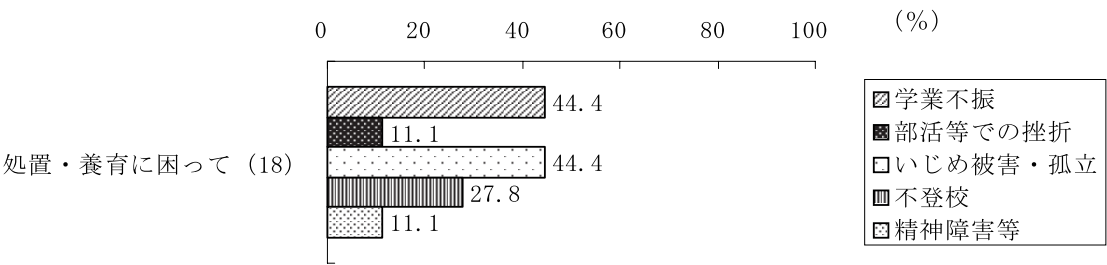


- 注 1 複数の問題等を有する場合は、それぞれに計上している。
2 「兄弟姉妹との待遇差」の該当者の比率は、兄弟姉妹のいない者を除いて算出している。
3 「その他の問題」は、家族の問題（異性問題、精神障害等）である。
4 （ ）内は、実人員である。

（2）調査対象者の状況

4－2－3－14図は、調査対象者の学校等における状況を見たものである。学業不振やいじめ被害・孤立が4割程度、不登校が3割近く見られ、学校や職場が、調査対象者にとって落ち着ける場所ではなかったことがうかがえる。

4－2－3－14図 嬰兒殺・保護責任者遺棄致死 調査対象者の状況



注 1 数値は、総数に占める各項目に該当するものの比率である。
2 「いじめ被害・孤立」は、学校におけるいじめ被害及び学校又は職場における孤立である。
3 「精神障害等」は、知的障害及び人格障害の疑いである。
4 () 内は、実人員である。

(3) 調査対象者の問題行動等

ア 問題行動等

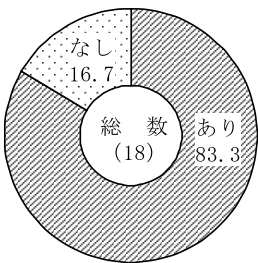
4－2－3－15図は、調査対象者が犯行に至るまでの問題行動等の状況を見たものである。問題行動等があった者の比率は8割を超え、その全員が、出会い系サイトを利用するなどして不純異性交遊を経験しており、その末に妊娠に至っている。飲酒・喫煙の比率も高く、家出も3割程度見られ、前記(1)及び(2)で見た家庭や学校における状況と考え合わせると、調査対象者の中には、外に居場所を求めている者が多かったと考えられる。

なお、問題行動等のなかった者3人は、いずれも親に反対されていた者との交際により妊娠に至ったものである。

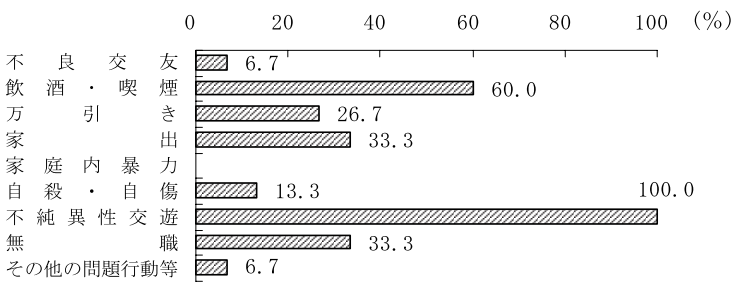
4－2－3－15図 嬰兒殺・保護責任者遺棄致死 調査対象者の問題行動等

【処置・養育に困って】

ア 問題行動等の有無



イ 問題行動等の内容 (15)

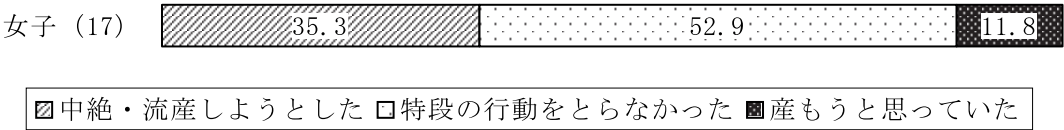


注 1 複数の問題行動等を有する場合は、それぞれに計上している。
2 「不良交友」は、暴走族、地域不良集団等との関わりがある場合をいう。
3 「自殺・自傷」は、自殺念慮、自殺企図又は自傷である。
4 「無職」の該当者の比率は、犯行時学生・生徒であった者を除いて算出している。
5 「その他の問題行動等」は、過度の携帯電話使用である。
6 () 内は、実人員である。

イ 妊娠判明後の本人の対応

妊娠が判明してから出産までにはそれなりの期間があるのが通常であるので、妊娠判明後の本人の対応を見ていくこととする。4-2-3-16図は、調査対象者のうち女子17人（男子1人は調査対象者の女子の共犯）について、妊娠判明後に本人がとった行動等を見たものである。流産しようと激しい運動を行うなどした者は約3割おり、市販の検査薬ではっきりした結果が出なかったので「妊娠していない」と思い込もうとしたり、積極的に産もうと思っていたわけではないものの「中絶費用が払えない」、「親に相談すれば迷惑がかかる」などと考えて特段の行動をとらなかった者（いずれ相談しようと思っていた者を含む。）は約5割であった。産もうと思っていた者も約1割いたが、出産後の具体的な生活について考えていたわけではなく、実際に産まれてみると育てられないと考えて殺害するに至っている。

4-2-3-16図 嬰兒殺・保護責任者遺棄致死 妊娠判明後の態度



注 （ ）内は、実人員である。

なお、妊娠が判明した場合、まず相談するのは、子の父親であると考えられるが、不純異性交遊の中での妊娠であることが多いことから（4-2-3-15図参照）、父親が誰であるか不明であった者、既に連絡が取れなくなっていた者及び連絡が取れても父親であることを否認されるなど相手にされなかった者が10人に上っていた。また、相手が父親であることを認めて相談できた場合でも、出産を希望せずにいながら十分な中絶費用を渡されなかったり、費用がないので水に浸かるなどして流産するよう求められるなど、相手から責任ある対応が得られなかった者が4人、出産を希望されたが特段の協力は得られなかった者が2人、調査対象者自ら相手との交際を解消することを決めた者が1人であり、調査対象者が一人で抱え込まなければならない状況にあったと言える。

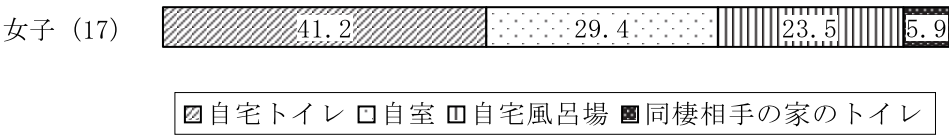
ウ 家族の対応

出産に至るまでには様々な身体の変化があることから、通常であれば同居の家族が妊娠に気付くと考えられるが、調査対象者には全て同居者がいたものの（4-2-1-5図参照）、妊娠に気付いて対応した者はいなかった（調査対象者の様子がおかしいことには気付いていたが、特段の対応をしなかったのは3家族であった。）。

調査対象者の出産場所を見ると、4-2-3-17図のとおりであり、ほとんどが自宅である。また、その時間は、夜間から早朝にかけてが多く、他の家族がいると思われる時間

帯であった（4－2－2－4図参照）。しかし、事件が発覚したのは、犯行直後ではない場合が多く、事件の発覚の端緒につき調査可能であった14人について、その状況を見ると、犯行直後に家族が気付いたのは、嬰兒を殺害後に本人が倒れた物音で気付いた1件のみであり、そのほかは、遺体を隠したり捨てたりしていたところ、後に異臭や血痕等から家族に発見されたもの等であった。調査対象者自身が妊娠・出産の事実を隠そうとしていたこともあるが、家族間の交流の乏しさがうかがわれる。

4－2－3－17図 嬰兒殺・保護責任者遺棄致死 出産場所



注 1 「同棲相手」は嬰兒の父親ではない。
2 （ ）内は、実人員である。

第3章 家庭内の重大犯罪をした少年に対する処遇の状況

第1節 少年院における処遇

1 少年院調査

家族を被害者とする重大犯罪をした調査対象者159人のうち、当該事実により少年院に送致された者の少年院における処遇の実情について、調査した。調査は、保護観察所が保管する生活環境調整事件記録及び保護観察事件記録（少年院仮退院者に限る。）に基づき、調査を行うことができた対象者は、平成19年9月1日から同22年8月31日までの間に少年院を収容期間満了により出院した者及び少年院仮退院による保護観察を終了した者に限られた。少年院調査対象者は45人で、非行名別では殺人27人、放火17人及び保護責任者遺棄致死1人であり、傷害致死はいなかった。調査対象者を非行名別・少年院の種類別・処遇区分等別に見ると、4-3-1-1表のとおりである。

4-3-1-1表 少年院調査対象者の人員(非行名別・少年院の種類別・処遇区分等別)

非 行 名	初 等 又 は 中 等							医 療					合 計
	処遇勧告						処遇勧告						
	特修短期	一般短期	処遇勧告 な	比 較 的 し 長 期	相当長期	処遇勧告 な	比 較 的 し 長 期	相当長期	そ の 他				
殺 人	25	1	1	11	6	6	2	-	-	1	1	27	
殺 人 既 遂	6	-	-	1	2	3	1	-	-	1	-	7	
うち 嬰 児 殺	3	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	3	
殺 人 未 遂	19	1	1	10	4	3	1	-	-	-	1	20	
殺 人 予 備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放 火	14	-	3	9	2	-	3	1	1	-	1	17	
放 火 既 遂	12	-	3	7	2	-	3	1	1	-	1	15	
放 火 未 遂	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	
保護責任者遺棄致死	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	

注 1 複数の非行名を有する場合においては、殺人未遂及び放火既遂のときは殺人未遂に、放火既遂及び放火未遂のときは放火既遂にそれぞれ計上している。
2 非行名が傷害致死である者はいなかった。
3 少年院の種類が特別少年院である者はいなかった。
4 処遇勧告は、初等又は中等少年院送致人員、医療少年院送致人員それぞれの内数である。
5 処遇勧告の「その他」は、「医療措置終了後は中等少年院に移送」である。

2 処遇状況

(1) 処遇課程

少年院調査対象者（45人）について、少年院入院当初の処遇区分・処遇課程別の人員を非行名別に見ると、4-3-1-2表のとおりである。なお、幼児殺は全て既遂であるが、以後、特に断らない限り、分析に当たっては、殺人既遂の外数とした上、保護責任者遺棄致死と併せて、殺人既遂、幼児殺・保護責任者遺棄致死、殺人未遂・殺人予備、放火の4類型に分けて分析を行う。これを、時期が同一ではないが、平成22年における少年院新収

容者の処遇区分・処遇課程別の人員の構成比と比較すると、長期処遇区分において、特殊教育課程¹である者、医療措置課程²である者の割合が顕著に高く、職業能力開発課程³である者の割合が顕著に低かった。

4－3－1－2表 処遇区分・処遇課程別人員（非行名別）

処 遇 区 分	一般短期処遇	特修短期処遇	長期処遇				
処 遇 課 程			生活訓練課程	職業能力開発課程	教科教育課程	特殊教育課程	医療措置課程
殺人既遂	-	-	1(25.0)	1(25.0)	-	1(25.0)	1(25.0)
嬰兒殺・保護責任者遺棄致死	-	-	1(25.0)	3(75.0)	-	-	-
殺人未遂・殺人予備	1(5.0)	1(5.0)	3(15.0)	5(25.0)	1(5.0)	8(40.0)	1(5.0)
放火	3(17.6)	-	-	1(5.9)	1(5.9)	9(52.9)	3(17.6)

注 （ ）内は非行名別における構成比である。

【参考】平成22年少年院入院者の処遇区分・処遇課程別人員構成比

処 遇 区 分	一般短期処遇	特修短期処遇	長期処遇				
処 遇 課 程			生活訓練課程	職業能力開発課程	教科教育課程	特殊教育課程	医療措置課程
平成22年少年院入院者	24.8	0.9	11.5	46.4	8.5	5.9	1.9

注 矯正統計年報による。

（2）個人別教育目標

少年院調査対象者について、少年院における矯正教育の状況を見るため、少年院入院当初に作成された個別的処遇計画のうち、個人別教育目標を類型別に区分し、その主なものを非行名別に見ると、4－3－1－3表のとおりである。

殺人（嬰兒殺を除く。）において、17人（70.8％）に「非行の重大性を認識させ、周囲への影響を考えさせ、自分の問題を理解させる」が、12人（50.0％）に「生活設計を具体化させる」が、11人（45.8％）に「家族との関係改善を図らせる・家族への気持ちを整理させる」が設定されており、いずれも、動機による差は見られなかった。さらに既遂と未遂の別で見ると、殺人既遂（4人）について、「家族との関係改善を図らせる・家族への気持ちを整理させる」は、「現実逃避・現状打開」を動機とする者のみに、「協調性や共感性を高めさせる」は「憤まん・怨恨」を動機とする者のみに設定されていた。

嬰兒殺・保護責任者遺棄致死（4人）においては、非行動機が全員「その他（処置に困っ

1 特殊教育課程の対象者は、知的障害者であって専門的医療措置を必要とする心身に著しい故障のないもの及び知的障害者に対する処遇に準じた処遇を必要とする者、又は情緒的未成熟等により非社会的な形の社会的不適応が著しいため専門的な治療教育を必要とする者である。

2 医療措置課程の対象者は、身体疾患者、肢体不自由等の身体障害のある者、精神病患者及び精神病の疑いのある者並びに精神病質者及び精神病質の疑いのある者である。

3 職業能力開発課程の対象者は、職業能力開発促進法等に定める職業訓練の履修を必要とする者、又は職業上の意識、知識、技能等を高める職業指導を必要とする者である。

て)」であるところ、4人全員に、「非行の重大性を認識させ、周囲への影響を考えさせ、自分の問題を理解させる」が、3人に「生活設計を具体化させる」、「家族との関係改善を図らせる・家族への気持ちを整理させる」が設定されていた。なお、他の非行の者には設定されていない「性に対する責任を考えさせる」及び「生命を大切にする心構えを持たせる」が、それぞれ1人に設定されていた。

放火においては、殺人に比して、個別教育目標の幅が広く、非行の背景や要因、その程度等の幅が様々であることがうかがえる。動機別に見ると、「憤まん・怨恨」を動機とする者に「感情をコントロールさせ、先を見通した行動が取れるようにさせる」が、「現実逃避・現状打開」を動機とする者に「自分の気持ちを相手に伝える力をつけさせること」が、それぞれ他の動機の者に比べて高い割合で設定されていた。

4－3－1－3表 個人別教育目標（非行名別）

個人別教育目標	殺人既遂		嬰兒殺・ 保護責任者遺棄致死		殺人未遂・殺人予備		放火		総数	
	(人員)	(構成比)	(人員)	(構成比)	(人員)	(構成比)	(人員)	(構成比)	(人員)	(構成比)
非行の重大性を認識させ、周囲への影響を考えさせ、自分の問題を理解させる	2	50	4	100	15	75	6	38	27	61
生活設計を具体化させる	3	75	3	75	9	45	5	31	20	45
家族との関係改善を図らせる・家族への気持ちを整理させる	2	50	3	75	9	45	4	25	18	41
協調性や共感性を高めさせる	2	50	1	25	5	25	6	38	14	32
対人関係を築く姿勢やスキルを持たせる	1	25	－	－	7	35	5	31	13	30
自分の気持ちを相手に伝える力をつけさせる	1	25	2	50	6	30	3	19	12	27
ストレスや悩み、問題場面に適切に対処できるようにさせる	1	25	1	25	7	35	2	13	11	25
感情をコントロールさせ、先を見通した行動が取れるようにさせる	1	25	－	－	4	20	4	25	9	20
勤労意欲、健全な就労態度を身につけさせる	－	－	－	－	4	20	3	19	7	16
規範意識を向上させる	－	－	－	－	6	30	1	6	7	16
謝罪の気持ちを深めさせる	3	75	2	50	1	5	－	－	6	14
判断力を高めさせる・判断基準を身につけさせる	－	－	2	50	1	5	2	13	5	11

注 個人別教育計画が調査可能であった44人について調査したものである。

（3）面会等

保護者又は親族等との面会の状況を非行名別に見ると、4－3－1－4表のとおりである。

殺人及び保護責任者遺棄致死においては、28人のうち、26人に保護者又は親族との面会が見られ、さらにそのうちの13人については、保護司等の親族以外の者との面会もあった。面会のなかった2人のうち、1人については保護者との通信がなされたが、残る1人は通信もなされず、いずれも、保護者や親族が引受けを拒否していたものであった。なお、面会のあった者のうち1人は、引受人（父母）に精神疾患や経済困窮等の問題が見られ、出院準備時期までに面会が実施されなかったものの、出院準備時期に、保護観察所を会場と

して、引受人及び親族との特別面会を実施し、その結果、引受人を父母から親族に変更する調整がなされた。

放火においては、17人全員に保護者又は親族との面会が見られ、さらにそのうちの5人については、保護司等の親族以外の者との面会もあった。

4-3-1-4表 保護者等との面会の状況別の人員（非行名別）

非行名	保護者又は親族と面会あり		保護者・親族と面会なし	
		うち、保護司等親族以外との面会もあり		うち、保護者又は親族と通信あり
殺人既遂	4	3	-	-
嬰兒殺・保護責任者遺棄致死	4	1	-	-
殺人未遂・殺人予備	18	9	2	1
放火	17	5	-	-

（４）出院事由及び少年院在院期間

調査対象者の出院事由を見ると、殺人未遂・殺人予備、放火において、それぞれ1人が収容期間満了による出院であるほかは、仮退院による出院であった。収容期間満了により出院した者のうち、1人は、少年院入院時の年齢が19歳であり、少年院法第11条1項ただし書により、少年院送致から1年後に出院し、1人は、「相当長期間」の処遇勧告を受け、さらに収容期間の継続の決定により20歳以後も収容され、その出院後に医療機関に入院した。出院事由別・非行名別に少年院在院期間を見ると、4-3-1-5表のとおりである。

4-3-1-5表 出院事由別・少年院在院期間別の人員（非行名別）

出院事由	非行名	少年院在院期間				総数
		6月未満	6月以上 1年6月未満	1年6月以上 2年6月未満	2年6月以上	
収容期間満了による 出院	殺人既遂	-	-	-	-	-
	嬰兒殺・保護責任者遺棄致死	-	-	-	-	-
	殺人未遂・殺人予備	-	-	1	-	1
	放火	-	1	-	-	1
仮退院	殺人既遂	-	-	1	3	4
	嬰兒殺・保護責任者遺棄致死	-	2	2	-	4
	殺人未遂・殺人予備	2	11	6	-	19
	放火	3	9	4	-	16

第2節 保護観察における処遇

1 保護観察調査

家族を被害者とする重大犯罪をした調査対象者159人のうち、当該事実により少年院に

送致された後に少年院を仮退院し保護観察を受けた者及び保護観察処分の言渡しを受けた者の保護観察の実情について調査した。調査は、保護観察所が保管する保護観察事件記録に基づき、調査を行うことができた対象者は、平成19年9月1日から同22年8月31日までの間に保護観察が終了した者に限られた。

調査対象者は、少年院仮退院者が43人（4-3-1-5表参照）、保護観察処分少年が16人、合計59人であった。非行名別では殺人33人（少年院仮退院者26人、保護観察処分少年7人）、放火25人（同16人、同9人）及び保護責任者遺棄致死1人（少年院仮退院者のみ）であり、傷害致死はいなかった。調査対象者を非行名別・保護処分別に見ると、4-3-2-1表のとおりである。

4-3-2-1表 保護観察調査対象者の人員（非行名別・保護処分別）

非 行 名	保護観察処分	少年院送致							
		処遇勧告							そ の 他
		特修短期	一般短期	処遇勧告 な	比 較 的 長	相当長期			
殺 人	7	26	1	1	11	6	7	-	
殺 人 既 遂	-	7	-	-	1	2	4	-	
う ち 嬰 児 殺	-	3	-	-	1	2	-	-	
殺 人 未 遂	5	19	1	1	10	4	3	-	
殺 人 予 備	2	-	-	-	-	-	-	-	
放 火	9	16	-	3	9	3	-	1	
放 火 既 遂	7	14	-	3	7	3	-	1	
放 火 未 遂	2	2	-	-	2	-	-	-	
保護責任者遺棄致死	-	1	-	-	1	-	-	-	

注 1 非行名が傷害致死である者はいなかった。
2 処遇勧告は、少年院送致人員の内数である。
3 処遇勧告の「その他」は、医療少年院送致の処分を受けた者に対する「医療措置終了後は中等少年院に移送」である。

2 処遇状況

(1) 保護観察の期間

少年院仮退院による保護観察の期間は、少年院仮退院の日から仮退院の期間が満了するまでであり、通常は20歳までであるが、26歳を超えない範囲で例外が認められている。保護観察処分による保護観察の期間は、保護処分言渡しの日から本人が20歳に達するまでであるが、20歳に達するまでに2年に満たない場合は、2年間である。

非行名別・保護処分別に保護観察期間を見ると、4-3-2-2表のとおりである。

4－3－2－2表 保護観察期間別の人員（保護処分別・非行名別）

保護処分	非行名	6月未満	6月以上 1年6月未満	1年6月以上 2年6月未満	2年6月以上
少年院送致	殺人既遂	2	1	1	－
	嬰兒殺・保護責任者遺棄致死	4	－	－	－
	殺人未遂・殺人予備	1	4	8	6
	放火	5	2	4	5
保護観察処分	殺人既遂	－	－	－	－
	嬰兒殺・保護責任者遺棄致死	－	－	－	－
	殺人未遂・殺人予備	－	－	5	2
	放火	－	－	2	7

注 「保護観察期間」は、保護観察開始時における保護観察期間であり、実際の保護観察期間とは異なる。

（2）特別遵守事項

保護観察における遵守事項は、保護観察を受ける者の行為規範であると同時に、指導監督の中核をなすものである。そのうち、一般遵守事項は、保護観察を受ける全ての者に共通するものであり、特別遵守事項は、個々に定められ、対象者ごとに異なっている。そこで、保護観察の開始当初に設定された特別遵守事項のうち主な内容を、非行名別かつ根拠法別（犯罪者予防更生法適用者と更生保護法適用者の別）に見ると、4－3－2－3表のとおりである。

4－3－2－3表 主な特別遵守事項の内容（非行名別・根拠法別）

特別遵守事項	殺人既遂		嬰兒殺・ 保護責任者遺棄致死		殺人未遂・殺人予備		放火	
	犯罪者予防 更生法 適用者（3）	更生保護法 適用者（1）	犯罪者予防 更生法 適用者（2）	更生保護法 適用者（2）	犯罪者予防 更生法 適用者(22)	更生保護法 適用者（4）	犯罪者予防 更生法 適用者(23)	更生保護法 適用者（2）
犯罪性のある者等との交際の禁止に関する事	－	－	－	－	3	－	1	－
特定の場所への出入り禁止に関する事	－	－	－	－	1	－	－	－
深夜はいかい、深夜の無断外出の禁止に関する事	－	－	－	－	1	－	－	－
通学・就労等の実行や継続に関する事	2	1	2	2	17	2	18	1
精神科医の指示による服薬の継続等に関する事	2	－	－	－	1	1	5	2

注 1 犯罪者予防更生法適用者とは、更生保護法の施行（平成20年6月10日）前にされた家庭裁判所の保護処分決定により、更生保護法施行の際、現に保護観察に付されていた者又は更生保護法の施行前に少年院からの仮退院を許す旨の決定を受けた者であり、更生保護法適用者とは、それ以外の者である。
2 複数の特別遵守事項が設定されている場合は、それぞれに計上している。
3 （ ）内及び各項目の数値は実人員である。

非行名や動機にかかわらず、通学・就労等の実行や継続に関する事を内容とする特別遵守事項が設定された者が多い。なお、犯罪者予防更生法は、「遵守すべき特別の事項を定めなければならない」とのみ定め、特別遵守事項の範囲、内容について何ら制限を定めていなかったのに対し、更生保護法は、特別遵守事項を、法に定める事項に限定する一方、「生活行動指針」（保護観察を受ける者の改善更生に資する生活又は行動の指針）を定めることができるものとした。そこで、4－3－2－3表に掲げた主な特別遵守事項の内容以外のものを含めて、非行名別の特徴を概観する。

① 殺人既遂

殺人既遂の非行があった者（4人）に対する特別遵守事項は、「通学・就労等の実行や継続に関すること」が3人に設定されたほか、「精神科医の指示による服薬の継続等に関すること」が2人に、犯罪者予防更生法上の特別遵守事項として、「家族とのコミュニケーションに努めること」、「生活目標に向かって努力すること」、「保護者や医師と相談して慎重に行動すること」、「被害者の供養に努めること」がそれぞれ1人に設定された。また、生活行動指針として「精神保健福祉センター等の相談機関の活用」が1人に設定されるなど、総じて、精神科治療に関する指導監督が目立つ。

② 嬰兒殺・保護責任者遺棄致死

嬰兒殺又は保護責任者遺棄致死の非行があった者（4人）に対する特別遵守事項は、全員に「通学・就労等の実行や継続に関すること」が設定された。さらに、「被害者の供養に努めること」が犯罪者予防更生法上の特別遵守事項（2人）、又は生活行動指針（1人）として設定され、さらに、「家出をしないこと」、「不純異性交遊をしないこと」が犯罪者予防更生法上の特別遵守事項として1人に設定された。

③ 殺人未遂・殺人予備

殺人未遂又は殺人予備の非行があった者（26人）に対する特別遵守事項は、「通学・就労等の実行や継続に関すること」が最も多く19人に、「犯罪性のある者等との交際の禁止に関すること」が3人、「精神科医の指示による服薬の継続等に関すること」が2人、「特定の場所への出入り禁止に関すること」、「深夜はいかい、深夜の無断外出の禁止に関すること」がそれぞれ1人に設定された。そのほか、犯罪者予防更生法上の特別遵守事項として、「家族とのコミュニケーションをとること」、「生活目標を持ち努力すること」がそれぞれ6人に、「慎重に行動すること」が4人に、「刃物などを持ち歩かない（みだりに扱わない）こと」、「規則正しい生活を送ること」がそれぞれ3人に設定された。就学、就労等による規則正しい生活のほか、家族間の交流の促進に関する指導監督が目立ち、また、一部に不良交友、精神科治療に関する指導監督が行われている。

④ 放火

放火の非行があった者（25人）の特別遵守事項は、「通学・就労等の実行や継続に関すること」が最も多く19人に、「精神科医の指示による服薬の継続等に関すること」が7人、「犯罪性のある者等との交際の禁止に関すること」が1人に設定され、そのほか、犯罪者予防更生法上の特別遵守事項として、「保護者等とよく話し合うこと、相談すること」が11人に、「善悪や他者の気持ちを考え、慎重に行動すること」が5人に、「規則正しい生活を送ること」が4人に設定された。就学、就労等による規則正しい生活のほか、精神科治療、保護者等との相談により慎重な行動の教示に関する指導監督が目立つ。

（３）開始当初の保護観察の状況

保護観察開始日を含む月からその翌々月までの保護観察の状況を非行名別に見ると、**４－３－２－４表**のとおりである。保護司との接触状況については、１人を除き問題は見られなかった。なお、問題が見られた１人は、就職活動を理由に、保護司との接触を怠りがちであったものである。遵守事項の遵守状況については、保護司との接触を怠りがち、あるいは、無断外泊や夜遊びがあるなど、守っていない者が４人であり、大多数の者が適切に遵守していた。

４－３－２－４表 保護観察開始当初の状況（非行名別）

① 保護観察開始から３ヶ月間の保護司との接触状況（人員）

非 行 名	特段問題なし	接触はあるが、問題あり	接触なし	非該当
殺人既遂	2	1	－	1
嬰兒殺・保護責任者遺棄致死	3	－	－	1
殺人未遂・殺人予備	24	－	－	2
放火	22	－	－	3

② 保護観察開始から３ヶ月間の遵守事項の遵守状況（人員）

非 行 名	守っている	守っていない
殺人既遂	3	1
嬰兒殺・保護責任者遺棄致死	2	2
殺人未遂・殺人予備	26	－
放火	24	1

注 「非該当」は、保護観察官直接担当事件、更生保護施設入所者のほか、本人の病気入院などの理由で保護司との接触が実質的に免じられている者を計上している。

（４）終了時の保護観察の状況

① 終了事由

保護観察の終了事由を、保護処分別、非行名別及び保護観察期間別に見ると、**４－３－２－５表**のとおりである。殺人既遂（嬰兒殺を含む。）及び保護責任者遺棄致死の終了事由は、全員（８人）期間満了である。殺人未遂・殺人予備は、少年院を仮退院した者の36.8％が退院で、保護観察処分であった者の85.7％が解除で終了している。同様に、放火は、少年院を仮退院した者の12.5％、保護観察処分であった者の77.8％が、それぞれ、良好措置（退院・解除）で終了している。平成22年における保護観察終了人員の終了事由別構成比を見ると、少年院仮退院者について、退院は19.5％であり、保護観察処分少年について、解除は77.1％である⁴。終結事由が保護処分取消である者（１人）は、別種犯罪により刑事処分を受けたことによる。

4 平成23年版犯罪白書P119

4-3-2-5表 保護観察終了事由別の人員（保護処分別・非行名別・保護観察期間別）

保護処分	非行名	保護観察期間								
		6月未満		6月以上1年6月未満		1年6月以上2年6月未満		2年6月以上		
		良好措置	期間満了	良好措置	期間満了	良好措置	期間満了	保護処分取消	良好措置	期間満了
少年院送致	殺人既遂	-	2	-	1	-	1	-	-	-
	嬰兒殺・保護責任者遺棄致死	-	4	-	-	-	-	-	-	-
	殺人未遂・殺人予備	-	1	-	4	3	5	-	4	2
	放火	-	5	-	2	-	4	-	2	3
保護観察	殺人既遂	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	嬰兒殺・保護責任者遺棄致死	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	殺人未遂・殺人予備	-	-	-	-	4	-	1	2	-
	放火	-	-	-	-	-	2	-	7	-

注 1 少年院仮退院者に対する良好措置は「退院」、保護観察観察処分少年に対する良好措置は「解除」であり、いずれも保護観察を終結させるものである。
2 4-3-2-2表の脚注に同じ。

② 終了時の保護観察の状況

良好措置による終了者については、保護観察を継続する必要がなくなった者であり、その性質上、終了時において、遵守事項違反等の問題のある状態にはなかったと考えられる。他方、保護観察が期間満了により終結した者（36人）について、保護観察終了時の状況を非行名別に見ると、4-3-2-6表のとおりである。

27人（期間満了者の75.0%）が、遵守事項を遵守した状況で期間満了となっているが、一方、9人が、遵守事項を遵守せず、その内容は、保護司との接触状況に問題あり（4人）、無職（3人）、所在不明（2人）であった。

また、家族との関係が不和だった者は10人であり、その主な状況は、他者との接触を嫌い、引きこもりの状況であった者が4人、被害者以外の親族に引き取られたものの、良好な関係とならなかった者が2人、被害者である父母のもとで生活を続けたが、関係が十分に改善しなかった者が4人であった。終了時に無職であった者は8人であり、その多くは、生活全般において消極的で求職活動が低調であったり、就職しても、対人関係の不満等から短期間で離職するなどにより、終了時に無職であった。

4-3-2-6表 期間満了者の保護観察終了状況(非行名別)

① 保護観察終了時の家族関係

非行名	和	不和	その他
殺人既遂	2	1	1
嬰兒殺・保護責任者遺棄致死	3	-	1
殺人未遂・殺人予備	6	5	1
放火	10	4	2
総数	21	10	5

② 保護観察終了時の就学・就労状況

非行名	有職	学生	無職	病気療養等	不明
殺人既遂	-	1	1	2	-
嬰兒殺・保護責任者遺棄致死	3	-	1	-	-
殺人未遂・殺人予備	3	3	3	2	1
放火	6	3	3	3	1
総数	12	7	8	7	2

③ 保護観察終了時の保護司との接触状況

非行名	特段問題なし	接触はあるが、問題あり	接触なし	非該当
殺人既遂	2	1	-	1
嬰兒殺・保護責任者遺棄致死	3	-	-	1
殺人未遂・殺人予備	8	-	3	1
放火	11	1	3	1
総数	24	2	6	4

④ 保護観察終了時の遵守事項の遵守状況

非行名	守っている	守っていない
殺人既遂	3	1
嬰兒殺・保護責任者遺棄致死	3	1
殺人未遂・殺人予備	8	4
放火	13	3
総数	27	9

- 注 1 保護観察が「期間満了」により終了した36人について調べたものであり、数値はいずれも実人員である。
 2 保護観察が終了した日が属する月の状況を調べたものであるが、終了日が15日より前の場合は、その前月及び終了した日が属する月の状況である。
 3 「学生」は、進学準備中である者を含む。
 4 「不明」は、所在不明である。
 5 4-3-2-4表の脚注に同じ。

第3節 家庭内の重大犯罪をした少年の処遇をめぐる問題点とその対応状況

家庭内の重大犯罪をした少年の処遇をめぐる問題点として、「家族関係」、「就学・就労関係」及び「医療関係」をとりあげ、少年院調査・保護観察調査対象者における問題点の実情とその対応状況を見る。

1 家族関係

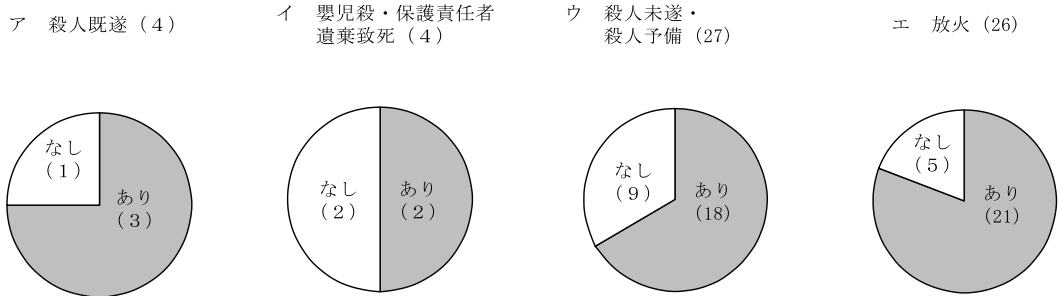
保護者等の家族は、一般的に、非行少年の立ち直りの支援に中心的な役割を担い、少年に安定した生活の場を提供する主体であって、非行少年の改善更生に重要な役割を果たす

ことから、家族関係の調整は非行少年の処遇上重要な課題である。さらに、家庭内の重大犯罪をした少年に関しては、そのほとんどが家族と同居していたものの（第2章第1節参照）、家庭内に虐待等の問題行動等を行う者がいる比率が高く、また、実父母との離別・死別等の家庭内に問題がある者の比率も高いなど、家庭環境における問題があることが多いという特徴がある（第2章第3節参照）。また、被害者が家族であることから、事件により感情的な対立が発生したり、さらには保護者を失う場合もある上、非行現場である非行時の住居で生活が続けることが困難なこともある。したがって、家庭内の重大犯罪をした少年の処遇にあたっては、これらの問題を踏まえた家族関係の調整が必要と考えられ、このような観点から、非行名別に、対象者の非行時の家族関係、処遇における家族関係の調整状況、処遇（保護観察）終了時の家族関係の状況を見る。

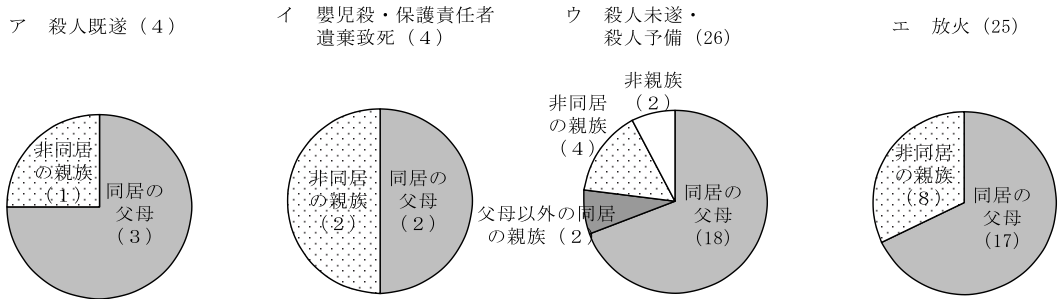
（1） 引受人の状況

4－3－3－1 図 家族関係（非行時の家庭の問題の有無別・引受人の種別・非行名別）

①非行時の家庭の問題



②保護観察開始時の引受人の種別



注 1 「家庭の問題」は、実父母との離別・死別、被害者以外の家族からの虐待・暴力、被害者以外の家族の自殺や犯罪行為等及び兄弟姉妹との待遇差である。
2 （ ）内は、実人員である。

4－3－3－1 図①は、非行名別に、非行時における少年の家庭の問題の有無の構成比を見たものである。いずれの非行においても、半数以上の者に、家庭の問題が見られた。

4－3－3－1 図②は、非行名別に、保護観察開始時の引受人について、少年との続柄

及び非行時における少年との同居の有無の構成比を見たものである。

殺人既遂、嬰兒殺・保護責任者遺棄致死においては、全員、引受人は父母であった。いずれの父母も、少年が少年院に入院した当初から、引受意思を示し、面会や通信もよく行われていた。なお、引受人が非同居である父母3人の事情は、殺害された母に代わり離別した父が引き受けるもの、仕事都合で別居していた父が引き受けるもの（少年出院後は母も同居予定。）及び非行時に少年が家出をしていたものである。

殺人未遂・殺人予備においては、引受人の大部分は非行時に同居していた父母であるが、少年と被害者との関係が好転しない場合などにおいて、他の親族等が引き受けたり、被害者と少年を別居させる準備（被害者用の住居を確保するなど）をするなどの状況が見られた。また、引受人が非親族である2人は、被害者の感情が宥恕せず、更生保護施設又は自立援助ホームを住居地としたものであった。

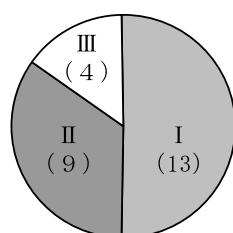
殺人未遂・殺人予備における保護観察開始時の被害者との同居の状況は、**4－3－3－2図**のとおりであり、被害者と同居しない者は13人であった。被害者と同居しない事情としては、被害者が同居を拒否したことによるものが6人、少年が同居を拒否したことによるものが2人、非行時以前からの被害者との別居を維持するもの又は被害者の体調不良等によるものが5人であった。

放火においては、非行時に少年と同居していない親族が引き受ける者の割合が、他の非行に比して高い。非行時の同居家族が拒否する場合と、少年が拒否する場合とが、それぞれ同数見られ、少年と非行時の同居家族との関係が深刻な状況であったことが伺える。

なお、調査対象者全体の家族の感情交流の状況を見ると、審判の過程や少年院入院当初の時期において、被害者である父母等が、少年に対し、少年が悩みや苦しみを抱いていたことに気づかなかったことや不適切な対応をしていたこと等について謝罪し、そうした父母の姿に接した少年が、自らの非を省み、父母らに対する拒否的な感情を和らげて謝罪するなどして互いに感情が好転し、再同居等に至る場合が多く見られた。

4－3－3－2図 保護観察開始時の被害者との同居状況（殺人未遂・殺人予備）

殺人未遂・殺人予備（26）



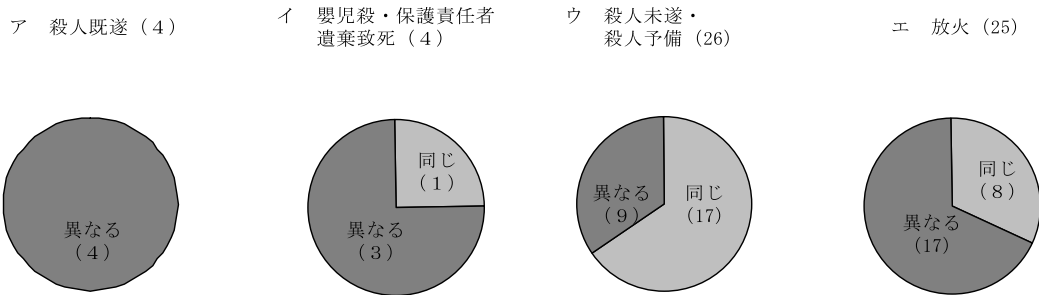
- I …非行時同居しており、仮退院時においても同居する。
- II …非行時同居していたが、仮退院時においては同居しない。
- III …非行時同居しておらず、仮退院時においても同居しない。

注 （ ）内は、実人員である。

(2) 保護観察開始時の住居

非行時の住居と保護観察開始時における住居の関係を非行名別に見ると、4-3-3-3図のとおりである。

4-3-3-3図 非行時の住居と保護観察開始時における住居の異同（非行名別）



注 （ ）内は、実人員である。

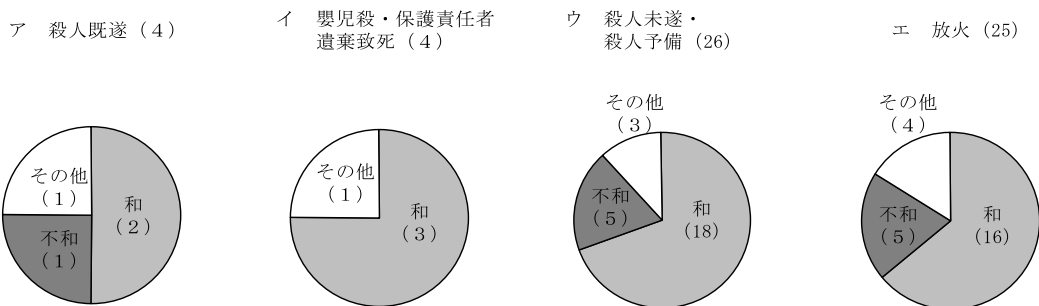
殺人既遂、嬰兒殺・保護責任者遺棄致死においては、ほとんどの者が、非行時と異なる住居において保護観察を開始している。その事情を見ると、近隣の風評等を考慮したものが多く、引受人が、少年院出院時期を見越して、非行時とは異なる住居を確保した状況があった。

殺人未遂・殺人予備においては、非行時と異なる住居を確保したものは9人（34.6%）であり、その事情は、殺人既遂等と異なり、被害者と別居するためである者が多い。

放火においては、非行時と異なる住居において保護観察を開始した者は17人（68.0%）であり、その理由は、非行時の同居者と別居するためのほか、非行により住居が焼失したことや、近隣の風評を考慮したためであった。

(3) 保護観察終了時の家族との関係

4-3-3-4図 保護観察終了時の家族との関係（非行名別）



注 （ ）内は、実人員である。

4-3-3-4図は、非行名別に、保護観察終了時の少年と家族との和・不和を見たものである。

殺人既遂においては、家族を含め他者と関わりを持とうとせず、家族との関係が悪化した者が1人いたが、家族は、保護観察所や医療機関等の助言を受け、少年の体調安定に努めていた。

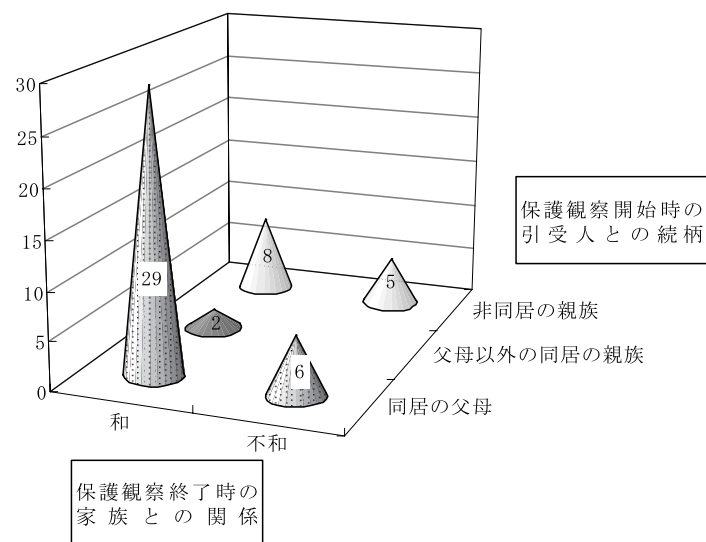
嬰兒殺・保護責任者遺棄致死においては、家族との関係において、特段の問題は見られなかった。

殺人未遂・殺人予備において、家族との関係が良好であった者は18人（69.2%）であった。この中には、保護観察開始時においては少年と被害者が別居していたものの、引受人等の働きかけにより、徐々に少年と被害者が交流し、互いに感情を宥恕させ、再同居に至った者3人も見られた。一方、少年の精神疾患が重篤な状況で、被害者である父母への感情が好転しなかったもの1人、被害者ではない父母又は親族が引受人であったものの、少年と引受人との関係が徐々に悪化した者が3人、被害者である兄弟との関係が改善しなかった者が1人いた。

放火においては、引受人が非行時の非同居親族であった8人のうち、離別あるいは別居していた父母が引受人であった者のうち、2人については、非行前からの感情的確執が徐々に顕わとなった。一方、非行時に同居していた父母を引受人とした者のうち、2人については、徐々に父母との関係が悪化し、父母らが少年への対応、コミュニケーションの取り方などを模索したものの、関係が十分に改善しないまま保護観察が終了した。

（４） 保護観察開始時の引受人の続柄等と保護観察終了時の家族との関係

4-3-3-5図 保護観察開始時の引受人の続柄と保護観察終了時の家族との関係



注 数値は、実人員である。

4-3-3-5図は、保護観察開始時の引受人が親族であった者について、その種別と保護観察終了時の家族との和・不和の関係を見たものである。引受人が非行時の同居親族（父母を含む。）であった者においては、そうでない者に比して、家族との関係が良好であった者の割合が高く、非同居の親族であった者においては、それ以外の者に比して不和の者の割合が高い。なお、引受人が非親族であった2人の状況を見ると、被害者を含め親族との交流が一切見られなかった1人は、所在不明の状態で保護観察終了となった一方、親族との交流が見られた1人は、アパートを借りて自立生活を営み、良好措置により保護観察終了となった。

これらのことを踏まえると、家庭内における重大な非行に至った場合であっても、非行時の同居家族のもとを生活の場として求める者が多く、もともとの同居家族が少年を理解し、引き受けた場合には、少年と家族との感情的な対立等の問題が克服できやすいことがうかがえる。また、非行時の家族との同居が再開されない場合であっても、交流の有無や関わり方等が、その後の生活の安定等に影響することが推察できる。

2 就学・就労

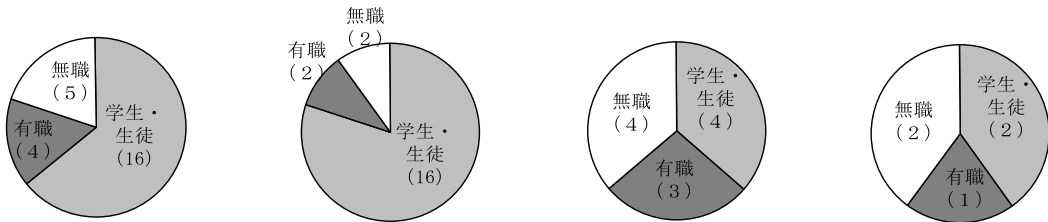
就学・就労は、一般的に少年の再非行防止という観点から重要であり、非行少年の処遇においても重視されている。特に、家庭内の重大犯罪をした少年については、非行時に学生・生徒であった者の比率が高く（第2章第1節参照）、動機別の濃淡はあるものの、殺人、放火及び保護責任者遺棄致死のいずれにおいても学業不振、いじめ被害等の問題を抱えていた者が多い（第2章第3節参照）。したがって、家庭内の重大犯罪をした少年に対する就学・就労の調整・指導は、学業の継続又は就労等の他の進路といった進路の選択、学校生活等の安定などの点で、一般的な非行少年以上に難しい面を有していると考えられる。このような観点から、動機別に、非行時における就学・就労等状況（問題性を含む。）、処遇における就学・就労の調整状況、処遇（保護観察）終了時の就学・就労の状況を見る。

(1) 非行時における就学・就労等状況

4-3-3-6図 非行時の就学・就労状況・学校内の問題状況（動機別）

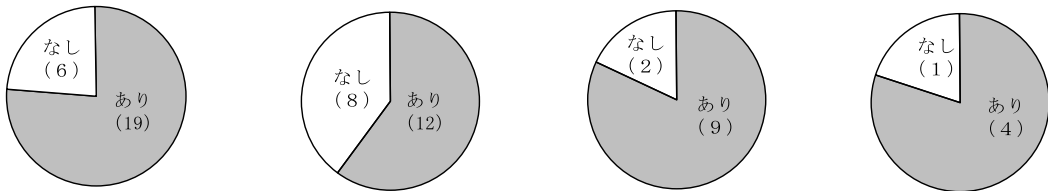
①非行時の就学・就労状況

ア 憤まん・怨恨（25） イ 現実逃避・現状打開（20） ウ 自暴自棄・自殺企図（11） エ その他（5）



②学校内の問題状況

ア 憤まん・怨恨（25） イ 現実逃避・現状打開（20） ウ 自暴自棄・自殺企図（11） エ その他（5）



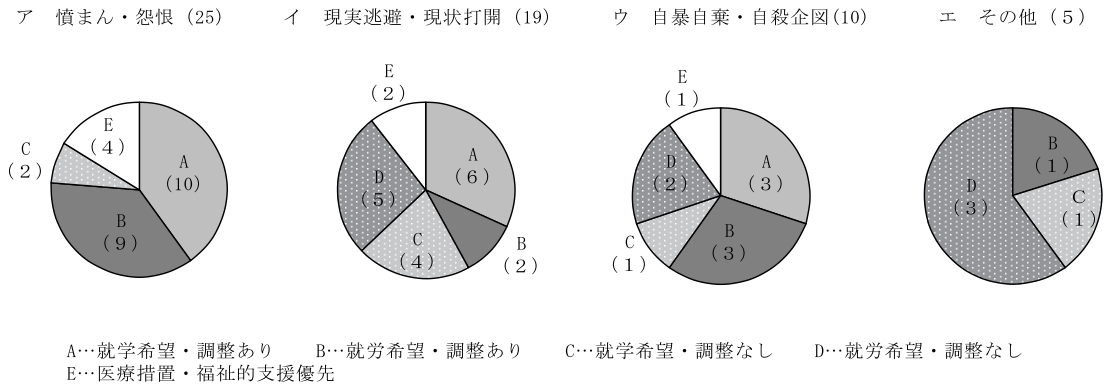
注 1 「学校内の問題」は、不登校、いじめ被害、学校内での孤立のいずれかに該当するものをいう。
2 （ ）内は、実人員である。

4-3-3-6図は、非行時における就学・就労の状況及び非行時までの学校生活における問題状況（不登校、いじめ被害、学校内での孤立の有無）を動機別に見たものである。非行時に学生・生徒であった者は、全体の62.3%であり、学校生活における問題状況が見られる者は、全体の72.1%であった。

動機別に見ると、「憤まん・怨恨」、「現実逃避・現状打開」において、他の2つの動機によるものに比して非行時に学生・生徒であった者の占める割合が高く、かつ、学校生活における問題がある者の占める割合が低かった。

(2) 処遇における就学・就労の調整状況

4-3-3-7図 保護観察開始時の就学・就労関係 (動機別)



注 () 内は、実人員である。

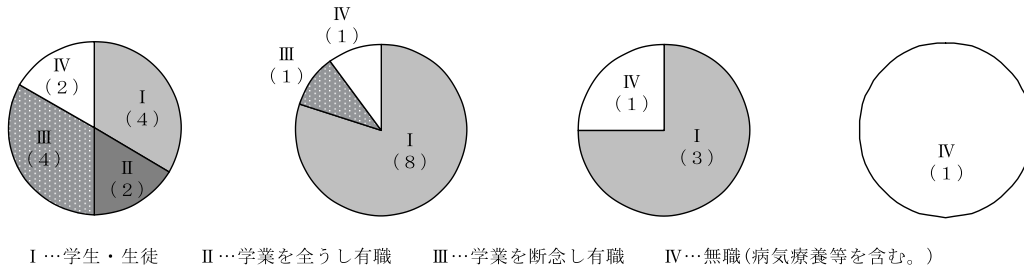
4-3-3-7図は、動機別に、保護観察の開始時における就学・就労の希望に対する調整の有無を見たものである。就学・就労に優先して、精神障害等に対する医療措置又は福祉的支援（以下、「医療措置等」という。）を実施すべき者（7人）を除いた52人において、65.4%の者に、就学・就労を具体化するための準備や調整が見られた。具体的には、中学生である者については、ほとんどの場合において、引受人、保護観察所、学校が連携を取り、円滑に復学ができるよう調整がなされた。それ以外の就学希望者については、多くが、主に引受人により、少年の意向を踏まえて、入学に関する情報の収集や手続き等がなされたが、少年院出院時期と高校等の受験時期が離れていることから、特段の準備や調整がなされないものもあった。就労を希望した者については、親族の稼動先で就労できるよう調整した者が散見されるほか、保護司の紹介で就労先が内定している者が1人、刑事施設出所者等就労支援制度を活用した者が1人見られた。

(3) 保護観察終了時の就学・就労の状況

4-3-3-8図 保護観察終了時の就学・就労状況(保護観察開始時の就学・就労希望の別・動機別)

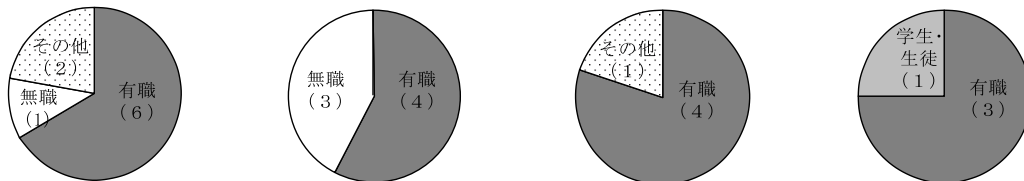
①開始時に就学希望であった者

ア 憤まん・怨恨 (12) イ 現実逃避・現状打開 (10) ウ 自暴自棄・自殺企図 (4) エ その他 (1)



②開始時に就労希望であった者

ア 憤まん・怨恨 (9) イ 現実逃避・現状打開 (7) ウ 自暴自棄・自殺企図 (5) エ その他 (4)



注 1 「開始時に就労希望であった者」は、就学又は就労を希望していた者を含む。
 2 終了時に「有職」であった者は、学業との両立していた者を含む。
 3 その他は、身柄拘束中及び所在不明である。
 4 () 内は、実人員である。

4-3-3-8図は、動機別に、保護観察終了時の就学・就労状況を見たものである。

ア 憤まん・怨恨によるもの

就学を希望した者については、おおむね学業への取組みは順調であり、途中で学業を断念し就労した者を含め、大きな問題は見られなかった。なお、終了時において無職であった者(2人)は、精神科医療を受けていた者1人と、引受人との関係が悪化し生活が低調な状態にあった者1人であった。

就労を希望した者については、対人接触に難があり、就労に至らなかった1人を除き、いずれも職に就いたものの、終了時においては、無職者1人(精神科医療を中断していた。) , 所在不明・身柄拘束2人であった。

イ 現実逃避・現状打開によるもの

就学を希望した者(10人)のうち、9人は学業又は就労に取り組み、大きな問題は見られなかったが、1人は、就学に至らず、他者との接触を嫌い、引きこもりの状況となった。その者についても、保護司への来訪は保たれており、保護司がスポーツ観戦や散策に連れ出すなど、少年の社会的体験を増やすように努めたものの、就学・就労意欲は乏しく、

保護者もその状態を容認しており、保護観察終了時において、無職であった。

就労を希望した者7人のうち、就労した者は、職業安定所等を活用した者が多かった。保護観察終了時において無職者は3人であり、そのうち1人は、一度も就労しないまま終了に至ったものであり、身体疾患を有しているが受診の様子はなく、保護司が医療機関等の情報を提供したが、保護観察終了時点において、適切な医療機関等が確保できなかった。

ウ 自暴自棄・自殺企図によるもの

就学を希望した4人のうち、引受人が主体となって入学準備等を進めた3人は、いずれも、保護観察終了時点において学業を継続していたが、残る1人については、特段の調整がなされないまま少年院を出院し、就学・就労意欲は乏しく、無職で保護観察終了となった。

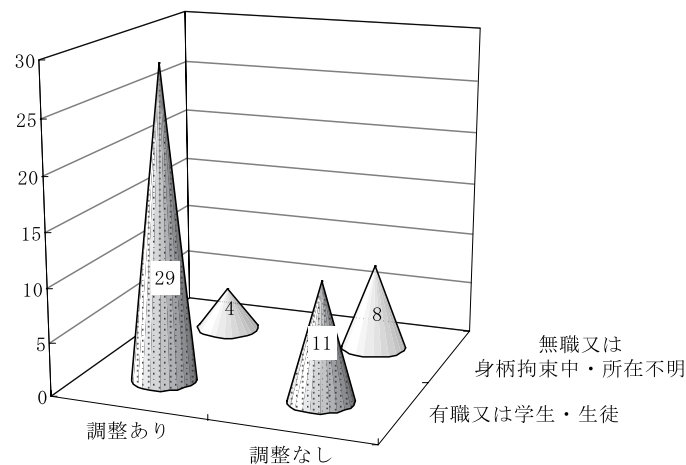
就労を希望した5人のうち、4人は保護観察終了時において有職であったが、他の1人は、職場での人間関係等に問題を生じ、保護観察所において指導が繰り返されたが、所在不明となった。

エ その他の動機によるもの（5人）

就労を希望する1人について、刑事施設出所者等就労支援制度の活用がなされた。保護観察終了時において、無職者1人を除き、就学・就労状況は良好であった。

（4） 就学・就労の調整の有無と、保護観察終了時の就学・就労の関連

4－3－3－9図 保護観察開始時の就学・就労の調整状況と終了時の状況の関連



注 1 保護観察開始時において、就学・就労に優先して医療措置等を実施すべき者を除く52人について見たものである。
2 数値は、実人員である。

4－3－3－9図は、保護観察開始時における就学・就労の調整の有無と、終了時の就学・就労の状況の関連を見たものである。保護観察開始時点において、すなわち、少年が

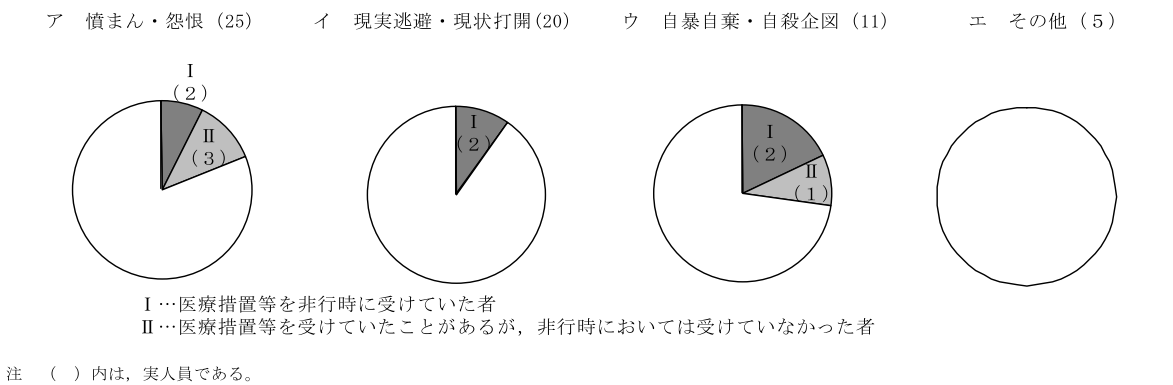
少年鑑別所中又は少年院入院中に、進路に関する具体的な調整がなされた者において、保護観察終了時に有職又は学生・生徒である者の比率が、調整がなされなかった者に比して高く、終了時に無職等となっていたものにおいては、進路に関する調整がなされなかった者の比率が高い。進路に関する具体的な調整がなされた者であっても、保護観察開始時の就学・就労の希望の別、就労内定先等と、保護観察終了時の就学・就労先は必ずしも一致しないが、開始時に就学を希望した者は終了時に学生であることが、開始時に就労を希望した者は有職者であることが、それぞれ顕著に多かった（4－3－3－8図参照）。これらのことを踏まえると、非行により身柄拘束されている期間に、進路について、少年と引受人等とがよく話し合い、少年の意向や適性を見極めて、適切な就学・就労先を確保するか、そのための準備を進めることは、少年と引受人の意思疎通を深めたり、少年が将来に対する心構えを深めるなどの効果をもたらし、就学・就労状況が良好な状態であることにつながる事が推察できる。

3 医療措置・福祉的支援等

家庭内の重大犯罪をした少年には、精神障害等を有する者も少なからず存在する（第2章第1節参照）ことから、対象者の非行時の精神科治療等の状況、処遇における診断・治療等の状況、処遇（保護観察）終了時の状況を見る。

（1）非行時の医療措置等の状況

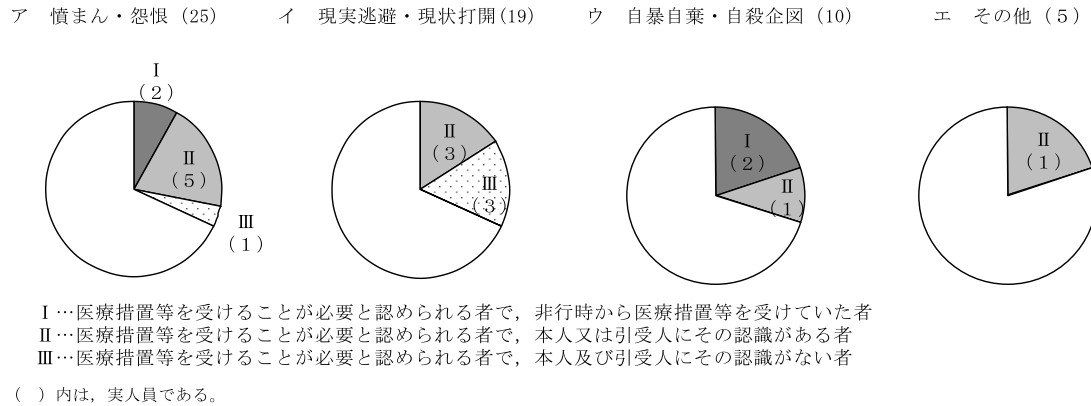
4－3－3－10図 非行時の医療措置等の状況（動機別）



4－3－3－10図は、非行時に受けていた医療措置等の状況を見たものである。非行時において、医療措置等を受けていた者は6人であり、そのほか、過去に受けたことがある者が4人いた。過去に受けたことがある者4人は、いずれも自ら通院等を中止した者であり、医療措置等の必要性がなくなったものではなかった。

(2) 保護観察開始時の医療措置等の状況

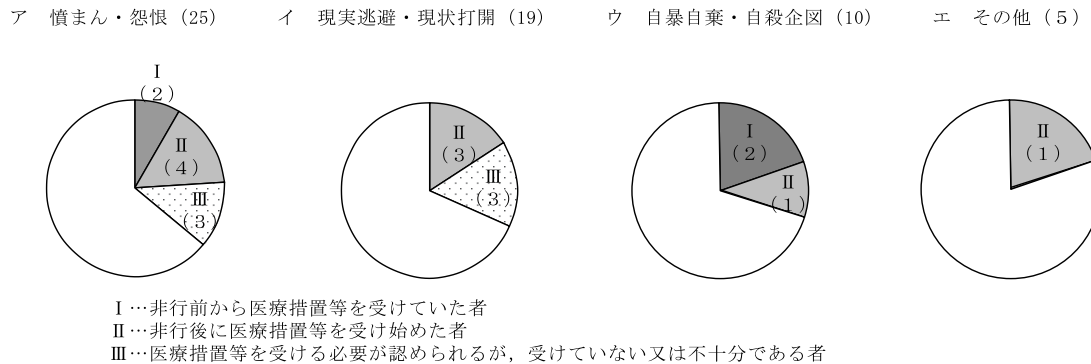
4-3-3-11図 保護観察開始時の医療措置等の状況 (動機別)



4-3-3-11図は、動機別に、保護観察開始時の医療措置等の要否を見たものである。非行時に医療措置等を受けていなかった者で、少年鑑別所又は少年院において、医療措置等を受ける必要性が認められた者は、「憤まん・怨恨」を動機とする者において6人、「現実逃避・現状打開」を動機とする者において5人、「自暴自棄・自殺企図」を動機とする者において1人、「その他」の動機の者において1人見られた。医療措置等の必要性が認められた18人のうち、14人の者の引受人は、少年院又は保護観察所の保護者の助言等を受け、少年の心身の状況を理解し、特性に応じた対応をとる必要性を認識し、個々の事情に応じた調整を行って出院に備えていた。具体的には、住居地の精神保健福祉センターに向いて、少年の対応方法を相談した者、療育手帳の取得手続き等を行った者、医療機関の情報を収集し、出院後の速やかな受診の準備をした者などがいた。少年院においても、必要に応じ、関係機関（家庭裁判所、矯正管区、少年鑑別所、地方更生保護委員会、保護観察所、帰住予定地の精神保健福祉機関等）による処遇検討会が実施され、出院後の医療や生活支援体制の調整が行われた。一方、非行以前から軽度知的障害の診断がなされていたが、支援を受けることに拒否的な者、非行以前から精神疾患を有し、精神科医療を受けていたが、保護観察開始時に受診意欲が乏しかった者及び少年院において発達障害の疑いの診断を受けたが、少年及び引受人には伝えられていないと思われる者が、それぞれ1人見られた。

(3) 保護観察終了時の医療措置等の状況

4-3-3-12図 保護観察終了時の医療措置等の状況 (動機別)



4-3-3-12図は、動機別に、保護観察終了時における医療措置等の状況を見たものである。ほとんどの者において、適切な医療措置等を受けていたが、一方で、それらを受けることを拒否する者や必要性の認識に乏しい者が6人いた。

少年鑑別所や少年院において、医療措置等の必要性が指摘され、適切な対応が取られた例としては、非行前に学校生活に不適應であった少年について、少年院において軽度知的障害の診断がなされ、少年院の主導により、引受人、帰住予定地を管轄する障害者支援センター、療育センター等と生活支援体制の調整がなされた上で出院に至り、出院後は福祉作業所等への通所、障害児ヘルパーの利用などの生活支援を受けた者などがある。調査対象者中に、精神疾患等の問題を抱えながら、少年や周囲がその存在を理解できず、生活意欲の低下や対人接触の困難さなどの問題を抱えていたが、非行を契機に医療措置等の必要性が見出されたことで、適切な医療等が確保され、また、家族の少年に対する理解も深まり、少年の心身の安定や家族関係の好転につながる状況が多く見られた。生活不適應等の状態にある者に対し、精神科医療等に関する適切な指導、助言の重要性がうかがわれる。

第4節 保護観察終了時の状態に関する事例分析

保護観察調査対象者について、類型別に、問題性解決のための処遇の実情と保護観察終了時における問題性の解決の状況を見る。

1 殺人既遂

殺人既遂(4人)は、全て期間満了により保護観察が終了した。調査対象者4人は、いずれも相当期間少年院に入院して矯正教育を受け、積極的な引受意思をもった父母により、犯行時とは異なる住居の確保などの調整を経て、少年院を仮退院した。その後も、1人は、就労・就学に関する意欲を示すなどして期間満了まで順調に推移した。少年院において精

神科治療を受けた者3人のうち、2人は、医療措置の必要性を自覚し、入院又は通院治療により問題克服に努めたが、残り1人は、対人接触全般に消極的で、就労も長続きせず、引受人である父との関係も万全ではなく、徐々にひきこもり気味となったところ、保護観察官が父・少年と頻繁に面談し、医療機関への通院を確保した状態で保護観察期間満了となった。

2 嬰兒殺・保護責任者遺棄致死

嬰兒殺・保護責任者遺棄致死（4人）は、全て期間満了により保護観察が終了した。いずれも保護観察期間が6月未満と短く、良好措置が取られる余地はなかったといえる。調査対象者4人は、いずれも、少年院入院中、父母が積極的な引受意思を示したことなどを受け、家族への感情が好転した上で、仮退院となった。保護観察開始後は、3人については、引受人である父母の支援を得て、就労あるいは学業にまじめに取り組み、順調に保護観察が終了した。残る1人については、職場での対人関係をうまく保てず、就労状況が安定せず、夜遊び、外泊を繰り返し、指導等を受けたが、就労・生活態度の問題を解消しきれないまま保護観察終了となった。

3 殺人未遂・殺人予備

ア 憤まん・怨恨型

憤まん・怨恨を動機とした殺人未遂を犯し、少年院に送致された者（8人）で、期間満了者は5人、良好措置終了者は3人である。保護観察処分を受けた4人は、そのうち3人が良好措置で終了した。

少年院に送致された者のうち期間満了で終了した者（5人）を見ると、1人は、被害者が病死したこともあり、生活設計が具体化しないまま仮退院に至り、引受人である親族との親密な関係が築けず、就労状況も安定しなかった。2人は、被害者である父母が、精神障害等を抱えたり感情表現の不得手な少年の特性や心情の理解に努めたところ、保護観察の経過と共に生活意欲が向上し、いずれも学業主体の安定した生活を送った。他に病院入院のまま期間満了に至った者（1人）、保護観察の経過と共に家族との関係が悪化したが、就労は保たれて期間満了に至った者（1人）があった。少年院に送致された者で良好措置で終了した者（3人）を見ると、被害者が父母であった2人は、いずれも内心では父母に対する愛情を持っており、父母がそれまでの態度（過剰な期待又は感情的叱責）が少年に負荷を与えたことに気づき、少年への働きかけを行って関係修復を図ったところ、出院後は家族との生活を再開し（1人は、当初は被害者たる母と別居し、父との暮らしを始めながら、徐々に家族全員での生活に移行した。）、就学・就労を行って（1人は、学校生活不調により心情不安定となったが、保護司が少年・家族の悩みを受け止めて、学校関係の調整に関与した。）良好措置となった。兄を被害者とする者（1人）では、矯正教育を受け

て、兄とのささいな口論から安易に刃物を持ち出した自己の粗暴傾向を理解し、また、被害者から宥恕の手紙を受け取って、家族との関係改善を決意して出院し、その後、就労主体の安定した生活を送って、良好措置に至った。

保護観察処分を受けた者のうち2人は、暴力を振るう父親に対して犯行を行ったものであるが、事件後、父親が自己の暴力を反省し、態度を改めたことから、少年もそれを受け入れ、その後は父親と適切な距離を置いて接し、又は、就労・社会参加活動等により交流の場を広げて適切な問題解決を図れるようになり、良好措置で終了した。1人は、かねて確執のあった姉から暴力を受けて犯行に至ったものであるが、被害者からの宥恕が得られず、父母の援助を受けて自立援助ホームでの生活を開始し、最終的にアパートでの自立生活を営むに至り、良好措置に至った。

イ 現実逃避・現状打開型

現実逃避・現状打開を動機とした殺人未遂により少年院に送致された者（7人のうち6人が少年院仮退院者である。）のうち、期間満了者は3人であり、良好措置終了者は3人である。保護観察処分を受けた2人は、良好措置で終了した。

少年院に送致された者のうち1人は、精神障害等の診断がなされ、対人関係上の問題を抱えていたが、少年も引受人も医療・療育上の措置等の必要性の認識を深めず、他者との接触を忌避し、不就労のままの期間満了となった。2人は、いずれも、被害者の入院により他の親族が引受人となったが、少年が自己の問題点を認識し、被害者の看護や家計の負担等の役割を担い、おおむね安定した状況で期間満了となった。他方、良好措置終了者の1人は、精神障害等の疑いのある少年が厳格な父の指導から逃れるために犯行に及んだものであるが、父が熱心に医療情報を収集し、少年の問題の把握に努めて対応を改善し、少年も自分の問題を理解し、出院後は、医療的措置を受けつつ、家族の適切な対応を受けて心情が安定し、良好措置につながった。1人は、学校でいじめの被害に遭い、学校不適応の状態にあった少年が、高校入学から逃れるため同居の母を殺害しようとしたものであるが、事件を機に少年が冷静さを取り戻し、被害者である母が少年の心情安定に努め、出院後も人間関係に負荷が少ないと思われる進学先を選んで、良好措置に至った。他の1人は、感情的に不安定で依存的な母との二人暮らしで、心理的な負担を受けていた少女が、自己の低調な生活は別居中の父のせいであるとして、父を殺害しようとしたものであるが、出院後に、少女が、仕事を見つけて単身生活による自立を試み、母との物理的な距離を取ったところ、母との関係が好転して同居を再開するに至り、良好措置に至った。

保護観察処分を受けた少年2人のうち1人は、父からの自己及び友人に対する暴力・脅迫から逃れるために父を殺害するための準備をしたものであるが、少年の非行を契機に父が暴力犯罪により身柄拘束されることになり、父との関係を断つことができた。少年自身も非行を反省し、離別した母、雇用主、保護司等と相談をしながら就労主体の生活を続けて良好措置に至った。他の1人は、母から長期にわたり執拗な叱責や暴力を受けており、

その抑圧を逃れるために殺害しようとしたところ、事件後に、母が責任を感じて、過度な干渉を避けるよう態度を改めるとともに、少年も、その発達特性を踏まえた専門医療機関等を受診するなどした上、当初は、父のみと同居し、徐々に母との交流の機会を増やすことによって同居を再開し、家族関係も安定して落ち着いた生活を送るようになり、良好措置に至った。

ウ 自暴自棄・自殺企図型

自暴自棄・自殺企図を動機とした殺人未遂により少年院に送致された者（4人）のうち、期間満了者は3人であり、良好措置終了者は1人である。保護観察処分を受けた1人は、良好措置で終了した。

少年院に送致された者については、1人は居所を出奔し所在不明のまま期間満了となり、2人は、就学・就労状況が良く、おおむね問題のない状態で期間満了となった。他方、1人は、いじめ被害に遇いつつも父母にも知られまいと感情を表に出していなかったが、進学先の高校で過去のいじめ被害が知られているのではないかとといった不安感から厭世的になり、自殺の道連れに父母を殺害しようとしたものであるが、矯正教育により、感情表出、悩みの解決法を会得し、出院後は、積極的な引受意思を示した父母のもとで順調に生活を再開し、良好措置に至った。

保護観察処分となった者は、1人は、借金により困窮状況にあったことから、父の求めに応じて、高校を休学し稼働したものの、借金完済の目処が立たなかったことから、将来を悲観し、父と無理心中しようとしたものであるが、父からの謝罪を受けて、少年は父への信頼感と前向きさを取り戻し、その後は、地方自治体、教育委員会等が家族全体を支援したため、安定した生活を送ることができ、良好措置に至った。

エ その他型

その他の動機によるもの1人は、保護観察処分を受け、引受人である父母の勧めにより心情安定を図るためのカウンセリング受診を続け、対人接触場面で困難を抱えるものの、社会との接点を増やすような努力（通信制高校でのスクーリング参加等）をして、期間満了で保護観察を終了した。

4 放火

ア 憤まん・怨恨型

憤まん・怨恨を動機とした放火を行い、少年院に送致された者（7人）は、少年院出院時点において、就学・就労先、精神保健福祉機関に関する手立てがまとまっている者が多かった。医療措置等の必要性が認められるものの、受診に至らず、他者との接触を拒み、生活全般が低調な者が1人あったが、その他の者は、おおむね問題のない状況であり、いずれも期間満了により終了した。

保護観察処分となった者（4人）のうち、1人は、保護者、学校及び保護司が連携して

徐々に通学状況を安定化させ、希望高校への進学を果たすことができ安定に向かい、2人は就労により安定し、良好措置で終了した。残る1人は、住込み就労が1年以上続いたものの、雇用主からの叱責を機に離職し、期間満了で終了した。

イ 現実逃避・現状打開型

現実逃避・現状打開を動機とした放火により少年院に送致された者（6人）は、4人が期間満了で、2人が良好措置で終了した。期間満了で終了した者のうち3人は、就学や就労により生活を立て直し、家族関係も好転し、おおむね良好な状態であったが、1人は、保護観察期間が2か月と短く、就労に至らなかった。良好措置で終了した者のうち1人は、学業上のストレスを抱え、教育熱心な母親の態度に対して蓄積した不満から、その気持ちを親に分からせるために自宅に放火したものであるが、家族が、その態度を反省するとともに、少年も非行の重大性を認識し、不満を溜め込みがちな性格を自覚して、進学先も負担感の少ない高校として、心情の安定を図り、良好措置で終了した。他の1人は、対人接触が苦手で、高校に適応できなかった少年が、母から登校を強いられたことから、家がなくなれば学校に行かなくてすむという現実逃避から自宅に放火したものであるが、母が少年の現状を理解し、学業を中断して母と同じ職場で働くこととしたことから、心情や家族関係の安定が見られ、良好措置に至った。

保護観察処分となった者（3人）のうち、1人は、兄の家庭内暴力及びそれに適切に対応しない父母への不満を背景として行ったものであり、当初は、父母が少年の心情を正しく理解できなかったが、保護司が丁寧に関わり、家族関係を調整したことなどから、少年の心情を理解するに至り、少年の自制心の強まりとともに徐々に安定して良好措置となった。1人は、同居する母と祖母のいさかいに嫌気が差し、学業上の負担感も手伝って放火したものであるが、母らが少年の心情を理解し、また、学業面の負担を軽減し、家庭及び学校で落ち着いた生活を送り、良好措置となった。他の1人は、経済的に困窮しながら過度に飲酒する父に対する不満を背景として放火したものであるが、父が飲酒量を減らして行動を改善したこと、少年も長期休暇時に父の勤務先でアルバイトをするなどして親子の交流を増やしたことなどから、父子関係が改善し、良好措置に至った。

ウ 自暴自棄・自殺企図型

自暴自棄・自殺企図を動機とした放火により少年院に送致された者（4人のうち、3人が少年院仮退院者である。）のうち、1人は、仮退院時に就労先が内定していたため、就労主体のおおむね安定した生活を送り、期間満了となった。1人は、就学を希望したのみで、特段の調整がないままに仮退院したが、アルバイトを転々とし、徐々に学業意欲も低下し、不就労状態で期間満了となった。残る1人は、精神障害等を有していたが、精神保健福祉機関等による生活支援体制を整えて仮退院し、その支援を受けながら、期間満了となった。

保護観察処分となった者（2人）のうち、1人は、身体障害及び精神疾患による医療措

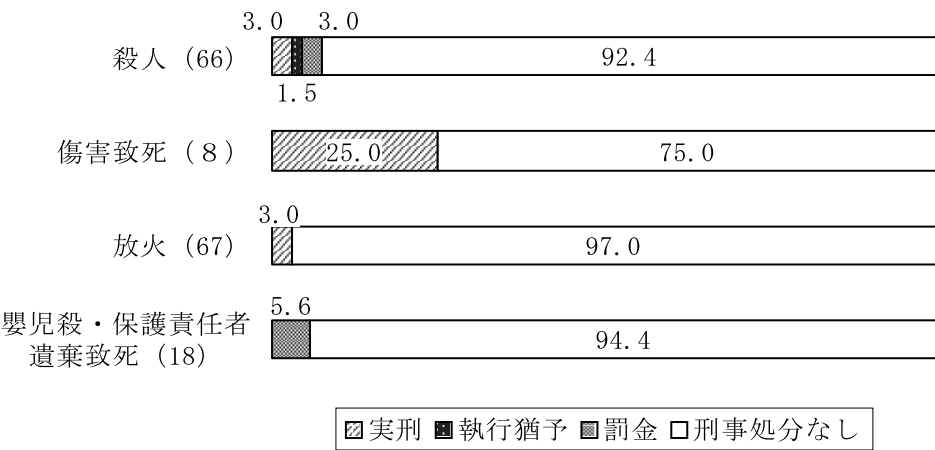
置等の必要性を認識しており、問題行動も見られたが、引受人、保護観察所、医療機関等が連携して生活を支援し、期間満了となった。他の1人は、母の虐待を受けながら、就労して母の生活を支えていが、母の過依存に疲れて厭世的に放火したものであるが、保護観察開始後、住込み就労し、母と適切な距離を取ったことから安定に向かい、良好措置で終了した。

第4章 家庭内の重大犯罪をした少年の刑事処分状況

調査対象者（159人）が、本件非行後、平成23年2月14日¹までに受けた刑事処分の状況は、4-4-1図のとおりである。調査対象者のうち、刑事処分を受けていた者は10人（6.3%）であり、非行名別に見ると、殺人では、執行猶予の付かない懲役刑（以下「実刑」という。）が2人（放火、窃盗）、執行猶予1人（暴力行為等処罰法違反）、罰金2人（傷害、銃刀法違反）であり、傷害致死では実刑が2人（傷害、窃盗）、放火では実刑2人（強盗、窃盗）、嬰兒殺・保護責任者遺棄致死では罰金1人（業務上過失致傷）であった。

なお、平成23年版犯罪白書において、重大非行（殺人、強盗、傷害致死、放火）により少年院送致となり、18歳又は19歳で出院した少年が25歳に至るまでの刑事処分状況を調査したところ、刑事処分を受けていた者の比率は28.7%であった²。今回の調査対象者には強盗を犯した者が含まれておらず、追跡期間や出院時年齢も異なることから単純に比較することはできないが、家庭内の重大犯罪を犯した少年が刑事処分を受ける比率は、一般の重大事犯少年に比べて低いと考えられる。

4-4-1図 刑事処分状況（非行名別）



注 1 複数の刑事処分を受けている場合、刑は、平成23年2月14日までに確定した刑事処分のうち、最も重いものに計上している。
2 （ ）内は、実人員である。

1 調査対象者の犯行時年齢は、11歳から19歳まで幅広く（4-2-1-2図参照）、平成23年2月14日現在で保護処分係属中の者もいた。ただし、同日現在の調査対象者の最低年齢は17歳であり、全員が刑事責任年齢に達していた。
2 平成23年版犯罪白書7-3-3-2-1表参照

第5章 小 括

第1節 重大事犯の類型別分析

今回調査対象となった家庭内の重大犯罪をした少年は、全体として、保護処分歴を有する者が少なく、不良者への親和性も低いなど、非行性が進んでいないものが多い。非行名別の特徴を見ると、殺人では、一時的な激情により犯行に及んだ者もいるが、大半は、実父母との離別・死別等の不安定な家庭環境や本人の学校でのいじめ被害・孤立経験等を背景に、家族や友人に対する不信感を強め、加害対象者の問題行動等を受けて、憤まん・怨恨を募らせたり、殺害するよりほかにこの状況を打開する手段はないと思い込むなどして犯行に至っている。傷害致死では、調査対象者のいじめ被害等は少なく、加害対象者の問題行動等に暴力で対抗する中で死に至らしめた犯行が多い。放火では、加害対象者の側に問題行動等のある者の比率が殺人に比べて低く、動機が現実逃避や自暴自棄である場合は特にその傾向が強い。一方で、家庭内の問題は殺人と同程度に存在し、学業不振や学校でのいじめ被害・孤立等の経験者の比率は、殺人と同程度かそれ以上に高く、自己評価の低さや家族・友人とのつながりの乏しさから抑うつ傾向を強め、発散的に犯行に至っている者が多い。嬰兒殺・保護責任者遺棄致死では、家庭内の問題や学業不振、いじめ被害等の経験を有している者が、自信が持てない中で家庭や学校の外に居場所を求めるうちに、不純異性交遊の末妊娠に至り、問題解決能力の乏しさ等から適切な対応策を講じることなく出産の日を迎え、処置・養育に困って嬰兒を死に至らしめている場合が多い。

なお、いずれの非行名にも共通している問題としては、悩みを相談できる相手が少ないことが挙げられ、孤立し追い詰められた状態で、犯行に及んでいる状況がうかがえる。

第2節 家庭内の重大犯罪をした少年の処遇

家庭内の重大事犯を犯し、少年院に送致された少年の処遇においては、非行の重大性の認識、被害者に対する謝罪、自己の問題性の自覚などの重大事犯一般に見られるもののほか、家族関係の改善、協調性・共感性又は自信の醸成、感情統制、感情伝達能力の育成、性に対する理解などが教育目標とされる点が特徴的である。また、特殊教育課程、医療措置課程に区分される者の比率が少年院入院少年一般よりも高く、精神障害等により社会的不適応等の問題がある者が多く、その点に関する指導も行われている。

保護観察対象となった少年では、非行少年一般と同様に就学・就労に関する指導を中心としつつ、家庭内重大事犯少年に特徴的なものとして、家族関係、精神科治療等に関する指導が多く行われている。保護観察開始当初は、大多数が遵守事項を守って問題のない生活を送り、約37%が良好措置により保護観察を終了した。他方、保護処分取消しが1人であり、期間満了により終了した者のうち4分の1に遵守事項の違反が見られた。

家庭内の重大事犯に及ぶ少年の多くは、家庭内に問題を有しており、父母らを加害対象として選定しているが、他方で、父母は愛情欲求充足の対象であって、保護・監護者であるから、適切な家族関係の再構築を行うことは重要である。調査対象者の多くは、引受人に被害者である父母を希望し、多数の父母が引受意思を表し、少年院での面会を行った。矯正教育等を受け、少年も、家族関係を見つめ直し、ストレス発散、感情表現能力等を高める一方で、父母等も、非行後は、刑事司法機関、医療機関等の助言に耳を傾け、家族の問題点を認識するようになることが多く、少年院出院後は、少年と父母らとの家族関係の再構築を図ることができた場合が多い。処遇機関には、適切な知識や情報を家族に提供し、関係回復を支援する役割も求められよう。しかし、被害者となった父母などの中には、少年との関わりを忌避する者もあり、非行時の同居親族以外の者が引受人となる少年もいた。これらの者では、その後も家族関係は不和である者が多く、引受け時まで、少年と保護者等との関係の調整を図ることが重要である。

家庭内の重大事犯少年は、そもそも非行性、不良親和性は小さいことから、資質に合った就学あるいは就労先を確保し、その維持を図ることにより、心情及び生活の安定が期待できると考えられる。調査対象となった少年の就学・就労状況について見ると、保護観察終了時に無職であった者は9人であり、少年鑑別所在所中又は少年院入院中に、進路に関する具体的調整がなされた者において、有職又は学生の者の比率が高い。社会内に復帰する以前において、具体的な進路について家族間で話し合い、準備を進めることが重要である。

調査対象の少年のうち、約3割の19人に、その処遇過程において精神科治療等の必要性が認められたが、そのうち非行以前から継続的に治療を受けていたと認められる者は6人に過ぎなかった。これらの者は、適切な医療的、療育的措置により、心情や生活状況の安定性の向上が期待できることから、関係機関の連携による適切な医療的措置、福祉的支援の充実と、できる限り早期の段階で治療の必要のある者を発見し、適切な措置・支援を行うよう態勢を整えることが必要であろう。

第 5 編

結 語

1 家庭内の重大犯罪の特徴

家庭内の重大犯罪の特徴の一つは、被害者が非親族である犯罪と異なり、本件以前から加害者と被害者とが日常的に密接な関係にあったという点にある。ただし、このことは、その相互関係が対等で親密な関係であることを意味するわけではなく、日常的に夫がDVを重ねている家庭のように、支配・被支配といった非対称な関係に陥ってしまっている場合もあれば、情緒的な交流も言葉による相互理解も十分でない親子関係のように、コミュニケーション不全ともいえるべき状態が続いてしまっている場合もあり、そうした相互関係の歪みは、物理的にも心理的にも距離が近い関係ほど問題を深刻化させやすく、それが直接的あるいは間接的に犯罪を促進する要因にもなると考えられる。

また、家族という最小の共同体は、近隣や地域社会とのつながりが薄れるほど、閉塞感を強め、いわば運命共同体のごとき様相を呈してくるが、構成員数の縮小傾向なども反映して、家族内部における問題解決能力はますます低下してきており、経済的な問題にしろ、子の養育・教育問題にしろ、男女間の愛情問題にしろ、いったん問題が顕在化すると、それに対して共同で対処していくことが難しく、外部の第三者の介入もないことなどから、個々人が孤立無援の状態で悩みを抱え込み、打開の道が見えないまま自暴自棄的な心理状態に陥るなどして、最も身近な構成員を巻き添えにする形で犯罪が起きる場合もある。

2 家庭内の重大犯罪の防止

「法は家庭に入らず」というローマ法以来の考え方は、我が国においても、民法の協議離婚制度や刑法の親族間の特例等に具体化されているが、その一方で、近年、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）及び「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）が制定されるなど、この法格言を超えて積極的に法が家庭内の問題に関与する例が増えてきている。

従来、家庭という私的領域に謙抑的に対応してきた国や地方自治体が、家庭内の問題に対しても積極的に介入する方向へと方針を転換した背景には、そのまま放置したならば家族構成員の身体ばかりか生命までが危機的状況に陥りかねない事態が拡大してきたためと思われる。配偶者や子による家庭内暴力にしても、児童や高齢者等に対する虐待にしても、そうした暴力に基づく支配・被支配関係のような非対称な関係性がいったん生じると、第三者の介入がない限り、どこまでも歯止めなくエスカレートしてしまう場合が多い。

そうした状況を未然に防止するためには、閉鎖的になりがちな家族という共同体を少しでも外部へと開いていくことが重要になる。家庭内の重大犯罪が引き起こされるに当たっては、それ以前に家庭内で何らかの問題が発生しており、その問題が深刻化して、構成員の一部が家族を対象とする重大犯罪を引き起こす場合が多い。したがって、家庭内の重大犯罪を防止するためには、事前に家庭内で生じている問題を解決することが重要であると

考えられる。しかるに、そのような問題が解決されずに、外部からの支援、介入もなく、深刻化していく理由としては次のようなことが考えられる。

第一は、当該問題を問題として認識していない場合である。たとえば、配偶者暴力については、第3編で指摘したように昭和期においてはさほど問題視されていなかった実態があり、ある程度まで容認されるべきものという社会認識があったと思われる。そして、現在においては、それは誤りであって、配偶者暴力についての否定的評価は広まっているが、なお、その点についての誤認識が残っており、そのような場合に配偶者暴力が残存し、重大犯罪につながる事となる。これは、高齢者虐待、児童虐待の事案についても同様であろう。また、少年による家庭内の重大犯罪では、少年の対処能力を超えた親の期待や要求が少年に負荷を与え、少年の重大犯罪につながることもあるが、親は自分の言動の不適切さを認識していないことがほとんどである。そのため、事件を契機として親がその問題性を理解し、言動・態度等を改めることで、問題が解消される場合があるといえる。

これを解決するためには、一つには啓発活動により、当該行為・事態が問題であることを広く国民に理解させることが重要である。すでに配偶者暴力、高齢者虐待、児童虐待については、種別による濃淡はあるが、そのような試み、施策は、公的にも行われ、また民間による活動も広く行われている。しかし、今なお、そのような理解が十分に広まっているとは言い難いことから、地道な啓発活動を続けることが重要であろう。他方、親の養育態度等については、啓発活動もさることながら、その問題性の有無は、各家庭、少年ごとに異なる性質のものであるから、評価・判断が難しいといえる。したがって、そのような点に関する相談先を設置・拡充することが重要であろう。各種の青少年・育児等に関する相談先のほか、家庭裁判所や少年鑑別所等の専門機関の活用も考えられる。

第二は、家庭内の問題を外部に知られることを忌避する態度である。家庭内の問題は、すぐれて私的なものであり、プライバシーの観念、恥の思想等もあり、外部に知られるのを嫌う風潮は強い。このような風潮への対処としては、家庭を開き、そのような問題を外部に相談することが当然のことであるという社会的認識を広めるための啓発活動が考えられる。

また、自主的な家庭内構成員による申し出だけでなく、外部から問題性を把握することも重要である。そのためには、第三者による発見と通報を容易にするシステム作りが必要であろう。児童虐待の防止等に関する法律等に見られるような第三者の通報義務等の法制度にとどまらず、それを実効あるものにするためには、地域社会のつながりなどが必要である。そして、現在、その地域社会のつながりが弱まっていることを踏まえると、学校、医療機関、民間団体などの連携と情報の共有がそれを補完するものとして重要な意味を持つというべきであろう。

第三は、当該家庭に対する支援が、何らかの理由から不十分であり、実効的ではなかったということである。国や地方自治体による様々な公的支援や介入の枠組みはあるが、そ

のような枠組みを設けるだけでは不十分であり、必要な対象に実際に支援が届かなければならない。誰にどのような支援がなされるのかを知り、自らに支援がなされ得ることを理解していなければ、支援を求めることすら考え付かないであろうし、本研究においても事件後には容易に支援がなされるのに、その支援がなかったために家庭内の重大犯罪が生じた例が散見された。これを解決するためには、支援に関するワンストップサービスの窓口を設けることのほか、各種の相談先を含め、いかなる支援があるのかをリスト化したものを作成・配布することなどが考えられ、これらの方策によって各種支援の活用を促進すべきであろう。

また、国や地方自治体によるフォーマルな支援以上に必要なことは、近隣や地域社会におけるインフォーマルな相互扶助機能の回復ではないかと思われる。本件以前に家族が公的機関によるフォーマルな支援を求めている事案は相当数認められるが、近隣や地域社会とのインフォーマルな関係が希薄であるために、そうした公的支援が有効に機能していなかったと推測される事案が散見された。家族の孤立を防ぎ、家庭内で生じる問題を深刻化させないためにも、外部からフォーマル・インフォーマルの両面において支えていく態勢作りが必要であると考えられる。

3 家庭内の重大犯罪をした者に対する処遇

家庭内の重大犯罪をした者は、成人にせよ少年にせよ、前科又は保護処分歴が多い者は少なく、それ以外の重大犯罪をした者に比べると、犯罪性、非行性が進んだ者は少ない。そして、何よりも被害者が家族であり、少なくとも密接な関係のあった者であるから、そのような相手に対して重大犯罪を行ったことで、深く犯行を悔いる例も多い。そのような反省・悔悟自体は望ましいものであるが、事例によっては、過剰な自責の念に駆られ、自殺念慮等の問題が生じることもある。このような者に対して、自らの犯した罪に向き合わせ、被害者や遺族である他の家族の心情等を認識させるような指導を行う場合は、本人の内面の状況に応じた柔軟な指導を行うことが必要である。他方で、虐待を行うなどの問題が被害者の側にあったために重大犯罪が行われた場合、犯罪を犯した者が事件後も経緯・原因に関する自らの思いを消化しきれないことがある。このような場合、その被害者の問題を踏まえ、その事案の特性に応じた指導を行わなければ、自己の問題性を認識させたり、被害者等に誠実に対応する構えを築かせたりすることは困難であることに留意すべきであろう。

家庭内の重大犯罪を行った者の処遇に当たっては、家族関係の再構築を図ることが重要である。加害者・被害者が家族関係にある以上、両者を含む家族の関係は、いかなる方向かは別として事件による影響を免れない。特に本人に問題行動があつて重大犯罪に至った場合等に顕著であるが、事件により本人と他の家族との関係が悪化する場合がある。その場合、本人の問題性の解消を図りつつ、他の家族の理解を得る努力が不可欠であるが、最

終的には家族との関係を解消せざるを得ない場合も見られる。これは、社会復帰のための生活基盤の確保が困難となることを意味しており、家族、親族の細やかな心情把握に努めながら処遇を行い、社会復帰のための計画を策定することが重要である。他方、被害者に問題行動があったために事件が引き起こされたような事例では、被害者自身の反省、又は被害者以外の家族からの同情心等により、加害者と他の家族との関係は良好なものとなりやすく、それにより本人の更生も促進される傾向にあるといえる。また、特に少年の場合は、なお家族のもとで保護を受けながら成長を遂げる過程にあるため、家族の再生が重要な意味を持っている。多くの場合で家族にある何らかの問題点が家族の閉鎖性の中で深刻化し、事件に至っているが、事件を契機として、その調査、審判等の形で第三者の介入が始まり、いわば強制的に「家族を開」いた結果となっている。そのためか、事件をきっかけに問題性の改善が進むということも多い。この場合、少年院、保護観察所等の役割は重要であり、少年側と家族側双方に対する問題性解消のための指導とともに、その相談を受けることによって両者の調整を図ることも有益である。

家庭内の重大犯罪を行った者には、精神障害等の問題を抱えていることが比較的多い。さらに、事件以前にはその問題性を本人又は周囲が理解していない場合が相当数あることが、問題をより深刻なものとしている。このような問題のある者は、適切な医療措置、福祉的支援又は療育的関わりを受けて、体調の管理、社会適応状況の改善を図ることが可能となる。したがって、これらの者に対しては、医療的措置や社会適応上の支援等を受ける必要性を理解させ、その処遇中はもちろん、その後も持続的に治療等を受けさせることができるよう、体制を整えることが重要であり、特に少年の場合は、少年のみならずその保護者にも上記の必要性を理解させることが重要である。

そのほか、家庭内の重大犯罪を行った者の家族には、疾病・障害その他の理由による経済的困窮という問題等も散見され、当該家族の再生、当該事犯者の社会復帰に当たっては、福祉上の支援が必要な場合があり、生活環境の調整に当たって手当てが必要である。

参考・引用文献一覧

- 青木利樹，飯野治彦，上馬場靖，星野明彦，福永有紀，木村純一，『重大少年事件の調査と処遇』，裁判所職員総合研修所，「家裁調査官研究紀要 第10号」，2009年
- 市川弘正，『家族の言語学』，岩波書店，「シリーズ変貌する家族3 システムとしての家族」，1991年
- 岩井宜子，渡邊一弘，『女性による殺人罪の量刑の変化』，専修大学法学会，「専修法学論集 102号」，2008年
- 岩上真珠，『高齢社会を生きる技法』，弘文堂，岩上真珠，鈴木岩弓，森謙二，渡辺秀樹，「いま，この日本の家族 絆のゆくえ」，2010年
- 上野千鶴子，「近代家族の成立と終焉」，岩波書店，1994年
- 落合恵美子，「近代家族の曲がり角」，角川書店，2000年
- 金井淑子，「依存と自立の倫理」，ナカニシヤ出版，2011年
- 警察庁生活安全局少年課，科学警察研究所防犯少年部，「最近の少年による特異・凶悪事件の前兆等に関する緊急調査報告書」，2000年
- 近藤日出夫，『男子少年による殺人』，現代人文社，「犯罪社会学研究 第34号」，2009年
- 近藤日出夫，『嬰兒殺の動向と背景を考える』，洋泉社，浜井浩一，「家庭内殺人」，2009年
- 裁判所職員総合研修所，「重大触法事件の実証的研究」，2006年
- 司法協会，「重大少年事件の実証的研究」，2001年
- 藤川洋子，「非行と広汎性発達障害」，日本評論社，2010年
- 法務総合研究所，「平成22年版犯罪白書」，2010年
- 法務総合研究所，「平成23年版犯罪白書」，2011年
- 法務総合研究所，「研究部報告31 重大事犯少年の実態と処遇」，2006年
- 法務総合研究所，「研究部報告35 重大事犯少年の実態と処遇（第2報告）」，2007年
- 松本良枝，『女性犯罪の原因』・『心理学的アプローチ』，立花書房，中谷瑾子，「女性犯罪」，1987年
- 森岡清美，「現代家族変動論」，ミネルヴァ書房，1993年
- 山田昌弘，「迷走する家族」，有斐閣，2005年
- 湯沢雍彦，宮本みち子，「新版 データで読む家族問題」，日本放送出版協会，2008年
- Statistics Canada，“Family Violence in Canada: A Statistical Profile” ，2009
- Statistics Canada，“Family Violence in Canada: A Statistical Profile” ，2011
- U.S. Department of Justice，“Homicide trends in the United States” ,2007
- U.S. Department of Justice，“Crime in the United States” ,2010
- U.S. Department of Justice，“Bulletin Criminal Victimization” ,2010

平成 24 年 3 月 印 刷

平成 24 年 3 月 発 行

東京都千代田区霞が関 1－1－1

編集兼 法 務 総 合 研 究 所
発行人

印刷所 株式会社アライ印刷
